JAEA-Review
2010-062

保安管理業務報告

ー平成21年度ー

Annual Report on the Activities in Safety Administration Department
ーReport of the Fiscal Year 2009 ー

林　直美
Naomi HAYASHI

東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所
保安管理部

Safety Administration Department
Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories
Tokai Research and Development Center

January 2011
Japan Atomic Energy Agency
日本原子力研究開発機構

JAEA-Review

本レポートは独立行政法人日本原子力研究開発機構が不定期に発行する成果報告書です。
本レポートの入手並びに著作権利用に関するお問い合わせは、下記あてにお問い合わせ下さい。
なお、本レポートの全文は日本原子力研究開発機構ホームページ（http://www.jaea.go.jp）
より発信されています。

独立行政法人日本原子力研究開発機構　研究技術情報部　研究技術情報課
〒319-1195　茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地 4
電話 029-282-6387, Fax 029-282-5920, E-mail:ird-support@jaea.go.jp

This report is issued irregularly by Japan Atomic Energy Agency
Inquiries about availability and/or copyright of this report should be addressed to
Intellectual Resources Section, Intellectual Resources Department,
Japan Atomic Energy Agency
2-4 Shirakata Shirane, Tokai-mura, Naka-gun, Ibaraki-ken 319-1195 Japan
Tel +81-29-282-6387, Fax +81-29-282-5920, E-mail:ird-support@jaea.go.jp

© Japan Atomic Energy Agency, 2011

JAEA-Review 2010-062

保安管理業務報告
－平成21年度－

日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所　保安管理部
林　直美

（2010年10月29日受理）

保安管理部は、労働安全衛生関連業務、危機管理業務、警備・入構管理業務、研究所に係る核物質防護及び品質保証業務等、多岐にわたる業務を所掌している。
本報告は、核燃料サイクル工学研究所保安管理部における平成21年度（平成21年4月～平成22年3月）の業務実績をとりまとめたものである。

核燃料サイクル工学研究所：〒319-1194　茨城県那珂郡東海村村松4-33

JAEA-Review 2010-062

Annual Report on the Activities in Safety Administration Department
-Report of the Fiscal Year 2009-

Naomi HAYASHI

Safety Administration Department
Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories
Tokai Research and Development Center
Japan Atomic Energy Agency
Tokai-mura,Naka-gun,Ibaraki-ken

(Received October 29 , 2010)

The activities of Safety Administration Department covers many fields in Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories such as the management of the occupational safety and health, the crisis management, the security, and the management of a quality assurance.

This report is the summary of the activities of Safety Administration Department since April, 2009 until March, 2010.

Keywords: Safety and Health, Crisis Management, Security, Quality Assurance

目　　次

1.　はじめに　…………………………………………………………1

2.　保安管理部トピックス　……………………………………………2
2.1　新型インフルエンザ対策に関する行動計画の策定について　………2
2.2　研究所における従業員の救護能力向上について　…………………4
2.3　緊急地震速報システムの導入について……………………………5
2.4　保安管理部事故対策手順の改定について…………………………6
2.5　原子力施設における法令等の遵守に係る活動、原子力施設における
安全文化の醸成に係る活動について　……………………………7

3.　安全衛生管理業務　………………………………………………10
3.1　安全施策・安全行事等　…………………………………………10
3.2　安全情報の共有　…………………………………………………24
3.3　各種協議会組織への支援活動等　………………………………27
3.4　事故・トラブル、良好事例等の水平展開…………………………32
3.5　その他　……………………………………………………………62

4.　危機管理業務　……………………………………………………64
4.1　危機管理業務状況　………………………………………………64
4.2　緊急時対応体制の整備　…………………………………………65
4.3　訓練　………………………………………………………………67
4.4　警備及び入構管理…………………………………………………71
4.5　その他………………………………………………………………74

5.　品質保証関連業務　………………………………………………78
5.1　品質保証活動業務　………………………………………………78
5.2　国際認証（OHSMS/EMS）活動業務　……………………………89
5.3　その他………………………………………………………………94

6.　各種委員会活動　…………………………………………………95
6.1　安全衛生委員会　…………………………………………………95
6.2　核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会　……………………107
6.3　品質保証委員会　…………………………………………………109
6.4　安全主任者会議　…………………………………………………112

6.5　衛生管理者会議 ･･･ 121
6.6　防火・防災対策委員会 ･･･ 130

7.　規程類の整備 ･･･ 131
7.1　使用施設保安規定 ･･･ 131
7.2　放射線障害予防規程 ･･･ 133
7.3　研究所規則類 ･･･ 134
7.4　共通安全作業基準 ・要領 ･･････････････････････････････････････ 138

8.　許認可申請 ･･･ 145
8.1　原子炉等規制法 ･･･ 145
8.2　放射線障害防止法 ･･･ 148
8.3　労働安全衛生法 ･･･ 150
8.4　消防法 ･･･ 153
8.5　高圧ガス保安法 ･･･ 157
8.6　環境法令 ･･･ 160

9.　保安検査、立入調査等 ･･･ 162
9.1　保安検査官対応 ･･･ 162
9.2　核燃料物質使用施設保安検査 ･･･････････････････････････････････ 175
9.3　労働安全衛生法関連設備の検査 ･････････････････････････････････ 177
9.4　消防法に基づく立入検査 ･･･････････････････････････････････････ 179
9.5　高圧ガス保安法関連の検査 ･････････････････････････････････････ 181
9.6　その他立入調査等 ･･･ 183

10.　外部機関との協力 ･･ 185
10.1　原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定） ･･･････････････････ 185
10.2　ニュークリアセイフティネットワーク（NSネット） ･･････････････ 189
10.3　防災関係機関との協力 ･･･････････････････････････････････････ 190
10.4　その他外部関係機関との協力 ･･････････････････････････････････ 191

11.　教育訓練・資格取得 ･･･ 192
11.1　試験・講習会 ･･･ 192
11.2　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、作業責任者等更新
　　教育及び保安管理部保安立会要領教育 ･･･････････････････････････ 194

12.　事故・トラブル等 ····· 196
12.1　法令報告事象 ····· 196
12.2　法令報告未満の事象等 ····· 198
12.3　負傷報告 ····· 200

13.　おわりに ····· 204

付録 ····· 205

CONTENTS

1. Introduction ····· 1

2. Safety Administration Department topics ····· 2
2.1 Decision of the action plan against influenza ····· 2
2.2 Relief ability improvement of the employee in Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories ····· 4
2.3 Introduction of the real-time earthquake information system ····· 5
2.4 Revision of the Safety Administration Department accident procedure ····· 6
2.5 Activity of legal compliance in nuclear installation and the activity of safety culture brewing in nuclear installation ····· 7

3. Safety and Health management ····· 10
3.1 Safety measure and safety events ····· 10
3.2 Sharing of safety information ····· 24
3.3 Support to conference organization ····· 27
3.4 Lessons Learned of accident and trouble case, etc. ····· 32
3.5 Others ····· 62

4. Emergency preparedness ····· 64
4.1 General condition ····· 64
4.2 Maintenance of system of emergency action ····· 65
4.3 Emergency action training ····· 67
4.4 Guard and entrance management ····· 71
4.5 Others ····· 74

5. Quality assurance ····· 78
5.1 Quality assurance activity ····· 78
5.2 International attestation(OHSMS/EMS)maintenance activity ····· 89
5.3 Others ····· 94

6. Various committee activities ····· 95
6.1 Safety and health committee ····· 95
6.2 Safety technical committee ·····107
6.3 Quality assurance committee ·····109
6.4 Safety Chief conference ·····112
6.5 Health Officer conference ·····121
6.6 Fire prevention and disaster prevention committee ·····130

7. Maintenance of rules ·····131
7.1 Operational safety Programs for nuclear facility ·····131
7.2 Radiation damage prevention rule ·····133
7.3 Office rules of
Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories ·····134
7.4 Common safety operational manual ·····138

8. Application of permission authorization ·····145
8.1 Act on the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear
Fuel Material and Reactors ·····145
8.2 Act on the Prevention of Radiation Hazard due to
Radioisotopes ·····148
8.3 Industrial Safety and Health Act ·····150
8.4 Act on the fire fighting disaster prevention ·····153
8.5 High Pressure Gas Safety Act ·····157
8.6 Law concerning environmental preservation ·····160

9. Inspection by control authority ·····162
9.1 Action for the Nuclear Safety Inspector ·····162
9.2 Inspection of nuclear safety management ·····175
9.3 Inspection of Industrial Safety and Health Act-related facilities 177
9.4 Inspection of Act on the fire fighting disaster prevention
facilities ·····179
9.5 Inspection of High Pressure Gas Safety Act-related facilities ·····181
9.6 Others ·····183

10. Cooperation with related organization ……185
10.1 Activity based on agreement of nuclear power office safety cooperation ……185
10.2 Activity based on the Nuclear Safety Network ……189
10.3 Cooperation activity to organization related to fire fighting ……190
10.4 Others ……191

11. Education and training and qualification acquisition ……192
11.1 Examination and course concerning safety ……192
11.2 Education for chief in Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories, education of safety manual in Safety Administration Division ……194

12. Accidents and troubles ……196
12.1 Laws and Ordinances Report ……196
12.2 Non-Laws and Ordinances Report ……198
12.3 Injury disaster report ……200

13. Conclusion ……204

Appendix ……205

1. はじめに

保安管理部の平成21年度における主な業務実績は、以下のとおりである。

安全対策課においては、安全衛生委員会等の各種委員会の事務局、労働安全衛生法や消防法等に基づく許認可等の定常業務、安全ニュース・安全衛生瓦版の発行及び「保安の広場」による保安情報の発信を継続して実施するとともに、原子力エネルギー安全月間（5 月）、全国安全週間準備期間・安全週間（6～7月）、危険物安全週間（6 月）、労働衛生週間準備期間・労働衛生週間（9～10月）、高圧ガス保安活動促進週間（10 月）、年末年始無災害運動（12 月～1 月）への取り組み及び茨城県による公害関係立入検査（8 月）、原子力安全協定に基づく茨城県平常時立入調査（2 月）に対応した。また、平成21年度安全衛生活動実績の総括を行うとともに、それを踏まえて平成 22 年度の安全衛生管理計画を策定した。

危機管理課においては、構内警備、入構管理、月例訓練等の定常業務のほかに、核燃料物質使用施設非常事態訓練（7 月）、茨城県主催通報連絡訓練（7月）、再処理施設非常事態訓練（3 月）への取り組みに対応した。

施設安全課においては、品質保証活動に係る業務及び OHSMS/EMS の維持活動に係る業務を継続して実施するとともに、核燃料物質使用施設・RI 施設に係る許認可等の申請手続き業務に対応した。また、これらの業務に伴って、品質保証委員会・同分科会及び研究所安全専門委員会の委員会事務局業務対応を行った。さらに、平成 21 年度から原子力施設における法令等の遵守に係る活動及び原子力施設における安全文化の醸成に係る活動に係る業務に対応した。

なお、核燃料サイクル工学研究所における平成22年3月31日現在の無災害連続日数は、609日（起算日：平成20年7月30日）となった。

2. 保安管理部トピックス

2.1　新型インフルエンザ対策に関する行動計画の策定について

当研究所における新型インフルエンザ対策に関する行動計画（以下「旧所行動計画」という。）は、平成 20 年 11 月の運営会議において、所長の指示により、管理部労務課と保安管理部で協力して策定することとした。旧所行動計画は、国のガイドラインや茨城県の行動計画等を参考に研究所の状況を踏まえて作成し、平成 21 年 2 月の運営会議に報告した。

その際、旧所行動計画は、所長の定める文書ではなく、緊急時に活用するマニュアル的な位置づけの文書として位置付けられた。

その後、本部において、旧所行動計画を参考にして新型インフルエンザ対策に関する行動計画（以下「機構行動計画」という。）を策定し、理事長の決裁を得て、平成 21 年 4 月 7 日付けで機構行動計画を制定した。なお、機構行動計画は、文書規程に基づく文書ではなく、単に理事長の定める文書とした。

機構行動計画の制定を受け、各拠点においても各拠点版行動計画を策定することとなり、当研究所においても、改めて新型インフルエンザ対策に関する行動計画（以下「所行動計画」という。）を制定することとした。

実際には、平成 21 年 2 月に定めた旧所行動計画について、機構行動計画の内容を踏まえた見直しを行い、所行動計画（案）を作成した。所行動計画（案）を平成 21 年 8 月 5 日の運営会議で報告し、以下の事項を反映するよう指示があった。

①実際の運用を考慮して遵守できる内容とすること。
②機構本部長（理事長）の指示がなくても現地本部長（所長）の責任で運用できるようにすること。
③事業継続計画は、現地本部長の判断で柔軟に運用できるようにすること。
④海外勤務者への対応についての責任部署を明確にすること。

上記の指示事項を反映して修正した所行動計画（案）を平成 21 年 9 月 1 日の運営会議で報告し、了承を得た。その後、所長決裁を得て、平成 21 年 9 月 14 日付けで所行動計画を制定した（付録－2(1)）。

研究所における新型インフルエンザ感染者及び濃厚接触者への対応については、機構行動計画に基づき、機構対策本部から具体的な対応策が示され、所行動計画を踏まえて運用している。

平成 21 年 9 月 14 日に機構対策本部より、機構行動計画の運用が示された（付録－2(2)）。これにより、機構内における感染者の自宅療養及び濃厚接触者の自宅

待機を出勤扱いとした。

その後、平成 21 年 11 月 5 日に機構対策本部事務局より、濃厚接触者の自宅待機期間については、4 日間とし、7 日目までは、適切な感染防止策を講ずるよう指示があった（付録－2(3)）。

さらに、平成 21 年 12 月 29 日以降は、濃厚接触者については、新型インフルエンザ（H1N1）の国内における感染状況、機構内濃厚接触者の感染状況、厚生労働省の見解、他機関の濃厚接触者の取扱いを勘案し、自宅待機期間を設定しないで感染者と接触があった日から 7 日目まで適切な感染防止策を講ずることで対応することとした。

当研究所においては、86 名（職員等 32 名、その他 54 名）の感染者が発生したものの、平成 22 年 2 月 16 日以降に感染者は発生していない（付録－2(4)）。

その後も、この運用は継続しているが、新型インフルエンザの発生状況、拡大状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うこととしている。

2.2　研究所における従業員の救護能力向上について

要救護者に対する応急処置技能について、緊急被ばく医療検討 WG の検討結果の報告（運営会議　平成 20 年 8 月 5 日）　において、原子力研修センターの救命講習講座の受講を年間教育計画に取り入れ、積極的な救命処置技能の維持・向上、現場で求められる応急処置内容の把握及び必要な教育訓練の実施に係る検討が提案された。

このため、研究所内の救護に係る現状調査と規則等を確認した結果、日赤救急員有資格者等の救護能力のある者が減少しており、また、救護教育訓練に関する安全衛生管理規則や共通安全作業要領に不整合がみられた。

これらのことから、研究所内の救護に関する教育の継続な実施や従業員に対する救護能力向上に資するため、安全衛生管理規則に救急処置教育に関する事項を追記するとともに、共通安全作業要領の保安教育・訓練カリキュラムについては、一定の救命処置技能の習得及び救急処置に関する知識のフォローアップを目的とする救急処置教育を追加した。また、労働安全衛生法に基づく教育と安全衛生管理規則に基づく教育訓練として見直しを行い、規則等との整合を図った。

なお、研究所における救護能力向上についての考え方及び現状調査の結果について、付録に示す（付録－2(5)、2(6)）。

また、救護能力向上に係る研究所内の取り組みについて、平成 22 年度安全衛生管理に関する実施計画に盛り込み、活動を展開することとした。

2.3　緊急地震速報システムの導入について

緊急地震速報システムは、平成 21 年 12 月 1 日から運用を開始した。緊急地震速報システムは、予め地震の到来を知らせ、従業員等の安全を確保することを目的として全社的に導入するもので、当研究所では平成 21 年 3 月から防災管理棟に装置端末を設置して試験運用（震度２以上で報知）を行ってきた。その結果、システムの特性上、震源地に近接した地震の場合、地震動体感と同時あるいは直後にシステムが作動するものの、概ね地震動到達数秒前にシステムが作動している。なお、震度設定値は震度４以上とした。

(1) 緊急地震速報の原理

① 地震波は、P 波（初期微動）と S 波（主要動）があり、最初に P 波が伝わり次に強い揺れの S 波が伝わる。

② 震源近くの地震計で P 波を観測すると気象庁でﾃﾞｰﾀ解析を行い、各地点の震度、到達時間を算出し、緊急地震速報として発表する。

③ 機構では、気象庁からの情報を原子力緊急時支援・研修センターで受信し、各拠点の緯度・経度情報を基に演算処理して、到達時間を各拠点へＬＡＮ回線を用いて発信する。

(2) 速報の発信

緊急地震速報は、当研究所において、震度４以上（設定は可変）の揺れが予想される場合に、放送設備を自動起動し、従業員等に知らせる。

(3) 緊急地震速報の特性等

震源地が近い場合は、速報が揺れに間に合わない場合があり、また、外的要因（事故・落雷等）によって誤報が放送される場合がある。また、震度、到達時間の予測数値に誤差が生じる場合がある。

(4) 研究所内への周知

本件については、運営会議等で紹介した他、安全ニュースで周知した。

2.4　保安管理部事故対策手順の改定について

平成 21 年度は、保安管理部事故対策手順について、事故対策規則等との整合を図るため、事故対応組織の見直しや居室移動に伴う配置変更等を含めた手順書全体の見直し・改訂を行い、11 月 30 日付けで施行した。

なお、事故対策手順は保安規定に基づく品質保証体系以外の文書として保安管理部の内規「保安管理部の内規の管理について」に従い、11 月 30 日付けで保安管理部内規として文書管理することとなった。

2.5 原子力施設における法令等の遵守に係る活動、原子力施設における安全文化の醸成に係る活動について

(1) 活動の導入経緯

経済産業省原子力安全・保安院において、平成 18 年に発覚した発電設備に係るデータ改ざんや必要な手続の不備等の事象を踏まえ、平成 19 年 8 月に「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正を行い、「関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。」及び「安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。」を保安規定に定めることを制度化した。また、平成 20 年 12 月に核燃料サイクル関連施設*の保安確保においても、上記内容の関係省令の改正を行い、平成 21 年 4 月 1 日から「原子力施設における法令等の遵守に係る活動」及び「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動」（以下「本活動」という。)を実施することを義務付けた。

この省令改正によって、経済産業省原子力安全･保安院所管施設である再処理施設は、保安規定に「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」及び「安全文化を醸成するための体制」を定め、これに基づき本活動を実施することとなった。

また、原子力機構としては、経済産業省原子力安全･保安院所管施設のみならず、自主保安活動として、文部科学省所管施設（保安規定適用施設）及びＲＩ施設（施設検査対象施設）を対象として本活動を実施することとした。

（＊核燃料サイクル関連施設とは、再処理事業、加工事業、使用済燃料の貯蔵の事業、第一種・第二種廃棄物埋設事業、廃棄物管理事業をいう。（経済産業省原子力安全・保安院所管施設））

(2) 規程類の改定・制定

本活動を展開するにあたり、再処理施設保安規定の改定を行うとともに、機構規程として「原子力施設における法令等の遵守活動規程」及び「原子力施設における安全文化の醸成活動規程」を制定した。また、安全統括部長通達として、それぞれ活動要領を制定し、これらの規程類に基づき理事長が定めた活動方針及び活動施策により本活動を実施することとした。

さらに、核燃料サイクル工学研究所においては、上記、規程類に基づく活動内容を踏まえ、核燃料サイクル工学研究所内の基本的事項（活動計画の策定、実施、評価及び継続的改善）を定めた「原子力施設における法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動規則」（所規則）を制定するとともに、これに基づく具体的な実施内容を定めた「原子力施設における法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動の管理要領書」（保安管理部長通達）を制定した。

(3) 活動方針の周知

理事長は、平成21年度の「原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針」及び「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針」を定め、平成21年4月1日に機構内に周知を図った。(付録－2(7)、2(8))

(4) 活動計画（目標）の設定

平成21年度の核燃料サイクル工学研究所の「原子力施設における法令等の遵守活動計画」及び「原子力施設における安全文化の醸成活動計画」は、理事長が定めた活動方針並びに安全統括部長が作成した「原子力施設における法令等の遵守に係る活動施策について（解説）」及び「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動施策について（解説）」に基づき作成し、運営会議（平成21年3月31日）で審議した後、所長の承認（平成21年4月1日）を得て、研究所内へ展開した。(付録－2(9)、2(10)、2(11)、2(12))

なお、上記活動計画については、所長より安全統括部長へ平成21年4月26日に報告した。

(5) 活動計画（目標）の達成状況の中間、暫定、最終報告

平成21年度の核燃料サイクル工学研究所の「原子力施設における法令等の遵守に係る活動計画」及び「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動計画」の達成状況について、各部･センターの達成状況を取りまとめ、中間報告（平成21年10月30日）、暫定報告（平成22年1月15日）、最終報告（平成22年5月14日）として、所長に報告した。(付録－2(13)、2(14)、2(15)、2(16)、2(17)、2(18))

なお、最終報告については、所長から安全統括部長へ平成22年5月14日に報告した。

(6) 定期報告(上期報告・下期報告)

平成21年度の原子力施設における法令等の遵守に係る定期報告は、安全統括部長の依頼に基づき、活動計画の達成状況(中間報告、最終報告)、不適合事象及び保安検査の指摘事項を取りまとめ、所長から安全統括部長へ報告(上期報告：平成21年10月26日、下期報告：平成22年5月14日）した。(付録－2(19)、2(20))

(7) 活動状況の評価

核燃料サイクル工学研究所の「原子力施設における法令等の遵守に係る活動計画」及び「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動計画」の評価については、安全統括部長の指示に基づき、平成21年度(第1四半期～第3四半期)における活動実績及び評価を取りまとめ、運営会議(平成22年1月

12 日)で審議した後、所長の承認を得て、安全統括部長に報告（平成 22 年 1 月 15 日）した。

なお、評価の取りまとめに際しては、各部・センター長が評価した結果を「法令等の遵守活動に係る評価報告書」及び「安全文化の醸成活動に係る評価報告書」に取りまとめるとともに、再処理施設については、経済産業省原子力安全・保安院が通知している「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドラインについて」を踏まえ、「保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価」に取りまとめた。（付録－2(21)、2(22)、2(23)）

3. 安全衛生管理業務

3.1 安全施策・安全行事等

平成 21 年度は、全国的に行われる安全衛生行事として以下のものがあり、これに伴い核燃料サイクル工学研究所では、これらの運動の趣旨に則って、各種行事の企画立案を行い、安全衛生委員会の承認を得て実施した。なお、危険物安全週間（6 月 7 日～13 日）については、昨年同様に全国安全週間・準備期間の行事に位置づけて取り組むこととした。

・原子力エネルギー安全月間（5 月 1 日～31 日）
・全国安全週間・準備期間（6 月 1 日～7 月 7 日）
・危険物安全週間（6 月 7 日～13 日）
・全国労働衛生週間・準備期間（9 月 1 日～10 月 7 日）
・高圧ガス保安活動促進週間（10 月 23 日～10 月 29 日）
・年末年始無災害運動（12 月 15 日～1 月 15 日）

(1) 原子力エネルギー安全月間（5 月 1 日～31 日）

経済産業省は 5 月を「原子力エネルギー安全月間」と定め、原子力事業者における安全文化の浸透･定着､原子力安全に対する意識の高揚を図るとともに、原子力安全の意識についての認識を国民規模で深めることを目的として、1 ヶ月間にわたり各種行事を展開しており、機構としても取り組むこととした。

この主旨を踏まえ、核燃料サイクル工学研究所においては原子力安全を中心とした取り組みを行うこととし、安全意識の醸成・高揚や自主保安活動の一層の推進等を目的に活動を展開した。各種行事の一覧を表 3-1-1 に示す。

各部･センターの協力を得て計画どおりに各種行事を実施することができた。

表 3-1-1　原子力エネルギー安全月間行事一覧（1/2）

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
1. 啓発活動	5月1日～31 日	・所長メッセージ放送（5/1） ・安全衛生瓦版の発行(5/1 第 56 号：行事紹介) ・ポスター、横断幕の掲示等

表 3-1-1　原子力エネルギー安全月間行事一覧（2/2）

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
2. 安全研修会	5 月 15 日	・内容：もんじゅにおける排気ダクト腐食孔確認に係る根本原因分析について ・説明者：安全統括部安全課植頭技術副主幹（根本原因分析チーム事務局） ・対象者：従業員 ・参加者：171 名
	5 月 28 日	・内容：茨城県原子力安全協定及び通報連絡要領の再周知 ・講師：地域交流課長、渉外チーム主査、安全対策課長 ・対象者：職員（管理職及び主査クラス） ・参加者： 64 名
3. 他事業所見学会	6 月 25 日	・場所：北越製紙㈱関東工場（勝田）バイオマス発電施設 ・対象者：現場責任者クラス
4. 原子力エネルギー安全実務功労者表彰及び安全取組事例発表会への参加	5 月 21 日	・当研究所から 1 名（プルトニウム燃料技術開発センター）受賞し、同事例発表会へ参加した。
5. 役員等による職場の安全パトロール	5 月 20 日	・岡田理事による職場の安全パトロール 巡視場所：再処理施設（分離精製工場中央制御室、焼却施設、プルトニウム転換技術開発施設） ・所幹部との安全に関する意見交換
	6 月 8 日	・所長による職場の安全パトロール 巡視場所：CPF（高レベル放射性物質研究施設）
6. 安全体感教育	5 月 25 日	・現場責任者クラスを対象に住金マネジメント株式会社鹿島教育事業部テクノプラザで実施されている安全体感教育に参加（24 名）
7. 各部・センター・部門毎の取り組み	5 月 1 日～31 日	・各部・センター・部門毎の自主活動として、安全の確保を最優先とする意識を向上させるための取り組み等を企画し実施

安全研修会(5 月 15 日) もんじゅにおける排気ダクト腐食孔確認に係る根本原因分析について

安全研修会(5 月 28 日) 茨城県原子力安全協定及び通報連絡要領の再周知

(2) 平成21年度全国安全週間・準備期間及び危険物安全週間

全国安全週間・準備期間（6月1日～7月7日）運動に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成21年度の全国安全週間は、「定着させよう「安全文化」つみ取ろう職場の危険の芽」をスローガンに展開された。

また、危険物安全週間（6月7日～6月13日、スローガン「安全は　意識と知識と　心掛け」が同時期に行われることから全国安全週間・準備期間行事に含めて展開した。危険物安全週間行事の一覧を表3-1-2に、安全週間に係る各種行事の一覧を表3-1-3に示す。

また、安全大会については安全衛生強化推進協議会と合同開催とし、再処理センター、プルセンター及びその他部門合同の3箇所で開催した。安全大会では、理事長訓示、所長・センター長訓示、安全表彰28件(安全功労賞3件、安全功績賞22件、安全奨励賞3件)、協議会会員の安全決意表明などが行われた。

表3-1-4(1)、(2)、(3)に安全表彰受賞者の一覧を示す。

各部・センターの協力を得て計画どおりに各種行事を実施することができた。

表3-1-2　危険物安全週間行事一覧

実施事項	期　間	実　施　内　容
1. 啓発活動	6月7日～13日	・安全衛生瓦版の発行(6/2第59号：行事紹介) ・ポスターの掲示
	6月18日	東海村危険物安全協会主催の講演会に参加 ・演題：「危険物の事故と規則」 ・講師：危機管理課　新　義孝　副主幹 ・参加者： 44名
2. 各課による第4類少量未満危険物保管箱及び少量危険物施設の点検	6月7日～30日	・各部・センターにおいて、第4類少量未満危険物保管箱及び少量危険物貯蔵取扱所について点検を実施

表 3-1-3　全国安全週間・準備期間行事一覧

実 施 事 項	期　間	実　施　内　容
1. 啓発活動	6 月 1 日 ～7 月 7 日	①安全衛生瓦版の発行(6/1 第 58 号) ②ポスター、のぼり、横断幕の掲示 ・正門、田向門、各部センター他 ④水戸地区産業安全大会への参加 6 月 4 日(木)に茨城県総合福祉会館で開催された標記大会に安全衛生推進員など 19 名が参加
2. 安全大会	7 月 1 日	各部センターごとに安推協と合同で開催 ①理事長メッセージ ②所長訓示、センター長訓示等 ③安全表彰 28 件(所長表彰：安全功労賞 3 件、センター長・部室長表彰：安全功績賞 22 件、安全奨励賞 3 件)
3. 安全体感教育	6 月 15 日	・現場責任者クラスを対象に住金マネジメント株式会社鹿島教育事業部テクノプラザで実施されている安全体感教育に参加（17 名）
4. 職場安全パトロール	7 月 8 日 ～10 日	・安衛委員会委員と安全衛生強化推進協議会員による合同パトロール（所内全域）
	6 月 29 日	・所長による職場巡視（原科研巡視員含む）及び安全懇談会 ・巡視場所：再処理センター
	7 月 1 日	原科研の所長安全衛生パトロールへパトロール員として参加（サイクル研から参加：2 名（施設安全課長代理、安全対策課主査)）
	6 月 1 日 ～7 月 7 日	期間中、各部センターにおいて安全衛生管理規則に基づく課長等安全衛生巡視を実施
5. 自主保安活動	6 月 1 日 ～7 月 7 日	① 部センター・各部門の安全衛生管理に関する実施計画等に基づく項目を選定し実施する。(一般安全に着目した項目を選定し実施する。) ② ヒヤリハット事例の募集キャンペーン（ヒヤリハット事例募集システムへの登録）（期間中：163 件）（5/1～7/7 では 213 件）

表 3-1-4(1)　サイクル研究所　安全功労賞(所長表彰)

所　属　部　署		受 賞 者	受　賞　件　名
保安管理部	安全対策課	吉田　美香	事故･トラブル及び負傷情報活用システムの構築
プルトニウム燃料技術開発センター	品質保証課	坂本　大介	
工務技術室	情報通信班	堀江　且家	
保安管理部	危機管理課	二川　眞一 蛭町　　秀 辻中　秀介	激甚災害時等における対応能力の向上
サイクル工学試験部		森田　眞一	核燃料サイクル技術開発施設における安全管理
環境技術管理部	環境保全課	佐藤　　正 会沢　　稔 田所　秀明 安　　尋献 小池　　悟 宮田　和宏 門馬　昌太郎 久米　恵太 鈴木　健雄 斉藤　秀樹	ウラン系廃棄物移動業務の安全な完遂
	廃止措置技術課	宇佐美　亮 小川　友宏 村上　堅耶	
	(敦賀廃止措置センター)	渡邊　純二	
再処理技術開発センター		舛井　仁一	再処理施設の安全安定運転と保安への貢献
プルトニウム燃料技術開発センター	技術部品質管理課	沼田　和明	もんじゅ、常陽、ふげん等各種燃料部材の検査及び安定供給への貢献
	環境プラント技術部環境技術課	深川　節男	長年にわたるプルトニウム燃料施設の安全運転及び廃棄物処理業務への貢献
	環境プラント技術部プラント保全課	中里　昌治	プルトニウム燃料施設建家、ユーティリティ設備等の保守管理業務を通しての施設安全への貢献

表 3-1-4(2)　サイクル研究所　安全功績賞（センター長・部室長表彰）(1/2)

所　属　部　署		受 賞 者	受　賞　件　名
保安管理部	施設安全課	澤田　英政	核燃料サイクル工学研究所における品質・労働安全・環境マネジメントシステムの推進への貢献
工務技術室	運転班	渡辺　秀雄	長年のユーティリティ設備の安全な運転管理業務
	運転班	高野　　徹 小林　周一	長年の所内受変電設備等の安全な運転管理業務
放射線管理部	環境監視課	根本　正史	長年にわたる陸上、海洋環境放射線監視業務における安全確保
	線量計測課	武石　光正	長年にわたる放射線管理用機器の保守点検業務に対する貢献
	放射線管理第１課	鈴木　一教 會澤　英人 金子　尚史	ウラン系廃棄物移動に係る放射線安全の確保
サイクル工学試験部	試験運転第１課	美野輪　厚	高レベル放射性物質研究施設運転管理業務の安全な遂行
	試験運転第２課	塩幡　博之	高速炉燃料再処理技術開発業務の安全な遂行
	試験運転第２課	B 棟グローブボックス解体チーム	グローブボックス解体撤去工事の安全な遂行
	試験運転第３課	根本　健志	高速炉燃料再処理機器開発業務の安全な遂行
環境技術管理部	環境保全課	加藤　輝夫	長年にわたるウラン系廃棄物処理施設の安全・安定運転への貢献
	処分技術課	久保田　満	表面分析機器の運転・保守における安全管理業務の遂行
	処理技術課	野中　一晴 小山　勇人 平野　則夫	Ｊ棟管理廃水設備の改善に伴う工事安全への貢献
	放射線管理部放射線管理第１課	飛田　伸寿 高橋　大道	

表 3-1-4(2)　サイクル研究所　安全功績賞(センター長･部室長表彰)(2/2)

所　属　部　署		受 賞 者	受　賞　件　名
再処理技術開発センター	技術開発部	猿田　哲也	長年のプルトニウム転換技術開発施設の電気計装設備の運転管理及び保守業務
	処理部化学処理第２課	鹿志村　卓男 他	分離精製工場　中央制御室照明カバーの耐震性の改善
	処理部化学処理第３課	師岡　日出夫	ウラン脱硝工程等の長年にわたる安全・安定運転への貢献
	施設管理部施設保全第２課	綿引　洋一	計装設備の点検・保守・補修業務による再処理施設の安全・安定運転への貢献
	再処理施設建設推進室	小泉　和彦	長年にわたる大型施設建設工事における安全活動への貢献
	環境保全部環境管理課	高田　裕士 熊代　悦男 午来　信雄 軍司　　淳 川上　好光 深澤　正晴	事故後のアスファルト固化処理施設の安全確保への貢献
再処理技術開発センター		照沼　哲男	再処理技術開発センターにおける安全主任者業務の誠実な実行
再処理技術開発センター		石井　博行	再処理技術開発センターにおける衛生管理者業務の誠実な実行
プルトニウム燃料技術開発センター	燃料技術部	川野　弘樹	ＭＯＸ燃料製造設備の解体撤去工事の長年にわたる安全管理等業務の遂行
	環境プラント技術部	三機工業(株)	長年にわたるＰＷＴＦ給排気設備の保守点検による施設の安全・安定運転への貢献

表 3-1-4(3)　サイクル研究所　安全奨励賞（センター長・部室長表彰）

所　属　部　署		受 賞 者	受　賞　件　名
保安管理部	安全対策課	小田木　啓二	労働安全衛生法等に基づく許認可申請等業務に係る円滑かつ着実な遂行
工務技術室	運転班	磯崎　克也	長年の蒸気供給設備の安全な運転管理業務
地層処分研究開発部門	研究開発推進室	笹島　秀吉	地層処分基盤研究施設における安全管理業務の円滑な推進

所長訓示（再処理センター）

安全功労賞表彰(再処理センター)

センター長訓示（プルセンター）

協議会会員による安全確保決意表明（プルセンター）

安全確保決意表明（2 センター以外の部署）

安全スローガン指差唱和(2 センター以外の部署)

平成 21 年度安全大会写真集（7 月 1 日）

安全体感教育（ワイヤーに挟まれ体感）（6 月 15 日）

安全体感教育（安全帯ぶら下り体感）（6 月 15 日）

(3) 平成 21 年度全国労働衛生週間（同準備期間）（9 月 1 日～10 月 7 日）

平成 21 年度全国労働衛生週間（同準備期間）に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成 21 年度の労働衛生週間は、「トップが決意　みんながつくる　心の健康･明るい職場」をスローガンに展開された。各種行事の一覧を表 3-1-5 に示す。

実施結果としては計画どおり実施でき、労働衛生意識の重要性や健康づくりについての認識を深め、労働衛生意識の向上を図ることができた。

表 3-1-5　全国労働衛生週間（準備期間）行事一覧（1/2）

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
1. 啓発活動	9 月 1 日 ～10 月 7 日	①安全衛生瓦版の発行(8/28 第 56 号:行事紹介)
		② 労働衛生週間準備期間所長メッセージ放送（9/1）
		③ 労働衛生週間理事長メッセージイントラ掲載(10/1)
		④横断幕、ポスター、のぼりの掲示等 ・正門、田向門、各部センター他
		⑤水戸地区全国労働衛生週間準備打合せ会への参加（9/8） 県民文化センターで開催された標記大会に衛生管理者、安全衛生推進員など 13 名が参加
		⑥茨城県産業安全衛生大会への参加（10/5） ホテルレイクビュー水戸で開催された標記大会に安全主任者、衛生管理者、安全衛生推進員など 12 名が参加

表 3-1-5　全国労働衛生週間（準備期間）行事一覧（2/2）

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
		⑦全国産業安全衛生大会への参加 埼玉県さいたま市で開催された標記大会に各部・センターからなど 9 名が参加
2. パトロール	9 月 28 日	所長パトロール ・放射線管理部を対象とした職場の衛生パトロールを実施
	10 月 22 日～23 日	管理者等による職場相互パトロール ・事務所則、有機則、特化則等の安衛法適合状況を確認することし、各部・センターを対象に相互パトロールを実施
3. 生活習慣の改善及び健康の保持・増進への取り組み	6 月 1 日～10 月 31 日	・第 4 回ウォーキングキャンペーンの実施 ・参加者：100 名
	10 月 13 日	セルフケアに関する教育 ・「宇宙と南極～極限のストレスにどう向き合うか～」 ・講師：宇宙航空研究開発機構（JAXA）筑波宇宙センター 健康増進室室長(産業医) 村井　正　氏 ・参加者数：156 名
	10 月 28 日～11 月 24 日	職場でも実践できる運動の推奨 ①「朝のラジオ体操」 ②「大腰筋トレーニング」 ③「正しい姿勢で健康な身体づくり」
	10 月 28 日～11 月 24 日	・血液サラサラ度画像チェックの実施 ・参加者数：432 名
4. 心の健康づくり	11 月 16 日	ラインケアに関する教育 ・テーマ：管理職のためのストレスマネジメントセミナー 「未熟な社員をこわさず育てるストレスマネジメント」 ・講　師：筑波大学大学院　人間総合科学研究科　講師（精神科医・産業医）笹原　信一朗　氏 ・参加者：80 名

(4) 平成21年度高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）

高圧ガス保安活動促進週間に合わせ、各種行事を実施した。平成21年度の高圧ガス保安活動促進週間は「全員の　意識で成り立つ　無災害」をキャッチコピーに展開された。高圧ガス保安活動促進週間中に開催した行事を表3-1-6に示す。

実施結果としては計画どおり実施でき、高圧ガス取扱者に対する教育及び施設の安全パトロールを行い、高圧ガスの安全な取扱いに対する認識、施設の安全確保及び自主保安の徹底を図ることができた。

表3-1-6　高圧ガス保安活動促進週間行事

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
1.啓発活動	10月23日～29日	・安全衛生瓦版の発行(10/14第68号：行事紹介) ・ポスターの掲示
2.保安教育	10月23日（一般）	・一般高圧ガス保安係員を対象に保安技術管理者による教育を実施した。 ・参加者：11名
	10月23日（冷凍）	・冷凍作業責任者、保安責任者を対象に冷凍保安主任者による教育を実施した。 ・参加者：20名
3.講習会	10月20日	・高圧ガスを取扱う従業員を対象に、研修会「高圧ガス容器の安全な取り扱い」（講師：㈱巴商会）を開催した。 ・参加者：32名
4.茨城県主催の講習会	11月27日	・茨城県による高圧ガス事業者の保安係員等を対象にした高圧ガス保安講習会に高圧ガス保安技術者等が参加した。 ・参加者：8名
5. 冷凍高圧ガス保安協会主催の講演会	10月29日	・茨城県冷凍設備保安協会主催による冷凍高圧ガス製造事業者を対象にした冷凍保安講習会に冷凍保安主任者等が参加した。 ・参加者：13名
6.パトロール	10月28日	・一般高圧ガス製造施設、第二種貯蔵所(計9 施設)を対象に保安技術管理者によるパトロールを実施した。

(5) 年末年始無災害運動（12 月 15 日～1 月 15 日）

年末年始無災害運動に合わせ、各種行事を企画し実施した。平成 21 年度の年末年始無災害運動は、「ゆるむ気持ちを引き締めて　年末年始も安全リレー」をスローガンに展開された。各種行事の一覧を表 3-1-7 に示す。

実施結果としては、本運動期間中にプルトニウム燃料第 3 開発室における発煙(12/23)や交通事故が発生しており、今後も、作業安全及び交通安全に継続して取り組む。

表 3-1-7　年末年始無災害運動行事一覧

実 施 事 項	期　間	実 施 内 容
1.啓発活動	12 月 15 日～ 1 月 15 日	・運動の開始にあたって所長メッセージの全館放送 ・安全衛生瓦版の発行(12/14 第 70 号：行事紹介) ・ポスター、のぼり、横断幕の掲示
2. 施設保安の確保		・年末休止時及び年始再起動時における施設・装置等の安全確保のための確認、凍結防止対策【重点項目】 ・年末年始休暇時の建家施錠管理の徹底 ・火災予防の徹底 ・防火管理（作業手順、作業環境）の点検 ・年末年始休暇時の緊急連絡体制の確認・周知
3. 年末年始パトロール	12 月 24 日	・ 所長パトロール（パトロール員に相互交流として原科研安全衛生関係者を含む）各部･センターで工事を実施している施設を対象としたパトロールを実施
	12 月 2 日～ 1 月 15 日	・各部・センター安全衛生強化推進協議会による、上記重点項目を中心にしたパトロールの実施
4.職場における安全衛生活動		・基本動作の着実な実施【重点項目】（５Ｓの実施、作業手順の遵守など） ・研究所内の大掃除の実施 ・飲みすぎ、睡眠不足等、生活リズムに関する健康維持への注意喚起
5.交通安全の取り組み		・飲酒運転(同乗者、酒・車の提供者含む)及び交通事故の撲滅【重点項目】
	12 月 9 日、 10 日	・交通立哨（交通安全委員会による活動）
	12 月 2 日	・交通安全キャンペーン行事(グッズ配布等)

3.2 安全情報の共有

(1) 安全ニュース等の発行

安全に関する情報の適時・的確な提供と共有化については、従来から「安全ニュース」、「安全衛生瓦版」の発行、中央労働災害防止協会発行の「安全衛生壁新聞」の配布等を行っている。

平成21年度の安全ニュースの発行実績を表3-2-1及び安全衛生瓦版の発行実績を表3-2-2に示す。

なお、安全ニュース・安全衛生瓦版については、核燃料サイクル工学研究所イントラネットの保安の広場や保安管理部ホームページに掲載しており、誰もがいつでも見られるようにしている。

また、本部及び拠点安全衛生管理担当課長並びに安全衛生強化推進協議会会員へも電子メールにより送信している。

表3-2-1　安全ニュースの発行

発　行　日	件　　名
平成21年4月7日	再処理施設海中放出管からの漏えいの可能性について
平成21年4月28日	新型インフルエンザに係る対応について
平成21年4月30日	新型インフルエンザに係る対応について(2)
平成21年5月28日	消防法改正に伴う「核燃料サイクル工学研究所消防計画」の改正
平成21年6月30日	分離精製工場における作業員の左手首負傷について
平成21年7月13日	Pu-3居室における電源ケーブルからの発煙
平成21年9月2日	第二PWSF空調用冷凍機からの冷媒の漏えいについて
平成21年9月3日	実規模開発試験室でのコードリールコンセント部の溶融
平成21年9月18日	応用試験棟における漏水について
平成21年10月5日	地層処分基盤研究施設における空気圧縮機（電源端子台）の焦げ跡について
平成21年11月4日	ブロアの点検作業中における負傷
平成21年12月11日	プルトニウム廃棄物貯蔵施設におけるリレー端子台の熱による変形について
平成21年12月24日	プルトニウム燃料第三開発室における発煙
平成22年1月25日	火災予防の徹底について
平成22年1月26日	プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷について
平成22年1月26日	海中作業中の潜水士の死亡について
平成22年3月29日	地層処分放射化学研究施設における火災

表 3-2-2　安全衛生瓦版の発行

発　行　日	件　　名
平成 21 年 4 月 21 日	汚染チェックを確実に!!
平成 21 年 5 月 1 日	原子力エネルギー安全月間の取り組みについて
平成 21 年 5 月 1 日	トラブル・負傷情報共有システム本格運用について、 労働災害発生状況について
平成 21 年 6 月 1 日	平成 21 年度全国安全週間(準備期間)行事について
平成 21 年 6 月 2 日	平成 21 年度危険物安全週間行事について
平成 21 年 6 月 10 日	火災予防対策は万全ですか!
平成 21 年 6 月 26 日	火災予防対策は万全ですか!(その 2)
平成 21 年 7 月 6 日	火災予防対策は万全ですか!(その 3)
平成 21 年 7 月 8 日	大規模地震等の発生に備えて防災対策を徹底しましょう
平成 21 年 7 月 9 日	熱中症について
平成 21 年 7 月 24 日	平成 21 年度電気使用安全月間運動の開始にあたって
平成 21 年 8 月 28 日	平成 21 年度全国労働衛生週間（準備期間）行事について
平成 21 年 10 月 13 日	コードリールの使用前点検を確実に！！
平成 21 年 10 月 14 日	平成 21 年度高圧ガス保安活動促進週間について
平成 21 年 12 月 2 日	ネジの締め付け確認を確実に！
平成 21 年 12 月 14 日	平成 21 年度年末年始無災害運動について
平成 22 年 1 月 20 日	高熱を発する白熱電球等の照明器具の取扱いに注意！
平成 22 年 2 月 25 日	平成 21 年度消防立入検査の結果について
平成 22 年 3 月 11 日	個人線量計着用の徹底

(2) 「保安の広場」の運用

「保安の広場」については、継続して保安関連の情報を掲載し保安に関する各種情報の発信に努めた。平成 21 年度における「保安の広場」を活用した情報共有内容を表 3-2-3 に示す。

表 3-2-3 「保安の広場」による情報共有

月	主な掲載情報	ｱｸｾｽ数
4 月	1. 最新ニュース（3 件） ・法令等の遵守及び安全文化の醸成活動規則 ・安全衛生管理基本方針関係 ・水平展開件数及び周知件数の変更 2. 安全ニュース（3 件）、安全衛生瓦版(1 件)	451
5 月	1. 最新ニュース（2 件） ・原子力エネルギー安全月間行事関係 ・全国安全月間行事関係 2. 安全ニュース(1 件)、安全衛生瓦版（2 件）	405
6 月	1.安全ニュース(1 件)、安全衛生瓦版(4 件)	454
7 月	1. 安全ニュース(1 件)、安全衛生瓦版（4 件）	456
8 月	1. 安全衛生瓦版（1 件）	244
9 月	1. 安全ニュース(3 件)	218
10 月	1.最新ニュース(1 件) ・全国産業安全衛生大会報告 2. 安全ニュース(1 件)、安全衛生瓦版（2 件）	226
11 月	1. 安全ニュース(1 件)	195
12 月	1. 最新ニュース（1 件） ・安全衛生管理実施計画に基づく活動 2. 安全ニュース(2 件)、安全衛生瓦版（2 件）	254
1 月	1. 安全ニュース(3 件)、安全衛生瓦版(1 件)	237
2 月	1. 最新ニュース（1 件） ・原子力安全協定に基づく平常時立入調査 2. 安全衛生瓦版（1 件）	334
3 月	1. 安全ニュース(1 件)、安全衛生瓦版（1 件）	253

3.3 各種協議会組織への支援活動等

(1)安全衛生強化推進協議会

平成 17 年 10 月 1 日付けで設置した安全衛生強化推進協議会の今年度の活動内容を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 安全衛生強化推進協議会の活動内容 (1/2)

開 催 日	議　　題
5 月 28 日 (第1四半期定例会)	① 協議会役員紹介 ② 平成 20 年度第 4 四半期安全衛生管理状況報告について ③ 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ④ 各部・センター協議会の活動状況について (平成 20 年度第 4 四半期) ⑤ 平成 21 年度年間主要事業計画について ⑥ 安全ニュース№015「手部からの汚染検出について」、「廃棄物処理場における作業員の左足首の捻挫」、「再処理施設海中放出管からの漏えいの可能性について」、「新型インフルエンザに係る対応について」、「新型インフルエンザに係る対応について(2)」、安全衛生瓦版「汚染チェックを確実に」、「平成 21 年度原子力エネルギー安全月間の取り組みについて」、「トラブル･負傷情報共有システムの本格運用について」の紹介 ⑦ 研究所における労働安全衛生及び環境に係る方針等の紹介
8 月 27 日 (第2四半期定例会)	① 平成 21 年度第 1 四半期安全衛生管理状況報告について ② 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ③ 各部・センター協議会の活動状況について(平成 21 年度第 1 四半期) ④ 安全ニュース№020「消防法改正に伴う『核燃料サイクル工学研究所消防計画』の改正について」、「分離精製工場における作業員の左手首負傷」、「プルトニウム燃料第 3 開発室居室における電源ケーブルからの発煙」、安全衛生瓦版「火災予防対策は万全ですか！」、「火災予防対策は万全ですか！ (その 2)」、「火災予防対策は万全ですか！ (その 3)」、「大規模地震等の発生に備えて防災対策を徹底しましょう」、「熱中症に注意！！」、「平成 21 年度電気使用安全月間運動の開始にあたって」の紹介 ⑤ 安全衛生委員会委員及び安全衛生強化推進協議会による合同パトロールの結果について紹介 ⑥ 安全衛生シート「足場等関係の労働安全衛生規則が改定」について紹介 ⑦ 産業医による講演「インフルエンザについて」

表 3-3-1　安全衛生強化推進協議会の活動内容（2/2）

開 催 日	議　　題
11 月 27 日 (第 3 四半期定例会)	① 役員紹介 ② 平成 21 年度第 2 四半期安全衛生管理状況報告について ③ 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ④ 各部・センター協議会の活動状況について（平成 21 年度第 2 四半期） ⑤ 安全ニュース「第二ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ廃棄物貯蔵施設空調用冷凍機からの冷媒の漏洩について」、「実規模開発試験室でのコードリールコンセント部の溶融」、「応用試験棟における漏水について」、「地層処分基盤研究施設における空気圧縮機(電源端子台)の焦げ跡について」、「ブロア点検作業中における負傷」安全衛生瓦版「コードリールの使用前点検を確実に！！」の紹介 ⑥ 片山理事発出文書「安全確保の徹底について」の紹介 ⑦ 新型インフルエンザニュース「濃厚接触者の自宅待機期間の変更について」の紹介 ⑧ 平成 21 年度年末年始無災害運動について
2 月 25 日 (第 4 四半期定例会)	① 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会監査について ② 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会総会の開催について ③ 平成 21 年度第 3 四半期安全衛生管理状況報告について ④ 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会活動状況について ⑤ 各部・センター協議会の活動状況について（平成 21 年度第 3 四半期） ⑥ 安全ニュース「プルトニウム廃棄物貯蔵施設におけるリレー端子台の熱による変形について」、「プルトニウム燃料第三開発室における発煙」、「火災予防の徹底について」、「プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷について」、「海中作業中の潜水士の死亡について」、安全衛生瓦版、「ネジの締め付け確認を確実に！」、「平成 21 年度年末年始無災害運動について」、「高熱を発する白熱電球等の照明器具の取扱いに注意！」の紹介
3 月 26 日 (総会)	① 平成 21 年度安全衛生強化推進協議会活動結果報告 ② 平成 21 年度監査結果報告 ③ 平成 22 年度安全衛生強化推進協議会活動計画 ④ 平成 22 年度役員の選出 ⑤ 安全衛生強化推進協議会会則の改正について ⑥ 平成 21 年度安全表彰者の紹介 ⑦ 平成 22 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画の紹介 ⑧ 平成 21 年度サイクル研従業員による交通事故分析結果の紹介 ⑨ 水戸労働基準監督署安全衛生課長による講演「機械設備の災害防止対策から」

会長（議長）：所長
副会長：副所長、副所長、副所長（再処理技術開発センター長）、副所長（プルトニウム燃料技術開発センター長）、原子力技術㈱、検査開発㈱
幹　事：保安管理部長、工務技術室長、放射線管理部長、サイクル工学試験部長、環境技術管理部長、管理部長、㈱神戸製鋼所、エィ・ティ・エス㈱、木村化工機㈱、常陽産業㈱、千代田メインテナンス㈱、日国サービス㈱、㈱ナスカ
専任安全衛生管理者
監査員：保安管理部施設安全課長、常陽産業㈱所長代理
事務局：安全対策課

(2) 安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会

平成 17 年 10 月に設立された安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会を定期的に開催し、安全に関する各種の情報提供等を実施した。

今年度における安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容を表 3-3-2 に示す。

表 3-3-2　安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容（1/3）

開 催 日	議　　題
4 月 15 日 （定例）	① 平成 21 年度保安管理部協議会会員紹介 ② 3 月期保安管理部協議会議事録確認 ③ 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ④ 平成 21 年度保安管理部協議会活動計画 ⑤ その他連絡事項 ・平成 21 年度 3 月の従業員による交通事故報告 ・平成 21 年度安全に関する理事長方針、所長方針 ・平成 20 年度保安管理部協議会活動報告 ・月間安全衛生シート ・平成 20 年度総会議事録
5 月 20 日 （定例）	① 会員紹介 ② 4 月期保安管理部協議会議事録確認 ③ 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ④ 会員企業各社の平成 20 年度安全衛生活動結果及び平成 21 年度活動計画の紹介 ⑤ 安全衛生トピックスの紹介（㈱ＮＥＳＩ） ⑥ その他連絡事項 ・平成 21 年度 4 月の交通事故報告、交通安全ニュース ・安全衛生シート ・新型インフルエンザに係る対応について（その 4） ・三菱原子燃料㈱における火災発生について
6 月 17 日 （定例）	① 5 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全ニュース、安全衛生瓦版、原科研安全情報の紹介 ④ 安全衛生トピックスの紹介(日国サービス㈱) ⑤ その他連絡事項 ・平成 21 年 5 月の交通事故報告 ・安全衛生シート ⑥ 保安管理部協議会パトロール
7 月 15 日 （定例）	① 6 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全衛生トピックスの紹介(常陽産業㈱) ④「B-5 高所作業安全要領」及び「Ⅳ．構内請負業者の安全確保に係る基準」の改定内容について紹介 ⑤ 6 月期保安管理部協議会パトロールの結果について ⑥ その他連絡事項 ・平成 20 年 6 月の交通事故報告、交通立哨指導について ・安全衛生瓦版の紹介 ・　安全衛生シートの紹介 ⑦ ビデオ「熱中症の予防と救急措置」を視聴

表 3-3-2　安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容（2/3）

開 催 日	議　　題
8 月 19 日 （定例）	① 7 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 平成 21 年度全国労働衛生週間(準備期間)について ④ 安全衛生トピックスの紹介(東陽電設㈲) ⑤ その他連絡事項 ・平成 21 年 7 月の交通事故報告、交通安全ニュース ・安全衛生シートの紹介 ⑥ ビデオ「40 歳を超えたら～加齢と安全～」を視聴
9 月 16 日 （定例）	① 8 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全衛生トピックスの紹介(㈱ナスカ) ④ その他連絡事項 ・平成 21 年 8 月の交通事故報告、交通立哨指導について ・安全衛生シートの紹介 ⑤ 保安管理部協議会パトロール
10 月 21 日 （定例）	① 会員紹介 ② 9 月期保安管理部協議会議事録確認 ③ 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ④ 安全衛生トピックスの紹介(㈱ペスコ) ⑤ 9 月期保安管理部協議会パトロールの結果について ⑥ その他連絡事項 ・平成 21 年 9 月の交通事故報告 ・月刊安全衛生シートの紹介
11 月 18 日 （定例）	① 10 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全衛生トピックスの紹介(㈱日京クリエイト) ④ その他連絡事項 ・平成 21 年 10 月の交通事故報告、構内の自転車通行ルールについて ・安全衛生シートの紹介 ⑤ ビデオ「筋肉疲労をふっとばそう！～明日への疲れを残さない～」を視聴
12 月 18 日 （定例）	① 11 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ その他連絡事項 ・平成 21 年 11 月の交通事故報告、年末の交通事故防止県民運動について ・安全衛生シートの紹介、心肺蘇生、ＡＥＤに関する話題の紹介 ④ 保安管理部協議会パトロール

表 3-3-2　安全衛生強化推進協議会保安管理部協議会の活動内容（3/3）

開 催 日	議　　題
1 月 20 日 （定例）	① 12 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全衛生トピックスの紹介(東京ﾆｭｰｸﾘｱ･ｻｰﾋﾞｽ㈱) ④ 安全衛生トピックスの紹介(㈱暁恒産) ⑤ 12 月期保安管理部協議会パトロールの結果について ⑥ その他連絡事項 ・平成 20 年 12 月の交通事故報告、12 月の交通立哨指導の結果について ・安全衛生シートの紹介
2 月 17 日 （定例）	① 1 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③ 安全衛生トピックスの紹介(エイ･ティ･エス㈱) ④ その他連絡事項 ・平成 21 年 1 月の交通事故報告、構内の自転車通行ルールの一部変更について ・安全衛生シートの紹介 ⑤ 保安管理部協議会パトロール
3 月 17 日 （定例）	① 2 月期保安管理部協議会議事録確認 ② 核燃料サイクル工学研究所におけるトピックス等の紹介 ③「身近な危険源としてスプレー缶製品を考える（放射線管理部から入手した資料)」を紹介 ④ 2 月期保安管理部協議会パトロールの結果について ⑤ 平成 22 年度保安管理部協議会役員について ⑥ 平成 22 年度保安管理部協議会活動計画(案)について ⑦ その他連絡事項 ・平成 22 年 2 月の交通事故報告 ・平成 21 年度のサイクル工学研究所従業員による交通事故分析 ・安全衛生シートの紹介 ・緊急時の連絡等について

会長：保安管理部長
副会長：保安管理部次長、㈱ナスカ
会員：保安管理部安全主任者・衛生管理者、安全対策課長、危機管理課長、施設安全課長、原子力研修センター、管理部総務課長代理、管理部安全主任者、管理部衛生管理者、計画管理室長、リスクコミュニケーション室長、㈱暁恒産、エィ・ティ・エス㈱、東京ニュークリア・サービス㈱　、東陽電設(有)、常陽産業㈱、㈱ＮＥＳＩ、㈱日京クリエイト、日国サービス㈱、㈱ペスコ、㈱松光園
事務局：安全対策課
　なお、平成 22 年 4 月 1 日から常陽産業㈱は、㈱アセンドに社名変更している。

3.4 事故・トラブル、良好事例等の水平展開

(1) 事故・トラブル等

原子力機構内外の事故・トラブル事例等のうち、一度起こした事故と類似の事故を再度起こさないよう機構内各研究所に水平展開を図っており、保安管理部は核燃料サイクル工学研究所の窓口としてとりまとめを行っている。

平成 21 年度は、本部からの社内水平展開事項が 9 件、所内水平展開事項が 7 件であった。

社内水平展開事項 9 件及び所内水平展開事項 7 件の概要を別紙に示す。

表 3-4-1　水平展開実績（1/2）

番号	件　　名	実施方法等
2009-01 (社内)	プラグ付電源ケーブルの焼損再発防止	所内展開
2009-02 (社内)	放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理	所内展開
2009-03 (社内)	JRR-3 安全系自動レンジ切替回路の誤作動による原子炉自動停止	(対象外)
2009-04 (社内)	JRR-3 の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について	情報周知
2009-05 (社内)	応用試験棟における漏水について	H21-06 にて 所内展開
2009-06 (社内)	大洗研究開発センター廃棄物管理事業変更許可申請における計算の誤り等について	所内展開
2009-07 (社内)	大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」計測線付実験装置に係る不適合について	所内展開
2009-08 (社内)	管理区域での放射性物質（重水）の漏えいについて	所内展開
2009-09 (社内)	「常陽」原子炉付属建家における火災発生について	所内展開
H21-01 (所内)	プルトニウム燃料第三開発室居室における電源ケーブルからの発煙	所内展開
H21-02 (所内)	「ふげん」廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えいについて	所内展開

表 3-4-1　水平展開実績（2/2）

番号	件　　名	実施方法等
H21-03 (所内)	実規模開発試験室におけるコードリールコンセントの溶融	情報周知
H21-04 (所内)	液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤りについて	所内展開
H21-05 (所内)	FCA 排気ダクトモニタの空気吸引装置停止について	所内展開
H21-06 (所内)	応用試験棟における漏水について	所内展開
H21-07 (所内)	空調用冷凍機冷媒配管からの冷媒漏えいについて	所内展開

社内水平展開事項

水平展開 2009－01

件　名	プラグ付電源ケーブルの焼損再発防止について		
発生場所	原子力科学研究所 FNS 制御測定室	発生日時	平成21年3月11日(水) 16時55分頃
不適合の状況と処置	FNS 制御測定室内の放射線計測用実験機器の電源供給のプラグ部から発煙と青白い光が発生した。本事象は、プラグを引き抜いたことでおさまり、プラグ部の一部を焼損した。東海村消防本部による現場確認及び事情聴取の結果、本事象は、火災と判断され、17 時 11 分に鎮火が確認され、焼損面積は約 1cm^2 であった（東海消防による現場確認結果)。		
原　　因	火災の原因は、プラグ付電源ケーブルコネクタ部の断線であり、当該電源ケーブルは、折り曲げ強度が弱い一体成型のコネクタ部を有しており、長期間にわたり実験機器に使用した結果、電源ケーブルの自重により口金芯線かしめ部に引張応力が生じ、コネクタ内部の断線により発熱とスパークが生じたものと推測される。		
再発防止対策（教訓）	原子力科学研究所において、再発防止対策として以下の点検を実施。 ○対象機器：プラグ付電源ケーブル及びテーブルタップ類 ○点検方法：目視による変形、変色、損傷の有無並びに触手による発熱を確認（なお、異常な状況と認められた場合は、使用を停止） ○再発防止対策：①点検結果、異常が認められたものは、交換する。②異常がない場合でもケーブルの自重によりプラグ又はコネクタ部に引張応力が生じている状態のものは、断線予防として絶縁物を用い被覆を損傷しない方法で支持する。 また、長期間引張応力が生じたまま使用しているものは、屈曲耐久性（折り曲げ強度）等の性能低下が懸念されため、安全確保の観点から平成 13 年以降に製造されたものに順次交換することを推奨する（交換の判断は、プラグ及びコネクタに表示してある電気用品安全法適合 PSE マークの有無で行うこと。)。		
水平展開事項	プラグ付電源ケーブル及びテーブルタップ類について、原子力科学研究所の再発防止対策と同様に、点検及び再発防止対策を実施する。 ○対象機器：プラグ付電源ケーブル及びテーブルタップ類 ○点検方法：目視による変形、変色、損傷の有無並びに触手による発熱を確認（なお、異常な状況と認められた場合は、使用を停止） ○再発防止対策：①点検結果、異常が認められたものは、交換する。②異常がない場合でもケーブルの自重等によりプラグ又はコネクタ部に引張応力が生じ、曲げ角度が大きくなっているものについては、絶縁物を用い被覆を損傷しない方法で支持する等の断線予防策を講じること（プラグ又はコネクタ部の付け根に屈曲性を向上するためのジャバラのような加工がないものについては、特に注意を払うこととする。)。 また、長期間引張応力が生じたまま使用しているものは、屈曲耐久性（折り曲げ強度）等の性能低下が懸念されため、安全確保の観点から平成 13 年以降に製造されたものに順次交換することを推奨する（交換の判断は、プラグ及びコネクタに表示してある電気用品安全法適合 PSE マークの有無で行うこと。)。 ※これらの点検については、各拠点で実施している電気使用安全月間運動等により同様の点検が実施されているものについては、今回の水平展開の対象から除くことができる。		

水平展開 2009－02

件　　名	放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理について
発生場所	・高速増殖炉研究開発センター 高速増殖原型炉もんじゅ(H20.9.9) ・大洗研究開発センター 除染処理試験棟(H21.3.3)、β・γ固体処理棟Ⅰ(H21.3.3)、「常陽」原子炉付属建家(H21.2.3、3.3)及び重水臨界実験装置(DCA)(H21.2.18、3.3、3.19) ・原子力科学研究所 JRR-4(H21.3.16、3.17、4.7)
不適合の状況と処置	高速増殖原型炉もんじゅ、「常陽」原子炉付属建家及びDCAの屋外に設置された排気ダクトに腐食孔が確認されたことを受け、全ての放射性物質取扱施設の管理区域外に設置された排気ダクト及び金属製排気筒（口）（以下「排気ダクト等」という。）の腐食状況調査（以下「一斉点検」という。）を実施した。 一斉点検の結果、大洗研究開発センターの除染処理試験棟及びβ・γ固体処理棟Ⅰの排気ダクトにおいて放射線障害防止法に基づく法令報告事象に該当する腐食孔を確認した。その他に法令報告には該当しないものの原子力科学研究所のJRR-4、大洗研究開発センターの「常陽」原子炉付属建家及び DCA の排気ダクト等の一部に腐食孔やつなぎ目の隙間を確認した。
原　　因	一斉点検後に排気ダクト等の保守管理について調査を行った結果、これまでの点検において、腐食孔を発見できなかった原因として、排気ダクト等を全系統について点検しておらず、マニュアル等にも点検対象、点検方法等の明確な記載がなかったこと。また、点検時にアクセスが容易な箇所の点検で異常が認められなければ、点検が容易でない箇所も問題ないと判断していたことが判明した。 以上のことから、腐食が進行していたにもかかわらず、保守管理上の原因で適切な措置を講じられなかったことにより腐食孔の発生に至ったものと推定される。
再発防止対策（教訓）	大洗研究開発センター廃棄物管理施設における保守管理上の再発防止対策 (1) 巡視点検の改善として、巡視点検対象設備機器の外観点検項目を「変形、損傷、腐食」と明確化し、点検結果も対象設備機器(排気浄化装置・ダクト・弁類)を個別に記載できるようにした。また、点検において変形、損傷、腐食が認められた場合は、図示又は写真で記録に残し、腐食状態を把握して補修の要否を判定する。地上からの外観目視点検が困難な屋上等に設置の設備については、四半期毎に詳細な外観点検を実施する。 (2) 施設定期自主検査の改善として、施設定期自主検査実施要領の設備機器の外観検査の内容を「変形・損傷・腐食、塗装の割れ及び剥離状態を目視により確認する」と明確化し、外観検査の実施状況については、図示又は写真で記録に残し、補修の要否について、検査員以外の客観的評価を実施する。また、評価結果を保全計画に反映する。 (3) 検査員資格認定制度の導入
水平展開事項	排気ダクト等に係る保守管理を適切にするため、以下の基本的事項を水平展開する。 (1) 保安規定等に基づく巡視点検の強化 (2) 定期的に行う詳細点検の実施 (3) 点検記録の保管管理 (4) 排気ダクト等の保守管理に係るマニュアル等の整備 (5) 点検を行う者の教育 水平展開事項の詳細は、別添「排気ダクト等の保守管理について」に示す。さらに、排気ダクト等以外の重要な静的機器についても予防保全の観点から、必要に応じて排気ダクト等と同様な考え方で保守管理を実施すること。

水平展開 2009－03

件　　名	JRR-3 安全系自動レンジ切替回路の誤作動による原子炉自動停止について		
発生場所	原子力科学研究所 JRR-3	発生日時	平成 21 年 6 月 8 日 12 時 14 分頃
不適合の状況と処置	原子力科学研究所 JRR-3 において、平成 21 年 6 月 8 日 11 時に原子炉を起動して出力上昇を開始し、2MW から 10MW に向けての出力上昇中の 12 時 14 分頃、2 系統ある安全系のうち A 系の誤作動により「安全系中性子束高」スクラム信号が発生し原子炉が自動停止した。停止後、全制御棒が完全に挿入されていること、中性子出力が正常に低下したこと及び崩壊熱除去のために必要な冷却設備が正常に運転されていることから、原子炉が安全に停止し、施設の安全が確保されていることを確認した。さらに、停止後点検を実施し、異常がないことを確認した。		
原　　因	本事象は、安全系の線形増幅器のうち、自動レンジ切替回路の比較器に使用されている IC の出力波形の異常に起因する誤作動によるものであり、自動レンジ切替回路の比較器に使用されている IC を新品に取り替え比較器の特性を確認したところ、出力される信号の波形は正常に戻った。このことより、当該 IC の異常（経年変化）が原因であると特定した。		
再発防止対策（教訓）	JRR-3 で実施された対策について ○本事象の原因となった当該 IC（安全系 A 系）の交換。 ○2 系統ある安全系の別系統の同 IC（安全系 B 系）の交換。 ○自動レンジ切替回路の比較器として同様に使われている IC について調査を行い、原子炉保護設備の作動に影響を与える回路の IC（安全系の予備器の 80%用比較器並びにＡ系、Ｂ系及び予備器の 15%用比較器）について、予防保全の観点から交換を実施。 ○今後、これらの IC の経年変化を把握するため、施設定期自主検査の期間毎に比較器の出力波形を確認し、その健全性を確保していく。 ○JRR-3 の安全系の線形増幅器の製作メーカーによる当機構への納入実績を調査し、自動レンジ切替回路の比較器として原子炉保護設備の作動に影響を与える回路に使用されている IC はないことを確認した。		
水平展開事項	○原子炉施設において、誤作動により原子炉停止回路（原子炉保護設備）の作動に影響を与える計測制御設備の自動レンジ切替回路について、比較器にＩＣを使用しているかを調査する。 ○比較器に IC を使用している場合は、管理状況を調査する。その管理方法については、JRR-3 の対策を参考に、管理方法の妥当性を確認し、必要に応じて管理方法を見直し、予防保全に努める。		

水平展開 2009－04

件　　名	JRR-3 の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について		
発生場所	原子力科学研究所 JRR-3	発生日時	平成 21 年 9 月 29 日 14 時 55 分
不適合の状況と処置	原子力科学研究所の JRR-3 において、施設定期自主検査の一環として制御棒駆動機構のスクラム試験を実施していたところ、平成 21 年 9 月 28 日 18 時 57 分に S-1 制御棒を引き抜き中、可動コイルの過電流表示の警報が点灯し、S-1 制御棒が落下して炉心に全挿入された。本事象については、速やかに文部科学省原子力規制室に対して通報することなく、翌日 9 月 29 日の 13 時 30 分頃になって機器の故障と判断し、運転管理・施設管理情報として第 1 報を 14 時 55 分に発信した。本事象は、9 月 28 日 18 時 57 分時点で、試験炉規則第 16 条の 14 第 1 項第 3 号に基づき、法令報告事象の可能性のあるものとして、速やかに文部科学省原子力規制室に通報すべきであったと考える。		
原　　因	通報遅れの大きな原因は､今回の事象が施設定期自主検査中の試験において発生したものであるため、原子炉の計画外停止ではなく、かつ原子炉の安全が保持されていることが明らかであるために、事象を速やかに文部科学省原子力規制室に連絡すべきという認識が、関係者になかったことである。また、原子力科学研究所の事故故障発生時の通報連絡基準に、原子炉停止中の施設定期自主検査時のトラブルに関する記述が明確にされていなかったことも原因と考えられる。		
再発防止対策（教訓）	原子力科学研究所としての再発防止対策 (1)法令で定める報告すべき事象及びその解説としての文部科学省原子力安全課長の示した事故・故障等の報告についての通知を周知徹底する。このために、施設管理関係者全員に特別な講習を実施する。 (2)具体的な事故・故障発生時の通報連絡基準を見直し、原子炉停止中における安全上重要な機器の故障に係る記述を明確にし、施設管理関係者全員に周知徹底する。		
水平展開事項	(1)安全上重要な機器等の故障に係る通報・連絡の周知徹底 【原子炉施設について（ただし、安全上重要な機器等がない施設は除く。）】 ①原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構築物（以下「安全上重要な機器等」という。）の故障に関しては、原子炉の運転中又は停止中にかかわらず法令報告の対象となる可能性があること、及び施設定期検査、施設定期自主検査期間中も「原子炉の停止中」に含まれることについて周知徹底する。 ②施設定期自主検査期間中を含めた原子炉停止中に、安全上重要な機器等が故障した場合は、法令報告の対象となりうることを前提とした対応（通報連絡、情報共有等）を行うことが、事故故障発生時の通報連絡を定めたマニュアル等に明記されていることを確認するとともに、必要な場合は当該マニュアルを改訂する。 (2)事故故障に係る法令で定める報告すべき事象の確認 【原子炉等規制法、放射線障害防止法の適用を受ける施設について】 ①発生した事故故障の事象区分（法令報告、運転管理･施設管理情報等の区分）に係る誤った判断が「通報遅れ」の原因となることから、各拠点で定める通報連絡に係るマニュアル等において、報告すべき事象について、適切に区分されていることを再確認するとともに、施設管理関係者に対して教育等により周知徹底する。		

水平展開 2009－05

件　　名	応用試験棟における漏水について		
発生場所	核燃料サイクル工学研究所 応用試験棟	発生 日時	平成 21 年 9 月 17 日 16 時 05 分頃
不適合の状況と処置	核燃料サイクル工学研究所の応用試験棟 2 階会議室（非管理区域）において、平成 21 年 9 月 17 日 16 時 05 分頃、床に落ちた水滴と吊天井下面のにじみを発見し、2 階天井の配管貫通部付近に漏水によるものと思われるにじみを確認した（2 階への漏水量は約 10mℓ と推定）。非管理区域の漏水部のダイレクトサーベイ及びスミヤ測定の結果、表面密度は検出下限値未満であることを確認した。 漏水した残留排水の放射能濃度測定の結果、全α：2.8×10^{-2}Bq/cm^2（法令に定める天然ウラン核種の排水中濃度限度と比較すると約 1.4 倍に相当）、全β：4.6×10^{-2}Bq/cm^2 であった。 排気口又は排水口以外の場所において、漏えいがあった場合には、量又は濃度の如何を問わず、燃料使用規則第 6 条の 10 第 1 項第 7 号の「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき」に該当することから、本事象は、法令報告対象となった。		
原　　因	本事象の発生原因は、実験台流しの床板の下に設置された塩化ビニル継手の亀裂、コンクリート床の防水処置の不備及びこれらを非管理区域への漏水の発生前に点検で発見できなかったことによるものである。		
再発防止対策（教訓）	(1)塩化ビニル継手の亀裂発生の防止対策 ①：排水配管に係る工事の際には、必要な情報を的確に工事業者に伝えることを徹底する。 ②：排水配管に係る工事の際には、当該工事後の検査を工事箇所だけでなく周辺への影響を考慮して適切な内容にする旨を、点検マニュアルに記載する。 ③：管理区域から階下の非管理区域へ貫通する排水配管を有する流しの塩化ビニル継手の健全性を確認する。 (2)コンクリート床面と塩化ビニルシートの隙間発生の防止対策 ①：管理区域から階下の非管理区域へ貫通する排水配管の床の貫通部を調査し、排水配管の周囲と塩化ビニルシートの間が防水加工されていない場合は防水加工を施す。 ②：管理区域から階下の非管理区域へ貫通する排水配管を有する流しの床材の健全性を確認する。 (3)これまでの点検で亀裂等を発見できなかったことへの対策 ①：流しの床板の構造を改善し、床板下の排水配管接続部及び床貫通部周囲の防水加工が容易に目視点検できるようにするとともに、流しの床板下に配管接続部がある旨の注意表示を行う。 ②：従業員に対して就業中教育等の一環として、流しも含めた排水配管系統（構造、設備、配管経路等）及び本漏水事象に関する教育を行う。 ③：排水配管の点検対象部位を点検マニュアルに定める。		
水平展開事項	1．対象施設 ・原子炉等規制法適用施設及び放射線障害防止法適用の非密封 RI を取り扱う施設 2．対象設備 ・管理区域から階下の非管理区域（床下を含む）へ貫通する排水配管を有する実験台、フード等（以下「実験台等」という。） 3．水平展開事項 3－1 対象設備の調査・点検 (1)対象となる実験台等を図面、現場確認等で抽出する。 (2)抽出した実験台等の排水配管接続部（塩化ビニル継手以外も含む）及び貫通部周囲の床について、以下の点検を行う。		

	①排水配管接続部の健全性を確認する。 ②管理区域から階下の非管理区域（床下を含む）へ貫通する排水配管の貫通部周囲の床面について、防水加工の状況を確認する。 3－2 再発防止対策 (1)保守管理に係る処置 ①実験台等の床板下の排水配管接続部及び床貫通部周囲の防水加工が容易に目視点検できるように、必要に応じて床板等の構造を改善するとともに、実験台等の床板下に排水配管接続部がある旨の注意表示を行う。 ②点検マニュアル等を整備・改訂（排水配管の点検対象部位を定める。）し、排水配管接続部及び床貫通部周囲の状況について定期的な点検を実施することを明記する。 ③排水配管に係る工事の際には、当該工事後の検査を工事箇所だけでなく周辺への影響を考慮して適切な内容にする旨を、マニュアル等に明記する。 (2)就業中教育の実施 ①当該設備を使用する従業員に対して就業中教育の一環として、流しも含めた排水配管系統及び本漏水事例の内容に関する教育を行う。 ②排水配管に係る工事の際には、必要な情報を適確に工事業者に伝えることを徹底する。 (3)その他 非管理区域への漏えい防止の観点から、対象設備が設置された部屋又はエリアにおいて、階下の非管理区域（床下を含む）へ貫通する配管等の貫通部周囲の床面について、防水加工の状況を確認し、その結果に基づき、必要な処置を講ずる。

水平展開 2009－06

件　　名	大洗研究開発センター廃棄物管理事業変更許可申請書における計算の誤り等について		
発生場所	大洗研究開発センター	発生日	平成 21 年 01 月 13 日
不適合の状況と処置	大洗研究開発センター廃棄物管理事業変更許可申請書（平成 20 年 12 月 10 日申請）添付書類の一般公衆の線量評価で、計算の誤り、定数の不統一、数値の端数処理の不整合等が判明した。 計算誤りの見直し、正しい数値の使用などで、申請書添付書類を修正した。		
原　　因	線量評価の計算シートの検証が不十分で、誤りにつながった。 ガンマ線実効エネルギーを誤った文献から引用した。 事故評価に当たって、実効線量換算係数を平常時評価と同じ数値を使用した。 気象データや地質調査等の専門的内容を専門部署に最終的確認を取らなかったため、誤記に気付かなかった。 背景要因としては、評価担当部署等において、計算結果の確認や記載内容を引用文献（出典）まで遡って確認する意識が希薄であったこと、専門的な内容をチェックできる要員が確保されていなかったこと、作成部署、評価担当部署、申請部署などの関連部署間のコミュニケーションが不足していたこと などがある。		
再発防止対策（教訓）	大洗研究開発センターにおいて、以下の対策を実施。 ・ 計算過程を整理した計算シートを作成し、それを検証した後に評価を行うこととする。 ・ 実効エネルギー、実効線量換算係数は、品質保証に基づく要領書等に定める。 ・ 計算に用いるパラメータ等の定数は、引用文献（出典）等に遡って確認する。 ・ 申請書等は作成段階及び申請段階も専門部署による再度の記載内容の確認とともに、申請依頼元部署で最終確認を行う。 ・ 工程表を作成して作業管理を行う。 ・ 以上のことを品質保証に基づく要領書等に記載する。 ・ 計画中や進行中の許認可案件は、その概要や動向等について、許認可関連部署間で情報共有を図り、その旨を品質保証に基づく要領書等に記載する。		
水平展開事項	許認可申請書等公的文書の作成に関して、以下のことを許認可申請に係る要領等で明確に定め、実施しているか、確認する。実施されていない場合は、代替の手段及び改善の計画又は不要の理由を報告すること。 なお、対象施設は、原子炉等規制法、RI 法適用施設とする。 ① 被ばく評価など、計算による評価を行う場合、原評価者以外の者（又はグループ）による検証を行う。 ② 定数等のパラメータは、引用文献（出典）に遡って記載内容を確認すると共に、引用元を明確にしておく。更に、申請書等に記載する数値の端数処理方法を整理する。 ③ 申請依頼元部署、評価担当部署等の複数部署で許認可案件を取扱う場合、申請依頼元部署は申請書等の記載内容について評価担当部署等による再確認を得るほか、最終的な確認を行う。 ④ 同様に複数部署で許認可案件を取扱う場合、申請依頼元部署はホールドポイントを明確にした工程表を作成し、適切に管理する。		

水平展開 2009－07

件　　名	大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」計測線付実験装置に係る不適合について		
発生場所	大洗研究開発センター	発生日	平成 19 年 11 月 2 日
不適合の状況と処置	大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」において、計測線付実験装置(MARICO-2)の保持部と試料部が適切に切離されず、回転プラグ燃料交換機能の一部阻害が発生した。 復旧措置としては、今後、炉心上部機構の交換、MARICO-2 の撤去を実施する。		
原　　因	直接の原因は、MARICO-2 の保持部と試料部が適切に切離されず、切離されたと誤認したまま回転プラグを動かしたことにより、発生した。 保持部と試料部が適切に切離されなかった原因は、試料部の切離し機構の部品寸法が的確に設定されていない設計ミスがあり、切離し機構が正常に作動しないことが判明。さらに、この切離し機構の機能確認に係る検証作業が実施されていないことが判明した。 切離されたと誤認した原因は、切離し確認にロードセルを用いて吊り上げ重量測定で切離し後の重量差を確認しているが、上部案内管シールパッキン部の摩擦力の付加・解放により、切離し部位の試料部に相当する見かけ上の吊り上げ重量の減少が見られ、それによって切離されたと誤認したことが判明した。		
再発防止対策（教訓）	大洗研究開発センターにおいて、以下の対策を実施。 ・ 炉内で切離し機能が要求される計測線付実験装置について、試料部切離し機構の設計見直しを行う。 ・ 設計実施時に、シミュレーションや炉外試験等の手段により、切離し機能に係る要求を満足することの検証作業を確実に実施する。 ・ 上記内容が実施されていることの確認を品質保証体系の文書の中で明確にする。 ・ 切離しの確認方法の信頼性向上については、接触式の切離し検知機能や画像による確認方法の導入等で、多様化する。		
水平展開事項	設備・機器等の設計管理やそれら設計をアウトソースする場合の調達管理に関して、以下の事項を確認し、必要な場合、品質保証体系上の文書を見直すこと。 なお、対象施設は、原子炉等規制法、RI 法適用施設とする。 ・ 新規に設計する場合は勿論のこと、既存の設計を採用する場合であっても、確実に設計検証を行うこと。 ・ 調達要求事項として、検査・試験が明確にされること。特に、据付け後に機能が確認できない場合、その機能確保に関する代替手段（重要度の高いものはモックアップ試験等）を考慮すること。 ・ 受注者の活動に関する調達製品等の設計情報（特に設計変更）、不具合情報並びに調達後における運転及び保安に影響する情報について、機構に対して提供されることを確実にすること。		

水平展開 2009－08

件　　名	管理区域での放射性物質（重水）の漏えいについて		
発生場所	原子炉廃止措置研究開発センター 新型転換炉原型炉施設	発生 日時	平成 21 年 10 月 8 日(木) 18 時 25 分
不適合の状況と処置	廃止措置中である新型転換炉原型炉施設において、重水浄化系及びポイズン供給系等の汚染の除去工事の一環として、平成 21 年 10 月 5 日から原子炉補助建屋 3 階のホットカラム試験装置室内で残留重水の抜取作業準備のための養生作業等を行っていた。 10 月 8 日 14 時 43 分頃、同室内において、ホットカラム試験装置の腐食電位試験槽 下部に前日に置いた紙タオルが濡れていることを発見し、腐食電位試験槽の電極ノズルねじ込み継ぎ手部から重水が漏洩していることを確認した。 当該紙タオルに染み込んだ量（約 70cc）及び室内の空気中に拡散した量を合計した約 3.2×10^{9}Bq が漏えいした重水量と推定した。 本事象は、管理区域内への放射性物質の漏えい量が、保安院内規で定める「3.7×10^{6}Bq」を超えたことから、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」第 43 条の 14 第 10 号「原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき」に該当（法令報告事象）する。		
原　　因	(1)直接原因 工事の準備作業の段階では、系の開放をしない養生作業等であるため、機器からの重水漏えいを想定していなかったことから、漏えいの可能性のある箇所に対して、接触防止の措置や継手の回り止めなどの防護策が講じられておらず、狭隘な作業場所にあるホットカラム試験装置のねじ込み継手に人や物が接触した可能性があり、これによって重水の漏えいに至ったこと。 (2)背後要因 ホットカラム試験装置は、既設のドレンラインで重水系の貯槽へ抜き出すことができないことから、装置内に重水が残留した状態となり、装置の出入口弁の閉止による隔離措置を以って設備の供用終了措置を完了させたこと。		
再発防止対策（教訓）	(1) 直接原因の再発防止対策 ① 工事対象設備における継手や機器類の突起物、狭隘箇所の有無等、重水漏えいに繋がる設備状況の詳細な把握 ② 工事対象設備内の重水残留量、残留箇所の把握 ③ 上記①、②の結果を踏まえ、準備作業の初期段階から、継手部や機器類の突起物に対して人や物の接触を防止するため、重水漏えいにつながる箇所について継手の回り止め、保護カバー、識別等の保護策の実施 (2) 背後要因の再発防止対策 ① 重水系・ヘリウム系の供用を終了した設備については、系統内に残存する重水の残留量等を踏まえて、既設のドレン弁だけでなく、フランジ開放や穿孔等を含めて重水及びトリチウムを抜出し又は回収し、その上で、供用終了措置を完了とする。 ② 系統内に残留重水を内包している設備については、上記①の供用終了措置が完了するまでの間、巡視による確認に加え、使用環境、使用材料等を考慮し、必要な機能について保守管理を実施する。 重水系・ヘリウム系の設備に関して、上記(1)及び(2)の対策が確実に実施されるよう、品質マネジメントシステムを改善する。		

水平展開事項	供用を終了した設備のうち放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものを内包している設備 （以下「対象設備」という。）の管理について、次の項目を周知徹底するとともに、これらが、拠点又は施設でルール化されているか確認し、ルール化されていない場合には、必要に応じてルール化する。 (1) 設備の供用終了に当たっては、設備内に残留する放射性液体及び気体を可能な限り除去するとともに、除去できない場合は、必要に応じて人や物の接触によって漏えいが発生する可能性のある箇所について、接触防止対策、保護カバーの設置等の保護策を講じるなど汚染の拡大防止に努める。 (2)供用を終了した対象設備については、設備の構造、放射性物質等を内包する箇所及び量、漏えい防止、汚染の拡散防止措置等の情報を記録に残す。 (3)対象設備の保管、解体等を行う場合には、(2)の情報を十分に把握した上で行い、その管理方法を明確にする。

水平展開 2009－09

件　　名	「常陽」原子炉付属建家における火災発生について		
発生場所	大洗研究開発センター 「常陽」原子炉付属建家	発生 日時	平成 22 年 1 月 22 日(火) 9 時 40 分頃
不適合の状況と処置	平成 22 年 1 月 22 日（金）に高速実験炉「常陽」原子炉付属建家の地下 2 階、補機冷却系機器室（管理区域内）に設置した空調系循環ポンプの分解点検において、パッキンスリーブ取外し作業に使用していたガストーチを着火した瞬間、モータ軸受ハウジングに付着した油を洗浄するための工業用脱脂洗浄剤スプレー（成分：第 1 石油類、アルコール類、LPG 等）で噴霧した溶剤に引火し、火災が発生し、9 時 42 分に火報が発報した。 火災の初期対応として、直ちに、119 番に通報するとともに、工事担当課担当者が消火器（ABC）1 本を用いて初期消火が適切に実施され、9 時 43 分に消火した。その後、10 時 20 分に、大洗消防により鎮火が確認された。		
原　　因	火災の直接原因は、火気を使用する作業にもかかわらず、同一作業エリアにおいて、スプレー式洗浄剤（引火性物質を含む）という引火しやすい物品を同時に使用してしまったこと、及び火気使用時に行う周囲に可燃物がないことの確認においてスプレー式洗浄剤を対象としなかったことである。また、現場にいた全員がスプレー後の滞留した気体等の危険性を十分認識していなかったことから、作業計画に同時使用の禁止及び滞留の危険性に関する記載がなかったこと、作業員にスプレー式洗浄剤を使用する際の注意事項に関する教育等の管理が不十分であったと推定される。		
再発防止対策（教訓）	大洗研究開発センターにおける主な再発防止対策（詳細は、高速実験炉「常陽」原子炉付属建家における火災発生（茨城県報告）参照） ①作業管理上の改善 ・火気と引火性物質（有機溶剤、スプレー類等）の同時使用を禁止する。 ・火気使用前に「可燃物がないこと」を確認する際、作業エリア内に、引火性物質が使用されていないことも含めて確認する。また、これらが使用されていた場合は、時間をおく、換気するなどの対策をとり、酸素濃度計やガス検出器等により、引火性物質が排除されていることを確認する。 ②日常的作業現場の確認 ・作業において、ＴＢＭを実施し、火気を使用する場合や引火性物質を用いる場合は、それが表示等により作業現場でわかるような仕組みとする。作業現場での確認、職場で定期的に実施する安全パトロールにおいて、火気使用に関する表示、発火源と可燃物の管理の状況等、火災に着目した確認を行い、火災防止の徹底に努める。 ③外部情報の有効活用 ・センター内で実施する作業を計画する際に実施するリスクアセスメントに、外部で発生した火災の事例の情報を反映する。 ・機構及び所内で水平展開される事故・トラブル情報に対して確実な周知や作業への反映等を行うとともに、今後とも日本原子力技術協会の NUCIA(原子力施設情報公開ライブラリー)等を活用して積極的に安全情報の共有を図る。 ④各種安全関連要領の見直し ・火気使用時に引火性物質の同一場所での同時使用を禁止することを明確化する。なお、火気を使用していなくても発火源となりうる静電気火花、高温蒸気等が流れる配管表面ヒータ等の高温体及び電源盤等の電気機器等にも留意するよう記載を追加する。 ・火気使用がない場合であっても、引火性物質を使用する場合は、噴霧した溶剤等を滞留させないよう、滞留しやすい場所を避ける、換気を行うこと及び周囲		

	の状況を確認することを明確化する。 ⑤火災の発生防止に関する教育及び啓蒙啓発活動 ・火災に対する体験教育（困難な場合は可視化教育）を含めたより実効的な教育資料を作成し教育に利活用する。 ・今回の火災事故の事象及び再発防止策について、安全衛生協議会の場等を通じてセンターで業務を請け負う協力会社に周知し、教育を依頼する。 ⑥防火・防災管理規則の仕組み及び遵守事項の明確化 ・大洗センターの防火・防災対策委員会において、センターにおける防火管理のあり方を再検討し防火・防災管理規則等の充実を図る。
水平展開事項	原子力機構における火災は、原子力の安全には直接影響しない一般設備に係る火災であっても、社会的に大きな影響を与え、周辺住民に対して不安を与えることを認識し、その発生防止に努めることが重要である。 大洗研究開発センターの再発防止対策を踏まえ、以下の対策について、各拠点における現状の火災防止対策で不足するものがあれば対策を講ずること。 1. 火気使用時に引火性物質（有機溶剤、スプレー類等）の同一エリアにおける同時使用を禁止する。 2. 火気使用前に「可燃物がないこと」を確認する（作業エリア内に、引火性物質が使用されていないことを含む。なお、引火性物質が使用されていた場合は、時間をおく、換気するなどの対策をとり、引火性物質が滞留する危険性があれば酸素濃度計やガス検出器等により、引火性物質が排除されていることを確認する。）。 3. 引火性物質を使用する場合は、火気の使用がなくても発火源となり得るもの※にも留意し、防火対策を徹底する。また、噴霧した溶剤等を滞留させないよう、滞留しやすい場所を避け、換気を行うことなどの対策をとる。 ※：静電気火花、高温蒸気等が流れる配管表面・ヒータ等の高温体及び電源盤等の電気機器等 4. 作業計画段階で実施するリスクアセスメントや作業前の TBM において、火気及び引火性物質の使用の有無を確認するとともに、火気を使用する場合は、同時使用の禁止を含めた防火対策の確認を行い火災防止の徹底に努める。あわせて、同一エリアで行うすべての作業の TBM において、当該作業での火気使用を周知する。 5. 作業において、火気を使用する場合や引火性物質を用いる場合は、それが表示等により作業現場でわかるようにする。 6. 必要に応じて上記の事項を明確化する（各種安全関連要領等への反映）。 7. 職場の定期的な安全パトロールにおいて、「火災」に着目した確認を行い、火災防止の徹底に努める。 8. 本事象を含め、火災事例等外部情報の有効活用を行い、火災防止対策に係る教育等を実施（教育の有効性確認を含む。）し、火災発生防止に努める。また、業務を請け負う協力会社に対しても情報提供し周知徹底を図る。 9. 安全統括部及び拠点等で水平展開される事故・トラブル情報について拠点内に周知し、リスクアセスメント、作業へ反映する。 また、「原子力発電所における火災の発生防止対策の充実に関する報告書」に記載されている以下の対策は火災防止に有効であり、各拠点においては、今回の水平展開事項を含めたアクションプランを作成し、火災発生防止の徹底に努める。 ①火災リスクの把握と対策の徹底 ②火災の発生防止のための現場管理・組織の強化 ③火災の発生防止に関する教育・訓練の充実 ④火災事例、良好事例等の水平展開の推進

所内水平展開事項

水平展開 H21－01

件　　名	プルトニウム燃料第三開発室居室における電源ケーブルからの発煙
発生場所	プルトニウム燃料第 3 開発室　3 階居室(CU-314)非管理区域
発生日時	平成 21 年 7 月 10 日(金)　16 時 35 分頃
事故・トラブルの状況と措置	16 時 35 分頃、プルトニウム燃料第 3 開発室 3 階居室において、机下の OA フロア事務機器用 100V 電源ケーブルから異臭及び発煙。 直ちに 119 番通報により東海村消防に連絡。 16 時 55 分頃、東海村消防が現地到着 17 時 10 分頃、東海村消防より溶融と判断
原　　因	発煙が起きた配線箇所(OA フロアの溝部)では、電源ケーブル分岐施工に用いる差込形電源コネクタ(以下コネクタという)が 3 段に重なっており、その高さは溝部の深さに対して 2mm 程度高くなっていた。そのため、溝部の蓋の金属板が、若干浮き上がった状態で敷設され、その上を長年に亘って人や椅子のキャスターが通過したことで、コネクタに長期間荷重がかかる状態であった。それによって、コネクタに割れが発生し、露出した電源ケーブルの芯線同士が接触あるいは、コネクタ内で芯線と導電部の接触不良が発生したことによって発熱し、溶融したものと推定される。
対　　策	以下の点検を、プルセンター全施設の置敷式溝配線タイプの OA フロアについて実施した。 ・コネクタの割れ等の異常の有無 ・コネクタへの荷重の有無 ・電源ケーブルの「芯線の露出」「被覆の損傷」「接続箇所への応力」などの有無 点検の結果、不具合が確認されたコネクタは、取替など必要な対策を実施した。なお、本事象の発生部で使用されていたコネクタは、屋内配線用ボックス内で使用すべきものであることが判明したため、今後、同種のコネクタ使用部については屋内配線用ボックスなどの接続箱内に収納する対策を実施する。
水平展開事項	本水平展開は、置敷式溝配線タイプの OA フロアを対象とする。 OA フロアの溝部において、接続箱等に収納されていないコネクタの有無を確認し、接続箱等に収納されていないコネクタが有る場合は、以下の項目について確認する。 ・コネクタへの荷重の有無 ・コネクタの割れ等の異常の有無 ・電源ケーブルの「芯線の露出」「被覆の損傷」「接続箇所への応力」等の有無 ・JIS C2813「屋内配線用差込形電源コネクタ」に適合するボックス不要形差込形電源コネクタ(以下ボックス不要形コネクタ)で施工されていること。 上記点検において問題がある箇所が確認された場合には、以下の対応を行う。 ・コネクタへの荷重がかかる場合には、コネクタの置き方の変更などにより、荷重がかからないようにする。 ・コネクタに割れ等の異常があった場合には、速やかにコネクタを交換する。 ・電源ケーブルに「芯線の露出」「被覆の損傷」「接続箇所への応力」等の異常が確認された場合は、当該箇所の補修を行う。 ・ボックス不要形コネクタに適合しないコネクタが使用されていた場合は、荷重の有無に係らず、接続箱等に収納するかボックス不要形コネクタへ交換する。

水平展開 H21－02

件　　名	「ふげん」廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えいについて
発生場所	「ふげん」原子炉補助建屋の廃棄物処理室(管理区域内)　地下１階
発生日	平成 21 年 5 月 28 日
事故・トラブルの状況と措置	「ふげん」原子炉補助建屋の廃棄物処理室(管理区域内)地下 1 階において、濃縮廃液※の移送作業を実施していたところ、濃縮液ポンプのグランド部のリーク水(ドレン)配管下部床面に液溜りがあり、当該ドレン配管下部から、1 滴/秒で廃液の漏えいがあることを発見した(漏れ範囲:約 845 ㎠、放射能量:約 1.5×10^4Bq以下)。本事象は、管理区域内において内包している放射性液体の漏えいが微量(3.7×10^4Bq以下)であり、法令報告未満の事象である(ふげんの不適合ランクＣ)。 ※濃縮廃液の主要成分である硝酸ナトリウム(濃度約 33wt％)は、タンク内では 40～50℃に保たれているため硝酸ナトリウムが析出することはないが、シール水や漏えいにより冷されることにより析出が生じる。
原　　因	漏れが確認された濃縮液ポンプの軸封装置は、グランドパッキンの外部封水形であり、原因調査の結果、濃縮廃液が床面に滴下した原因は、シール水注入穴に濃縮廃液が析出、固着し、適量のシール水が確保できなくなり、濃縮廃液がグランド部から滴下、析出したことである。また、起動前の確認等においてシール水が抽出されていることを定量的に把握できなかったことも要因であると考えられる。
水平展開事項	本水平展開は、「液体放射性物質を内包し、かつシール水機能を有している濃縮廃液、廃樹脂の含水廃液等の移送ポンプ」を対象とする。 ①シール水注入穴が析出物等により閉塞しないようにフラッシングの方法等を検討し、操作方法を変更した場合には、操作マニュアルに明記する。 ②適量のシール水が注入されていることを流量計の設置、または、グランド部から透明な水が出ていることを点検等により確認する。

水平展開 H21－03

件　　名	実規模開発試験室におけるコードリールコンセントの溶融
発生場所 及び発生課	実規模開発試験室　2 階制御室
発生日時	平成 21 年 9 月 2 日
事故・トラブルの状況と措置	実規模開発試験室（非管理区域）2 階制御室において、作業員の冷房用に使用していた局所エアコンが停止している事に作業員が気付いた。作業員が確認したところ、コードリールのコンセントとそれに差し込んでいた局所エアコンのプラグに溶融痕を発見したため、東海村消防本部（119 番）へ通報した。東海村消防本部による確認の結果、11 時 43 分に本事象は火災ではなく、溶融と判断された。 なお、コードリールのコードは全て引き出した状態で使用し、局所エアコンの運転電流（約 8A）はコードリールの定格電流以下であった。また、局所エアコンの差込プラグとコードリールのコンセントの差し込み状態に緩みは認められなかった。
原　　因	当該コードリールの製作メーカにコードリールの現品を渡して調査を依頼した結果、コードリール内部の状況から配線固定ネジの緩み等のいくつかの要因は列挙されたが、メーカとして原因を特定するまでには至らなかった。 なお、メーカでは本事象は非常な稀なケースとしている。
対　　策	原因は特定できなかったものの、今回の原因調査の中で当該コンセントのキャップの内側に溶融痕が確認された。 コンセント部の溶融事象以前の使用日において、サイクル工学研究所　共通安全作業要領 C-2 項「コードリール及び電動機械器具の取扱要領」に則って、“使用前点検”をきちんと実施し、コードリールに異常がないことを十分に確認した上で使用する。
水平展開事項	コードリールを取り扱う部署を対象とし、サイクル工学研究所　共通安全作業要領　C-2 項「コードリール及び電動機械器具の取扱要領」を周知する。

水平展開 H21－04

件　　名	液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤りについて
発生場所 及び発生課	安全管理棟（環境監視課）
発生日時	平成 21 年 6 月 9 日
事故・トラブルの状況と措置	再処理施設海中放出管漏洩に係る線量評価を検討中に、線量評価担当者が線量計算コードへ入力する放出量の単位換算を行うため課内で作成した放出量変換用計算シートの Pu（α）放出量に、1/2 の係数が誤って設定されていることに気づいた。このため、過去の報告に遡って確認したところ、平成 13 年度から現在まで Pu（α）放出量の表計算シートの放出量に 1/2 の係数が乗じられていることが判明した。 表計算シートの設定確認及び計算コードのパラメータ確認を行った後、線量評価の再計算を行った。その結果、放射性液体廃棄物による実効線量の報告値について、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて変更が必要であることを確認した。
原　　因	本件における線量計算上の誤りは、線量を評価する上で、計算コードに入力する放出量の変換に使用していた課内で作成した放出量変換用表計算シートの Pu（α）放出量に放射平衡の核種で使用する 1/2 の係数が誤って設定されていたものであり、当初、当該計算・評価、検証に係る手順書が定められていなかった。 平成 16 年度には、報告用の簡易的な手法による計算・評価の手順書を作成したが、当該手順書に定められていない、被ばく経路毎の詳細は評価値が得られる計算コードによる値（上記放出量変換用計算シートを使用）を報告値として用いてきた。
対　　策	所長報告及び外部報告データの訂正（不適合の修正）を行うとともに、再発防止策として、以下に示す放出量変換用表計算シートの改善等を「放出源情報に基づく線量算出手順書」に反映、改訂し、関係者に実務教育、手順書遵守の重要性について教育を行った。 ①計算コードを用いる詳細計算、評価を検証し、手順書に一元化、整備した。 ②変換用表計算シートの係数については、設定根拠等を手順書に明記した。 ③変換用表計算シートに設定されている係数を意図することなく変更できないように、関連するセルにはロックをかける防止策を施した。
水平展開事項	本水平展開は、所長報告及び外部報告に係る報告値計算・評価のために使用する内部で作成した Excel 等の表計算シート（マクロ処理も含む）を対象とし、以下の項目について確認する。 ・上記表計算シート（の使用）は業務の要領書、手順書に明確に定められていること。 ・表計算シート作成時の検証、又は定期的/随時見直しが行われていること。 ・手順書等に記載されている数式、パラメータが表計算シートに正しく設定されていること、また、セル参照箇所は正しいこと。 上記確認において改善すべき点があった場合は QMS に従い必要な処置を行う。

水平展開 H21－05

件　　名	FCA 排気ダクトモニタの空気吸引装置停止について
発生場所 及び発生課	原子力科学研究所　FCA
発生日時	平成 21 年 7 月 13 日
事故・トラブルの状況と措置	FCA の空気吸引装置（ルーツ式ブロワ）の出口側圧力が高まり、電動機の過電流によりサーマルトリップが働きルーツ式ブロワが停止した。その間、排気筒の放出放射性物質のモニタリングが実施されなかった。
原　　因	ルーツ式ブロワのサイレンサー（消音器）内に充填されているグラスウールの飛散防止用カバー材が、経年劣化により一部破損し、サイレンサー内のパンチング（穴）部分からグラスウールが飛散してルーツ式ブロワの出口側配管の 1 番目の L 字型配管部に詰まりを起した。 当該ルーツ式ブロワの点検は、放射線管理手引（施設放射線管理編）に基づき、週 1 回の頻度で、流量率・圧力・電流値が通常の値であることを確認していたが、数値が記録されていなかったため、詰まりによる数値の変化に気付かなかった。
対　　策	8 月 11 日に、劣化したサイレンサーをグラスウールを用いない新型のサイレンサーに交換するとともに、切断後に補修した出口側配管を新品に交換した。 再発防止対策として、ルーツ式ブロワの電動機が正常に動作しているときの電流値等を明確にし、当該指示値がわかるように電流計等の表面に印をつけた。毎週の点検時には指示値をルーツブロワ点検チェックシートに記録し、指示値に変化が見られた場合又は指示値が正常範囲を超えた場合には、サイレンサー内部や配管等の点検を実施することとした。 従って、同様のサイレンサーを使用しているルーツ式ブロワであって、サイレンサーの消音部材が飛散して後段の配管の詰まりが懸念される場合には、定期的にルーツ式ブロワの電流計や圧力計等の指示値を記録し、指示値の変化を的確に把握することで配管の詰まりによる数値の変化に気付かなかった。
水平展開事項	当該排気筒のモニタリングは原子炉運転の際は義務づけられているものであり、仮に、原子炉運転中のルーツ式ブロワが停止した場合、原子炉の運転を停止する必要のあるものであったことから、以下の水平展開を実施する。 1.　対策 経年劣化等によって構造上グラスウールなど飛散物が発生するようなサイレンサーを有し、その停止により原子炉の停止若しくは核燃料物質の使用の停止が必要となるルーツ式ブロワ。 2.　水平展開事項 ①対象となるルーツ式ブロワを特定する。 ②経年劣化の状況確認の必要性を検討する。（設置からの年数等を考慮し、必要に応じて分解点検等を実施する。） ③今後の管理においては、目詰まりの兆候を監視する（定期的な点検、差圧の監視など）とともに、ブロワが停止した場合に早期に検知できるようにする。

水平展開 H21－06

件　　名	応用試験棟における漏水について
発生場所 及び発生課	応用試験棟　試験運転第 2 課
発生日時	平成 21 年 9 月 17 日（木）　16：05 頃
事故・トラブルの状況と措置	応用試験棟 2 階会議室（非管理区域）において、床に落ちた水滴と、吊天井下面ににじみを発見した。天井点検口から天井内を目視したところ、排水配管貫通部付近に漏水によるにじみを確認した。 2 階会議室床、天井内にはいずれも汚染は検出されなかった。また作業員や環境への影響はなかった。
原　　因	漏水は 2 階会議室の直上にあたる 3 階試験室 2（管理区域）の流しの排水配管接続部の塩化ビニル継手に亀裂が生じ、この亀裂部からの漏水がコンクリート床面と床面から剥がれた床材（塩化ビニルシート）との隙間に侵入して、2 階会議室（非管理区域）の天井部に浸透したものとわかった。 (1)平成 15 年の配管補修の際に塩ビ継手に亀裂を発生したものと推定。 (2)亀裂部からの漏水が除々にコンクリート床面と床材の接合部を劣化させ床材が剥がれたと推定。 (3)当該流しは床板を壊して取り外さないと配管接続部を目視点検できない構造であるとともに、塩化ビニル継手が使用されていることが確認されていなかった。
対　　策	①塩化ビニル継手の亀裂発生の防止対策 ・排水配管に係る工事の際の工事業者への情報伝達を徹底 ・工事後の検査を周辺への影響を考慮して行うことをマニュアルに記載 ・階下の非管理区域への貫通排水配管がある流しの塩ビ継手の健全性の確認 ②コンクリート床面と塩化ビニルシートの隙間発生の防止対策 ・管理区域から階下の非管理区域への床の貫通部の調査、防水加工の実施 ・階下の非管理区域への貫通排水配管がある流しの床材の健全性の確認 ③これまでの点検で亀裂等を発見できなかったことへの対策 ・流し床板を目視点検可能な構造に改善、配管接続部がある旨を注意表示 ・流しも含めた排水配管系統及び本漏水事象に関する教育の実施 ・排水配管の点検対策部位を点検マニュアルに記載
水平展開事項	本水平展開は、管理区域から階下の非管理区域へ貫通する排水配管を有する実験台等を対象設備とし、床を貫通する排水配管と排水設備（排水トラップ等）との接続部（特に塩化ビニルを使用している接続部）及び貫通部周囲の床面を点検対象箇所として、以下を実施する。 (1)対象設備の健全性確認及び不具合の処置 対象設備の点検対象箇所について健全性を目視により確認する。確認の結果、不具合が発見された場合は、速やかに適切な処置を行う。また、管理区域から階下の非管理区域へ至る排水配管の床貫通部周囲が防水加工されていない場合は加工を行う。 (2)対象設備の保安管理 ①健全性の確認 ・点検箇所等を明記した点検マニュアル等を整備し、年 1 回以上の目視点検を実施する。 ・点検箇所が流しの床板等で覆われている場合は、排水配管接続部及び床貫通部周囲の防水加工が容易に目視点検できるようにするとともに、流しの床下等に配管接続がある旨の注意表示を行う。 ・排水配管に係る工事の際は、工事後の検査を工事箇所だけでなく周辺への影響を考慮して行う旨を点検マニュアル等に記載する。

	②就業中教育の実施 ・当該設備を使用する従業員に対して、流しも含めた排水配管系統及び本漏水事例の内容に関する教育を行う。 ・排水配管系統の工事の際は必要な情報を的確に工事業者に伝えることを徹底する。

水平展開 H21－07

件　　名	空調用冷凍機冷媒配管からの冷媒漏えいについて
発生場所及び発生課	地層処分放射化学研究施設（クオリティ）環境技術管理部処分技術課
発生日時	平成 21 年 5 月 29 日　14 時 25 分頃
事故・トラブルの状況と措置	停止中の空調用冷凍機（ヒートポンプチラー）（以下、「チラー」という）CH-12No.1 の点検において、冷媒圧力が他のチラーよりも低い値を示していることを確認した。メーカに調査依頼を行った結果、冷媒配管（以下、「油戻し配管」という）溶接部付近から冷媒（フルオロカーボン 134a）の漏えいを確認したので、アルミテープによる漏えい防止の応急処置を行った。
原　　因	漏えい部周辺の油戻し配管について、PT 検査（第 3 者機関）を行った。その結果、線状指示模様が発生していることが分かったので、漏えい原因は油戻し配管が上下左右方向への振動による周期的な引張り応力が溶接部に加えられたことによるものと判断された。
対　　策	(1)油戻し配管（漏えい部）の肉もり溶接を行った。（平成 21 年 9 月 14 日） (2)油戻し配管を分岐配管に結束バンドで固定（12 箇所）し、油戻し配管への応力緩和処置を行った。（平成 21 年 9 月 14 日）
水平展開事項	冷凍高圧ガス第一種製造施設及び冷凍高圧ガス第二種製造施設＊においては、圧縮機からの振動の伝達に起因した応力集中による冷媒配管の割れ等に伴う冷媒ガス漏えいを防止するための措置が講じられていることを確認し、必要な場合は対策を講じること。 ＊第一種：各都道府県知事からの製造の許可をうけている設備 ＊第二種：各都道府県知事からの製造の届出をしている設備

(2) NS ネット良好事例

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして平成 11 年12月に発足し、平成12年度から関係機関の事業所において相互評価(以下、「ピュアレビュー」という。)が実施され、NS ネットに関する良好事例は、その中から摘出されたものである。これらの良好事例を有効活用し、原子力の安全確保を目指すことを目的とし、研究所として良好事例を「保安の広場」に掲載することで、情報の共有を図っている。平成 21 年度は、第 71 回から第 78 回の良好事例を掲載した。NS ネットのピュアレビュー結果の良好事例を表 3-4-2 に示す。

なお、これまでの NS ネットのピュアレビュー結果は、http://www.gengikyo.jp/db/に掲載されている。

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（1/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 71 回	㈱グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	【組織・運営】 防護めがねの確実な着用の徹底 　工場内で働いている従業員は、巡視などの軽作業を行う者まで例外なく全員が防護めがねを着用している。GNF-J においては、前身の日本ニユクリア・フユエルの操業開始(1970 年)当時から防護メガネが着用されてきた。その後、2001 年に導入したグローバルスター活動(GE グループ独自の労働安全マネージメントシステム）での要求事項であったことから、2002 年には着用がマニュアル化され、更に徹底されている。 　日本の原子力産業界においては、現場内での防護めがねの着用は、GNF-J ほど広い範囲の業務までには徹底されていないのが現状である。このため、リスクの高い作業の近くにいる当事者以外の作業員が、防護めがねを着用していない場合が多く見受けられる。この意味から、GNF-J での運用は原子力産業界において参考となる事例であると言える。 【放射線防護】 ウラン飛散量の迅速算定法の確立 　施設内のウランが飛散するおそれのある全 28 室について、あらかじめ部屋の容積、床、壁等の表面積を実測しデータベース化するとともに、試料のサンプリング、放射能の計数およびウラン飛散量の算定法を標準化することで、ウラン飛散事象発生時のウラン飛散量を迅速かつ的確に算定できる方法を確立した。 　これによりウランが飛散した場合、その部屋の空気中のウラン粒子や床および壁に付着したウラン粒子を集塵法やふき取り法（スミア法）でサンプリングし、その試料中の放射能を計測すれば速やかに飛散量が算定可能となった。 　この方法はウラン飛散事象後に行われた緊急時対応訓練で活用されており、迅速化が図られている。 【重要課題】 防災活動への積極的な取組み 自衛防災組織として、「防護隊」を結成している。「防護隊」には、本部、警備、救護、消火、放射線管理、情報、工務の 7 小隊があり、従来の消火や救護だけでなく、地震、テロ等あらゆる災害に対応すべく、体制を整備している。防護隊員は従業員の中から選抜されており、万一の災害発生に備え、各種訓練を行っている。全体訓練と小隊毎の特殊訓練をそれぞれ月 1 回、総合防災訓練、消火訓練、核物質防護訓練をそれぞれ年 1 回実施している。社内の競技会の実施だけでなく、社外の競技会へも積極的に参加している。1998 年 7 月には横須賀市から委嘱を受け、災害時の相互協力体制を構築するとともに、消防出初め式への参加等ボランティア活動を積極的に行っており、地域との共生も図っている。

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（2/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 72 回	日本原子力発電㈱ 東海第二発電所	【運転】 運転部門は、1980 年から東海第二発電所で発生した各種のトラブル情報（事故、故障、運転上参考となる不適合）を、「プラント特異事象資料管理システム」（TOPICS : Technical Object Program of Peculiar Informatio Control System for Plant）に登録し、同種のトラブル発生時の対応、あるいは未然防止に有効活用している。たとえば、定期試験前に過去のトラブル事例を運転員に周知する時や、運転員の教育訓練時に活用している。 【技術支援】 ①非常用ディーゼル発電機（D/G）の定例試験時に早期の異状兆候の把握のため、超音波による振動測定や波形分析等を行い、D/G 機関の特性診断に取り組んでいる。 ②湿分分離器波板取替において、海外の最新技術を積極的に取り入れ、モックアップを使用した詳細な技術検証や運転経験を反映した確実な施工を行い、プラントの信頼性と効率を向上させた。 【放射線防護】 ①定検時の被ばく線量、廃棄物低減を目的に、発電所の各部門と協力会社が「ALARA*調整会議」を組織・運営し、関連情報を共有して相互に反映を行なうなど、一体となって積極的に取り組んでいる。 ＊ ALARA : As Low As Reasonably Achievable 「合理的に達成できる限り低く」の略。被ばく低減の原則を示す。 ②管理区域内での定検工事の実施に当たり放射線防護の基本事項が確実に実行されるよう、放射線管理部門の管理者 1 名と各協力会社の放射線管理責任者から構成される 5 名程度のチームが特定の工事件名を選択し、その工事の実施に当たり講じられている放射線防護措置等を観察するミニピアレビュー活動が実施されている。抽出された良好事例、改善提案をチームメンバーが共有し、メンバー各社の工事に当たりそれらを反映している。 【運転経験】 発電所の管理者が出席する毎朝の定例会議で、過去の同日に発生したトラブルや労働災害事例が紹介されている。紹介された事例は、発電や保修部門の担当者によって、日常の活動で注意喚起などに活用されている。

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（3/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 73 回	日本原燃㈱	【運転】 濃縮技術部門は、六フッ化ウランに係わる各種分析技術を直営により、維持、向上、改善、および伝承しており、廃棄物の処理などに役立てている。またトレーサビリティ確保の観点では、海外認証会社が製造した標準溶液を採用して、分析結果の信頼性、客観性向上を図っている。 【技術支援】 廃棄体埋設ピットの構築から、廃棄体の定置、覆いコンクリート打設までの各段階におけるピット内への雨水侵入防止、並びに、ピット完成から埋め戻しまでの間における貫通ひび割れによる雨水浸入防止のため、設計・施工管理・維持管理面について様々な工夫を施し、埋設施設の信頼性確保に万全を期している。 【放射線防護】 放射性固体廃棄物の管理として、廃棄物の低減が積極的になされるとともに、発生した廃棄物の発生時から保管まで一貫した分類の徹底および汚染廃棄物に対する汚染拡大防止措置の徹底が行われている。例えば、廃棄物発生量の低減として、「作業に不要なものは持ち込まない。消耗資材等の持ち込みは必要最小限にする。汚染が無く使用可能な物は再使用する。」が徹底、実践されている。 【組織と管理体制】 濃縮技術についての教育や技術伝承は、所員に対してだけでなく、協力会社の社員に対しても熱心に行われている。例えば、運転操作に係わる技術的なノウハウは、運転操作手順書に反映され、所員や協力会社の作業員が操作前に読み合わせを行ったり、操作時に遵守することで、１つ１つの技術が身に付き、伝承がなされている。

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（4/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 74 回	四国電力㈱ 伊方発電所	【運転】 1984 年から「運転状況分析システム（NOAS：Nuclear Power Plant Operating Analysis System)」を導入し、設備の異常の兆候を早期に発見し､設備上および運用上、適切に対応することで、運転員の負担を軽減するとともに、運転監視の高度化を図っている。 【保修】 保全の有効性評価プロセスにおいて、「統合型保修管理システム（Enterprise Asset Management System(EAM))」という IT 技術を活用した保全プログラムの継続的改善を体系的、効率的に行い、機器信頼性向上につなげている。分解点検結果、状態監視保全結果がデータベース化され、機器毎に保修経歴が参照できるようになっており、これらのデータとともに運転部門のサーベランス試験結果と併せて、管理者から構成される保全計画総合評価会にて有効性が毎定検評価され、保全計画へフィードバックされている。 【技術支援】 発電所では、至近の定期検査において、1、2 号機中央制御室の制御盤と制御装置を、最新式のデジタル方式のものに取替え、操作性や監視性と共に、信頼性を向上させた。取替工事については、事前に厳密な計画を立て、関係会社などと連携を図って確実に実施していくことにより、トラブル等を発生させることなく、計画どおりに完遂した。また、制御盤自体の仕様については、原子炉の緊急停止系等の重要な設備にハードスイッチを採用するなど、伊方発電所固有の改良も反映させた。 発電所では、寿命期間を通じた潤滑油の清浄度管理を行って機器の信頼性向上を図るための新油貯蔵庫の建設や、すべての間欠運転機器を対象とした振動診断を行うための監視ユニットの導入など、設備診断を充実させる取り組みを、積極的に推進している。 【放射線防護】 作業員は管理区域からの退出時に、専用の「服モニタ」を活用し、自ら使用した作業服の汚染を確認する運用を行っており、また、使用した安全帯や共用工具を、専用の「保護具モニタ」により自ら汚染を確認する運用を行っている。この「服モニタ」および「保護具モニタ」を効果的に活用することにより、不用意な汚染の拡大防止と、作業員が自ら汚染確認することにより、汚染拡大防止意識の高揚が図られている。 【運転経験】 ＩＴ 技術を活用し、発電所内外の運転経験事象の報告、スクリーニング、是正処置などを効率的かつ確実に実施し、発電所のパフォーマンス維持、向上につなげている。このＩＴ技術は保修部門でも活用されており、作

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（5/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 74 回 （続き）	四国電力㈱ 伊方発電所	業分類、作業計画、作業の実施、作業結果評価までの保全業務管理フローが確立され、不具合情報の発電所大での迅速な共有や、保修業務の確実かつ容易な進捗管理が行われている。 【組織と管理体制】 発電所においては、安全安定運転を達成するにはヒューマンファクターは極めて重要な課題であると認識し、また、ヒューマンファクターに係わる事象を低減するため国内原子力発電所にくらべかなり早い時期よりヒューマンファクターの分析手法を確立し、評価結果に基づく対策の実施等さまざまな取り組みが行われている。
第 75 回	北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	【運転】 2 号機タービン建屋の復水器室にある弁を検索するソフトを開発し、このエリア内にある弁の位置が容易に特定できるようになっている。このエリアは、高放射線量区域であることから、弁操作等に伴う運転員の被ばく量を大きく低減させる効果をもたらせている。 【保修】 保修業務の更なる改善のため、2007 年度から計画的に他社の発電所のベンチマークを行い、当発電所の業務内容と比較した上で良好事例と考えられる項目を抽出し、業務に反映している。反映事項を短期に実施するものと、中長期にかけて実施するものとに分類し、対応検討責任箇所に割り当て、定期的に進捗状況の確認を行っている。 定期検査終了後の原子炉起動前に、全ての制御盤やサンプルを採るためのラック（補助設備は除く）等において、作業に伴う隔離・復旧措置の忘れ等によるトラブルを防止する観点から、総点検を実施している。この結果、1 号機の初回定検（約 15 年前）からこれまで隔離・復旧忘れによるトラブルは発生していない。 【技術支援】 発電所長を委員長とする「原子力発電保安運営委員会」を高い頻度で実施すると共に、委員会において、原子力安全に関連するきめ細かい審議を行っている。たとえば、定例的に実施される新燃料の搬入・受取検査についても審議を行い、これらの作業における注意事項を確認している。 原子炉建屋、タービン建屋等の主要な建屋の膨大な点検データを確実に管理するため、1 号機の運転開始後の早い段階（1997 年）から、自社で開発した「建物保守管理システム」を導入しており、点検・補修計画、履歴管理業務を効率的に行っている。 【放射線防護】 発電所の出入管理システムは、管理区域入域に必要な訓練記録や健康診断記録等が作業員の所有する入域用カード（ID カード）に保存されている。そのため他の多くの発電所に設置されているゲート付き入退域装置（警報

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（6/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 75 回 （続き）	北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	付ポケット線量計と ID カードにより入退域手続きを行うもの）が不要となることや、入退域時に同装置において管理用計算機とのやりとりに要する時間が短縮できることから、作業員の迅速かつ確実な入域を可能にしている。本システムの導入に伴い、特に定期検査中など立ち入り者の多い期間においてもスムーズな入退出が可能となっている。 【組織と管理体制】 設備等の異常の早期発見能力を養う観点から、「役職者同行パトロール」や「気づき能力向上訓練」を 2007 年より実施しており、若手発電所員の現場技術力の向上に役立っている。「役職者同行パトロール」は、経験豊富な役職者が若手の発電所員(保修部門、発電部門)に、設備の技術的な知見や異常発見のポイントを指導するものである。「気づき能力向上訓練」は、研修センターの設備を使って、模擬された不具合を訓練生がどう気づき、どう対応するかを訓練するものである。
第 76 回	㈱神戸製鋼所 高砂機器工場	【組織・運営】 安全専任者パトロールの実施 　現場を熟知した元社員が安全専任者として任命され、毎日、現場の安全パトロールを実施する活動が行われている。パトロールでは、作業安全上の気付き事項をその場で作業者に指摘し、対応できる項目についてはその場で改善がされており、労働災害の防止が図られている。
第 77 回	日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	【組織・運営】 「業務ピアレビュー」の実施 　原科研では、業務効率化を目指した組織横断的なタスクフォースによる「業務ピアレビュー」を実施している。この結果、業務効率化とともに、安全性・信頼性の向上にも寄与している。「業務ピアレビュー」は 、原科研内の組織横断的意識の共有化を図り、他 部・他課の知見やアドバイスを基に、客観的な検討が実施されている。ホット試験施設管理部においては、タスクフォースのレビュー前に部内の各課間でお互いの業務を人員、予算面で分析し評価するとともに、安全面においても、必要な要員の技能レベルなどのレベル付けを行うなど詳細な分析を行い評価している。 【組織・運営】 他事業所等とのコミュニケーションの推進 　ホット試験施設管理部では、2005 年以来、ホットセル施設を有する原科研以外の事業所（大洗研究開発センターなど）の類似施設の管理組織や民間の類似施設を持つ事業者との間で相互に相手の施設を訪問し、施設の見学や情報交換を行っている。この結果、自らの組織では想定していない新しい情報や類似の作業およびその管理の観点での情報を共有化でき、組織内および組織間のコミ

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（7/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 77 回（続き）	日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所	ュニケーションの有効化が図れ、安全性・信頼性の向上に寄与している。 【放射線防護】 徹底した指導管理による内部被ばくおよび身体汚染の防止 　内部被ばくや身体表面の汚染リスクの大きいセル内作業に関して、これまで積み重ねてきた豊富な経験をもとに、協力会社およびその作業者への指導、管理を徹底して行なっている。この結果、作業者は汚染防護のために合理的かつ適切な手順を遂行し、運転開始以来 30 年以上、内部被ばくゼロを達成している。 【リスク管理】 「ページングによる非常時の連絡方法」の活用 燃料試験施設内のページングの横に「ページングによる非常時の連絡方法」が貼り付けてあり、「連絡方法」は、「5W1H を明確に報告すること」というような教訓的なものでなく具体的な文例が記載されている。火災、労働災害等の発見者は、記載してある文例に、自分の所属、氏名、場所、状況等を入れ込んで読み上げるだけで良く、非常時のあわてた状態でも、正確かつ漏れなく状況連絡ができるようになっている。
第 78 回	日立造船㈱ 有明工場	【製造】 小日程ボードを活用した「工程調整会議」 　製造部の作業長および班長、品質保証グループ員、工事管理グループ員が参加する工程進捗管理等のためのミーティングが、毎日、現場にて行われている。ミーティングは、マグネット板で主要作業項目を白板工程図（小日程ボード）上に示すとともに、当該ボードを前にして主に 2 週間の詳細工程に関して行われる。問題があればその場で説明、対応策が協議され、必要に応じて工程の変更がなされる。このように、工程上の問題が、日々関係者間で共有され、直ちに対策がとられること、また現場でのミーティングにスタッフである各グループ員が毎日参加することは、工程管理の効率化の観点とともに現場とスタッフ間の良好なコミュニケーションを図り、特に工程上の問題に対する PDCA（Plan Do Check Action）の CA を実践する上でも有効と考えられる。 【不適合管理とヒューマンエラー防止】 ヒヤリハット事例の活用 　工場では、1999 年からヒヤリハット事例を有効活用し安全活動に努めている。「現場に安全はない」を基本に、ヒヤリハット事例報告を多く出すことにより、危険場所の把握・改善、安全意識の高揚を図るとの考え方に基づいて、毎年、事例報告提出目標を設定している。実際には、初期段階と比べると、目標をはるかに上回る実績で事例報告がなされている。また、これらの報告のうちリス

表 3-4-2　NS ネット相互評価結果の良好事例（8/8）

回	レビュー事業所	相互評価（ピュアレビュー）結果の良好事例
第 78 回 （続き）	日立造船㈱ 有明工場	クの高いものは、重大ヒヤリハットとしてリスクアセスメントを実施している。 　これらのヒヤリハット事例の活用を目的として、月 1 回実施している「ゼロ災発表会」の中で、事例について意見交換を行い、水平展開を図っている。なお、この発表会は、桜島工場時を含め、約 15 年間で 178 回継続している。 また、リスク評価の高い重大ヒヤリハットに対しては、職員に万一ヒヤリハットで終わらなかった場合を模擬して見せる「実験昼礼」を昼休み後に行い未然防止に努めている。

3.5 その他

(1) 化学物質管理業務

① 化学物質の排出量等の取りまとめ

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)に基づき、平成20年度における第一種指定化学物質の排出量及び移動量のとりまとめを行い、6月29日に茨城県知事に届出書を提出した。平成20年度の化学物質排出量・移動量を表3-5-1に示す。

また、各部・センターにおける化学物質の排出量等の取りまとめを四半期毎に実施した。

表3-5-1　平成20年度化学物質排出量・移動量

経路等		ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類 (mg-TEQ)
排出量	大気への放出	0.038 (0.13)
	公共水域への放出	0.0 (0.000022)
	研究所内土壌への排出	0.0 (0.0)
移動量	下水道への移動	0.0 (0.0)
	研究所外への移動	0.0 (0.0)

注( )内数値は平成19年度に報告した値を示す。

② 化学物質管理者教育

本部安全統括部の主催により、中央労働災害防止協会講師を招聘し、化学物質管理規則に基づく化学物質管理者等を対象とした化学物質管理者教育を平成21年11月9日に応用試験棟で実施し、保安管理部は所内への案内及び受講者等のとりまとめに協力した。なお、受講者は21名であった。

(2)保安教育・訓練管理システムの整備

保安教育・訓練管理システムについては、他研究所の運用の支援を行いながら、今後の高度化仕様について、本部・大洗を交えて検討を開始し、本部WGで意見交換を行った。

(3) 平成 21 年度業務目標及び安全衛生活動等の実績報告の取りまとめ

平成 21 年度業務目標に基づく保安管理部の活動実績について、中間報告、暫定報告及び最終報告を取りまとめるともに OHSMS/EMS 目標に関する各部・センターにおける労働安全衛生活動の実施状況を確認した。また、平成 21 年度安全衛生管理基本方針に基づく活動状況を取りまとめた。

「平成 21 年度実績報告書（保安管理部)」、「平成 21 年度 OHSMS/EMS 目的及び目標達成度報告書（保安管理部)」及び「平成 21 年度安全衛生管理方針に基づく活動施策に対する活動状況について（研究所)」を付録として添付する。(付録―3(9)～3(11))

(4) 平成 22 年度業務目標及び安全衛生活動等の計画の策定

機構の中期目標を達成するための計画、安全衛生管理規定に基づき理事長が定める平成 22 年度安全衛生管理基本方針及び同方針に基づく活動施策並びに平成 21 年度における研究所の安全衛生活動の総括に基づき、平成 22 年度安全衛生管理に関する実施計画及び実施計画(目標ﾘｽﾄ)を策定した。

「平成 22 年度業務目標リスト（保安管理部)」、「平成 22 年度 OHSMS/EMS 目標リスト（保安管理部)」、「平成 22 年度品質目標リスト（保安管理部)」「平成 22 年度安全衛生管理に関する実施計画（研究所)」「平成 22 年度安全衛生行事等の実施計画（研究所)」「平成 21 年の度安全衛生活動の総括及び平成 22 年の度安全衛生管理に関する実施計画について（研究所)」及び「平成 22 年度安全衛生管理に関する実施計画（目標リスト）（研究所)」を付録として添付する。(付録―3(12)～3(18))

(5)吹き付けアスベスト等の対策状況

平成 22 年 3 月 31 日付けのサイクル工学研究所における吹き付けアスベスト等の対策状況について取りまとめ、「吹き付けアスベスト等がある」もの約 5670 ㎡（主な場所は社宅）のうち「措置済状態にある」ものは、約 670 ㎡であった。

4. 危機管理業務

4.1 危機管理業務状況

危機管理課は、事故・トラブル等発生時の現地対策本部活動支援、警備、消防等に関する業務を行っており、平成 21 年 4 月 1 日現在の人員は 52 名（警備員 25 名含む）である。また、当課は、事故・トラブル等発生時の迅速かつ的確な通報と情報収集を行うことを目的として 24 時間体制の勤務シフトとしている。

平成 21 年度は、前年度に引き続き、平成 19 年に発生した新潟県中越沖地震を教訓として、消防体制の強化や防災資機材の整備を図っている。

訓練については、研究所訓練計画に従い保安規定及び原子力事業者防災業務計画に基づく訓練、核物質防護訓練、月例訓練等を実施した。平成 21 年度の訓練は、想定に大規模災害要素を組み入れた複合事象としたほか、当研究所特有の臨界事故や化学薬品の漏えい事象を盛込んだ訓練とした。

警備については、平成 20 年 6 月 1 日付で再処理施設核物質防護規定に警備区域が適用され、入構管理の更なる厳格化が求められた。

その他、平成 21 年度における現地対策本部を設置した対応案件は以下の 7 件が発生している。

(1) 平成 21 年 4 月 6 日：定期自主検査における海中放出管の故障の可能性（経路外放出）
(2) 平成 21 年 6 月 8 日：第２応用試験棟における救急車要請（従業員の発作）
(3) 平成 21 年 7 月 10 日：Pu 第３開発室居室における電源ケーブルからの発煙(ケーブル溶融)
(4) 平成 21 年 9 月 17 日：応用試験棟における漏水（経路外漏えい）
(5) 平成 21 年 12 月 23 日：Pu 第３開発室における発煙（コンデンサーからのオイル漏れ）
(6) 平成 22 年 3 月 6 日：工事業者車両運転手の体調不良（救急車要請）
(7) 平成 22 年 3 月 29 日：地層処分放射化学研究施設における火災

4.2 緊急時対応体制の整備

万一の事故・トラブル等発生に備え、通信設備等の緊急時対応システム機能を維持することは当課の最優先業務であり、このため頻度を定めて点検を実施し、その機能を確認している。

以下に平成21年度に実施した緊急時対応システムの維持管理内容を示す。

(1) 緊急時対応システムの維持管理

① 日常点検（1回／毎日／3直）

イ．緊急時対策所の緊急時対応システム類の巡視点検を行い、その健全性を確認している。

ロ．非常用電話（9999及び2222）等受信装置の作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

② 月例点検（1回／月）

イ．緊急時対策所と各部センターの現場指揮所（7箇所）の間でTV会議システムを接続して、その音声映像、モバイル送受信、動画配信、Eメール受信等の作動試験を行い、その機能を確認している。

ロ．非常用電話（9999及び2222）の通話作動試験を行い、音声、通話録音等が正常に作動することを確認している。

ハ．自家用発電装置の作動試験を行い、発電装置からの電源供給により、緊急時対策所の各システムが正常に作動することを確認している。

ニ．勤務時間外（夜間・休祭日）における現地対策本部構成員招集用の緊急情報伝達システム（お伝え君）について、毎月発災箇所（部・センター）を変えて起動試験（招集なし）を行い、正常に作動することを確認している。

ホ．核燃料物質使用施設保安規定対象機器、再処理施設保安規定対象機器及び原子力災害特別措置法対象機器である受発信用FAX、携帯電話、PHS、衛星携帯電話及び外線電話について作動試験等を行い、これらが正常に作動することを確認している。

また、自主的に設置している機器である着信確認用外線電話及び外線電話についても、正常に作動することを確認している。

③ その他点検（1回／2ヶ月）

イ．情報通信車からのモバイル画像送信、デジカメ画像送信、Eメール送信、衛星電話通信、衛星FAX送信等の各作動試験を行い、これらが正常に作動することを確認している。

(2) 緊急時対応機器の整備

① 緊急時支援システムデータベースの維持

事故支援システム掲載の情報確認及びデータ更新等のメンテナンスを継続。今後も必要に応じ随時更新を行うこととする。

② 緊急時対策所ＡＶシステム音響系配線の再構築

これらは初期導入後の運用変更に伴うシステム導入や変更の為、機器増設や配線変更等必要範囲でのみの対処を繰り返してきた。この為不要となった機器や配線の撤去、今後の保守運用に向けた総合的な各系統の見直しとその実施を早急に行なう必要があった。

従ってこれら関連機器の機能再確認、配線全般の見直し簡略化、それに基づく撤去や整線作業及び図面化を行った。

尚将来性と経済性を考慮し新機を導入せず現機を基に実施した。

4.3 訓練

訓練については、研究所訓練計画に従い核物質防護規定に基づく核物質防護訓練、防災業務計画に基づく防災訓練、再処理施設及び核燃料物質使用施設保安規定に基づく非常事態訓練（所長が行う訓練）を実施するとともに各施設の月例訓練（施設統括者が行う訓練）を合計 10 回実施した。

以下に訓練の概要を述べる。

(1) 月例訓練

① 4 月 22 日（水）（保安管理部）

「時間外招集訓練」

・訓練内容

保安管理部所掌施設でトラブルが発生したとの想定で、現地対策本部構成員のうち、通報受信から緊急時対策所到着までの所要時間が 30 分以内の構成員を実際に招集した。

・訓練結果

本訓練において、招集開始から 12 分後には本部立ち上げに必要な目安である 50%の構成員が参集できることを確認した。

② 6 月 10 日（水）（放射線管理部）

「計測機器校正施設における火災対応訓練」

・訓練内容

震度５弱の地震発生に伴い、計測機器校正施設の校正用Ｘ線発生装置付近で火災が発生し、初期消火中の作業員が負傷して意識を失うとの想定で訓練を行った。本訓練では、発見者による村消防及び所内関係各所への迅速な通報連絡、地震発生時の初動対応、初期消火を含めた火災対応、負傷者への対応が確実にできることを確認した。

・訓練結果

本訓練において全体的な対応手順に問題のないことを確認した。

③ 10 月 23 日（金）（工務技術室）

「火災対応訓練」

・訓練内容

浄水場にて火災が発生したとの想定で訓練を行った。本訓練では、発見者による村消防及び所内関係各所への迅速な通報連絡、発見者による初期消火活動、自衛消防班常駐隊員による放水活動等の措置対応が確実にできることを確認した。

・訓練結果

本訓練において、全体的な対応手順に問題のないことを確認した。特に、自衛消防班常駐隊員は出動命令から約５分で消火活動を開始しており、確実に対応能力が向上していることが確認された。

④　2 月 26 日（金）（管理部）

「第一食堂における火災対応訓練」

・訓練内容

第一食堂厨房のフライヤー付近で火災が発生し、負傷者が発生するとの想定で訓練を行った。本訓練では、発見者による村消防及び所内関係各所への迅速な通報連絡、事務管理棟従業員による初期消火活動等の措置対応が確実にできることを確認した。

・訓練結果

本訓練において全体的な対応手順に問題のないことを確認した。

(2) 保安規定等に基づく総合訓練

①　7 月 30 日（木）（核燃料物質使用施設非常事態訓練 13:30～15:30）

「激甚災害発生時の対応訓練」

・訓練内容

本訓練は以下の想定で実施した。

茨城県北部震度６弱の地震発生に伴い、濃縮前道路、屋外消火栓が使用不能となるとともに一般電話回線（固定・携帯）が輻輳し、基幹 LAN が使用不能となる事態が発生する。

地震発生直後、CPF CA-3 セル内の溶解試験装置のオフガスラインが外れヨウ素が排気筒より大気中に放出されるとともに、試験室 A で施設点検中の作業員が破損した試験器具で手を負傷して負傷部が汚染した。さらに、クオリティーのトラックロックにて、火災及び救急搬送を必要とするけが人が発生するとの想定で実施した。

なお、上記以外の施設・設備については、建物の崩壊等の重大な被害はないとの想定で実施した。

・訓練結果

本訓練では、昨年の問題点・課題への対策を講じた結果、昨年と比べて激甚災害への対応の習熟が見られ、複合事象への対応能力の向上が確実に見られている。

なお、若干第 1 報の発信が遅れたこと、プレス文確定が目標時刻より多少遅れたことから、今後の訓練において改善を図る。

② 10 月 22 日（木）（再処理施設核物質防護訓練 14:00～15:00）
「不審者侵入時対応訓練」

・訓練内容

第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設周辺に不審者が進入したとの想定で不審者の追尾と従業員等の退避等の対応を行う。また通報で駆けつけた治安当局者と協力し不審者の身柄の拘束を行う。

・訓練結果

本訓練では、事故対応体制の立上げ、構内への周知等の初動対応及び不審者の追尾・確保は問題なく実施できた。

なお、情報共有方法に課題が見出されたことから、今後の訓練において改善を図る。

③ 12 月 4 日（水）（核燃料物質使用施設核物質防護訓練 14:00～15:30）
「不審物発見及び不審者侵入時対応訓練」

・訓練内容

周辺防護区域内に不審物を投げ入れる不審者を発見し、その不審者が周辺防護区域内に侵入したとの想定で、通報で駆けつけた治安当局と協力し不審者の身柄の拘束及び不審物の回収・撤去を行う。

・訓練結果

本訓練では、事故対応体制の立上げ、構内への周知等の初動対応及び不審物の回収・撤去作業は問題なく実施できた。

なお、指揮命令の方法に課題が見出されたことから、今後の訓練において改善を図る。

④ 1 月 21 日（木）（防災訓練 13:30～15:30）
「プルトニウム第三開発室における臨界訓練」

・訓練内容

炉室（FP-109）において、予備焼結炉で焼結皿装荷作業を実施中、炉内に大量の冷水が流入したためグローブボックス内で臨界が発生し、臨界警報が吹鳴する。

臨界発生直後、プルトニウム燃料開発センター従業員は所定の退避地点に避難し、退避地点におけるスクリーニング及び事情聴取の結果、高線量被ばく者３名（約１Sv）及び行方不明者１名が確認されるとの想定で実施した。

・訓練結果

本訓練では、事故対応体制の立上げ、負傷者の救助及び通報連絡等の手順は、これまでの訓練実績を基に事前作成した行動想定と比較しても問題のないものであった。

なお、発信情報の優先順位のつけ方や文書作成の過程など特に情報集約

及び発信方法に課題が摘出された。

⑤　3 月 11 日（木）（再処理施設非常事態訓練 13:30～15:30）

「再処理施設分離精製工場における回収酸の漏えい及び火災並びに地震発生時の対応訓練」

・訓練内容

茨城県北部で震度５弱の地震が発生し、再処理施設分離精製工場ユーティリティー室(G144)で作業中の作業員２名が回収酸(約10規定)を浴びて負傷した。その後、電工ドラムの火花が塗装作業に使用していたシンナーに引火し、その後、周辺の資機材に延焼して火災が拡大した。また、応用試験棟４階講義室の扉が当該地震で開かなくなったため、会議中の従業員３名が講義室に閉じ込められ、うち一人が転倒し頭部を打撲して一時意識が昏迷の状態になったとの想定で実施した。

・訓練結果

本訓練では、過去の訓練の反省点が反映され、複数事象への全体的な事故対応能力の向上は見られている。

東海村消防本部との連携訓練では、東海村消防本部が当日実働可能なほぼ全部隊を投入し、当方の情報にあわせて部隊配置を決定する等のブラインド状態で訓練に参加したが、大きな混乱もなく所定の活動を実施することができた。

なお、外部への通報連絡の質やタイミング、システムに関する問題点・課題も確認された。

(3) 原子力施設における事故・故障発生時の通報連絡訓練

7 月 16 日(木)（茨城県主催の通報連絡（無通告）訓練　14：30～16：00）

「核燃料物質使用施設における異常放出事象」

○訓練内容

高レベル放射性物質研究施設において、放射性物質の異常放出を示す排気筒排気モニタの警報が吹鳴した。

○訓練結果

全体的な対応手順には問題はなかったが、茨城県の講評で以下の問題点が摘出された。

・ 文部科学省水戸原子力事務所に対し、第 2 報及び第 3 報の電話による通報がなかった。
・ プレス発表時、幹事社とのプレス時間の調整がなかった。

4.4　警備及び入構管理

当研究所の警備は、再処理施設核物質防護規定の適用により、厳格な入構管理を実施している。

また、平成 18 年 4 月から危機管理対応班による正門警備所への常駐及び警備区域の巡視（1 回/日）を継続している。

上記、警備に併せ、入構者及び車両入構許可証発行等の入構管理業務についても当課所掌業務として実施しており、その発行数は職員及び年間作業請負等従業員ならびに業者に対して出入許可証を約 1,300 枚、車両入構許可証を約 1,100 枚発行している。

表 4-4-1 に平成 21 年度の入構者及び入構車両実績、表 4-4-2 に出入許可証及び車両入構許可証発行実績を示す。

表 4-4-1　入構者及び入構車輌実績

種　類	通用門	４月	５月	６月	７月	８月	９月	上半期計	
入構者（人）	正　門	4,147	2,681	3,070	3,557	2,533	3,178	19,166	
	田向門	2,919	2,780	4,558	5,591	5,135	6,962	27,945	
	計	7,066	5,461	7,628	9,148	7,668	10,140	47,111	
車　輌（台）	正　門	2,681	1,598	1,981	2,253	1,622	1,908	12,043	
	田向門	2,204	1,966	3,110	3,935	3,375	4,525	19,115	
	計	4,885	3,564	5,091	6,188	4,997	6,433	31,158	
種　類	通用門	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	下半期計	21 年度累　計
入構者（人）	正　門	4,098	3,718	3,767	3,480	3,287	3,089	21,439	40,605
	田向門	7,906	8,740	8,004	8,252	8,406	4,211	45,519	73,464
	計	12,004	12,458	11,771	11,732	11,693	7,300	66,958	114,069
車　輌（台）	正　門	2,497	2,492	2,385	2,278	2,262	2,055	13,969	26,012
	田向門	5,540	5,878	5,351	5,547	6,054	3,311	31,681	50,796
	計	8,037	8,370	7,736	7,825	8,316	5,366	45,650	76,808

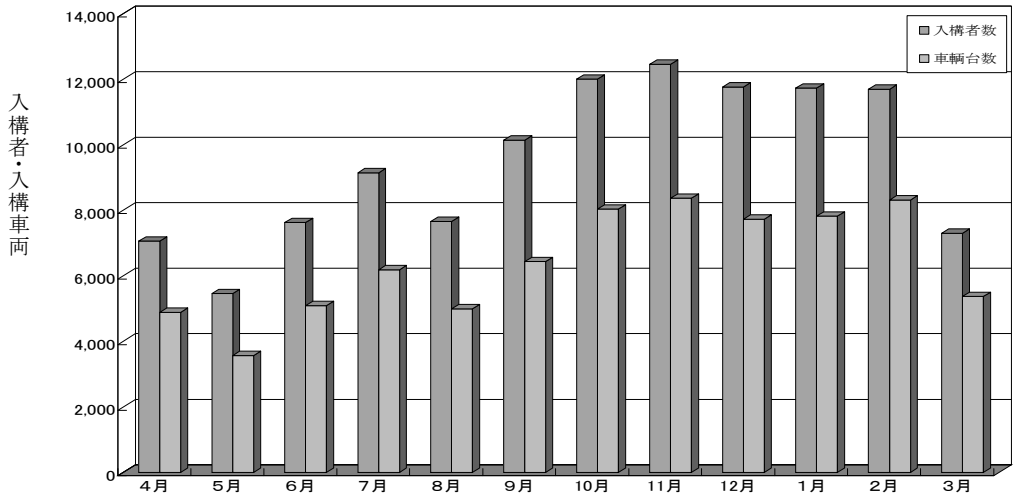

平成 21 年度

表 4-4-2　出入許可証及び車輌入構許可証発行実績

種　類	４月	５月	６月	７月	８月	９月	上半期計	
出入許可証	396	55	159	84	50	87	831	
車輌入構許可証	276	62	86	80	47	90	641	
計	672	117	245	164	97	177	1,472	
種　類	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	下半期計	21 年度累　計
出入許可証	182	83	67	48	38	7	425	1,256
車輌入構許可証	122	94	58	54	68	25	421	1,062
計	304	177	125	102	106	32	846	2,318

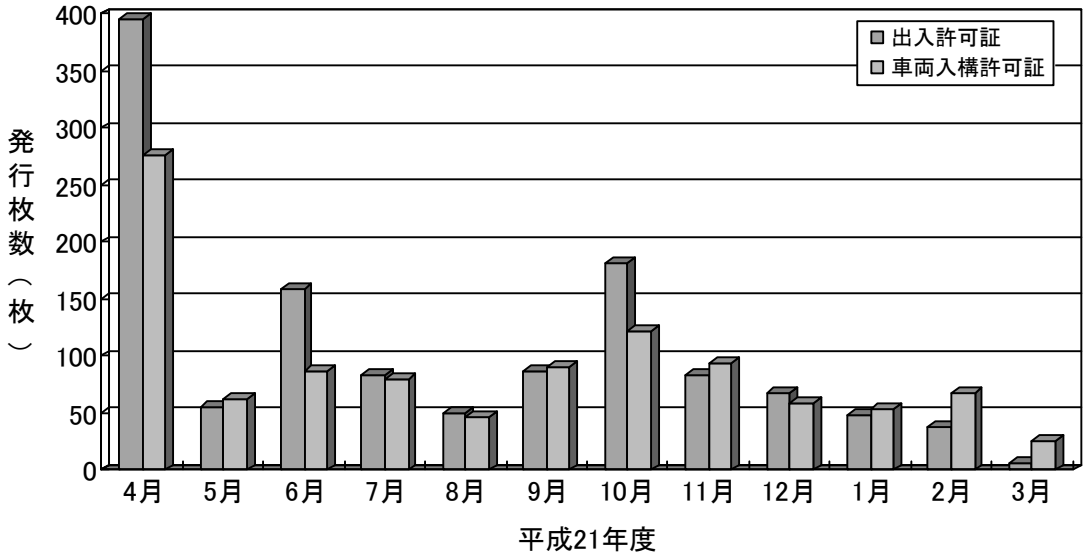

4.5 その他

(1) 消防班活動

当研究所自衛消防班は、所長から任命された班長 1 名、副班長 3 名、班員 21 名の計 25 名に加え、警備員で構成される常駐消防隊 12 名の計 37 名で組織され、火災等の異常事態に備えて定期的な訓練を実施している。

平成 21 年度は、定期的な訓練の他に、研究所月例訓練、研究所非常事態訓練に参加している。

平成 21 年度の消防班活動実績を表 4-5-1 に示す。

表 4-5-1　消防班の活動実績（1/2）

実 施 日	活　動　内　容	参加者
4 月 10 日	基本操作	参加 19 名
4 月 24 日	基本操作	参加 16 名
5 月 8 日	基本操作	参加 20 名
5 月 22 日	基本操作	参加 13 名
6 月 10 日	研究所月例訓練（訓練場所：校正室）	参加 4 名
6 月 12 日	基本操作	参加 14 名
6 月 26 日	基本操作	参加 19 名
7 月 10 日	基本操作	参加 18 名
7 月 24 日	基本操作	参加 17 名
7 月 30 日	研究所月例訓練（訓練場所：クオリティ）	参加 20 名
8 月 1 日	施設見学会（PR 館）	参加 4 名
8 月 7 日	基本操作	参加 14 名
8 月 21 日	基本操作	参加 12 名
9 月 11 日	基本操作	参加 15 名
9 月 25 日	基本操作	参加 14 名

表 4-5-1　消防班の活動実績（2/2）

実 施 日	活　　動　　内　　容	参加者
10 月 9 日	基本操作	参加 17 名
10 月 23 日	研究所月例訓練（訓練場所：浄水場）	参加 17 名
11 月 6 日	基本操作	参加 20 名
11 月 11 日	茨城県消防学校合同訓練（訓練場所：再処理センター）	参加 16 名
11 月 20 日	基本操作	参加 15 名
12 月 11 日	座学	参加 10 名
12 月 23 日	発煙対応（PU-3　電気室）	出動 18 名
12 月 25 日	基本操作、出初式準備	参加 20 名
1 月 8 日	基本操作、出初式準備	参加 23 名
1 月 10 日	平成 22 年東海村消防出初式	参加 24 名
1 月 22 日	基本操作	参加 17 名
2 月 5 日	基本操作	参加 14 名
2 月 26 日	研究所月例訓練（訓練場所：第１食堂）	参加 16 名
3 月 5 日	基本操作	参加 13 名
3 月 11 日	研究所非常事態訓練（訓練場所：応用試験棟、再処理センター）	参加 21 名
3 月 17 日	消火器取扱訓練指導（訓練場所：構内グランド）	参加 13 名
3 月 26 日	基本操作	参加 11 名

(2) 消防設備の点検

消防設備は、法に基づく 2 回/年の点検・報告が義務付けられており、この点検は、経済性及び合理性の観点から所内及び東海研究開発センター所掌厚生施設についても危機管理課で実施している。

平成 21 年度は、以下の消防設備等について、前期（平成 21 年 8 月 31 日～平成 21 年 11 月 19 日）、後期(11 月 30 日～2 月 17 日)の点検を実施し、その健全性を確認した。

① 自動火災報知器：(感知器：約 11,000 個、受信機：約 110 台)
② 消火器　　：約 4,200 本
③ 屋内消火栓　　：約　500 基
④ 屋外消火栓　　：約　120 基
⑤ 誘導灯・標識　：約 4,100 個

(3) 火災予防運動の取組み

火災予防運動に関しては､秋季全国火災予防運動期間(11 月 9 日から 15 日)、春季全国火災予防運動（3 月 1 日から 7 日）に合わせ、研究所として秋季・春季火災予防運動を推進するとともに、各種の防災関連行事を企画・実施した。表 4-5-2、表 4-5-3 に実施した火災予防運動行事を示す。

表 4-5-2　秋季火災予防運動行事実績

項　　目	実　施　日	実　施　内　容
啓発放送	期間中	・防火・防災管理者による啓発放送 ・火災予防ポスター掲示
防火講演会	11 月 27 日	・総務省消防大学校 教授 久保田 幸雄 氏 演題：「火災の発生状況と予防対策」
防火パトロール	11 月 9 日 11 月 12 日	・建屋内外の防火状況について、各部センター防火・防災対策委員会等による防火パトロールを実施した。

表 4-5-3　春季火災予防運動行事実績

項　　目	実　施　日	実　施　内　容
啓発放送	期間中	・防火・防災管理者による啓発放送 ・火災予防ポスター掲示
防火パトロール	3 月 10 日 3 月 12 日	・建屋内外の防火状況について、各部センター防火・防災対策委員会等による防火パトロールを実施した。
消火器取扱訓練	3 月 17 日	消火器の取扱訓練を実施した

(4) 防災管理棟見学者対応

危機管理に対する関心は、原子力業界のみならず多岐の業界に亘っている。防災管理棟の運用開始以来、見学者の来訪が相次いでおり、これらの対応を行っている。

平成 21 年度の見学者の対応実績を表 4-5-4 に示す。

表 4-5-4　防災管理棟見学者対応実績

月	見学者数	累　計　*1	月	見学者数	累　計　*1
4 月	0 人	5,708 人	10 月	15 人	5,799 人
5 月	0 人	5,708 人	11 月	0 人	5,799 人
6 月	0 人	5,708 人	12 月	2 人	5,801 人
7 月	4 人	5,712 人	1 月	28 人	5,829 人
8 月	38 人	5,750 人	2 月	4 人	5,833 人
9 月	34 人	5,784 人	3 月	24 人	5,857 人

*1　H13.3.27 運用からの累計

5. 品質保証関連業務

5.1 品質保証活動業務

使用済燃料の再処理の事業に関する規則及び核燃料物質の使用等に関する規則において、保安のために必要な措置を講ずるにあたり、品質保証計画書を定め、これに基づいて品質保証活動を実施することが定められている。

このため、品質保証計画書(再処理施設の品質保証計画書は理事長制定、核燃料物質使用施設の品質保証計画書は所長制定)に基づき、年度毎に品質方針を策定するとともに、品質目標を設定して、品質目標を達成するための活動を展開し、品質保証活動の継続的な改善に努めている。

主な品質保証活動として、核燃料物質使用施設に係る品質方針及び研究所品質目標の原案作成並びに設定、品質目標の達成状況報告(中間、暫定、最終報告)、核燃料物質使用施設を対象とした内部監査及びマネジメントレビューの対応、核燃料物質使用施設内部監査員スキルアップ研修、ISO9001/JEAC4111内部監査員養成教育、品質マネジメントシステム文書の維持管理等を実施した。

5.1.1 品質方針、品質目標の設定及び品質目標の達成状況報告

(1) 品質方針の策定

①原子力安全に係る品質方針

平成 21 年度の「原子力安全に係る品質方針」(理事長策定)は、平成20年度マネジメントレビュー(平成21年3月12日実施)において、平成20年度の品質方針を継続することとした。(付録－5 (1))

また、平成 22 年度の「原子力安全に係る品質方針」(理事長策定)については、平成21年度のマネジメントレビュー(平成22年3月4日開催)において変更する必要のないことを確認し、平成21年度の品質方針を継続することになった。(付録－5 (2))

②核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針

平成21年度の「核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針」(所長策定)については、平成20年度マネジメントレビュー(平成21年2月26日開催)における所長の指示を踏まえ、平成20年度の品質方針の全体的な見直しを行い、平成21年4月1日に所内周知を図った。(付録－5(3))

平成22年度の品質方針については、平成21年度のマネジメントレビュー(平成22年2月10日開催)における所長の指示を踏まえ、平成21年度の「原子力安全に係る品質方針」(理事長策定)と整合を図るとともに、使用施設の品質保証活動に即した具体的な表現にする等の見直しを行い、

平成 22 年 4 月 1 日に所内周知を図った。（付録－5（4））

(2)品質目標の設定(再処理施設、使用施設、政令第 41 条非該当施設等含む。)

平成 21 年度の核燃料サイクル工学研究所の品質目標は、平成 20 年度のマネジメントレビューの結果を反映するとともに、平成 21 年度品質方針（理事長が策定した品質方針、所長が策定した平成 20 年度の品質方針）に沿って作成し、品質保証分科会、品質保証委員会で審議した後、所長の承認（平成 21 年 3 月 27 日）を得て策定し、平成 21 年 4 月 1 日に所内周知を図った。（付録－5（5））

平成 22 年度の核燃料サイクル工学研究所の品質目標は、理事長の定めた平成22年度の品質方針及び所長の定めた使用施設に係る平成22年度の品質方針、平成 21 年度再処理施設マネジメントレビューの結果及び平成 21 年度使用施設のマネジメントレビューの結果を踏まえ作成した。（付録－5（6））

なお､品質目標は平成 22 年 3 月 19 日の品質保証分科会及び平成 22 年 3 月 25 日の品質保証委員会で審議した後、所長の承認を得て策定し、平成 22 年 4 月 1 日に所内周知を図った。

(3) 品質目標の達成状況の中間、暫定、最終報告

核燃料サイクル工学研究所における品質目標の達成状況について、各部･センターの達成状況を「平成 21 年度核燃料サイクル工学研究所品質目標リスト･実績」に取りまとめ、中間報告（平成 21 年 10 月 30 日）、暫定報告（平成 22 年 2 月 3 日）、最終報告（平成 22 年 5 月 14 日）として、品質保証管理責任者及び所長に報告した。

5.1.2 使用施設内部監査

核燃料物質使用施設保安規定第 14 条及び使用施設品質保証計画書 8.2.2 に基づく使用施設の内部監査について、以下の対応を実施した。

(1) 主任監査員が平成 21 年 7 月 14 日に内部監査員の推薦を各部・センターに依頼した。その後、各部・センターから推薦を受けた 22 名について、平成 21 年 8 月 10 日に所長から核燃料物質使用施設に係る内部監査員の指名を受けた。

(2) 平成 21 年度の使用施設内部監査の年間計画を示す監査プログラムは、平成 21 年 8 月 11 日に所長の承認を得た。

また、具体的な計画を示す内部監査実施計画は、平成 21 年 10 月 1 日の品質保証委員会に諮り、平成 21 年 10 月 1 日に所長の承認を得て、同日に各部・センターへ周知した。

(3) 内部監査の対応として以下の会議を実施した。

①監査員会議

・内部監査の準備に関する打合せ：平成 21 年 8 月 28 日、9 月 14 日

・反省会　　：平成 21 年 12 月 14 日

②監査リーダ会議

・内部監査結果の横並び調整に関する打合せ：平成 21 年 11 月 2 日

(4) 内部監査員のスキルアップ教育を平成 21 年 10 月 1 日に開催し、14 名が参加した。

(5) 使用施設の内部監査を平成 21 年 10 月 7 日、20 日、21 日、26 日、27 日 11 月 9 日に実施した。

また、平成 21 年 10 月 27 日にサイクル工学試験部、環境技術管理部、プルトニウム燃料技術開発センターに対する「放射線保安規則」及び「放射線障害予防規程」適用施設に係る内部監査を併せて実施した。

なお、支援部門（放射線管理部、工務技術室、保安管理部）に対しては、原子力安全監査との合同監査を実施した。

①使用施設内部監査結果

内部監査の結果は、重大な不適合は無く、軽微な不適合 1 件、観察事項 6 件、意見 10 件、良好事項 7 件が抽出された。

内部監査結果では、軽微な不適合 1 件のほか、観察事項及び意見が検出されたものの、全体的には品質マネジメントシステムの要求事項に適合していること及び品質保証活動が適切に実施・維持されていることを確認した。なお、軽微な不適合と判断した 1 件は、「力量・認識及び教育・訓練」に関することで、要求事項の理解不足により、力量を有していることを確認した記録が残されていなかったものである。

また、「前年度のマネジメントレビューのアウトプットに基づく活動」の一つである文書間の不整合や記載ミス防止活動に関する観点から、文書管理について確認した結果、手順書、マニュアルを使いやすくするために写真を掲載するなどの改善（良好事項）が図られていた。

②「放射線保安規則」及び「放射線障害予防規程」適用施設に係る内部監査の結果

内部監査の結果は、観察事項が 1 件、意見 1 件が抽出された。

観察事項 1 件は、使用施設と同様に調達管理に関するもので、意見 1 件は、力量、認識及び教育・訓練に関するものであった。

5.1.3 再処理施設内部監査

再処理施設に係る品質マネジメントシステムの要求事項に対する適合性と有効性について監査し、原子力施設の安全の維持・達成・向上のための

継続的改善に資するため、理事長の指示により原子力安全監査を平成21年10月7日、8日、9日、20日、21日、29日(6日間）に受審した。監査対象部署は、再処理技術開発センター及び管理支援部門(保安管理部、放射線管理部及び工務技術室)の全ての部署で実施された。

今年度も管理支援部門に対して、使用施設の監査と併せた合同監査を行った。

《対応状況》

(1)原子力安全監査員の選定

平成21年4月1日に監査の職専任者から、原子力安全監査員の推薦依頼を受け、平成21年4月7日に各部･センターに原子力安全監査員の推薦を依頼(合計5名)し、平成21年4月24日に監査の職専任者へ回答した。

推薦した5名について、平成21年6月1日に原子力安全監査員の辞令が発令された。

(2)平成21年度の原子力安全監査の実施

平成21年6月12日に監査の職専任者からの原子力安全監査(監査プログラムの通知)の実施依頼を受けて、平成21年6月16日、各部･センターに周知した。

平成21年9月4日に監査の職専任者からの原子力安全監査(監査計画の通知)の実施依頼を受けて、平成21年9月7日、各部･センターに周知した。

(3)監査チェックシートの回答作成

監査実施前の文書監査に対する回答及び監査チェックシートの回答を作成し提出した。(平成21年9月30日)

(4)監査結果(不適合)への対応

平成21年度の原子力安全監査結果の不適合に対する是正処置報告書を取りまとめ、平成22年1月8日に監査の職専任者へ報告した。

《監査結果》

監査計画に従って、全対象部署(一部共通的管理項目はｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞした。)について監査した結果、品質保証規程（JEAC4111:2003)、再処理施設品質保証計画書及び下部要領書の要求事項に概ね適合し定着しているが、品質記録の記載及び訂正方法に関する不適合(C)が2件、文書監査の結果による文書の見直し等を含む意見が29件抽出された。

また、他の参考となる良好事例が3件抽出された。

5.1.4 再処理施設保安検査

原子炉等規制法第50条第5項に基づく再処理施設保安規定の遵守の状況に係る検査(保安検査)については、保安管理部に係る品質保証活動の実施状況について対応した。その結果、指摘事項等はなかった。

再処理施設保安検査の日程は、以下のとおりである。

(1)平成21年度第1回保安検査(平成21年5月18日～ 5月29日)

(2)平成21年度第2回保安検査(平成21年8月 31日～ 9月11日)

(3)平成21年度第3回保安検査(平成21年11月30日～12月11日)

(4)平成21年度第4回保安検査(平成22年1月29日～ 2月12日)

5.1.5使用施設等マネジメントレビューの実施(政令第41条非該当施設等含む)

核燃料物質使用施設品質保証計画書5.6 マネジメントレビューに基づき、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価・確認するため、所長による平成21年度の使用施設等マネジメントレビューを平成22年2月10日に実施した。

マネジメントレビューのアウトプットを以下に示す。

(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善

①品質マネジメントシステムについては適切に運用されていることを確認した。今後もプロセスの有効性の改善を含めて、引き続き品質マネジメントシステムの継続的な改善に努めていくこと。(対応部署：各部・センター)

②プルトニウム燃料技術開発センターの加工事業に向けた対応として、改造工事の「設計及び工事」のための品質保証計画書(案)の見直し及び下部要領書等の整備を進めること。(対応部署：プルトニウム燃料技術開発センター、保安管理部、工務技術室、放射線管理部)

(2) 業務の計画及び実施に必要な改善

老朽化した施設･設備の保全については、施設･設備の安全に与える影響、リスクを考慮して、補修及び更新を計画的に実施すること。また、日常点検においては、点検頻度、点検項目、点検基準等の見直しを行い、計画的に実施すること。(対応部署：各部・センター)

(3) 資源の必要性

現状の資源を有効活用し、業務の合理化・効率化を図るとともに保安活動の向上に努め、PDCAを確実にまわして実施すること。(対応部署：各部・センター)

(4) その他指示事項

①現在、基本設計を実施中の東海固体廃棄物廃棄体化施設（TWTF）が今後、廃棄物管理施設として安全審査を受けることに備え、使用施設等のマネジ

メントシステムと並存しても問題なく、運用可能な品質マネジメントシステムの構築に向けた検討を進めること。（対応部署：環境技術管理部）

②現在、制定している核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針は、有効、かつ妥当であり、現時点では変更する必要はないものと考えるが、理事長の定める原子力施設に係る品質方針に変更があった場合は、整合を図る。

【所長の使用施設等マネジメントレビューの結果の反映】

所長の使用施設等マネジメントレビューの結果、所長からの指示事項については、平成 22 年度の核燃料サイクル工学研究所の品質目標に反映させている。

なお、品質目標は平成 22 年 3 月 19 日の品質保証分科会、平成 22 年 3 月 25 日の品質保証委員会で審議した後、所長の承認を得て策定している。

5.1.6 再処理施設マネジメントレビューのインプット情報の整理と反映

【所長の研究所内活動状況に関するインプット情報の整理】

再処理施設マネジメントレビューのインプット情報の所長報告は、平成 22 年 2 月 10 日の使用施設等マネジメントレビューの際に、再処理技術開発センター長及び各支援部門の部長が実施した。この報告内容に対する所長の見解を事務局が取りまとめ、インプット情報として本部（安全統括部長）へ提出した。

【理事長の再処理施設マネジメントレビューの結果について】

平成 21 年度の理事長マネジメントレビューは、再処理施設、加工施設、原子炉施設、廃棄物処理施設・管理施設及び本部を対象として、平成 22 年 3 月 4 日に実施された。その結果、核燃料サイクル工学研究所に関連する理事長からの指示事項は、以下のとおりである。

(1) 品質マネジメントシステムの改善事項等について

①「業務の計画」の見える化の推進

自らの業務に対する要求事項を明確にし、改善につなげるため、「業務の計画」の見える化を継続して推進する。

管理責任者は、「業務の計画作成のための要領書」等の整備のための検討を進めるとともに、既に整備済みの拠点においては更に工夫・改善の見直しを行い、この「見える化」が現場に定着するよう推進すること。

②「品質目標」の質の向上に向けた改善

近年、品質保証活動は「ＱＭＳへの適合性から有効性の向上が図れているか」に評価の視点が変わってきており、各施設とも自律的なPDCAを回してこの変化に応えていく必要がある。

この一環として管理責任者は、品質目標の設定において、拠点の特徴を加味しつつ、改善の重点事項を品質目標に挙げるとともに、その達成される結果が分かり、ＱＭＳの有効性が評価できるような評価尺度（目標値、達成レベル）を設定すること。

③水平展開による予防処置の促進

安全統括部は、事故・故障等の未然防止のため、施設から報告のあった不適合情報の程度に応じて原因の特定や対策の立案を待つことなく、事象のポイント等を他の施設に迅速に情報共有する等、更に効率的・効果的な水平展開の運用に向けて改善を推進すること。

各拠点は、他施設で発生した事故・故障等をこれまで以上に自らのことに置き替え、予防処置を考え、改善に取り組んでいくこと。

④施設・設備への経年に応じた保守管理の実施

安全統括部は、各拠点の協力を得て、機構内各施設の経年変化に係る技術的評価の取り組みを集約し、機構全体に情報共有すること。

各拠点は、機構内に水平展開された良好事例や事故・故障等及びその根本原因に係る情報を共有するとともに、法令報告事象の発生を防止するため、施設・設備の重要度や経年に応じたリスク分析を行い、計画的な保守管理を行うこと。

これらの取組みに関し、経営企画部は、原子力施設の廃止措置や高経年化対策の進め方について、中長期的な観点から、バックエンド推進部門及び安全統括部の協力を得て、抜本的な解決に向けた検討を行うこと。

⑤監査プロセスの充実・強化

原子力安全を確保するための効果的な監査への期待は大きい。「もんじゅ」に対する品質保証活動調査の制度化、監査員の力量向上等を含め、安全監査室において監査の実務を行う体制として監査プロセスの充実・強化を図ること。

一方、本部及び各拠点は、原子力安全監査を改善の機会と受け止め、抽出された意見等は確実にＱＭＳの改善につなげること。

⑥新たなQMS要求事項への的確な対応

本部及び各拠点は、省令改正に伴う核燃料サイクル関連施設への品質保

証要求事項の拡大、ＪＥＡＣ４１１１改訂に伴うＱＭＳへの取り入れについて、引き続き的確に対応すること。

また、ＱＭＳに関する文書化の整備、見直しに当たって、根拠となるＪＥＡＣ等を良く理解した上で、不用な仕組みはないか抜けがないかを確認し、拠点の特徴を加味して文書の最適化を図り、効果的なＱＭＳになるよう継続的に改善を行うこと。

(2) 品質方針の評価について

平成 20 年 11 月に社会との約束を守ることの重要性を強調する品質方針の見直しを行い、各拠点が適切に外部対応を行っていることを確認した。

この状態を維持し、引き続き、現行の品質方針の下に原子力施設の安全確保を最優先として、品質保証活動を展開する。

(3) 文部科学省所管の施設に関して

上記 (1) の改善事項を参考にし、施設の実情に応じて継続的改善を図り、実効的な品質保証活動を定着させること。

【理事長の再処理施設マネジメントレビューの結果の反映】

理事長の再処理施設マネジメントレビューの結果、核燃料サイクル工学研究所に関連する理事長からの指示事項については、平成 22 年度の核燃料サイクル工学研究所の品質目標に反映させている。

なお、品質目標は平成 22 年 3 月 19 日の品質保証分科会、平成 22 年 3 月 25 日の品質保証委員会で審議した後、所長の承認を得て策定している。

5.1.7 その他の品質保証活動

(1) 品質保証システム文書の維持管理

核燃料物質使用施設品質保証計画書、再処理施設品質保証計画書及び品質保証下部要領書（研究所文書及び保安管理部文書）について、必要の都度、改定した。

品質保証計画書等の改定実績を表 5-1-1、表 5-1-2、表 5-1-3 に示す。

表 5-1-1　品質保証計画書の改定実績

No.	文書名	改定理由	改定日 (施行日)
1	核燃料物質使用施設品質保証計画書	環境技術管理部の組織変更に伴う改定	平成 21 年 4 月 1 日 (平成 21 年 4 月 1 日)
2	再処理施設品質保証計画書	調達要求事項に技術情報の提供、不適合に関する情報公開に伴う改定	平成 21 年 4 月 1 日 (平成 21 年 4 月 1 日)
3	核燃料物質使用施設品質保証計画書	「別表－2 使用施設品質システム文書」の見直しに伴う改訂	平成 21 年 7 月 1 日 (平成 21 年 7 月 8 日)
4	核燃料物質使用施設品質保証計画書	ＪＩＳＱ9001：2008 の改定に伴う改訂	平成 22 年 3 月 31 日 (平成 22 年 4 月 1 日)

表 5-1-2　品質保証下部要領書の改定実績(研究所文書)

No.	文書名	改定理由	改定日 (施行日)
1	使用施設内部監査要領書	OHSMS/EMS 内部監査要領書との横並び、文書構成の再編、ショートクロージングミーティング、クロージングミーティングの実施方法の変更、不適合の区分に対する不適合等要領書との整合及び所要の見直しを実施	平成 21 年 7 月 14 日 (平成21年7月 14 日)
2	マネジメントレビュー要領書	アウトプットの改善処置方法の明確化及び第１編と第２編の統合による変更	平成 22 年 3 月 30 日 (平成 22 年 4 月 1 日)
3	品質目標管理要領書	放射線保安規則及び放射線障害予防規程適用施設への適用の明確化及び定期見直しによる改定	平成 22 年 3 月 30 日 (平成 22 年 4 月 1 日)

表 5-1-3　品質保証下部要領書の改定実績(保安管理部文書)

No.	文書名	改定理由	改定日 (施行日)
1	教育・訓練管理要領書	保安教育（個人）管理表の追加	平成 21 年 6 月 23 日 (平成 21 年 7 月 1 日)
		5.8 に再処理施設を追加する。	平成 22 年 3 月 29 日 (平成 22 年 4 月 1 日)

(2)品質保証に係る研修等

平成21年度の品質保証に係る教育として、使用施設内部監査員スキルアップ研修、根本原因分析に係る導入研修を開催した。

品質保証に係る研修等の実績を表5-1-4に示す。

表5-1-4　品質保証に係る研修等の実績

No.	教育名	対象者	出席者数	開催日
1	使用施設内部監査員スキルアップ研修 講師：安全統括部安全監査室　西座　雅弘室長、石井　愛典嘱託	平成21年度使用施設内部監査員	14名	平成21年 10月1日
2	根本原因分析導入研修 講師:日本ヒューマンファクター研究所 渡利　邦宏氏	従業員(管理職)	11名	平成21年 12月3日～4日

(3)品質月間（平成21年11月1日～30日）

核燃料サイクル工学研究所では、例年11月を品質月間として定め、各種行事を本期間中に展開することで、従業員一人ひとりが原子力の研究開発を担う者として、品質活動の重要性の認識及び改善意識を高めることに役立てている。

今年度は、昨年度までの行事等の実績を踏まえ、更に昨年度マネジメントレビューの結果を受けて設定された研究所の品質目標への対応も考慮して、行事を企画し、従業員の一層の品質意識の高揚を図ることを目的に実施した。

当研究所における品質月間中の行事内容及び実施結果を表5-1-5に示す。

なお、品質月間に係る理事長訓示を付録-5(7)、所長訓示を付録-5(8)に示す。

表 5-1-5　平成 21 年度品質月間行事

No.	行事内容	実施結果
1	**理事長及び所長メッセージの表明** 理事長及び所長が構内放送により、全従業員へ原子力安全確保に向けた品質保証活動の取組みに関するメッセージを伝達した。(11/2)	地域社会から信頼される組織となるために一人ひとりが品質について考え、品質向上に努め、品質活動を実践していくという意識が再認識された。
2	**啓発活動** ｲ)期間中、正門、田向門に「品質月間」横断幕、正門にＱ旗を掲揚した。また、各部・センターの玄関等に品質月間ポスターを掲示し、従業員の品質保証活動に対する意識の高揚を図った。 ﾛ)QA 通信 16 号:品質月間行事計画(11/2) 17 号:理事長ﾒｯｾｰｼﾞ及び所長ﾒｯｾｰｼﾞ(11/2) ﾊ)期間中、研究所ホームページへ「品質月間」の実施についての情報を掲載した。(月間行事予定他)	研究所としての品質月間の取り組み主旨、実施行事が全従業員に周知され、品質保証活動の重要性の認識及び改善に対する意識の高揚が図られた。
	ﾆ)品質保証ポスターの募集 品質保証活動の意識高揚、実践行動の促進を図るため、品質保証を題材としたポスターを募集し、配布した。 ポスター募集:平成 21 年 10 月 27 日 ～ 11 月 10 日 品質保証委員会(審査):11 月 24 日 審査結果の周知:11 月 30 日	合計 39 作品の応募があった。各部・センター毎(3 作品)に推薦された 21 作品の中から最優秀作:1 点、優秀作:3 点、佳作:6 点を品質保証委員会で選考した。 入選作品は、ホームページに掲載することにより、職場に最も適したポスターをダウンロードして掲示し、品質保証活動への意識高揚に利用できるようにした。 今回のポスター募集によって、従業員の品質月間への参画意識が高まった。
3	**品質月間講演会の開催(11/13)** 演　題:品質保証における「有効性」 ～品質マネジメントシステムを、あらためて考える～ 講演者:国府　保周　氏 (活き活き経営システムズ代表) 参加者:約 150 名(研究所、本部、他企業等)	品質保証活動が形骸化せず、有効に機能しているか否かは、マネジメントシステムを積極的に活用をしているかどうかに繋がる。現状を打破し、更なる改善を進めて新しいものを作りだしていくことの必要性について他企業の実例で解説された。講演後のアンケートの結果から、分かり易く、使い易いシステムにしていくために、自ら何をしなければならないか、再考するきっかけになった。
4	**品質保証研修会の開催(11/19)** 研修名:品質保証が安全の確保のために担う役割、意義について 講　師:石井　愛典　氏　(安全統括部) 参加者:50 名	原子力発電所の保安に係る規制への品質保証の取り入れの背景と経緯の紹介及び JEAC4111、JEAG4121 の 2009 年改定のポイントなどを解説した。これらの理解を通して自身(管理職)が自らの活動のもつ意味と原子力安全の達成にどのように貢献できるかについて再認識することが出来た。

5.2 国際認証（OHSMS/EMS）活動業務

核燃料サイクル工学研究所の研究開発業務等を安全に推進するため、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、従業員の健康の増進及び快適な職場環境の形成を図って労働安全衛生水準の向上に資すること、さらに環境保全活動を効果的かつ継続的に行うこととした。これらに対処するため、国際規格である OHSAS18001 に基づく労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）及び ISO14001 に基づく環境マネジメントシステム（EMS）の認証を平成 14 年 3 月に取得し、以来、自主的に定めた労働安全衛生方針及び環境方針に基づいて具体的な目的・目標を作成し、その達成のため継続的改善を図ってきている。

5.2.1 労働安全衛生/環境方針、労働安全衛生/環境目標の設定及び目標の達成状況報告

(1) 労働安全衛生/環境方針の策定

平成 21 年度の労働安全衛生/環境方針は、平成 20 年度 OHSMS/EMS マネジメントレビュー(平成 21 年 2 月 26 日開催)のアウトプットにおいて、平成 20 年度の労働安全衛生/環境方針を基本的に継続しつつ、平成 21 年度に理事長が定める５つの方針（①安全衛生管理基本方針、②環境基本方針、③原子力安全に係る品質方針、④原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針、⑤原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針）と整合した方針にする旨、所長の指示を受け、見直しを行い、平成 21 年 3 月 19 日の品質保証分科会及び、平成 21 年 3 月 27 日の品質保証委員会で審議した後、所長の承認（平成 21 年 4 月 1 日）を得て、所内周知を図った。(付録－5 (9))

また、平成 21 年 10 月 1 日付けの人事異動に伴い、所長が交代となり新所長は、この労働安全衛生/環境方針を見直した結果、前所長の方針に沿って活動を継続することにし、労働安全衛生/環境方針を承認した。(付録－5 (10))

平成 22 年度の労働安全衛生/環境方針については、平成 21 年度 OHSMS/EMS マネジメントレビュー(平成 22 年 2 月 10 日開催)のアウトプットにおいて、理事長が定める平成 22 年度の安全衛生管理基本方針、環境基本方針、原子力安全に係る品質方針、安全文化の情勢に係る活動方針等と整合させて設定する旨、前年度の労働安全衛生/環境方針は変更しないことにした。平成 22 年度の労働安全衛生/環境方針は、所長の承認（平成 22 年 4 月 1 日）を得て、所内周知を図った。(付録－5 (11))

(2) 労働安全衛生/環境目標の設定（研究所 OHSMS/EMS 目標の設定）

平成 21 年度の研究所 OHSMS/EMS 目標は、平成 20 年度の OHSMS/EMS マネジ

メントレビュー結果及び平成 21 年度労働安全衛生/環境方針に沿うと共に、研究所の「安全衛生管理に関する実施計画」を満たし、且つ、「気がかりなリスクの改善」も含めて平成 21 年度の労働安全衛生目標を作成し、品質保証分科会、品質保証委員会で審議した後、所長の承認（平成 21 年 4 月 1 日）を得て、平成 21 年 4 月 8 日、所内周知を図った。（付録－5（12））

(3) 目標の達成状況の中間、暫定、最終報告

サイクル工学研究所における OHSMS/EMS 目標の達成状況については、平成 20 年度の目標達成状況（最終報告）及び平成 21 年度の中間報告及び暫定報告を取りまとめた。労働安全衛生目標の達成状況については、その都度、安全衛生委員会に報告（安全対策課が実施）した。

5.2.2 OHSMS/EMS 内部監査の実施

平成 21 年度の内部監査員選出にあたっては、内部監査要領書(OHSMS/EMS-P-05)に基づき、各部・センターに内部監査員候補者の推薦を依頼した。その結果、各部・センターから 20 名の監査員候補者（内、監査経験者 12 名）の推薦があり、主任監査員から OHSMS/EMS 内部監査員の指名(平成 21 年 8 月 11 日)を受けた。

平成 21 年度 OHSMS/EMS 内部監査プログラム（承認：平成 21 年 8 月 11 日）に基づく OHSMS/EMS 内部監査実施計画書は、平成 21 年 10 月 26 日の品質保証委員会に諮り、平成 21 年 10 月 27 日に所長の承認を得て、各部・センターへ周知した。

OHSMS/EMS 内部監査は、平成 21 年 11 月 16 日、18 日、19 日、24 日、25 日、12 月 4 日(6 日間）を実施した。その結果、重大な不適合及び軽微な不適合は無く、観察事項 12 件、意見 12 件、良好事項が 14 件抽出された。

本年度の内部監査結果では、重大な不適合及び軽微な不適合は無く、OHSMS/EMS を更なる維持・向上させるための観察事項、意見が抽出された。また、自ら進んで改善活動に取組み積極的に実践している事例（良好事例）が多く抽出されていることから OHSMS/EMS に基づく活動は、適切に実施されていることが確認された。

また、本内部監査の結果について平成 21 年 12 月 18 日に所長へ報告し、所長の承認を受けた。

なお、当該監査実施に向けて、監査員会議を 4 回（8/28、9/14、11/5、12/14）及び OHSMS/EMS 内部監査リーダ会議（11/30）を開催し、監査体制、OHSMS/EMS 内部監査プログラム及び OHSMS/EMS 内部監査実施計画書の検討を行うと共にチェックリストの充実、監査員相互の役割確認を行った。

5.2.3 その他の OHSMS/EMS 活動

(1) OHSMS/EMS 関連文書の整備

マネジメントシステムの適切性、有効性及び妥当性の観点から OHSMS/EMS 基本規則及び要領書の改定を行った。

改定実績を表 5-2-1 に示す。

表 5-2-1　OHSMS/EMS 基本規則・要領書の改定実績

No.	基本規則	改定理由	施行日
1	OHSMS/EMS 基本規則	(1)環境技術管理部における組織改正（H21.4.1 付け） ①施設保全課の廃止に伴い、OHSMS/EMS 実施体制から施設保全課を削除した。 ②環境施設計画課の新設に伴い、当課を管理課の実施体制に含めた。 (2) リスクコミュニケーション室 リスクコミュニケーション室は、サイクル工学試験部に含めていた実施体制から独立した体制に変更した。	平成 21 年 4 月 1 日
2	文書及び記録管理要領書 (OHSMS/EMS-P04)	OHSMS/EMS 内部監査記録様式の一部廃止に伴う文書及び記録管理要領書の記録リストを見直した。	平成 21 年 10 月 1 日
3	内部監査要領書 (OHSMS/EMS-P05)	使用施設内部監査要領書及び OHSMS/EMS 内部監査要領書の記載事項について、両要領書間の整合を図った。	平成 21 年 7 月 14 日

(2) 法規制等要求事項の見直し

平成 21 年度の法規制等要求事項等登録表及び法規制等要求事項対象特定リスト（各部・センター）の定期見直しを平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月にかけて実施した。定期見直しは、前年度の定期見直し（平成 20 年 11 月）以降に掲載した「法規制等情報掲載書」を基に法規制等要求事項の変更及び登録漏れ等がないかなどについて実施し、法規制等要求事項等登録表及び法規制等要求事項対象特定リストの維持を図った。

(3) 教育・研修

① 階層別定型教育（幹部教育）

平成 21 年 4 月 1 日付け、人事異動に伴う幹部教育（1 名）を平成 21 年 6 月 29 日に実施した。教育内容として、平成 21 年度の OHSMS/EMS 方針及び研究所目標を説明すると共に、目標達成に向けた自らの役割、OHSMS/EMS の要求事項に適合することの重要性等について実施した。

② 内部監査員養成教育

OHSMS/EMS 内部監査員養成研修は、管理・監督者等を対象にして平成 21 年 7 月 2 日、3 日（2 日間）に 22 名の参加のもと実施し、研修の効果の確認として、修了試験を行った結果、参加者全員が合格した。

本研修では、OHSMS/EMS 内部監査員として規格 OHSAS18001（2007 年版）及び ISO14001(2004 年版）を理解すると共に、模擬監査では不適合の事実を所見メモに分りやすく纏めるための演習等を行った。

③ 内部監査員スキルアップ教育

平成 21 年度内部監査員 14 名を対象にしたスキルアップ教育を平成 21 年 10 月 1 日に実施した。

本研修は、平成 21 年度の OHSMS/EMS 内部監査（11 月 16 日～12 月 4 日）に備え、内部監査員の実践力アップを図った。

(4) ホームページの管理

平成 21 年度の OHSMS/EMS 目標リスト、OHSMS/EMS 実施計画、事故・緊急事態特定一覧表等を掲載した。また、法規制等の制・改定動向についても逐次関連情報を掲載し（改正情報：16 件、詳細情報：17 件)、データベースの維持・管理に努めた。

5.2.4 OHSMS/EMS 定期（移行）審査

核燃料サイクル工学研究所の労働安全マネジメントシステム（OHSMS）及び環境マネジメントシステム（EMS）が、OHSAS18001（2007 年版）及び ISO14001（2004 年版）/JIS Q 14001(2004 年版)の規格要求事項に適合し、維持継続が適切に行われているかについて外部審査機関の審査を受けた。

全体審査後会議において、主任審査員から研究所の OHSMS/EMS は各規格の要求事項に基づいてよく運用され、システムの理解が進んでいる。また、各部門では OHSMS/EMS 基本規則に基づいて活動が進められているとの講評があった。また、OHSMS/EMS とも KHK 評価委員会に「登録維持」の報告をする旨、主任審査員から説明があった。

(1)　実施日　：平成 22 年 2 月 22 日～2 月 24 日
(2)　審査機関：高圧ガス保安協会 ISO 審査センター
(3)　認証登録証
① 環境マネジメント審査登録証
（発行日：平成 20 年 2 月 15 日、有効期限：平成 23 年 3 月 21 日）
② OHS マネジメント審査登録証
（発行日：平成 21 年 3 月 10 日、有効期限：平成 23 年 3 月 22 日）

5.3 その他

5.3.1 環境パフォーマンスデータの取りまとめ

原子力機構は、環境配慮促進法遵守義務のもと、環境への負荷の低減活動とその結果を環境報告書として毎年公表している。

①環境報告書 2009 の対応

平成 20 年度の「環境報告書 2009」の核燃料サイクル工学研究所のデータについては、保安管理部施設安全課が各部センターで収集されたデータを取りまとめ、安全統括部環境配慮促進課に提出した。

安全統括部で各拠点データが取りまとめられ、環境委員会、理事会等で審議・検討された後、平成 21 年 7 月、原子力機構のインターネットに公開されるとともに、関係自治体等へも印刷物として配布された。

核燃料サイクル工学研究所公開ホームページ「安全と環境への取組み」にも当研究所データを掲載した。

②環境報告書 2010 への対応

平成 21 年度のデータとしての「環境報告書 2010」作成にあたって、本部環境担当課長会議、環境委員会が開かれ、編集方針が決定され、安全統括部からの正式要請(業連 10 安環（業）032901)を受けて、データ収集作業に入った。

作業をより効率的に進めるためにデータ収集等の計算機によるシステム化が全面的に安全統括部で採用された。

なお、省エネ法改正を契機に、経済産業省が示した原則に沿ってエネルギー取得の対象・条件を原子力機構として統一し、サイクル研では工務技術室指導による電気・ガソリン等のデータ収集が行われた。

6. 各種委員会活動

6.1 安全衛生委員会

(1) 安全衛生委員会

安全衛生委員会は、核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理規則に基づき開催しており、毎月第3木曜日を定例としている。

平成21年度の安全衛生委員会の活動内容を表6-1-1に示す。

表6-1-1 安全衛生委員会の活動内容 (1/10)

開催日	議　　題	審議結果等
4月16日 定例	〈確認事項〉 1. 平成21年度4月1日付け安全衛生委員会委員名簿確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈審議事項〉 1. 平成21年度原子力エネルギー安全月間の取り組みについて 2. 平成21年度春季全国火災予防運動期間中の活動報告	一部修正のうえ承認
	〈報告事項〉 1. 電気保安委員会報告 (3月期) 2. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告 (3月期) 3. 安全主任者会議報告 (3月期臨時、4月期) 4. 衛生管理者会議報告 (4月期) 5. 交通安全委員会報告 (4月期)	
	〈その他〉 1. 安全情報　　安全ニュース、他事業所安全情報等4件紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（2/10）

開催日	議　　題	審議結果等
5 月 21 日 定例	〈確認事項〉 1．前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈審議事項〉 1．（研究所規則）消防計画の改正について 2．（研究所規則）事故対策規則、輸送事故対策規則の改正について	一部修正のうえ承認 承認
	〈報告事項〉 1．「平成 20 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画」の活動における最終報告 2．心と身体の健康づくり検討部会報告 3．研究所における個人被ばく管理状況（第 4 四半期及び平成 20 年度） 4．平成 21 年度原子力エネルギー安全月間、全国安全週間（準備期間）等の取り組みについて 5．核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（4 月期） 6．安全主任者会議報告（5 月期） 7．衛生管理者会議報告（5 月期） 8．交通安全委員会報告（5 月期）	
	＜その他＞ 1．安全情報　　安全ニュース、他事業所安全情報等 6 件紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（3/10）

開催日	議　　題	審議結果等
6 月 18 日 定例	〈確認事項〉 1．前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈審議事項〉 1．共通安全作業基準「Ⅳ．構内請負業者の安全確保に係る基準」の改定	承認
	〈報告事項〉 1．平成 21 年度原子力エネルギー安全月間の実施結果報告について 2．化学物質管理規則に基づく平成 20 年度化学物質排出量等について 3．電気保安委員会報告（5 月期） 4．核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（5 月期） 5．安全主任者会議、衛生管理者会議合同会議報告（6 月期） 6．安全主任者会議報告（6 月期） 7．衛生管理者会議報告（6 月期） 8．交通安全委員会報告（6 月期）	
	＜その他＞ 1．安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 8 件の紹介 2．平成 21 年度安全大会について	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（4/10）

開催日	議　　題	審議結果等
7 月 16 日 定例	〈確認事項〉 1. 平成 21 年度 7 月 1 日付安全衛生委員会委員名簿確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈報告事項〉 1. 負傷報告書「作業員の左手首負傷」 2. 電気保安委員会報告（6 月期） 3. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（6 月期） 4. 安全主任者会議報告（7 月期） 5. 衛生管理者会議報告（7 月期） 6. 交通安全委員会報告（7 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版等 6 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（5/10）

開催日	議　　題	審議結果等
8 月 20 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	一部修正のうえ承認
	〈審議事項〉 1. 平成 21 年度全国労働衛生週間（準備期間）について	一部修正のうえ承認
	〈報告事項〉 1. 平成 21 年度原子力エネルギー安全月間、全国安全週間（準備期間）及び危険物安全週間の実施結果報告について 2. 研究所における個人被ばく管理状況（第 1 四半期） 3. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（7 月期） 4. 電気保安委員会報告（7 月期） 5. 安全主任者会議、衛生管理者会議合同会議報告（8 月期臨時） 6. 安全主任者会議報告（8 月期） 7. 衛生管理者会議報告（8 月期） 8. 交通安全委員会報告（8 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全衛生瓦版、原科研安全情報等 2 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（6/10）

開催日	議　　題	審議結果等
9 月 17 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要の確認	承認
	〈審議事項〉 1. 平成 21 年度高圧ガス保安活動促進週間行事について	一部修正のうえ承認
	〈報告事項〉 1. 安全主任者会議報告（9 月期） 2. 衛生管理者会議報告（9 月期） 3. 交通安全委員会報告（9 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 5 件の報告	
10 月 15 日 定例	〈確認事項〉 1. 平成 21 年度 10 月 1 日付け安全衛生委員会委員名簿確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈報告事項〉 1. ダイオキシン類対策部会報告 2. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（9 月期） 3. 電気保安委員会報告（9 月期） 4. 安全主任者会議、衛生管理者会議合同会議報告（10 月期） 5. 交通安全委員会報告（10 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 6 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（7/10）

開催日	議　　題	審議結果等
11 月 26 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈審議事項〉 1. 平成 21 年度年末年始無災害運動の取り組みについて	一部修正のうえ承認
	〈報告事項〉 1. 負傷報告「ブロア点検作業中における負傷の発生について」 2. 研究所における個人被ばく管理状況（第 2 四半期） 3. 平成 21 年度安全衛生管理に関する実施計画の活動における中間報告 4. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（10 月期） 5. 安全主任者会議報告（11 月期） 6. 衛生管理者会議報告（11 月期） 7. 交通安全委員会報告（11 月期）	
	＜その他＞ 1. 緊急地震速報システム作動時の対応についての紹介 2. 安全情報　　安全ニュース、インフルエンザニュース、他事業所安全情報等 5 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（8/10）

開催日	議　　題	審議結果等
12 月 17 日 定例	〈確認事項〉 1. 平成 21 年度 12 月 1 日付安全衛生委員会委員名簿確認 2. 前回委員会議事概要(案)の確認	了承
	〈報告事項〉 1. 平成 21 年度全国労働衛生週間（準備期間）の実施結果報告について 2. 平成 21 年度高圧ガス保安活動促進週間行事の結果について 3. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（11 月期） 4. 電気保安委員会報告（11 月期） 5. 安全主任者会議、衛生管理者会議合同会議報告（12 月期） 6. 安全主任者会議報告（12 月期） 7. 衛生管理者会議報告（12 月期） 8. 交通安全委員会報告（12 月期）	
	〈その他〉 1. 安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 4 件の紹介 2. 第 68 回（平成 21 年度）全国産業安全衛生大会について	
1 月 14 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	承認
	〈審議事項〉 1. 核燃料サイクル工学研究所における救護員の確保について	再審議
	〈報告事項〉 1. 平成 21 年秋季全国火災予防運動期間中の活動報告 2. 労働安全衛生マネジメントシステム内部監査結果について 3. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（12 月期） 4. 安全主任者会議報告（1 月期） 5. 衛生管理者会議報告（1 月期） 6. 交通安全委員会報告（1 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全ニュース、インフルエンザニュース等 2 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（9/10）

開催日	議　　題	審議結果等
2 月 18 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	 承認
	〈審議事項〉 1. 安全衛生管理規則の改正について 2. 平成 22 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画 3. 部・センター安全衛生委員会運営規則の改正について	 承認 継続審議 承認
	〈報告事項〉 1.「平成 21 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画」の活動における暫定報告 2. 負傷報告「プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷」 3. 研究所における個人被ばく管理状況（第 3 四半期） 4. 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会報告（1 月期） 5. 電気保安委員会報告（1 月期） 6. 安全主任者会議報告（2 月期） 7. 衛生管理者会議報告（2 月期） 8. 交通安全委員会報告（2 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全ニュース、安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 5 件の紹介	

表 6-1-1　安全衛生委員会の活動内容（10/10）

開催日	議　　題	審議結果等
3 月 18 日 定例	〈確認事項〉 1. 前回委員会議事概要(案)の確認	 承認
	〈審議事項〉 1. 平成 22 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画 2. 平成 22 年度安全衛生管理に関する実施計画（目標リスト）（案） 3. 心と身体の健康づくりについて 4. 安全衛生管理規則の改正について 5. 部・センター安全衛生委員会運営規則の改正について 6. 電気工作物保安規定の改正について 7. 事故対策規則の改正について	 一部修正のうえ承認 一部修正のうえ承認 承認 一部修正のうえ承認 承認 一部修正のうえ承認 承認
	〈報告事項〉 1. 労働安全衛生マネジメントシステム基本規則の改正について 2. OHSMS/EMS 定期審査結果の報告 3. 平成 21 年度の「危険源の特定・リスクアセスメント・リスク低減」の定期見直し結果報告 4. 平成 21 年度年末年始無災害運動の取り組み結果について 5. 心と身体の健康づくり検討部会報告 6. 電気保安委員会報告（2 月期） 7. 安全主任者会議、衛生管理者会議合同会議報告（3 月期臨時） 8. 安全主任者会議報告（3 月期） 9. 衛生管理者会議（3 月期） 10. 交通安全委員会報告（3 月期）	
	＜その他＞ 1. 安全情報　　安全衛生瓦版、他事業所安全情報等 5 件の紹介	

委員長(議長)：土尻上級技術主席（～9 月）　副所長（10 月～）
委員：研究所が指名する者 11 名、研究所労働組合が推薦する者 11 名
事務局：安全対策課

(2) ダイオキシン類対策部会

ダイオキシン類対策部会は、安全衛生委員会の下部部会として設置された。本部会は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成 13 年 4 月 25 日基発第 401 号厚生労働基準局長) に基づき、廃棄物焼却施設における作業員のダイオキシン類へのばく露防止を図ることを目的としている。

平成 21 年度におけるダイオキシン類対策部会の活動内容を、表 6-1-2 に示す。

表 6-1-2　ダイオキシン類対策部会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
平成21年9月28日	＜審議事項＞ 1. 作業環境中のダイオキシン類の濃度測定結果 ・一般雑芥廃棄物処理施設 ・廃棄物焼却施設 ＜その他＞ 1. ダイオキシン類対策特別措置法適用外の焼却施設からの環境放出について	承認
平成22年4月12日（平成22年3月29日開催分（所内トラブル発生のための延期))	＜審議事項＞ 1. 作業環境中のダイオキシン類の濃度測定結果 ・一般雑芥廃棄物処理施設 ・廃棄物焼却施設 ＜その他＞ 1. ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 3 項に基づくダイオキシン類測定結果について ・一般雑芥廃棄物処理施設 ・廃棄物焼却施設 2. ダイオキシン類対策特別措置法適用外の焼却施設からの環境放出について ・環境技術管理部 ・再処理技術開発センター ・プルトニウム燃料技術開発センター	承認

部会長：保安管理部長

委　員：産業医、衛生工学衛生管理者・専任衛生管理者、各部センター衛生管理者 8 名、環境技術管理部長、再処理技術開発センター環境保全部長、プルトニウム燃料センター環境プラント技術部長

オブザーバー：各代表者（常陽産業株式会社、原子力技術株式会社）

事務局：安全対策課

(3)心と身体の健康づくり検討部会

心と身体の健康づくり検討部会は、所内の「心と身体の健康づくり」を推進するにあたり、具体的な実施項目及び実施方法を検討・立案するため、所の安全衛生委員会の下部部会として設置された。

平成21年度の心と身体の健康づくり検討部会の活動内容を、表6-1-3に示す。

表6-1-3　心と身体の健康づくり検討部会の活動内容

開　催　日	議　　題	審議結果等
平成21年 5月12日	(1)平成21年度心と身体の健康づくり実施計画 (2)その他	了承
平成21年 8月6日	(1)平成21年度労働安全衛生週間行事について (2)その他	了承
平成21年 12月8日	(1)平成21年度全国労働衛生週間・準備期間実施報告 (2)その他	了承
平成22年 3月2日	(1)平成21年度　心の健康づくり実施『報告』 (2)平成21年度　OHSMS目標リストの実績報告の確認 (3)平成22年度　心の健康づくり実施『計画』 (4)平成22年度　所安全衛生管理基本方針に基づく活動施策（案）の確認 (5) 平成22年度　OHSMS目標リストの確認 (6) その他	了承

部会長　：保安管理部長
委　員　：産業医、産業保健スタッフ、メンタルヘルス推進担当者(管理部長)、専任安全衛生管理者、労務課長、計画管理室長
事務局　：管理部労務課及び保安管理部安全対策課

6.2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会

核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、主に原子炉等規制法に基づく許認可案件について安全性の観点から審議検討を行う委員会である。

平成 21 年度における活動内容を表 6-2-1 に示す。

なお、安全審査に係る透明性の確保及び外部専門家による知見の反映を目的に、各センターを含む所内の安全専門委員会に機構外の委員を任命することとし、平成 13 年 1 月の定例委員会から外部委員を加え開催している。

表 6-2-1 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の活動内容（1/2）

開催日	議　　題	審議結果等
4 月 22 日 (4 月定例)	（審議事項） 1. 放射性物質等事業所内運搬要領の変更 （高レベル放射性物質研究施設） （報告事項） 1. 再処理施設保安規定変更の補正（再処理技術開発センター） 2. 再処理施設海中放出管からの漏えい（再処理技術開発センター）	 承認 了承 了承
5 月 27 日 (5 月定例)	（審議事項） 1. 核燃料物質使用変更許可申請（プルトニウム燃料第一開発室）	 承認
6 月 24 日 (6 月定例)	（審議事項） 1. 核燃料物質使用変更許可申請（G 棟） 2. 核燃料物質使用変更許可申請（J 棟）	 承認 承認
9 月 30 日 (9 月定例)	（審議事項） 1. 核燃料物質使用変更許可申請（プルトニウム燃料第三開発室） 2. 核燃料物質使用変更許可申請（プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、 プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設） （報告事項） 1. 再処理施設海中放出管からの漏えい（再処理技術開発センター） 2. 応用試験棟における漏水（サイクル試験工学部）	 承認 承認 了承 了承

表 6-2-1　核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の活動内容（2/2）

開催日	議　　題	審議結果等
10 月 28 日 （10 月定例）	（審議事項） 1. 核燃料物質使用施設放射線管理基準の変更 （放射線管理部） 2. 応用試験棟における漏水　（サイクル部） （報告事項） 1. Pu-3 ペレット製造工程フローの変更（9 月 30 日審議）に係る粉塵爆発検討結果 （プルセンター）	 承認 承認 了承
1 月 27 日 （1 月定例）	（審議事項） 1. TN-9121/B 型核燃料輸送物の設計変更承認申請　（プルセンター）	 承認
3 月 24 日 （3 月定例）	（審議事項） 1. 応用試験棟における漏水の処置結果 （サイクル部） 2. 核燃料物質放射線管理基準の改訂 （放射線管理部） 3. 再処理施設保安規定の変更 （再処理センター）	 承認 承認 承認

委員長：核燃料取扱主任者

委　員：放射線取扱主任者、電気主任技術者、放射線管理部長、サイクル工学試験部・環境技術管理部核燃料取扱主務者、プルトニウム燃料技術開発センター核燃料取扱主務者、運搬検討専門部会長、核燃料サイクル工学研究所研究主席、サイクル工学試験部次長、サイクル工学試験部試験運転第 1 課長、環境技術管理部管理課長、環境技術管理部管理課技術主幹、再処理技術開発センターセンター施設管理部技術主幹、再処理技術開発センター施設管理部分析第 1 課長、プルトニウム燃料技術開発センター環境プラント技術部環境管理課長、プルトニウム燃料技術開発センター技術部核物質管理課技術副主幹

外部委員：５名

事務局　：施設安全課

6.3 品質保証委員会

(1) 品質保証委員会

品質保証委員会は、品質保証計画、労働安全衛生マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム（以下「OHSMS/EMS」という。）に基づく活動の推進、重要事項に関し、所長の諮問に応じ審議検討を行うことを目的として設置された委員会である。平成 21 年度における品質保証委員会の活動内容を表 6-3-1 に示す。

表 6-3-1　品質保証委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
6 月 30 日 (H21-1 回)	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について 2. 平成 21 年度 品質保証委員会名簿について	審議終了 報告事項
10 月 1 日 (H21-2 回)	1. 核燃料物質使用施設内部監査実施計画書について 2. 品質保証委員会委員名簿について	審議終了 報告事項
10 月 26 日 (H21-3 回)	1. 平成21年度 品質月間行事について 2. OHSMS/EMS内部監査実施計画書について	審議終了 審議終了
11 月 24 日 (H21-4 回)	1. 品質保証に係るポスターの審査について（審査） 2. 根本原因分析(RCA)に関する取組みについて（情報共有）	審議終了 報告事項
12 月 21 日 (H21-5 回)	1. マネジメントレビューの実施計画について 2. 平成 21 年度 品質月間の実施結果報告 3. 使用施設及び OHSMS/EMS 内部監査報告について	審議終了 報告事項 報告事項
3 月 25 日 (H21-6 回)	1. 研究所品質保証委員会規則の改定について 2. 平成 22 年度 ｻｲｸﾙ工学研究所　品質方針・目標(案) 3. 平成 22 年度 OHSMS/EMS 目標リスト(案) 4. 平成 22 年度 法令等の遵守及び安全文化の醸成活動計画	報告事項 審議終了 審議終了 審議終了
3 月 29 日 (H21-7 回)	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について	審議終了

委員長：副所長

委　員：再処理技術開発センター長、プルトニウム燃料技術開発センター長、上級技術主席、管理部長、保安管理部長、計画管理室長、工務技術室長、放射線管理部長、環境技術管理部長、サイクル工学試験部長、所専任安全衛生管理者

事務局：保安管理部施設安全課

(2) 品質保証分科会

品質保証分科会は、品質保証計画、労働安全衛生マネジメントシステム及び環境マネジメントシステム（以下「OHSMS/EMS」という。）に関する事項について、品質保証委員会委員長、品質保証管理者又はOHSMS/EMS管理責任者の諮問に応じ、調査･検討､審議を行うことを目的とする。

平成21年度における品質保証分科会の活動内容を表6-3-2に示す。

表6-3-2　品質保証分科会の活動内容(1/2)

開催日	議　　題	審議結果等
6月25日 21-1回	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について 2. 使用施設内部監査要領書及びOHSMS/EMS内部監査要領書の改定（案）について 3. OHSMS/EMS実施計画について	審議終了 審議終了 報告事項
9月28日 21-2回	1. 使用施設内部監査実施計画書（案）について 2. OHSMS/EMS文書及び記録管理要領書改定（案）の妥当性について 3.気がかりなリスクの改善の方向性について	審議終了 審議終了 審議終了
10月19日 21-3回	1. 平成21年度品質月間行事について 2. 平成21年度OHSMS/EMS内部監査実施計画書について 3. 根本原因分析(RCA)に関する取組みについて	審議終了 審議終了 報告事項
12月17日 21 -4回	マネジメントレビューの実施計画について、委員長の判断により諮問しないことになり、委員会の開催を中止とした。	—
3月3日 21-5回	1. 品質目標管理要領書の改定（案）について 2. マネジメントレビュー要領書の改定（案）について 3.「放射線保安規則」及び「放射線障害予防規程」適用施設に係る品質保証計画書の改定について 4. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について	審議終了 審議終了 審議終了 継続審議
3月15日 21-6回	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について 2. 平成22年度　OHSMS目標リスト（案）について 3. 平成21年度「危険源の特定・ﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ・ﾘｽｸ低減の計画」及び「環境側面」の定期見直し結果について 4. OHSMS/EMS定期審査結果報告について	継続審議 審議終了 審議終了 報告事項

表 6-3-2　品質保証分科会の活動内容(2/2)

開催日	議　　題	審議結果等
3 月 19 日 21-7 回	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について 2. 平成22年度　品質方針及び品質目標（案）について 3. 平成 22 年度 EMS 方針及び目的・目標（案）について	継続審議 審議終了 審議終了
3 月 26 日 21-8 回	1. 核燃料物質使用施設品質保証計画書の改定について	審議終了

分科会長：保安管理部長
委　員　：安全主任者、衛生管理者、計画管理室技術主幹、工務技術室管理班技術主幹、放射線管理部技術主幹、サイクル工学管理部技術課長、環境技術管理部施設保全課代理、再処理技術開発センター品質保証課長、プルトニウム燃料技術開発センター品質保証課長、管理部総務課長代理
事務局　：保安管理部施設安全課

6.4　安全主任者会議

平成 21 年度の安全主任者会議の活動内容を表 6-4-1 に示す。

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（1/9）

開催日	議　　題	審議結果等
4 月 6 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 平成 21 年度 4 月 1 日付け安全主任者名簿確認 2. 2 月期臨時議事録の確認 3. 3 月期定例議事録の確認 4. 3 月期臨時議事録の確認	 了承 了承 了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 D-6「消防法に基づく危険物管理要領」の改定	承認
	〈報告事項〉 1. 負傷再発防止対策実施報告書「廃棄物処理場における作業員の左足首捻挫」 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)2 月期①(工務技術室) (2)2 月期②(環境技術管理部) (3)3 月期①(再処理センター) (4)3 月期②(放射線管理部) 3. 各施設の状況報告等	
	＜その他＞ 1.「東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所 1 号機原子炉建屋における火災について及び協力企業作業員の負傷の調査結果について」の紹介 2. 安全衛生シート 8 件の紹介	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（2/9）

開催日	議　　題	審議結果等
5 月 11 日 (定例)	〈確認事項〉 1．4 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)4 月期①(管理部) (2)4 月期②(サイクル工学試験部) 2．各施設の状況報告等	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 6 件の紹介 2．共通安全作業基準及び共通安全作業要領の定期見直しについて（案）	
6 月 1 日 (定例)	〈確認事項〉 1．5 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通作業基準Ⅳ「構内請負作業者の安全確保に係る基準」の改定 2．共通安全作業要領 B-5「高所作業安全要領」の改定 3．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定 4．共通安全作業要領 F-2「研究所モデル標識」の改定	一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 継続審議 一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)5 月期①(工務技術室) (2)5 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 7 件の紹介 2．共通安全作業基準及び共通安全作業要領の定期見直しについて（案） 3．共通安全作業要領 C-4(1)「クレーン等の運転管理要領」の改定案	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（3/9）

開催日	議　　題	審議結果等
6 月 12 日（臨時・衛生管理者会議との合同開催）	〈議題〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定	継続審議
6 月 30 日（臨時・衛生管理者会議との合同検討会）	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領の改定	
7 月 10 日（定例）	〈確認事項〉 1．6 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1．負傷報告「作業員の左手首負傷」について	
	〈報告事項〉 1．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)6 月期①(再処理センター) 2．各施設の状況報告等	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 4 件の紹介 2．共通安全作業要領 C-4(1)「クレーン等の運転管理要領改定（案）	了承

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（4/9）

開催日	議　　題	審議結果等
8月3日 （臨時・安全主任者会議との合同開催）	〈確認事項〉 1．6月12日開催の臨時安全主任者会議・衛生管理者会議（合同開催）の議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)6月期②(プルセンター) (2)7月期①(保安管理部) (3)7月期②(放射線管理部)	
8月3日 （定例）	〈確認事項〉 1．7月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領A-2「保安教育・訓練要領(消防計画)」の改定 2．共通安全作業要領C-4(1)「クレーン等の管理要領」の改定	一部修正のうえ了承 了承
	〈報告事項〉 1．各施設の状況報告等	
	〈その他〉 1．安全衛生シート6件の紹介 2．足場等からの墜落防止措置等について 3．共通安全作業要領A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」における様式A0-1及びA0-2の追加変更について	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（5/9）

開催日	議　　題	審議結果等
9 月 7 日 （定例）	〈確認事項〉 1．8 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1．負傷再発防止対策実施報告書「作業員の左手首負傷」について 2．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)8 月期①(管理部) (2)8 月期②(サイクル工学試験部) 3．各施設の状況報告等	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 4 件の紹介 2．共通安全作業基準・要領　改定履歴/定期見直しについて	
10 月 8 日 （定例・衛生管理者会議との合同開催）	〈確認事項〉 1．9 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-4「作業主任者の職務」の改定 2．共通安全作業基準 A-7「負傷・疾病に係る報告管理要領」の改定 3．共通安全作業基準 E-2「新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」の改定 4．共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用要領」の改定	一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 継続審議
	〈報告事項〉 1．各施設の状況報告等 2．各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 8 件の紹介	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（6/9）

開催日	議　　題	審議結果等
11 月 5 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 10 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1. 負傷報告書「ブロアの点検作業中における負傷の発生について」 2. 平成 21 年度年末年始無災害運動（案）について 3. 共通安全作業要領 A-5「作業指揮者の職務」の改定 4. 共通安全作業要領 D-2「LP ガス設備の保安管理要領」の改定	了承 了承
	〈報告事項〉 1. 各施設の状況報告等 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)10 月期①(工務技術室) (2)10 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業基準「Ⅲ請負業務に係る安全管理基準」の改定 2. 共通安全作業要領 A-8「安全に関する有資格者等の選任・解任手続き要領」の改定 3. 共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用」の改定 4. 共通安全作業基準・要領の進捗状況	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（7/9）

開催日	議　　題	審議結果等
12 月 7 日（臨時・衛生管理者との合同開催）	〈検討事項〉 1. 共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練カリキュラム（安全衛生規則編）」の改定	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用要領」の改定	了承
	〈その他〉 1. 救護措置の関する今後の対応について	
12 月 7 日（定例）	〈確認事項〉 1. 11 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈検討事項〉 1. 共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練カリキュラム（炉規法・障防法編）」の改定 2. 共通安全作業要領 B-4「屋内通路管理要領」の改定	
	〈報告事項〉 1. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)11 月期①(再処理センター) (2)11 月期②(プルセンター)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業要領 A-6「作業責任者認定制度の運用要領」の改定	了承

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（8/9）

開催日	議　　題	審議結果等
1 月 8 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 12 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 A-1「作業手順書作成要領」の改定	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1. 負傷再発防止対策実施報告書 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)12 月期①(放射線管理部) (2)12 月期②(保安管理部)	了承
	〈その他〉 1. 共通安全作業要領 A-6「作業責任者認定制度の運用要領」の改定	
2 月 1 日(定例)	〈確認事項〉 1. 1 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1. 負傷報告書「プルトニウム廃棄物処理施設における頭部の軽微な負傷」について 2. 共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」の改定 3. 共通安全作業要領 C-5「フォークリフト等の運転管理要領」の改定 4. 共通安全作業要領 C-8「自由研削盤管理要領」の改定	了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1. 各施設の状況報告等 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)1 月期①(管理部) (2)1 月期②(サイクル工学試験部)	
	〈その他〉 1. 高速実験炉「常陽」原子炉付属建家における火災発生について 2. 安全シート 2 件の紹介 3. 平成 22 年度安全衛生関係講習予定表	

表 6-4-1　安全主任者会議の活動内容（9/9）

開催日	議　　題	審議結果等
3 月 1 日 （定例）	〈確認事項〉 1．2 月期議事録確認	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1．負傷報告書「海中作業中の潜水士の死亡について」 2. 共通安全作業要領 A-6「作業責任者認定制度の運用要領」の改定	
	〈報告事項〉 1．各施設の状況報告等 2．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)2 月期①(工務技術室) (2)2 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業要領 A-7「負傷・疾病に係る報告管理要領」の改定について（提案） 2．安全衛生シート 3 件の紹介 3．安全衛生瓦版「平成 21 年度消防立入検査の結果について」の紹介 4. 平成 22 年度用腕章見本	
3 月 4 日 （臨時・衛生管理者との合同開催）	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」の改定について	一部修正のうえ了承

議　長：専任安全衛生管理者
委　員：各部・センター安全主任者 8 名
事務局：安全対策課

6.5 衛生管理者会議

平成 21 年度の衛生管理者会議の活動内容を表 6-5-1 に示す。

表 6-5-1 衛生管理者会議の活動内容 (1/9)

開催日	議　　題	審議結果等
4 月 9 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 平成 21 年度委員紹介 2. 3 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1. 吹き付けアスベスト等使用施設の再調査結果について 2. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 3. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)2 月期①(工務技術室) (2)2 月期②(環境技術管理部) (3)3 月期①(再処理センター) (4)3 月期②(放射線管理部)	
	〈その他〉 1. 安全衛生シート 5 件の紹介 2. 朝のラジオ体操の実施状況について	
5 月 11 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 4 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)4 月期①(管理部) (2)4 月期②(サイクル工学試験部)	
	〈その他〉 1. 安全衛生シート 1 件の紹介 2. AED の点検について 3. 共通安全作業基準及び共通安全作業要領の定期見直しについて	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（2/9）

開催日	議　　題	審議結果等
6 月 1 日 （定例）	〈確認事項〉 1．5 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定 2．共通安全作業要領 F-2「研究所モデル標識」の改定	継続審議 一部修正のうえ承認
	〈報告事項〉 1．各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)5 月期①(工務技術室) (2)5 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1．安全衛生シート 2 件の紹介 2. 共通安全作業基準及び共通安全作業要領の定期見直しについて	
6 月 12 日 （臨時・安全主任者会議との合同開催）	〈議題〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定	継続審議
6 月 30 日 （臨時・安全主任者会議との合同検討会）	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領の改定	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（3/9）

開催日	議　　題	審議結果等
7 月 6 日 （定例）	〈確認事項〉 1．6 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1．各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)6 月期①(再処理センター)	
	〈その他〉 1．新型インフルエンザに係る対応について 2．救護措置に係る調査結果（中間報告） 3．安全衛生シート 1 件の紹介	
8 月 3 日 （臨時・安全主任者会議との合同開催）	〈確認事項〉 1．6 月 12 日開催の臨時安全主任者会議・衛生管理者会議（合同開催）の議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」の改定	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)6 月期②(プルセンター) (2)7 月期①(保安管理部) (3)7 月期②(放射線管理部)	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（4/9）

開催日	議　　題	審議結果等
8 月 6 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 7 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 C-11「局所排気装置等の管理要領」の改定 2. 共通安全作業要領 D-10「有機溶剤の管理要領」の改定 3. 共通安全作業要領 D-11「特定化学物質の管理要領」の改定	一部修正のうえ了承 了承 了承
	〈検討事項〉 1. 平成 21 年度全国労働衛生週間（準備期間）について（案）	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全衛生シート 1 件の紹介 3. 全国産業安全衛生大会及び茨城県産業安全衛生大会の紹介 4. 共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」における様式 A0-1 及び A0-2 の追加変更について	
9 月 3 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 8 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)8 月期①(管理部) (2)8 月期②(サイクル工学試験部)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業基準・要領の定期見直しについて 2. 安全衛生シート 3 件の紹介 3. 平成 21 年度全国労働衛生週間（準備期間）について	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（5/9）

開催日	議　　題	審議結果等
10 月 8 日（定例・安全主任者会議との合同開催）	〈確認事項〉 1．9 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-4「作業主任者の職務」の改定 2．共通安全作業要領 A-7「負傷・疾病に係る報告管理要領」の改定 3．共通安全作業要領 E-2「新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」の改定 4．共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用要領」の改定	一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 継続審議
	〈報告事項〉 1．各施設の状況報告など 2．各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 4．安全衛生シート 8 件の紹介	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（6/9）

開催日	議　　題	審議結果等
11 月 5 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 10 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1. 平成 21 年度年末年始無災害運動について（案） 2. 共通安全作業要領 D-11「特定化学物質の管理要領」の改定 3. 共通安全作業要領 B-2「酸素欠乏危険場所の作業管理要領」の改定 4. 共通安全作業要領 B-3「騒音作業場所の管理要領」の改定	一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承 一部修正のうえ了承
	〈検討事項〉 1. 共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用要領」の改定	次回審議
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)10 月期①(工務技術室) (2)10 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業基準・要領の定期見直しについて 2. 安全衛生シート 2 件の紹介	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（7/9）

開催日	議　　題	審議結果等
12 月 3 日 （定例）	〈確認事項〉 1. 11 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)11 月期①(再処理センター) (2)11 月期②(プルセンター)	
	〈その他〉 1. 共通安全作業基準・要領の定期見直しについて 2. 安全衛生シート 3 件の紹介 3. 平成 21 年度年末年始無災害運動について	
12 月 7 日 （臨時・安全主任者会議との合同開催）	〈検討事項〉 1. 共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練カリキュラム（安全衛生規則編）」の改定	一部修正のうえ了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 F-1「安全腕章・胸章着用要領」の改定	了承
	〈その他〉 1. 救護措置に関する今後の対応について	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（8/9）

開催日	議　　題	審議結果等
1 月 7 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 12 月期議事録確認	了承
	〈審議事項〉 1. 共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」の変更	一部修正のうえ了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)12 月期①(放射線管理部) (2)12 月期②(保安管理部)	
	〈その他〉 1. 安全衛生シート 3 件の紹介 2. 共通安全作業基準・要領の定期見直しについて 3. 核燃料サイクル工学研究所における救護員の確保について（案）	
1 月 13 日 (臨時)	〈議題〉 1. 核燃料サイクル工学研究所における救護員の確保について（案）	
2 月 4 日 (定例)	〈確認事項〉 1. 1 月期議事録確認 2. 1 月期臨時議事録確認	了承 了承
	〈報告事項〉 1. 各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 2. 安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)1 月期①(管理部) (2)1 月期②(サイクル工学試験部)	
	〈その他〉 1. 安全シート 2 例の紹介 2. 平成 22 年度安全衛生関係講習予定表 3. 研究所における従業員等の救護能力向上について（案）	

表 6-5-1　衛生管理者会議の活動内容（9/9）

開催日	議　　題	審議結果等
3 月 4 日 （臨時・安全主任者会議との合同開催）	〈審議事項〉 1．共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」の改定について	一部修正のうえ了承
3 月 4 日 （定例）	〈確認事項〉 1．2 月期議事録確認	了承
	〈報告事項〉 1．平成 21 年度心とからだの健康づくり実施報告 2．各部・センター巡視点検及び作業環境測定等実施状況 3．安全主任者会議及び衛生管理者会議合同巡視結果 (1)2 月期①(工務技術室) (2)2 月期②(環境技術管理部)	
	〈その他〉 1．共通安全作業要領 A-7「負傷・疾病に係る報告管理要領」の改定について（提案） 2．安全衛生シート 2 件の紹介	

議　　長：専任安全衛生管理者
委　　員：産業医、衛生管理者 8 名
事 務 局：安全対策課

6.6 防火・防災対策委員会

防火・防災対策委員会は、研究所における防火・防災管理の適正な運営を図るために設置された委員会である。

平成 21 年度における防火・防災対策委員会の活動内容を表 6-6-1 に示す。

なお、平成 21 年 6 月 1 日から「防火対策委員会」の名称を「防火・防災対策委員会」に改称した。

表 6-6-1　防火・防災対策委員会の活動内容

開催日	議　　題	審議結果等
5 月 20 日	〈審議〉 研究所規則「核燃料サイクル工学研究所消防計画」の改正について	承認
7 月 24 日	＜審議＞ 消防計画に係る教育訓練カリキュラムの改正について ＜報告＞ 7 月 10 日に発生したプルトニウム燃料第三開発室での電源ケーブルからの発煙について	承認
10 月 29 日	＜審議＞ 平成 21 年秋季全国火災予防運動期間中の行事について	承認
11 月 19 日	＜持回り審議＞ 緊急地震速報システム作動時の対応について	承認
2 月 25 日	〈審議〉 平成 22 年春季全国火災予防運動期間中の行事について 〈報告〉 東海村消防本部による立入検査結果について	承認

委員長　：　核燃料サイクル工学研究所防火・防災管理者（研究所研究主席）
委　員　：　各部・センター各１名、消防班長
事務局　：　危機管理課

7. 規程類の整備

保安管理部施設安全課が申請業務を所掌する核燃料物質使用施設保安規定等について、平成 21 年度は以下の手続きを行った。

7.1 使用施設保安規定

平成 21 年度における核燃料物質使用施設保安規定に係る変更申請は３件あり、その実績を表 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 核燃料物質使用施設保安規定（1/2）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	１．施設保全課長の職務を管理課長及び廃止措置技術課長に振り分け、施設保全課長に関する記載を削除する。 ２．Ｂ棟のグローブボックス及びオープンポートボックスを削除する。	申請 平成 21 年 2 月 13 日 20 原機(サ保)071 認可 平成 21 年 3 月 26 日 20 機文科科第 35 号 施行 平成 21 年 4 月 1 日
	１．核燃料物質使用変更許可（平成 21 年 6 月 30 日付け 21 諸文科科第 7578 号）に基づき、ウラン廃棄物処理施設における第２廃棄物倉庫、第３廃棄物倉庫、第５廃棄物倉庫及び第６廃棄物倉庫の廃止に伴い、関連する条文及び図から記載を削除するとともに、第Ｉ－２－(11)図から第Ｉ－２－(30)図までの図番号を繰り上げる。	申請 平成 21 年 7 月 29 日 21 原機(サ保)036 認可 平成 21 年 8 月 26 日 21 機文科科第 6017 号 施行 平成 21 年 9 月 15 日

表 7-1-1　核燃料物質使用施設保安規定（2/2）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
核燃料物質使用施設保安規定	２．核燃料物質使用変更許可（平成 20 年 10 月 1 日付け 20 諸文科科第 1827 号）に基づき、プルトニウム燃料第二開発室におけるコンテナ廃棄物前処理設備及びこれを収納するグローブボックス№M-1 並びにグローブボックス№M-1 に接続するエアロック装置の撤去に伴い、関連する条文から記載を削除し、第Ⅳ編第２７条の項番号の一部を変更するとともに、第Ｉ－２－(21)図における室名称を変更する。 ３．その他、以下の変更を行う。 (1)　第Ｉ編第Ｉ－２－(1)図及び第Ｉ－２－(7)図において、それぞれサイクル工学試験部及び環境技術管理部に関連する建家配置図を明確にし、適正化を図る。 (2)　第Ｉ編第Ｉ－２－(16)図において、部屋名称の記載の適正化を図る。 (3)　第Ｉ編第Ｉ－３図において、記載の適正化を図る。	
	１．核燃料物質使用変更許可（平成 21 年 2 月 13 日付け 20 諸文科科第 3362 号）に基づき、プルトニウム燃料第三開発室における受払搬送設備、混合・造粒設備及びグローブボックス№FPG-10a～c の新設に伴い、第Ⅳ編第Ⅳ－１－(11)表に臨界管理ユニット番号 UFP-28、臨界管理の方法及び制限量を追加する。	申請 平成 21 年 11 月 6 日 21 原機(サ保)068 認可 平成 21 年 12 月 1 日 21 受文科科第 1882 号 施行 平成 21 年 12 月 10 日

7.2　放射線障害予防規程

平成21年度における放射線障害予防規程に係る変更届は1件あり、その実績を表7-2-1に示す。

表7-2-1　放射線障害予防規程

規程類名称	整　備　内　容	届出・制改定日等
放射線障害予防規程	1．環境技術管理部施設保全課長の廃止 平成21年4月1日付け環境技術管理部の組織変更に伴い、施設保全課長を廃止し、環境技術管理部管理課長がその職務を行う変更	届出 平成21年4月24日 21原機(サ保)020 施行 平成21年4月1日

7.3 研究所規則類

平成 21 年度は、定例の原災法に基づく防災業務計画の見直しのほか、事故対策規則、消防計画、研究所規則「地震時発生時の対応について」を改正した。

事故対策規則については、消防法改正に伴う修正、Ｑ＆Ａ班の設置、地震発生時における現地対策本部構成員の参集を明確化し、6 月 1 日付けで施行した。また、研究所構内での業務終了により建設部が研究所の保安体制から外れることから建設部に関連する表現を削除するため再度改正手続きを行い、平成 22 年 4 月 1 日付けで施行した。

消防計画については、消防法改正に伴う防災管理者及び統括管理者の配置、防災組織の設置、教育･訓練に関する変更点を明確化するため改正手続きを行い、6 月 1 日付けで施行した。

防災業務計画については、修正日の 60 日前までに茨城県知事及び東海村長へ、その内容について協議を開始するとともに修正日を明らかにすることが法律で定められていることから、7 月 31 日に茨城県知事及び東海村長に対し協議書を提出した。その後、9 月 10 日付けで双方より合議を頂いたことから、10 月 1 日付けで施行するとともに 10 月 7 日に経済産業省・文部科学省・茨城県・東海村に届出を行った。研究所規則については、平成 21 年度は 12 件の変更を行った。

変更内容を表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1　研究所規則類の整備状況（1/4）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
原子力施設における法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動規則	核燃サイクル工学研究所において原子力施設における法令等の遵守に係る活動及び安全文化の醸成に係る活動を実施するため、基本的な事項を定める。	制定 平成 21 年 4 月 1 日
放射線保安規則	１．環境技術管理部内の組織改正において、施設保全課を廃止し、当該課の業務を管理課と廃止措置技術課に分割することに伴い、関連する組織及び職務等の記載を変更する。 ２．所要の見直しを行う。	施行 平成 21 年 4 月 1 日

表 7-3-1　研究所規則類の整備状況（2/4）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
安全衛生管理規則	1. 労働安全衛生法第 28 条第 2 項の規定に基づく「危険又は有害性等の調査等に関する指針」及び「化学物質等による危険又は有害性等の調査等に関する指針」における事業者、安全管理者及び衛生管理者の実施事項の整合を図るため改定する。 2. 所要の見直しを行う。	施行 平成 21 年 4 月 1 日
安全衛生管理規則	1. 救護能力向上に伴う見直しを行う。 2. 建設部が研究所への駐在がなくなることに伴う見直しを行う。 3. 原子力研修センターの組織改正(サイクル研駐在の原子力研修グループは当該センターから分離し人事部人材戦略室に組み込まれること)に伴う見直しを行う。 4. 次世代原子力システム研究開発部門の組織改正に伴い以下の見直しを行う。 ①再処理設計・技術実証ユニット再処理技術実証グループは、再処理技術開発センター計画管理課に含む。 ②再処理技術開発計画室及び燃料技術開発計画室並びに再処理技術開発ユニット及び再処理設計・技術実証ユニットプラント設計グループは、サイクル工学試験部技術課に含む。 ③燃料製造技術開発ユニット燃料製造技術評価グループは、プルトニウム燃料技術開発センター燃料技術	施行 平成 22 年 4 月 1 日

表 7-3-1　研究所規則類の整備状況（3/4）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
	部プロセス設備開発課に含む。 ④燃料製造技術開発ユニット燃料技術開発グループは、プルトニウム燃料技術開発センター燃料技術部燃料技術開発課に含む。 ⑤燃料材料技術開発ユニット燃料設計グループは、プルトニウム燃料技術開発センター燃料技術部設計解析課に含む。 5. 所要の見直しを行う。	
化学物質管理規則	1. 労働安全衛生法第 58 条第 2 項の規定に基づく「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」は、平成 18 年 3 月 30 日「化学物質等による危険又は有害性等の調査等に関する指針」に置き換えられたことにより廃止となった。このため化学物質管理規則の労働安全衛生法に基づく事項を削除し安全衛生管理規則に統合する。 2. 現状の運用に合わせて保安管理部長の業務を明確にする。 3. 所要の見直しを行う。	施行 平成 21 年 4 月 1 日
防災業務計画	原災法に基づく定例見直し。	合意 平成 21 年 9 月 10 日 施行 平成 21 年 10 月 1 日
事故対策規則	・ 消防法改正に伴う自衛消防組織（現地対策本部組織）への統括管理者の配置を明記した。 ・ Ｑ＆Ａ対応業務を情報班から分離してＱ＆Ａ班の設置を記載した。 ・ 茨城県北部震度６弱以上の地震発生時	施行 平成 21 年 6 月 1 日

表 7-3-1　研究所規則類の整備状況（4/4）

規程類名称	整　備　内　容	申請・制改定日等
事故対策規則（続き）	における現地対策本部構成員の参集を明確にした。	
	業務終了により建設部が研究所の保安体制から外れることから建設部に関連する表現を削除した。	施行 平成 22 年 4 月 1 日
消防計画	消防法改正に伴う防災管理者及び統括管理者の配置、防災組織の設置、教育･訓練に関する変更点を明記した。	施行 平成 21 年 6 月 1 日
部･センター安全衛生委員会規則	リスクコミュニケーション室の居室が移動することに伴い、サイクル工学試験部から離れて実施するため、部･センター安全衛生委員会の構成員にリスクコミュニケーション室を追加する。	施行 平成 21 年 4 月 1 日
部･センター安全衛生委員会運営規則	1. 建設部が研究所への駐在がなくなることに伴う見直しを行う。 2. 原子力研修センターの組織改正(サイクル研駐在の原子力研修グループは当該センターから分離し人事部人材戦略室に組み込まれること)に伴う見直しを行う。	施行 平成 22 年 4 月 1 日
安全衛生強化推進協議会会則	1. 協議事項に、火災の発生防止対策のアクションプランを踏まえて「火災防護に関する事項」を追加する。 2. 定例会の協議事項に、協議会役員が、人事異動、疾病その他の理由により交代した場合の承認を追加する。 3. 既に入会している年間請負人については、短期の契約件名毎に入退会手続きを行うことを省略することができるように現行の会則を見直し整備する。	施行 平成 22 年 4 月 1 日

7.4 共通安全作業基準・要領

共通安全作業基準・要領については、基準を 1 件、要領を 31 件改定した。表 7-4-1 に改定概要を示す。

表 7-4-1 共通安全作業基準・要領（1/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」	・安全衛生管理規則は労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づく指針の追記及び化学物質管理規則は労働安全衛生法第58条削除による改定を行い、両規則は平成21年4月1日付けで施行される。このため、これら変更に基づく安全衛生管理規則及び化学物質管理規則の保安教育・訓練を改定した。	3 月 31 日保安管理部長承認（4 月 1 日施行）
共通安全作業要領 C-4(1)「クレーン等の運転管理要領」	・クレーンの運転に係る資格等について法令（クレーン等安全規則）との整合及び業務の効率化を図るため改定した。	3 月 26 日保安管理部長承認（4 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-10「有機溶剤の管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき定期レビュー（目安:2 年ごと）を行った結果、見直しを行った。	3 月 31 日保安管理部長承認（4 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-12「ダイオキシン類へのばく露防止管理要領」	・組織の名称を安全衛生管理規則の名称に合わせた。 ・その他、所要の見直しを行った。	3 月 17 日保安管理部長承認（4 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-6「消防法に基づく危険物管理要領」	・レビューを行った結果、所要の見直しを行った。	4 月 9 日保安管理部長承認（5 月 1 日施行）
共通安全作業要領 B-5「高所作業安全要領」	・労働安全衛生規則の改正に伴い、見直しを図った。	6 月 1 日保安管理部長承認（6 月 1 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（2/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 F-2「研究所モデル標識」	・消防法改正に伴う所消防計画の改正施行（平成 21 年 6 月 1 日）による所要の見直しを図った。 ・関係法令・規格等に掲載されている JIS について整合を図った。	6 月 1 日保安管理部長承認（6 月 1 日施行）
共通安全作業基準 Ⅳ「構内請負業者の安全確保に係る基準」	・所消防計画の改正施行（平成 21 年 6 月 1 日）に伴う見直しを図る。 ・労働安全衛生規則の改正に伴う見直しを図る。	6 月 22 日所長承認（7 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-0「共通安全作業基準・要領の管理要領」	・共通安全作業基準・要領の制改定に係る審議・承認ルートに具体的な手続きを盛り込み、それぞれの役割を明確にすると共に、様式 A0-3 及び A0-4「研究所共通安全作業基準・要領（承認）書」を見直し、改定した。 ・現状に合わせた所要の見直しを図った。	8 月 10 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」	・改正した消防計画（平成 21 年 6 月 1 日施行）において行うことになっている教育訓練（第 66 条の 3、第 68 条関係）を実施するため、「共通安全作業基準・要領」の「A-2 保安教育・訓練要領」の「(5)消防計画教育・訓練カリキュラム」を見直した。 ・これに関連して「法規制に基づく保安教育・訓練体系図」等のうち、消防計画に関係するところを修正した。	8 月 11 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（3/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 C-4(1)「クレーン等の運転管理要領」	・主に定期自主検査（年次、月例）の検査表について、「天井クレーンの定期自主検査指針・同解説（改訂版）」（平成 17 年 4 月 10 日初版、社団法人日本クレーン協会）並びに「移動式クレーンの定期自主検査指針解説（改訂版）」（昭和 57 年 10 月 20 日初版発行、平成 13 年 9 月 20 日改訂 1 版発行、平成 19 年 2 月 1 日改訂 1 版第 3 刷発行、社団法人日本クレーン協会）及び「移動式クレーン自主検査指針等の解説」（昭和 51 年 9 月 20 日初版発行、平成 16 年 7 月 1 日第 9 刷発行、社団法人日本クレーン協会）に掲載の検査表を参考に様式を改定（平成 21 年 4 月 1 日改定、施行）した。 ・しかし、新たに追加したものは上記解説に記載されているものであり、参考添付としているため、本要領の維持管理の合理化を図るため削除した。 ・指針解説との整合を図るとともに、今後の当該要領の維持管理の合理化を図り、クレーン則第 36 条の内容を追加した。	8 月 10 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（4/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 C-11「局所排気装置等の管理要領」	・労働安全衛生規則に基づく作業主任者の職務（有機則 19 条の 2、特化則 28 条等）及び基発「局所排気装置等の定期自主検査者等養成講習について」との整合を図るため、作業主任者による局所排気装置等の月例点検の実施及び講習修了者による定期自主検査等の実施を本要領に追記した。 ・本要領と関連する要領として、「D-10 有機溶剤の管理要領」及び「D-11 特定化学物質の管理要領」があり、それらの要領の中に作業主任者の職務として、局所排気装置等を一月を超えない期間ごとに点検することが記載されている。しかし、これらの記録を保存する規定が法律上で規定されておらず、各要領書の保存期限の記載がバラバラであるため、使用施設保安規定や放射線障害予防規程に基づく保守点検記録の保存期限と合わせるため、本要領を改定した。	8 月 24 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-10「有機溶剤の管理要領」	・関連する要領として、「D-11 特定化学物質の管理要領」及び「C-11 局所排気装置等の管理要領」があるが、点検対象装置の区分に誤りがあるため、改定を行った。	8 月 24 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（5/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 D-11「特定化学物質の管理要領」	・関連する要領として、有機溶剤中毒予防規則に基づく「D-10 有機溶剤の管理要領」があり、これらの要領の中に有機溶剤作業主任者及び特定化学物質作業主任者（有機則 19 条の 2、特化則 28 条等）が局所排気装置等を一月超えない期間ごとに点検することが記載されている。しかし、これらの記録を保存する規定が法律上で規定されておらず、各要領書の保存期間の記載がバラバラであるため、使用施設保安規定や放射線障害予防規程に基づく保守点検記録の保存期限と合わせるため、本要領を改定した。	8 月 24 日保安管理部長承認（9 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-4「作業主任者の職務」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	10 月 23 日保安管理部長承認（11 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-7「負傷・疾病に係る報告管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	10 月 23 日保安管理部長承認（11 月 1 日施行）
共通安全作業要領 B-9「VDT 作業管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、軽微な改定を行った。	10 月 27 日保安管理部長承認（11 月 1 日施行）
共通安全作業要領 E-2「新設施設及び新設・改造設備等の安全点検要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	10 月 23 日保安管理部長承認（11 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-3「機械器具等の他企業への利用許可要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、軽微な改定を行った。	11 月 5 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（6/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 A-5「作業指揮者の職務」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	11 月 16 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 B-2「酸素欠乏危険場所の作業管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	11 月 16 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 B-3「騒音作業場所の管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	11 月 16 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-2「LP ガス設備の保安管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	11 月 16 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-9「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管管理要領」	・茨城県の組織改変により「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の提出先が変更となったため修正した。	11 月 5 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 D-11「特定化学物質の管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	11 月 16 日保安管理部長承認（12 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-8「安全に関する有資格者等の選任・解任手続き要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、軽微な改定を行った。	12 月 16 日保安管理部長承認（1 月 5 日施行）
共通安全作業要領 B-4「屋内通路管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、軽微な改定を行った。	12 月 14 日保安管理部長承認（1 月 5 日施行）

表 7-4-1　共通安全作業基準・要領（7/7）

規程類名称	整　備　内　容	制改定日
共通安全作業要領 A-1「作業手順書作成要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	1 月 19 日保安管理部長承認（2 月 1 日施行）
共通安全作業要領 B-2「酸素欠乏危険場所の作業管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	1 月 12 日保安管理部長承認（2 月 1 日施行）
共通安全作業要領 A-2「保安教育・訓練要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	2 月 24 日保安管理部長承認（3 月 1 日施行）
共通安全作業要領 C-5「フォークリフト等の運転管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	2 月 24 日保安管理部長承認（3 月 1 日施行）
共通安全作業要領 C-8「自由研削盤管理要領」	・「A-0 共通安全作業基準・要領の管理要領」に基づき、定期レビューを行った結果、必要な改定を行った。	2 月 24 日保安管理部長承認（3 月 1 日施行）

8. 許認可申請

保安管理部が所掌する各種法令等に基づき、施設・設備の新設、増設、改造等の変更に伴う許認可に関し、核燃料サイクル工学研究所の窓口として監督官庁とのヒアリング、所内事務手続き及び申請、届出の対応を行った。

平成 21 年度における各種法令等に基づく許認可実績を以下に示す。

8.1 原子炉等規制法

平成 21 年度における原子炉等規制法に係る許認可は７件であり、その実績を表 8-1-1 に示す。

表 8-1-1 原子炉等規制法に係る許認可実績
(1) 核燃料物質使用変更許可申請（1/2）

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所（共通編）、プルトニウム燃料第一開発室、応用試験棟	① プルトニウム燃料第一開発室の「使用の目的及び方法」について、抽出特性試験及び材料評価試験を削除するとともに、使用を終了した設備の維持を追加する。 ② 応用試験棟の「使用の目的及び方法」について、溶解技術開発において使用する酸化ウラン量を増量するとともに、「使用施設の位置、構造及び設備」について溶解技術の開発に係る設備を追加する。	申請 平成 21 年 2 月 20 日 20 原機（サ保）072 許可 平成 21 年 6 月 5 日 20 諸文科科第 5363 号
核燃料サイクル工学研究所（共通編）、プルトニウム燃料第三開発室、ウラン廃棄物処理施設	① プルトニウム燃料第三開発室について、質量分析装置を更新するため、接続するグローブボックスの一部改造を行う。 ② ウラン廃棄物処理施設について、第２廃棄物倉庫、第３廃棄物倉庫、第５廃棄物倉庫及び第６廃棄物倉庫を廃止する。	申請 平成 21 年 6 月 10 日 21 原機（サ保）028 許可 平成 21 年 6 月 30 日 21 諸文科科第 7578 号

表 8-1-1　原子炉等規制法に係る許認可実績
(1) 核燃料物質使用変更許可申請 (2/2)

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所（共通編）、プルトニウム燃料第一開発室、Ｇ棟、Ｊ棟	①　プルトニウム燃料第一開発室について、「使用の目的及び方法」に弾性率測定を追加するとともに、使用施設の設備として弾性率測定装置を追加する。 ②　Ｇ棟について、核燃料物質の使用を廃止する。 ③　Ｊ棟について、UF_6詰替装置のUF_6回収槽に８Ａシリンダ及び１０Ａシリンダを追加する。	申請 平成 21 年 8 月 28 日 21 原機（サ保）042 許可 平成 21 年 10 月 2 日 21 諸文科科第 8939 号
核燃料サイクル工学研究所（共通編）、プルトニウム燃料第一開発室、プルトニウム燃料第二開発室、プルトニウム燃料第三開発室、プルトニウム廃棄物処理開発施設	①　プルトニウム燃料第一開発室について、屋内警報設備を削除するとともに、使用施設の設備として通信設備を追加する。 ②　プルトニウム燃料第二開発室について、屋内警報設備を削除するとともに、使用施設の設備として通信設備を追加する ③　プルトニウム燃料第三開発室について、簡素化ペレット法に係る燃料製造技術開発を行うため、燃料製造工程概略フローシートを変更するとともに、屋内警報を削除する。 ④　プルトニウム廃棄物処理開発施設について、警報設備の屋内警報を削除するとともに、プルトニウム廃棄物貯蔵施設について、警報設備の屋内警報を削除する。	申請 平成 22 年 1 月 15 日 21 原機（サ保）078 許可 平成 22 年 2 月 8 日 21 受文科科第 3464 号

表 8-1-1　原子炉等規制法に係る許認可実績
(2) 核燃料物質の使用に係る変更届

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学所全体	１．予定使用期間について、自　平成 21 年４月 1 日～至　平成 24 年３月 31 日に変更する。 ２．その他、記載の統一化を図る。	届出 平成 21 年 4 月 17 日 21 原機（サ保）019
プルトニウム燃料第三開発室	１．プルトニウム燃料第三開発室における天然ウラン及びその化合物の予定使用期間及び年間予定使用量を変更する。これに伴い、核燃料サイクル工学研究所全体における天然ウラン及びその化合物の予定使用期間及び年間予定使用量を変更する。	届出 平成 21 年 7 月 23 日 21 原機（サ保）035
Ｇ棟及びＪ棟	１．Ｇ棟における予定使用期間及び年間予定使用量に係る記載を削除する。 ２．Ｊ棟における劣化ウラン及びその化合物の予定使用期間及び年間予定使用量を変更する。 上記１．及び２．に伴い、核燃料サイクル工学研究所全体における天然ウラン及びその化合物、劣化ウラン及びその化合物、濃縮ウラン及びその化合物（濃縮度 20wt％未満）の予定使用期間及び年間予定使用量を変更する。	届出 平成 21 年 10 月 29 日 21 原機（サ保）066

8.2 放射線障害防止法

平成 21 年度における放射線障害防止法に係る許認可は 9 件であり、その実績を表 8-2-1 に示す。

表 8-2-1 放射線障害防止法に係る許認可実績（1/2）

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所	１．放射線障害予防規程変更届 平成 21 年４月１日付け環境技術管理部の組織変更に伴い、施設保全課長を廃止し、環境技術管理部管理課長がその職務を行う変更に伴う届出	届出 平成 21 年 4 月 24 日 21 原機（サ保）020
	２.放射線施設の廃止に伴う措置の報告書 応用試験棟の非密封作業室（実習室１）の廃止に伴う措置の報告	届出 平成 21 年 6 月 12 日 21 原機（サ保）029
	３．放射線管理状況報告書 平成 20 年度放射線管理状況報告について報告	報告 平成 21 年 6 月 30 日 21 原機（サ保）032
	４．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器※の使用（セ 104　中性子線源　Pu:3 台、再処理：1 台）の使用開始（H21.6.19）に伴う届出 ※：IAEA 所有線源	届出 平成 21 年 7 月 7 日 21 原機（サ保）033
	５．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器の使用（セ 104　中性子線源　再処理：1 台）の使用開始（H21.10.1）に伴う届出	届出 平成 21 年 10 月 15 日 21 原機（サ保）064
	６．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器の使用（セ 104　中性子線源、セ 035　放射能標準ガンマ線源、セ 052　ディスク型線源　放管部　各 1 台）の使用開始（H2110.20）に伴う届出	届出 平成 21 年 11 月 4 日 21 原機（サ保）067
	７．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器の使用（セ 104　中性子線源　Pu:3 台、Pu：1 台）の使用開始（H21.11.20）に伴う届出	届出 平成 21 年 12 月 10 日 21 原機（サ保）075

表 8-2-1　放射線障害防止法に係る許認可実績（2/2）

使用施設	許認可申請項目	記事
核燃料サイクル工学研究所	８．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器※の使用（セ 104　中性子線源　Pu:2 台）の使用開始（H22.1.12）に伴う届出 ※：IAEA 所有線源	届出 平成 22 年 1 月 20 日 21 原機（サ保）081
	９．表示付認証機器使用届・使用変更届 表示付認証機器※の使用（セ 104　中性子線源　再処理：2 台）の使用開始（H22.2.4）に伴う届出 ※：IAEA 所有線源	届出 平成 22 年 2 月 18 日 21 原機（サ保）084

8.3 労働安全衛生法

平成 21 年度における労働安全衛生法に係る許認可は 21 件であり、その実績を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 労働安全衛生法に係る許認可実績（1/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
1.	衛生管理者選任報告	平成 21 年 4 月 1 日付けで選任した衛生管理者及び代理者合計 5 名を選任報告した。	核燃料サイクル工学研究所	4 月 10 日
2.	クレーン設置報告書	つり上げ荷重 1.003 t の橋形クレーンを新規設置する。	応用試験棟	4 月 16 日
3.	クレーン等安全規則に基づく荷重試験免除申請（検査証№5938）	新たに作成したパネルハウス内に内包したことにより定格荷重によるウェイトの搬出入困難なため荷重試験免除申請を行う。	低放射性廃棄物処理技術開発施設	5 月 14 日
4.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№4218）	平成 12 年 6 月 1 日から使用を休止してきた休止期間を延長する。（平成 21 年 6 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日）	ガラス固化技術開発施設	5 月 15 日
5.	機械等設置届	届出してある溶融電解試験装置を用いてカドミウム及び硝酸を取扱う試験を新たに実施するため提出する。	応用試験棟	5 月 22 日
6.	機械等設置届	硝酸（第 3 類物質）を取扱うための局所排気装置を 1 台設置する。	応用試験棟	6 月 23 日
7.	小型ボイラー設置報告書	温水の供給に使用するため小型ボイラーを設置する。	給水施設監視棟	9 月 10 日
8.	機械等設置届	環境放射線積算線量測定を行うため、放射線装置（工業用 X 線発生装置）1 台を設置する。	安全管理棟	9 月 18 日
9.	機械等設置届	硝酸（第 3 類物質）を取扱う遠心抽出器の試験研究を行うためのスラッジ挙動評価システム試験装置を 1 台設置する。	実規模開発試験室	11 月 13 日

表 8-3-1　労働安全衛生法に係る許認可実績（2/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
10.	機械等設置届	ガラス試料中の元素の定性・定量分析を行うため、工業用等エックス線発生装置（蛍光エックス線分析装置）1台を設置する。	工学試験棟	11月13日
11.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№2394）	平成14年1月1日から使用を休止してきた休止期間を延長する。（平成22年1月1日～平成24年12月31日）	除染場	12月4日
12.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№2420）	平成19年1月1日から休止していたが、今後も使用予定がないため、休止期間を延長する。（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	分離精製工場	12月4日
13.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№3401）	平成20年1月1日から休止していたが、今後も使用予定がないため、休止期間を延長する。（平成22年1月1日～平成22年12月31日）	ウラン脱硝施設	12月4日
14.	機械等設置届	硝酸ナトリウムをナトリウムイオンと硝酸イオンに分離する研究を行うため、硝酸（第3類物質）を取扱う「硝酸ナトリウム膜分離試験装置」を1台設置する。	地層処分基盤研究施設	1月7日
15.	機械等設置届	硝酸プルトニウム溶液、硝酸ウラニル溶液、硝酸ウラニル・硝酸プルトニウム混合溶液等の試料中に含まれる元素の定性・定量分析を行うため、工業用等エックス線装置（蛍光エックス線分析装置）1台を設置する。	プルトニウム転換技術開発施設	2月5日
16.	クレーン設置報告書	ポスト型ジブクレーン（R-1-HM3、つり上げ荷重：1.0075t）1基を新規設置する。	実規模開発試験室	3月8日

表 8-3-1　労働安全衛生法に係る許認可実績（3/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
17.	クレーン設置報告書	テルハ電動チェーンブロック（SAP-0.5、つり上げ荷重：0.501t）1基を新規設置する。	実規模開発試験室	3月8日
18.	クレーン設置報告書	テルハ電動チェーンブロック（SAP-0.5、つり上げ荷重：0.501t）1基を新規設置する。	実規模開発試験室	3月8日
19.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№4087）	平成20年6月25日から休止していたが、今後も使用予定がないため、休止期間を延長する。（平成22年4月1日～平成23年3月31日）	分離精製工場	3月17日
20.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№4088）	平成20年6月25日から休止していたが、今後も使用予定がないため、休止期間を延長する。（平成22年4月1日～平成23年3月31日）	分離精製工場	3月17日
21.	第一種圧力容器休止報告書（検査証№2386）	使用予定がないため、休止する。（平成22年9月1日～平成23年3月31日）	分離精製工場	3月17日

8.4 消防法

平成 21 年度における消防法に係る許認可は、危険物関係 6 件及び消防設備関係 32 件であり、その実績を表 8-4-1、表 8-4-2 に示す。

表 8-4-1 消防法に係る許認可実績

No.	件　名	内　容	該当施設	届出等日付
1.	危険物保安監督者選任･解任届出書	平成 21 年 4 月 1 日付、職務分担の変更に伴い、再処理技術開発センターの危険物保安監督者を変更した。	分離精製工場･除染場 油脂庫 分析試薬貯蔵庫 廃棄物処理場屋外 廃棄物処理場屋外 低放射性廃棄物処理技術開発施設	4 月 13 日
2.	危険物取扱所の軽微な変更届出書	クレーンホール外壁、燃料貯蔵プール屋根を貫通し、鉄骨添え柱及びダンパーの据付を行うための長ボルト並びにプレートを設置した。	分離精製工場	8 月 17 日
3.	危険物貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請	地下タンク貯蔵所の屋外燃料移送配管について地盤の変異吸収用に可撓管継手を追加する。	中間開閉所 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設	9 月 28 日
4.	資料提出書	平成 21 年 10 月 1 日付けの人事異動に伴い、危険物施設の設置許可に係る設置者(所長）の氏名を提出する。		10 月 26 日
5.	少量危険物貯蔵取扱廃止届出書	発電機室に設置してある非常用発電機の必要性が無くなったため、発電機の燃料を貯蔵してある発電用燃料小出槽を廃止した。	第 2 ウラン系廃棄物貯蔵施設	12 月 25 日
6.	危険物貯蔵所完成検査申請	地下タンク貯蔵所の屋外燃料移送配管について地盤の変異吸収用に可撓管継手を追加する工事が完成。	ガラス固化技術開発施設	3 月 8 日

表 8-4-2　消防設備関係に係る許認可等申請実績（1/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
1.	防災管理者選任(解任)届出	消防法改正による防災管理者選任に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	6 月 1 日
2.	自衛消防組織設置(変更)届出	消防法改正による自衛消防組織設置に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	6 月 1 日
3.	消防計画作成(変更)届出	消防法改正による消防計画作成に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	6 月 1 日
4.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	工業用水ポンプ設備の更新による屋外消火栓設備の改造に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	7 月 27 日
5.	変電設備設置届出	変電設備の新設に伴う届出	給水施設監視棟	8 月 18 日
6.	防火対象物使用開始届出	建屋新設に伴う届出	給水施設監視棟及び給水施設ポンプ棟	8 月 18 日
7.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自火報設備、誘導灯、消火器の設置に伴う届出	給水施設監視棟	8 月 18 日
8.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自火報設備、誘導灯、消火器の設置に伴う届出	給水施設ポンプ棟	8 月 18 日
9.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	火災感知器の増設に伴う届出	再処理センターモックアップ試験棟、	11 月 9 日
10.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	火災感知器の交換に伴う届出	環境技術管理部Ｊ棟	11 月 9 日
11.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の取替に伴う届出	プル転換技術開発施設管理棟	12 月 17 日
12.	東海村火災予防条例届出廃止報告書	第 6 廃棄物貯蔵庫の廃止による報告	環境技術開発部第 6 廃棄物貯蔵庫	12 月 24 日
13.	東海村火災予防条例届出廃止報告書	発電設備の廃止による報告	第 2 ウラン廃棄物貯蔵施設	12 月 24 日

表 8-4-2　消防設備関係に係る許認可等申請実績（2/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
14.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の改造に伴う届出	保安管理・研修合同棟旧図書館	1 月 20 日
15.	管理権原者変更届出	管理権原者交代に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	2 月 22 日
16.	防災管理者選任(解任)届出	管理権原者交代に伴う防災管理者選任届出	核燃料サイクル工学研究所	2 月 22 日
17.	自衛消防組織設置(変更)届出	管理権原者交代に伴う自衛消防組織設置届出	核燃料サイクル工学研究所	2 月 22 日
18.	消防計画作成(変更)届出	管理権原者交代に伴う消防計画作成届出	核燃料サイクル工学研究所	2 月 22 日
19.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の増設に伴う届出	保安管理・研修合同棟	2 月 26 日
20.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	屋外消火栓設備の改造に伴う届出	北地区屋外消火栓設備	2 月 27 日
21.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	屋外消火栓設備の改造に伴う届出	応用試験棟	2 月 27 日
22.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	屋外消火栓設備の改造に伴う届出	第 2 応用試験棟	2 月 27 日
23.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	火災感知器の更新に伴う届出	プルトニウム燃料第一開発室	2 月 27 日
24.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	火災感知器の更新に伴う届出	プルトニウム燃料第二開発室	2 月 27 日
25.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の更新に伴う届出	田向門警備所	2 月 27 日
26.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	発信機の更新に伴う届出	第二スラッジ貯蔵場	2 月 27 日

表 8-4-2　　消防設備関係に係る許認可等申請実績（3/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
27.	消防訓練実施計画報告書	消火器取扱訓練実施に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	3 月 16 日
28.	火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書	消火器取扱訓練実施に伴う届出	核燃料サイクル工学研究所	3 月 16 日
29.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	誘導標識の設置に伴う届出	再処理センターテントハウスＡ	3 月 16 日
30.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	誘導標識の設置に伴う届出	再処理センターテントハウスＢ	3 月 16 日
31.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の移設、取替に伴う届出	保安管理・研修合同棟	3 月 31 日
32.	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出	自動火災報知設備の増設に伴う届出	実規模開発試験室	3 月 31 日

8.5 高圧ガス保安法

平成 21 年度における高圧ガス保安法に係る許認可は 18 件であり、その実績を表 8-5-1 に示す。

表 8-5-1　高圧ガス保安法に係る許認可実績（1/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
1.	高圧ガス製造保安監督者届書	職務分担の変更に伴い、平成21年4月1日付で高圧ガス製造保安監督者を変更した。	プルトニウム燃料第三開発室	4 月 16 日
2.	高圧ガス製造保安監督者届書	職務分担の変更に伴い、平成21年4月1日付で高圧ガス製造保安監督者を変更した。	プルトニウム転換技術開発施設	4 月 16 日
3.	特定高圧ガス取扱主任者の変更	職務分担の変更に伴い、平成21年5月1日付けで特定高圧ガス取扱主任者を変更する。	プルトニウム燃料第三開発室	5 月 15 日
4.	高圧ガス製造施設の軽微変更届出書	ヘリウム・キセノン製造設備の X 線 CT 用試験容器(V32)胴部の内壁に傷があり、気密が担保出来ないことから試験容器の更新を行った。	地層処分基盤研究施設用	6 月 25 日
5.	一般高圧ガス保安検査申請	平成 21 年度保安検査対象施設となる 5 施設について保安検査を実施する。	再処理工場主工場用液化炭酸ガス製造施設 高レベル放射性物質研究施設用炭酸ガス製造施設 クリプトン回収技術開発施設（Kr、Xe ガス設備） 廃溶媒処理技術開発施設用液化炭酸ガス製造施設 プルトニウム燃料第 3 開発室炭酸ガス製造施設	6 月 25 日

表 8-5-1　高圧ガス保安法に係る許認可実績（2/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
6.	高圧ガス製造施設の軽微変更届出書	地層処分基盤研究施設用水素・窒素及びﾍﾘｳﾑ製造施設を使用した試験実施計画がなくなったため、平成21年 6月 2日で廃止する。	地層処分基盤研究施設	6月 25 日
7.	高圧ガス製造施設の軽微変更届出書	炭酸ガス製造施設№2-（2）において超臨界二酸化炭素による金属イオンの抽出試験で取得するﾃﾞｰﾀの変更に伴い、洗浄、逆抽出塔等を取り外し光学セルから直接、調圧バルブユニットに接続したため、配管を変更した。	高レベル放射性物質研究施設	8月 20 日
8.	高圧ガス保安技術管理者等届出書	保安係員の選解任について、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの一年間を変更した。		8月 20 日
9.	高圧ガス保安法に基づく事故届書	冷凍高圧ガス製造施設（冷凍機：R-1C）内の冷媒圧力計の上流側逆止弁接続部から冷媒が漏えいした。	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	9月 30 日
10.	事故届書（冷凍）	冷凍高圧ガス製造施設からの冷媒の漏えい事故について提出した。	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	9月 30 日
11.	高圧ガス保安統括者届書	平成 21 年 10 月 1 日付けの人事異動に伴い、高圧ガス保安統括者（所長）を変更した。		10 月 23 日
12.	高圧ガス保安法に係る代表者等変更届書	平成 21 年 10 月 1 日付けの人事異動に伴い、一般高圧ガス及び冷凍高圧ガスに係る代表者の委任者を変更した。		10 月 23 日
13.	高圧ガス（冷凍）保安検査申請	第一種製造施設の 3 年に 1 回の保安検査を受検する	安全管理棟西棟	11 月 13 日

表 8-5-1　高圧ガス保安法に係る許認可実績（3/3）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
14.	高圧ガス製造廃止届書（冷凍）	核燃料の製造技術及び核燃料の再処理技術の開発業務の終了に伴い、建家内の冷房の必要がなくなったため、A 棟に設置している冷凍機（A 棟ターボ冷凍機）を廃止した。	A 棟	11 月 25 日
15.	高圧ガス製造施設の軽微変更届書	炭酸ガス製造施設№2-（2）において超臨界二酸化炭素による金属イオンの抽出試験で取得するデータの変更に伴い、直接抽出塔及び関連機器を取り外し、配管ルートを予熱･ミキシングラインから直接光学セルに変更した。	高レベル放射性物質研究施設	12 月 21 日
16.	高圧ガス保安協会保安検査受検届書	平成 21 年 12 月 11 日に実施した茨城県冷凍設備保安協会による冷凍高圧ガス保安検査の受検について保安検査証が交付された。	安全管理棟西棟	1 月 7 日
17.	高圧ガス製造施設軽微変更届出書（冷凍）	冷凍高圧ガス製造施設の吐出圧力スイッチを更新した。	ガラス固化技術開発施設	1 月 21 日
18.	高圧ガス製造施設の軽微変更届書	炭酸ガス製造施設№2-（2）において超臨界二酸化炭素による金属イオンの抽出試験で取得するデータの変更をすることに伴い、洗浄・逆抽出塔及び関連機器をバイパスにして、配管ルートの変更を行った。	高レベル放射性物質研究施設	3 月 18 日

8.6 環境法令

平成21年度上半期における環境関係法令に係る許認可は13件であり、その実績を表8-6-1に示す。

表8-6-1 環境法令に係る許認可実績（1/2）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
1.	特定施設廃止届出書（水質汚濁防止法）	洗浄設備（流し:1基）を廃止した。	安全管理棟	5月15日
2.	燃料使用量等減少措置報告書	平成21年5月21日に発生した光化学スモッグ緊急時の発令（注意報）における削減措置を行った。	中央運転管理室	6月10日
3.	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	平成20年度の第一種指定化学物質届出対象物質としてダイオキシン類の排出量及び移動量を届出する。		6月29日
4.	燃料使用量等減少措置報告書	平成21年6月27日に発生した光化学スモッグ緊急時の発令（注意報）における削減措置を行った。	中央運転管理室	7月10日
5.	特定施設設置届出書（水質汚濁防止法）	環境分析3室、環境分析4室及び超微量質量分析室に洗浄設備（流し3台、ドラフトチャンバー3台）計6台を設置する。	安全管理棟	8月7日
6.	特定施設廃止届出書（水質汚濁防止法）	実験室等に設置してある洗浄設備（流し8台、フード10台、スクラバー1台）計19台を撤去したため廃止した。 分光分析室及び液シン室に設置してある洗浄設備（流し3台）を撤去したため廃止した。	乾式プロセス･材料試験棟 安全管理棟	8月7日
7.	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項に基づく報告の休止	灰溶融炉について、当面の間、運転を休止することに伴いダイオキシン類対策特別措置法28条第3に基づく報告を休止する。	一般廃棄物処理施設	9月30日
8.	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	平成21年10月1日付けの人事異動に伴い、法人の代表者の委任者（所長）を変更する。	産業廃棄物焼却施設	10月23日

表 8-6-1　環境法令に係る許認可実績（2/2）

No.	件　　名	内　　容	該当施設	届出等日付
9.	特定施設廃止届出書（水質汚濁防止法）	当該特定施設を用いた試験が終了したため、特定施設（除染ﾊｳｽ：1 基）を廃止した。	G 棟	11 月 9 日
10.	特定施設使用廃止届出書（茨城県生活環境の保全等に関する条例（騒音））	試験が終了したため、特定施設（液圧ﾌﾟﾚｽ：1 基）を廃止した。	G 棟	11 月 9 日
11.	特定施設設置届出書（水質汚濁防止法）	実験室 B 内試験制御室において、洗浄施設（流し 1 台）を設置する。	実規模開発試験室	12 月 7 日
12.	特定施設使用廃止届出書茨城県生活環境の保全等に関する条例（騒音））	給水施設の運転開始に伴い、空気圧縮機:1 機、送風機:4 機の廃止を廃止した。	浄水施設	12 月 28 日
13.	ダイオキシン類測定結果報告書	ダイオキシン類の汚染の状況についての測定結果を報告した。	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設	3 月 10 日

9. 保安検査、立入調査等

9.1 保安検査官対応

保安検査官対応班（以下「対応班」という）は、保安検査官の主たる業務である原子力施設の現場での運転管理監督や施設における保安規定の遵守状況に関する検査等がスムーズに実施できるよう保安検査官と使用施設各現場間の調整を行った上で各月の保安検査官による巡視実施計画の作成し、その計画の周知対応をしてきている。

文部科学省の保安検査官体制を表 9-1-1 に、また文部科学省の保安検査官への対応項目及び対応方法についての一覧を表 9-1-2 に示す。そのうち、平成 21 年度の主な項目について概要を以下に示す。

(1) 施設巡視

使用施設であるサイクル工学試験部、環境技術管理部及びプルトニウム燃料技術開発センターのそれぞれの施設について、保安検査官と現場との調整を図り毎月の巡視計画を作成した。これに基づき保安検査官が定常的、計画的に施設の巡視を行った。巡視における保安検査官からの指摘事項は、各部・センターが措置対応を実施した。

平成 21 年度は、計 192 回巡視が行われた。その巡視実績例を表 9-1-3 に示す。

(2) 放射線作業管理（発生の都度）

使用施設で実施される非定常放射線作業について、現場でそれら作業が生じた場合、保安検査官に対して対応班がその作業の概要を説明すると共に計画書を提出した。保安検査官が詳細説明を要望した場合は、現場側が放射線作業計画書に基づき説明を実施した。

平成 21 年度における特殊放射線作業の件数は、サイクル工学試験部が S2 作業：11 件、A1 作業：45 件、環境技術管理部が G1 作業：22 件、プルトニウム燃料技術開発センターが S2 作業：5 件であり合計 83 件であった。（参考：平成 20 年度は合計 60 件）

(3) 定例報告

以下の項目を定例として保安検査官に報告しており、それらの対応を下記に示す。

① 核燃料サイクル工学研究所運転管理日報（巡視日）

所内 LAN を使ったサイクル工学試験部、環境技術管理部及びプルトニウム燃料センターとのネットワークにより各部・センターの施設の毎日の運転状況を出力し、保安検査官に前日の実績と当日の作業予定を説明した。

② 核燃料サイクル工学研究所運転状況管理表（毎週）

各使用施設の一週間単位の運転実績及び次週の運転予定を記載した核燃料サイクル工学研究所運転状況管理表を基に、毎週末に対応班が所内施設の運転状況について今週の実績と来週の予定を説明・提出した。

③　許認可週報（毎週）

毎週始めに保安管理部施設安全課が作成した使用施設に関する許認可の状況について提出し説明した。

④　自主点検・教育訓練計画（毎月）

核燃料物質使用施設保安規定に定められた自主点検計画及び教育訓練計画表を各部・センターで毎月作成し、月始めに対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。なお、年度始めには各部・センター毎に年間の自主点検・教育訓練計画表を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ提出した。

⑤　運転計画（毎月）

各使用施設の運転計画を毎月始めに各部・センター毎に作成し、それを対応班がとりまとめ保安検査官へ説明・提出した。なお、年度始めには各部・センター毎に年間の運転計画を作成し、対応班がとりまとめ保安検査官へ概要を説明し提出した。

(4) 異常事象発生対応（発生の都度）

所内で発生した異常事象は、保安検査官にその概要を迅速に報告すると共に、必要に応じて異常事象の発生場所へ案内し、現場状況の確認を行って頂いた。

また保安検査官へのより詳細な説明が必要とする場合は現場部署との調整の上担当課による説明を行なった。また、措置・対策についても対応班がフォローし保安検査官に説明した。

平成 21 年度に取り扱った異常事象は計 19 件であり、そのリストを表 9-1-4 に示す。

(5) その他

対応班からの保安検査官への提出情報は、保安検査官デスクに据付けているパソコンを活用し、共有ファイルを設け、提出すべき情報は全て共有ファイルに収め、常時閲覧可能なようにし、平成 21 年 1 月から 3 月末まで平成 20 年度の最後の 3 ヶ月間を　試行期間として運用した。その結果、当初の目的を満足していることが確認できたため、平成 21 年度は、パソコンを活用した情報提供の本格的な運用を行い、情報の迅速的な提供及びペーパーレス化による省資源の推進に貢献することができた。

現時点で共有ファイルの中に収めた情報類は以下の通りである。

巡視計画、運転管理日報・運転状況、Ａ、Ｂ、Ｃ情報、ＭＥＸＴ月例報告送付、許認可情報、中央官庁連絡先、各施設の特作状況、新検査官の入域手続き、施設検査等、原子力機関発表トラブル情報、その他情報（インフルエンザ等）

表 9-1-1　文部科学省原子力保安検査官体制

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

所　管　省　庁	役 職 等	人数
茨城原子力安全管理事務所	所　長 防災専門官	1 名
	保安検査官	4 名
	技術参与	1 名

表 9-1-2　文部科学省保安検査官業務等対応項目/方法一覧表

No.	項　　目	対　応　方　法	担　当　部　署	備　　考
1	使用）許認可週報	対応班へ提出（E-メール）→対応班→保安検査官（月曜日）	保安)施安課	
2	事業所運転管理日報	毎日、各部・センターが実績を 16:00 までに入力（毎日）対応班（パソコンから印刷）→保安検査官	Pu）計画管理課 サイ）技術課 環管）施保全課	毎日の実績、LAN で保安検査官 確認
3	運転状況管理表	安対課とりまとめ、対応班（パソコンから印刷） →保安検査官（金曜日）	保安)安対課 対応班が出力	所内の運転状況 次週、次々週予定
4	S2 特作計画	作業件名等のリスト及び計画書の表紙と様式 1 の写しを事前提出。必要に応じて、作業内容の把握が主目的のヒヤ（保安検査官が件名指定)。	計画起案課室	
5	A1 特作計画	同上	計画起案課室	
6	G 作業(写し)	G1 作業の表紙と概要を対応班へ提出→対応班確認→保安検査官	計画起案課室	
7	停電等電気関連作業	作業件名入り工程表事前提出。必要に応じてヒヤ （保安検査官が指定)	工務室)運転班等	
8	異常事象連絡	対応班へ直ちに連絡→対応班メモ作成→保安検査官。その後、必要に応じて保安検査官によるヒヤリング	異常事象発生元課室	発生の都度
9	その他相談事等	件名等のリストを対応班へ事前提出→保安検査官。必要に応じてヒヤ（保安検査官が指定)	相談事等担当課室	
10	保守点検・教育訓練計画表（年間)及び(毎月)	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。 対応班取りまとめ→保安検査官	Pu）計画管理課 サイ）技術課 環管）施保全課 放管部、工務室	月間計画表は月末に翌月分を提出
11	運転計画表（年間)及び(毎月)	年間計画および毎月の計画表を対応班に提出。対応班取りまとめ→保安検査官	Pu）計画管理課 サイ）技術課 環管）施保全課	月間計画表は月末に翌月分を提出

表 9-1-3　文部科学省 原子力安全管理事務所による使用施設巡視実績例

月　日	開始時刻	担当部署	巡　視　施　設
4 月 3 日	10:00	環境部	M棟、廃水処理室(5)、東海事業所第 2 ｳﾗﾝ貯蔵庫(4)
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物貯蔵施設(PWSF/第二 PWSF) (9)
4 月 7 日	10:00	ｻｲｸﾙ部、環境部	Ｊ棟(3)、Ｂ棟(1)
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第一開発室 (6)
4 月 9 日	10:00	ｻｲｸﾙ部、環境部	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）(2)
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(8)
4 月 14 日	10:00	環境部	焼却施設、廃油保管庫(5)
	13:30	Pu センター	プルトニウム廃棄物処理開発施設 (PWTF) (9)
4 月 16 日	10:00	ｻｲｸﾙ部、環境部	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）(2)
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(8)
4 月 21 日	10:00	環境部	第 2ＵＷＳＦ、ＵＷＳＦ、第 2～6 廃棄物倉庫(5)
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(8)、U 貯蔵庫 (6)
4 月 23 日	10:00	ｻｲｸﾙ部、環境部	高レベル放射性物質研究施設（ＣＰＦ）(2)
	13:30	Pu センター	プルトニウム燃料第三開発室(8)

＊：(数字)は保安規定第 2 条の適用施設番号を示す

平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月までは、月毎に 12 回から 20 回の頻度で使用施設の巡視が行われた。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (1/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
1	法令報告	再処理施設海中放出管からの漏えい	平成 21 年 4 月 6 日	15:37 頃	再処理施設海中放出管	再処理	○再処理施設保安規定の基づく平成 20 年度の海中放出管の施設定期自主検査を平成 21 年 3 月 11 日に着手した。気象・海象の状況が安定した平成 21 年 4 月 6 日 8 時 20 分頃から漏えい試験として工業用水を用いた加圧試験を実施したところ、試験圧力（0.44MPa）に達しなかった。 ○目視検査により陸域部の海中放出管と取り合うフランジ、バルブ等からは漏えいが確認されなかったことから、15 時 37 分頃、海中放出管に漏えい箇所が存在する可能性があると判断した。
2	B	週間空気中放射性物質濃度測定における有意値の検出	平成 21 年 4 月 10 日	11:30 頃	プルトニウム燃料第一開発室　セラミック室（R-125）	使用	○プルトニウム燃料第一開発室セラミック室の空気試料サンプリング用のエアスニファのろ紙（サンプリング期間：4 月 3 日から 4 月 10 日）を 4 月 10 日に回収し、測定したところ、その内の 1 ケ所から有意値 2.5×10^{-7}Bq/cm^3（ラドン・トロンを含む）を検出した。(4 月 10 日 11 時 30 分頃、Pu を確認) ○当該エアスニファ周辺のスミヤ（28 枚）結果、異常なし（12 時 02 分頃)。なお、当該室において、上記サンプリング期間中、グローブボックス内の整理作業等を実施。 ○ラドン・トロン減衰後の測定結果は、2.2×10^{-7}Bq/cm^3（4 月 13 日)。その後、当該エアスニファの測定値に異常はない。(4 月 13 日) ○当該室全域の汚染検査の結果、当該エアスニファに隣接するグローブボックスの底板裏側及びその下部床面の一部から微量のスポット汚染（最大 25Bq）を検出。その周辺で作業をしていた作業員 1 名の靴底から微量のスポット汚染（約 5Bq）を検出。(4 月 13 日)

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (2/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
3	C	Pu3 工程室出口における軽微な汚染の検出	平成 21 年 4 月 14 日	16:08 頃（放管により Pu 確認）	プルトニウム燃料第三開発室　仕上検査室 (2)（FP-111）	使用	○グローブボックス解体作業で発生した廃棄物の整理作業後、作業員 1 名が退室するため工程室（仕上検査室 (2)（FP-111)）出口の HFCM（ハンドフットクロスモニタ）で汚染検査を行ったところ、左足靴底から約 5Bq の汚染を検出した。(16:08 頃) ○当事者の歩行経路のスミヤを実施した結果、撤去作業エリア 1 箇所及び歩行経路の一部に最大 1.4×10^{-2}Bq/cm^2（管理目標値未満）の汚染が検出された。(17 時 46 分頃) ○当事者及び同室作業者の全身サーベイ、鼻スミヤ及び周辺の放射線管理状況は全て異常なし。
4	B	TVF 冷凍機の片系停止	平成 21 年 6 月 25 日	21:17 頃	ガラス固化技術開発施設（TVF）冷水設備　冷凍機（G84H10）	再処理	○21 時 17 分頃運転停止中のガラス固化技術開発施設において、安全上重要な施設である固化セル（R001）換気系のインセルクーラ等に冷水を供給する冷水設備（A 系統、B 系統通常 50%にて運転中）のうち、A 系統の温度上限警報（警報設定値 12 度 C）が吹鳴した。 ○23 時 22 分頃、A 系統と B 系統間に設けられているバイパス弁を手動にて「開」にし、B 系統から A 系統のインセルクーラ等へも冷水を供給する運転に切り替えた。なお、本事象に伴う固化セル（R001）の温度及び負圧等は、通常の変動範囲内であり、従業員及び環境への影響もない。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (3/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
5	負傷	作業員の左手首負傷	平成 21 年 6 月 29 日	10:45 頃	分離精製工場（MP）中央保守区域 (A143)	再処理	○分離精製工場の中央保守区域（A143）において、作業員がセル内ポンプ交換用のグリーンハウス解体作業のため、架台（高さ 55cm×長さ 119cm×幅 35cm）に昇ろうとして右足を架台に乗せた。ところが他の用事のため架台に昇る必要が無くなり右足を降ろそうとした際に、架台の傍らに置いてあった椅子に右足を引っ掛け、バランスを崩して尻もちを着き、両手を床面についた。 ○本人は、左手首に軽い痛みを感じたものの作業を継続し、午前中の作業を終え所定のサーベイを行い異常のないことを確認して退域した。しかし、昼休み時間を終えても軽い痛みがあったことから、15 時過ぎに念のため医師の診察を受けるため退勤し、病院へ行った。診察の結果、左手首の骨にひびがあり簡易固定具による左手首を固定する治療を受けた。
6	A	プルトニウム燃料第三開発室居室における電源ケーブルからの発煙	平成 21 年 7 月 10 日	16:35 頃	プルトニウム燃料第三開発室　居室（3 階）	使用	○16 時 35 分頃、プルトニウム燃料第三開発室３階居室において、事務機器用の１００V 電源ケーブルから臭い及び発煙あり。ブレーカを OFF としたため、拡大なし。 ○変色がみられた範囲は、長さ１０cm、幅４ｃｍ程度。 ○17 時 10 分　消防によりケーブルの溶融であり、火災ではないと判断された。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (4/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
7	C	プルトニウム転換技術開発施設での軽微な汚染	平成 21 年 8 月 6 日	16:17 頃	プルトニウム転換技術開発施設　廃液二次処理室（A029）	再処理	○16 時 17 分頃、廃液二次処理室（A029）において、作業員が汚染確認を実施し、左足靴底にαで約 5000cpm の汚染が確認された。なお、身体及び鼻スミヤの結果、汚染は認められなかった。廃液二次処理室床面の汚染を確認したところ、グローブボックス（P73B03）の東側床上にα汚染が認められた。当該作業者の足取りから、P73B03 の作業終了後、廃液二次処理室から退域し、廃水タンク室（A023）にてバルブ操作を行った後、再び廃液二次処理室に戻ったが、廃水タンク室のドリップトレイ内の汚染を拾い（8/7　2:18 頃汚染確認）、これを廃液二次処理室に持ち込んだことにより、床汚染を発生させたものである。
8	A	実規模開発試験室におけるコンセント溶融	平成 21 年 9 月 2 日	11:10 頃	実規模開発試験室	一般	○11 時 10 分頃、実規模開発試験室 2 階作業エリアにおいて、溶融が発生した。なお、溶融であり、進展性のおそれはない。 ○2 階作業エリアにおいて、スポットクーラが停止していたので、スポットクーラとコンセントを確認したところ、電工ドラムのコンセントとそれに接続していたスポットクーラの差込プラグが溶融していた。 ○11 時 43 分、東海村消防により溶融であり、火災ではないと判断された。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (5/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
9	法令報告	応用試験棟における漏水	平成 21 年 9 月 17 日	16:05 頃	応用試験棟 3 階試験室 2	使用	○16 時 05 分頃、応用試験棟 2 階会議室（非管理区域）に 3 階試験室 2（管理区域）内の流しの配管から管理排水が漏水した。 ○２階会議室の天井面への漏水量は、約 10cc と推定。 ○２階会議室天井面のダイレクトサーベイ及びスミヤの結果、汚染は検出されなかった。 ○点検したところ、3 階流し配水管床面に腐食が確認され、2 階天井部に漏水によるにじみを確認した。 ○試験室 2 では、当日はウラン溶解試験溶液（ウランペレットを硝酸で溶解）の酸濃度分析作業を行っていた。流しは、実験器具（ビーカ）の洗浄に用いており、当日の作業では、酸濃度測定（水酸化ナトリウム滴定法）後の溶液（約 60cc）を流しに廃棄後、そのビーカを水道水（約 40cc）で洗浄し、流しに廃棄した。この作業を 35 回繰り返し、合計約 3,500cc を流した。 ○３階流し排水管付近のダイレクトサーベイにて、汚染を確認（α：5.6×10^{-2}Bq/cm^2，$\beta\gamma$：1.3Bq/cm^2、それぞれ表面密度限度の約 1/70 と約 1/30)。なお、流しの排水トラップから採取した水の分析結果は、α：2.8×10^{-2}Bq/cm^3、β：4.6×10^{-2}Bq/cm^3 であった。 ○環境への影響はない。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (6/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
10	C	中間開閉所母線連絡しゃ断器の誤開放	平成 21 年 9 月 17 日	16:23 頃	中間開閉所	再処理	○中間開閉所非常用発電機の起動リレーの移設作業を 16 日に終了し、起動リレーの作動を確認するため、非常用発電機を作動させたところ、誤って中間開閉所母連しゃ断器が開放された。 ○このため、中間開閉所の 1 号系への商用給電が停止し、同 2 号系のみの給電となったが、負荷側の母連しゃ断器が作動し、重要負荷へは正常に給電された。 ○開放された母連しゃ断器を 17 時 20 分に投入し、平常給電に復旧した。復旧後、給電設備及び負荷設備に異常のないことを確認した。
11	A	地層処分基盤研究施設(エントリー)における焦げ跡発見	平成 21 年 10 月 5 日	9:48 頃	地層処分基盤研究施設（エントリー)第 1 試験棟　1 階 EDAS 室	一般	○9 時 48 分頃、地層処分基盤研究施設（エントリー）第 1 試験棟 1 階 EDAS 室（化学平衡反応試験設備を設置）において、空気圧縮機の定期点検中に電源端子に焦げ跡を発見した。なお、進展のおそれはない。 ○空気圧縮機は、前回の定期点検（平成 20 年 9 月）以降正常に運転していた。 ○10 時 14 分、東海村消防により溶融であり、火災ではないと判断された。
12	C	プルトニウム燃料第二開発室　フード系排風機等の予備機への自動切り替え	平成 21 年 10 月 30 日	9:35 頃	プルトニウム燃料第二開発室	使用	○9 時 35 分、プルトニウム燃料第二開発室のフード系排風機が過電流による継電器（サーマルトリップ）の作動により、１号機から２号機（予備機）に自動的に切り替わった。また、直後に、空気サンプリング用のルーツブロアが、吸引圧力低信号により自動的に１号機から２号機（予備機）に切り替わった。 ○フード系排風機のサーマルトリップを解除し、１号機を再起動して電流値および排風機前後の差圧を測定したところ、異常がないことを確認した（9 時 42 分)。さらに、ルーツブロア１号機についても再起動し、吸引圧力に異常がないことを確認した（9 時 46 分)。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (7/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
13	負傷	ブロアの点検作業中における負傷の発生	平成 21 年 11 月 2 日	14:50 頃	分離精製工場（MP）送風機室（G675）	再処理	○給気ブロア（207K11）の年次点検作業において、V ベルト用カバー（重さ：約 50kg）清掃作業中、当該カバー片面の清掃が終了し、もう一方の面を清掃するため、反転させようとした際、作業員 1 名が V ベルト用カバーと床の間に右手中指を挟み、指先を負傷した。
14	A	プルトニウム廃棄物貯蔵施設におけるリレー端子台の熱による変形	平成 21 年 12 月 10 日	14:20 頃	プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF）	使用	○14 時 20 分頃、プルトニウム廃棄物貯蔵施設 1 階において、スッタカクレーンの年次点検中に制御盤内のリレー端子台の変形（約 4cm×1cm）を発見した。 ○14 時 20 分頃、東海村消防に通報。 ○14 時 42 分頃、東海村消防が当該施設に到着。 ○15 時 13 分頃、東海村消防が現場確認のため入域。 ○15 時 21 分、東海村消防により、熱による変形であり火災ではないと判断された。
15	C	無停電電源装置定期保守点検時における放管モニタの誤警報	平成 21 年 12 月 21 日	14:25 頃	プルトニウム転換技術開発施設	再処理	○無停電電源装置の定期保守点検において、放射線管理設備への給電を商用電源とした状態で、本装置内にある商用電源 1 号､2 号切替用の電磁接触器の補助リレーを交換しようとしたところ、電圧が短時間降下し、放射線管理モニタ 40 台のうち、7 台が吹鳴した。 ○なお、この事象による施設内の放射線状況に異常はなく、また、その他の設備への影響はなかった。
16	A	プルトニウム燃料第三開発室における発煙	平成 21 年 12 月 23 日	20:28 頃	プルトニウム燃料第三開発室　電気室（CU007）	使用	○20 時 20 分頃、電気室故障警報が発報。 ○20 時 28 分頃、プルトニウム燃料第三開発室電気室において、煙と焦げ臭いにおいを確認した。 ○20 時 28 分頃、東海村消防に通報。 ○20 時 40 分頃、東海村消防が当該施設に到着。 ○20 時 40 分頃、自衛消防隊出動。 ○21 時 17 分、東海村消防により、火災ではないと判断された。

表 9-1-4　異常事象メモ(平成 21 年度) (8/8)

No.	情報区分	件　名	発生／発見日時		発生場所	施設区分	概　　要　　等
17	負傷	プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷	平成 22 年 1 月 21 日	11:00 頃	プルトニウム廃棄物処理開発施設　解体前廃棄物一時保管室（1）(P-002)	使用	○グローブボックス内負圧確認作業に伴い、当該グローブボックスの排気ダクトに設置されているダンパの開度調整を確認しようとしたとき、排気ダクトのサポート(C 形鋼）の角に頭をぶつけ、負傷（約 25cm の浅い切り傷）を負い出血したが、直ぐに止血した。負傷箇所周辺の汚染確認を行い、汚染のないことを確認後、管理区域から退出して、協力会社保健室において傷口の治療を行った。
18	負傷	海中作業中の潜水士の死亡	平成 22 年 1 月 26 日	11:00 頃	再処理施設海中放出管の復旧にかかる作業場所（海中作業）	再処理	○潜水士による海中での作業実施中、潜水士と連絡をとっていたが、途中で応答がなくなったため、10 時 55 分頃潜水士船に引き上げたところ、意識がなく、外部医療機関に搬送した。 ○12 時 20 分頃死亡が確認された。
19	C	高レベル放射性物質研究施設における作業員のカバーオール汚染	平成 22 年 2 月 19 日	15:50 頃	高レベル放射性物質研究施設（CPF）操作室 A	使用	○2 月 19 日午後、操作室 A でマニプレータ備品の在庫調査、ローリングタワー（移動式足場）の中桟取り付け作業を行った作業員 1 名の管理区域退出時の汚染検査で汚染が発見された。 ○放射線管理員による確認サーベイの結果、15 時 50 分頃、当該者カバーオールの右上腕部及び右胸から最大で α：約 200cpm（約 6×10^{-2}Bq/cm^2）、$\beta\gamma$：約 500cpm（約 1.4Bq/cm^2）の汚染を確認した。当該者の鼻スミヤ結果は、異常なし。他の同室作業者に汚染は無かった。
20	A	地層処分放射化学研究施設における火災	平成 22 年 3 月 29 日	11:46 頃	地層処分放射化学研究施設（クオリティ）試験室(3)	RI 施設	○11 時 46 分頃、地層処分放射化学研究施設（クオリティ）試験室（3）の誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）の電源部の一部に焦げ跡(10cm×20cm 程度)を発見した。 ○11 時 47 分頃、東海村消防へ通報。 ○12 時 14 分頃、東海村消防が現場へ入域。 ○12 時 24 分、東海村消防が火災と認定。なお、同時刻に鎮火を確認。

9.2　核燃料物質使用施設保安検査

原子炉等規制法第 56 条の 3 第 5 項に基づく核燃料物質使用施設保安規定の遵守の状況に係る検査（保安検査）については、各部・センターに跨ることから保安管理部が事務局となって対応しており、平成 20 年度は６月、９月、12 月及び 3 月に実施され、これに対応した。保安検査の概要を表 9-2-1 に示す。

表 9-2-1　核燃料物質使用施設保安検査（1/2）

検査年月日	検　査　内　容	検査官
平成 21 年 ６月 15 日 ～17 日	(1) 保安管理体制及び組織の状況 (2) 品質保証活動の実施状況 (3) 保安教育及び訓練の実施状況 (4) 放射性廃棄物の保管管理状況 [結　果] 指摘事項なし	文部科学省 検査官 ２名
平成 21 年 ９月１日 ～３日	(1) 放射線管理の実施状況 (2) 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況 (3) 定期的な自主検査実施状況 (4) 設備の経年劣化対策の実施状況 (5) 屋外排気ダクトの巡視・点検の実施状況 [結　果] 指摘事項なし	文部科学省 検査官 ２名
平成 21 年 12 月１日 ～３日	(1) 運転管理の実施状況（使用等の管理） (2) 放射性廃棄物管理の実施状況 (3) 非常時の措置に関する状況 (4) 品質保証活動の実施状況 [結　果] 指摘事項なし	文部科学省 検査官 ２名

表 9-2-1　核燃料物質使用施設保安検査（2/2）

検査年月日	検　査　内　容	検査官
平成 22 年 3 月 17 日 ～19 日	(1) 放射線管理の実施状況 (2) 施設の保守管理実施状況 （定期的な自主検査の実施状況を含む） (3) 記録及び報告の管理状況 (4) 水平展開の対応状況の確認 ①「ＪＲＲ－３の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について」に係る水平展開について（2009-04） ②「応用試験棟の漏水」に係る水平展開について（2009-05） ③「大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」計測線付実験装置に係る不適合について」に係る水平展開について（2009-07） (5) 文部科学省事務連絡(平成 21 年 8 月 19 日付)　：「管理区域における作業員の被ばく管理及び出入管理について」の対応状況について (6) 前回の保安検査時のコメントに対する改善内容の確認 [結　果] 指摘事項なし	文部科学省 検査官 2 名

9.3 労働安全衛生法関連設備の検査

平成 21 年度においては、日本クレーン協会茨城検査事務所によるクレーン 33 台の性能検査を受検した。また、日本ボイラー協会茨城検査事務所による第一種圧力容器 16 台及びボイラー4 台の性能検査を受検した。性能検査の結果、全て異常は認められなかった。

これら設備の検査受検実績を表 9-3-1 に示す。

表 9-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績(1/2)

受検日		設置場所	検査証番号
クレーン	平成 21 年 4 月 28 日	再）ガラス固化技術開発施設	5483
	平成 21 年 5 月 26 日	再）資材庫	5301
		再）低放射性廃棄物処理技術開発施設	5938
	平成 21 年 5 月 27 日	工学試験棟	4889、4890
	平成 21 年 5 月 28 日	再)分離精製工場	5591
	平成 21 年 6 月 11 日	再）低放射性廃棄物処理技術開発施設	5931
	平成 21 年 6 月 29 日	再)分離精製工場	4584
	平成 21 年 7 月 9 日	再）第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	5433、5434
	平成 21 年 7 月 29 日	Pu)第三開発施設	5654、5655
	平成 21 年 8 月 7 日	Pu)第三開発施設	5309
	平成 21 年 8 月 21 日	再）アスファルト固化体貯蔵施設	5027、5028
	平成 21 年 9 月 11 日	再）アスファルト固化体貯蔵施設	5779
	平成 21 年 9 月 18 日	再）第二アスファルト固化体貯蔵施設	5380、5381、5382
	平成 21 年 9 月 28 日	再）分離精製工場	4598
	平成 21 年 9 月 29 日	高レベル放射性物質研究施設	5158
	平成 21 年 10 月 8 日	再）低放射性廃棄物処理技術開発施設	5940
	平成 21 年 11 月 11 日	再）高放射性廃液貯蔵場	5321、5322、5323
	平成 21 年 11 月 13 日	再）第二アスファルト固化体貯蔵施設	5377、5378、5379

表 9-3-1 労働安全衛生法関連設備の検査受検実績(2/2)

受検日		設置場所	検査証番号
クレーン(続き)	平成 22 年 1 月 15 日	再)アスファルト固化体貯蔵施	5038
	平成 22 年 1 月 20 日	再) ユーティリティーセンター	5837
	平成 22 年 2 月 5 日	再) 分離精製工場	4604
	平成 22 年 2 月 16 日	再)低放射性廃棄物処理技術開発施設	5960
	平成 22 年 2 月 19 日	再) 車庫	43138
第一種圧力容器	平成 21 年 5 月 29 日	高レベル放射性物質研究施設	3058、3059、3101
	平成 21 年 6 月 12 日	中央運転管理室	4330
	平成 21 年 7 月 3 日	中央運転管理室	4331
	平成 21 年 7 月 24 日	中央運転管理室	4332
	平成 21 年 7 月 30 日	再) ガラス固化技術開発施設	4438
	平成 21 年 8 月 20 日	再) 分離精製工場	3400
		再) 分析所	2386
	平成 21 年 8 月 28 日	中央運転管理室	4333
	平成 21 年 9 月 30 日	プルトニウム燃料第三開発室	3399
	平成 21 年 12 月 1 日	再) 低放射性廃棄物処理技術開発施設	4615、4616
	平成 21 年 12 月 16 日	再) 脱硝施設	3402
	平成 22 年 1 月 14 日	再) 分離精製工場	4312、4313
ボイラー	平成 21 年 6 月 12 日	中央運転管理室	3606
	平成 21 年 7 月 3 日	中央運転管理室	3607
	平成 21 年 7 月 24 日	中央運転管理室	3608
	平成 21 年 8 月 28 日	中央運転管理室	3609

9.4 消防法に基づく立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく東海村消防本部予防課による防火対象物及び危険物施設に対する立入検査が平成22年2月8日～9日に実施された。検査対象施設は防火対象物34施設、危険物施設52施設であった。

検査の結果、防火対象物及び危険物施設ともに、不備欠格事項はなく、5件の口頭指導があった。

①危険物貯蔵庫内には不要な可燃物は持ち込まないこと。

②感知器の設置位置については、基準（消防法施行規則）に従った箇所に設置のこと。（換気の空気吹出し口から1.5m以上とすること。）

③誘導灯、非常灯のバッテリーの劣化や電球切れがあったら交換すること。

④屋外設置のテントハウス（300m^{2}以上）に誘導標識を設置すること。

⑤避難経路に避難時に障害となるものを置かないこと。

口頭指導事項に対しては、直ちに改善処置を行なった。

検査対象となった防火対象物の一覧を表 9-4-1 に、危険物施設の一覧を表 9-4-2 に示す。

表 9-4-1　東海村消防本部による立入検査対象施設(防火対象物)

施　設　名　称	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場	ウラン系廃棄物貯蔵施設
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場	第１保管庫（旧ｳﾗﾝ系廃棄物貯蔵庫）
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設	テントハウス
プルトニウム廃棄物貯蔵施設	テントハウスＡ
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	工学試験棟
プルトニウム廃棄物処理開発施設	応用試験棟
プルトニウム燃料補修室	第２応用試験棟
高レベル放射性物質研究施設	実規模開発試験室
CPF 倉庫 B	モックアップ試験棟
A 棟	乾式ﾌﾟﾛｾｽ・材料試験棟
A 棟機械室	計測機器校正施設・計測機器補修検査棟
B 棟	輸送容器保管施設
管理事務棟	焼却施設
安全管理別棟	一般雑芥廃棄物焼却施設
技術管理棟	管理器材保管庫
技術管理付属建屋	再処理施設資材庫
車庫	洗　場

表 9-4-2　東海村消防本部による立入検査対象施設（危険物施設）

<table>
<tr><th colspan="4">施 設 名 称</th></tr>
<tr><td rowspan="15">一般取扱所</td><td>再処理施設中間開閉所</td><td rowspan="10">地下タンク貯蔵所</td><td>再処理施設中間開閉所屋外</td></tr>
<tr><td>CPF 発電機室</td><td>CPF 東側屋外</td></tr>
<tr><td>焼却施設</td><td>低放射性廃棄物処理技術開発施設発電棟</td></tr>
<tr><td>再処理施設第 2 中間開閉所</td><td>再処理施設第 2 中間開閉所北東屋外</td></tr>
<tr><td>分離精製工場・除染場</td><td>非常用予備発電棟屋外</td></tr>
<tr><td>応用試験棟</td><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料 ｰﾃﾘﾃ 棟屋外</td></tr>
<tr><td>第 1 低放射性固体廃棄物貯蔵場</td><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ廃棄物処理開発施設屋外</td></tr>
<tr><td>非常用予備発電棟</td><td>ガラス固化技術開発施設屋外</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料 ｰﾃﾘﾃ 棟</td><td>地層処分放射化学研究施設屋外</td></tr>
<tr><td>中央運転管理室</td><td>再処理施設 ｰﾃﾘﾃ 施設屋外</td></tr>
<tr><td>地層処分放射化学研究施設屋外発電機室</td><td rowspan="4">屋内タンク貯蔵所</td><td>廃棄物処理場地下（2 箇所）</td></tr>
<tr><td>再処理施設 ｰﾃﾘﾃ 施設内非常用発電機室(1)</td><td>スラッジ貯蔵場東側（2 箇所）</td></tr>
<tr><td>再処理施設 ｰﾃﾘﾃ 施設内非常用発電機室(2)</td><td>廃溶媒貯蔵場（4 箇所）</td></tr>
<tr><td>低放射性廃棄物処理技術開発施設発電棟</td><td>廃溶媒処理技術開発施設（4 箇所）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">屋内貯蔵所</td><td>技術管理第 3 棟</td><td rowspan="8">屋外タンク貯蔵所</td><td rowspan="2">廃棄物処理場屋外（2 箇所）</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料第 1 開発室（油脂庫）</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料危険物屋内貯蔵庫</td><td>ウラン系廃棄物焼却場屋外</td></tr>
<tr><td>油脂庫（第三ｳﾗﾝ貯蔵所　）</td><td>中央運転管理室屋外（3 箇所）</td></tr>
<tr><td>廃油保管庫</td><td>一般廃棄物処理施設屋外</td></tr>
<tr><td>分析所西側薬品貯蔵庫</td><td rowspan="3">低放射性廃棄物処理技術開発施設</td></tr>
<tr><td>A 棟裏（危険物屋内貯蔵所）</td></tr>
<tr><td>安全管理棟　（第 4 類危険物倉庫）</td></tr>
</table>

9.5 高圧ガス保安法関連の検査

(1) 一般高圧ガス製造施設の保安検査

高圧ガス保安法に基づく保安検査は、茨城県産業技術課による一般高圧ガス製造施設の保安検査が平成 21 年 7 月 21 日に実施された。

検査対象施設は 5 施設で、指摘事項はなく、平成 21 年 7 月 27 日付けで保安検査証が交付された。

し、2 件の口頭指導があった。(気密漏れの施設側における事前確認、設備業者に任せっきりにせず保安係員が検査の最終確認をすること。) 対象施設の一覧を表 9-5-1 に示す。

表 9-5-1　一般高圧ガス製造施設の保安検査対象施設

実 施 日	施 設 名 称
7 月 21 日	再処理主工場用 液化炭酸ガス製造施設
	高レベル放射性物質研究施設用 炭酸ガス製造施設
	クリプトン回収技術開施設用 (Kr、Xe ガス設備)
	廃溶媒処理技術開発施設用 液化炭酸ガス製造施設
	プルトニウム燃料第三開発室用 液化炭酸ガス製造施設

(2) 冷凍高圧ガス製造施設の保安検査及び施設検査

高圧ガス保安法に基づく検査は、茨城県冷凍設備保安協会による冷凍高圧ガス製造施設の保安検査及び施設検査が平成 21 年 12 月 10、11 日に実施された。保安検査の対象施設は 2 施設、施設検査の対象施設は 36 施設で、指摘事項はなく平成 21 年 12 月 15 日で、保安検査証及び施設検査証が交付された。

保安検査対象となった施設の一覧を表 9-5-2 に、施設検査対象施設の一覧を表 9-5-3 に示す。

表 9-5-2　冷凍高圧ガス製造施設 保安検査対象施設

施 設 名 称
安全管理棟西棟

表 9-5-3　冷凍高圧ガス製造施設 施設検査対象施設

施 設 名 称	
安全管理棟(2 施設)	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設(3 施設)
ガラス固化技術開発施設	プルトニウム燃料付属機械室
低放射性廃棄物処理技術開発施設	プルトニウム燃料第三開発室(2 施設)
高レベル放射性物質研究施設	廃溶媒処理技術開発施設
地層処分放射化学研究施設(3 施設)	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2 施設)
M棟	再処理焼却施設 (3 施設)
第二ウラン系廃棄物貯蔵施設	高放射性廃液貯蔵場(3 施設)
応用試験棟	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場
A 棟	プルトニウム転換技術開発施設(5 施設)
展示館(2 施設)	再処理技術管理棟

9.6　その他立入調査等

(1)公害関係立入検査

茨城県総務部地域支援局県民センター県央環境保全室及び東海村環境政策課による水質汚濁防止法、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査が平成 21 年 8 月 4 日に実施された。検査の結果、指摘事項はなかった。

なお、表 9-6-1 に立入検査対象施設・設備を示す。

表 9-6-1　公害関係法令に基づく立入検査対象施設・設備

対象法令名	対象施設・設備
水質汚濁防止法	第一排水溝
	し　処理施設
大気汚染防止法	中央運転管理室ボイラー
	環境技術管理部　一般廃棄物処理施設
ダイオキシン類対策特別措置法	プルトニウム燃料技術開発センター 産業廃棄物焼却炉
	環境技術管理部　一般廃棄物処理施設

(2)原子力安全協定に基づく茨城県等による平常時立入調査

平成 21 年度の平常時立入調査は、平成 22 年 2 月 16 日に茨城県、東海村、日立市、常陸太田市、ひたちなか市及び那珂市から計 14 名の調査員により書類確認及び現場確認が行われた。

書類確認項目及び現場確認対象施設は以下のとおりである。なお、現場確認対象施設については調査当日に指定するという方法で行われた。

調査の結果、指摘事項はなかった。

①書類確認項目

(　)　事故・故障、運転管理条件の逸脱等の原因分析と再発防止策、継続的改善状況

イ.　発生事象とその原因、再発防止策について

ロ.　策定した再発防止策及びその継続的改善状況について

(　)　火災発生防止策について

(　)　設備の安全確保に係る技術/技能の維持状況（経験、知識水準の低下防止）

(　)　放射性固体廃棄物の保管・管理状況

(　)　原子力施設の保安管理状況

イ.　運転作業中施設の保安管理状況

ロ.　廃止措置等（管理区域の解除を含む）に係る原子力施設の安全対策実施状況

②現場確認対象施設

(　)放射性廃棄物の保管管理状況

イ．第 2 低放射性固体廃棄物貯蔵場

ロ．第1低放射性固体廃棄物貯蔵場
ハ．アスファルト固化体貯蔵施設
ニ．第2アスファルト固化体貯蔵施設
(　)施設の保安管理状況
イ．プルトニウム燃料第3開発室
ロ．G棟

(3)毒物及び　物取締法に基づく立入検査
平成21年度における毒物及び　物取締法に基づく立入検査は、なかった。

10.　外部機関との協力

10.1　原子力事業所安全協力協定（東海ノア協定）

東海ノア協定は、東海村、那珂市、大洗町、　村（現：　田市）及びひたちなか市に所在する原子力事業所で平成 12 年 1 月に締結した安全協力協定であり、JCO の臨界事故を教訓として安全文化の醸成及び事故時の相互協力等を目的に設置されたものである。発足当時は 21 事業所であったが、加　事業所の解散及び核燃料サイクル開発機構と日本原子力研究所の統合に伴い、平成 17 年度下期からは 19 事業所となっている。

平成 21 年度は、安全協力委員会、活動推進幹事会への出席、研修会等の紹介・参加者とりまとめ等を行った。

平成 21 年度の活動実績（サイクル研究所関係分）を表 10-1-1 に示す。

表 10-1-1　東海ノア協定活動実績（1/4）

実 施 日	活動項目	概　　要　　等
5 月 22 日	第46回活動推進幹事会	保安管理部次長が出席。主な議題は以下のとおり ①　原子力事業所安全協力協定役員一覧等について ②　第 1 回自主保安点検協力活動計画（案）について ③　平成 21 年度東海ノア総合訓練計画（案）について ④　茨城県通報訓練対応（案）について ⑤　東海ノア通信第 36 号（案）の発行について ⑥　東海ノア出入証の運用（案）について
6 月 12 日	東海ノア通報訓練	・ニュークリア・デベロップメント㈱における火災を想定 ・通報連絡系統の機能確認
6 月 18 日	県主導通報連絡訓練	・茨城県主導の通報連絡訓練において東海ノアへの協力要請に基づく協力活動本部員までの通報訓練を実施
6 月 22 日	東海ノア通報訓練	・原子力機構那珂核融合研究所における火災を想定 ・通報連絡系統の機能確認
6 月 26 日	講演会	「ヒューマンファクターと安全文化」 講演者：日本ヒューマンファクター研究所　研究開発室長　石橋　明　氏
7 月 8 日	講演会	「JCO 事故からの教訓を風化させないために」 講演者：日本原子力研究開発機構　特別　問　野村　正之氏

表 10-1-1　東海ノア協定活動実績（2/4）

実 施 日	活動項目	概　　要　　等
7 月 14 日	東海ノア通報訓練	・㈱ジェー・シー・オー東海事業所における火災を想定 ・通報連絡系統の機能確認
7 月 27 日	東海ノア通報訓練	・積水メディカル㈱における火災を想定 ・通報連絡系統の機能確認
7 月 29 日	点検協力活動	・東京大学大学院工学系研究科原子力専　の保安管理、安全管理の向上に役立てていく活動を実施
8 月 6 日	自衛消防隊研修会	核燃料サイクル研究所から、消防班員 2 名が参加。 場所：茨城県立消防学校。 ①　消防概論 ②　火災防御及び安全管理 ③　空気呼吸器等の装着訓練 ④　屋内消火栓の取扱要領（ホース延長・収納等の操作） ⑤　消防車（化学車）からの放水訓練・吸水訓練
9 月 9 日	第47回活動推進幹事会	幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり ①　原子力事業所安全協力協定役員一覧等について ②　第 1 回自主保安点検協力活動報告書について ③　茨城県通報連絡訓練に伴う東海ノアの対応結果について ④　東海ノア加　事業所自衛消防隊研修会実施結果について ⑤　東海ノア通信第 37 号の発行について ⑥　第 21 回安全協力委員会の開催について ⑦　東海ノア総合訓練計画について ⑧　第 1 回安全教育研修計画について ⑨　第 2 回自主保安点検協力活動について 　プルトニウム燃料第 3 開発室居室における電源ケーブルからの発煙
10 月 8 日	第21回安全協力委員会	副委員長の所長が出席。主な議題は以下のとおり ①　平成 21 年度上期活動状況について ②　平成 21 年度下期活動計画について

表 10-1-1　東海ノア協定活動実績（3/4）

実 施 日	活動項目	概　　要　　等
10 月 20 日	総合訓練	発災想定事業所を三菱原子燃料㈱とし、総合訓練を行った。放射性物質の外部漏えいの想定があり、東海ノアへ環境モニタリングの協力要請があり、モニタリングカーの出動を初めて行った。
11 月 5 日	訓練視察	核燃料サイクル工学研究所から、1 名参加。 場所：日本原子力発電㈱東海・東海第二発電所 「使用済燃料の総合事故実地訓練」の視察
11 月 10 日	第 1 回安全教育研修	協定加　事業所を対象とした安全教育研修（場所：JAEA 原子力研修センター）。主な項目は以下のとおり ①　放射性物質のいろいろな性質 ②　核燃料サイクル等 ③　各種放射線及び空気中の放射能濃度の測定実習 核燃料サイクル工学研究所から、8 名参加。
12 月 12 日	点検協力活動	・放射線医学総合研究所放射線防護研究センター那珂　支所の保安管理、安全管理の向上に役立てていく活動を実施
12 月 14 日	第 48 回活動推進幹事会	安全対策課長が出席。主な議題は以下のとおり ①　原子力事業所安全協力協定役員一覧等について ②　第 21 回安全協力委員会開催結果について ③　東海ノア総合訓練実施結果について ④　第 1 回安全教育研修実施結果について ⑤　第 2 回自主保安点検協力活動について ⑥　原子力総合防災訓練（国、県等）の東海ノアの対応について ⑦　東海ノア通信第 38 号の発行について
2 月 16 日	第 2 回安全教育研修	協定加　事業所を対象とした安全教育研修（場所：日本原子力発電㈱総合研修センター）。主な項目は以下のとおり ①　安全確保の仕組みについて ②　身の回りの放射線測定体験 ③　シミュレータを用いての原子炉制御棒の操作 ③　非破壊検査による磁粉　傷試験

表 10-1-1　東海ノア協定活動実績（4/4）

実 施 日	活動項目	概　　要　　等
2 月 22 日	第49回活動推進幹事会	幹事の保安管理部長が出席。主な議題は以下のとおり ①　協力活動本部員について ②　幹事長及び副幹事長の選出について ③　第 2 回安全教育研修結果について ④　第 22 回安全協力委員会について ⑤　東海ノア通信第 39 号の発行について
3 月 18 日	第22回安全協力委員会	副委員長の所長が出席。主な議題は以下のとおり ①　「安全協力委員会の委員長、副委員長」及び「緊急事態協力活動本部の本部長、副本部長」の選出について ②　「活動推進幹事会」の幹事長及び副幹事長の選出結果について ③　原子力事業所安全協力協定役員任期の運用について ④　平成 21 年度活動状況について ⑤　平成 22 年度年間活動基本計画について ⑥　「我が国におけるテロの危険性」について （茨城県警察本部外事課　杉田　真　　氏） ①　平成 20 年度活動状況について ②　平成 21 年度年間活動基本計画について

なお、東海ノア協定活動の評価については、http://tnoah.jaea.go.jp/を参照されたし。

10.2　ニュークリアセイフティネットワーク（NS ネット）

NS ネットは、JCO 事故を教訓として日本国内の電力会社を中心とした原子力事業者が原子力安全文化の向上を目指した活動を行うこととして平成 11 年 12 月に発足し、ピュアレビュー、安全キャラバン、各種セミナーの開催等、幅広い活動を展開してきたが、平成 17 年 4 月 13 日付けで設立された「(有限責任中間法人) 日本原子力技術協会」の一事業部（NS ネット事業部）としてその活動を引き継いでいる。

平成 21 年度における NS ネット活動に係る参加対応については、特になかった。

なお、平成 22 年 1 月 20 日～22 日に原子力科学研究所がピュアレビューを受けた。

10.3　防災関係機関との協力

近年のテロ災害等への懸念の高まりから、防災業務に携わる外部機関からの要請を受け、施設見学、放射線測定器・防護器材取扱方法等の研修を行ったほか、講師　　等を実施した。

平成 21 年度における消防関係機関等の研修、見学受入れ及び講師　　実績を表 10-3-1 に示す。

表 10-3-1　研修、見学受入れ及び講師　　実績

実施日	実　施　内　容	備　考
7 月 7 日	消防大学校警防科「放射線測定実習、CPF・PU ｾﾝﾀｰ施設見学」	60 名
7 月 4 日	消防大学校救助科へ講師（1 名）	
9 月 17 日	消防大学校警防科「放射線測定実習、ASP 施設見学」	40 名
9 月 26 日	消防大学校警防科「ASP 施設･防災管理棟見学」	20 名
11 月 4 日	茨城県消防学校救助科へ講師（3 名）	
11 月 18 日 11 月 19 日	消防大学校警防科「放射線測定実習、研究所構内見学」	60 名
1 月 30 日 2 月 16 日	陸上自衛隊施設学校「ASP 施設･防災管理棟見学」	25 名
2 月 24 日 2 月 25 日	地元防災関係機関「防災管理棟等見学」	33 名
3 月 13 日	茨城県消防学校特殊災害科へ講師（１名）	

10.4 その他外部関係機関との協力

その他として、東海村危険物安全協会に当研究所から理事を出しており、また、平成 18 年度から新たに日本ボイラ協会茨城支部の理事も担当することとなり、それらの理事会、総会等に参加・協力した。平成 21 年度におけるこれら協会への参加等活動実績を表 10-4-1 に示す。

なお、平成 21 年度全日本ボイラ大会で、サイクル工学研究所がボイラ管理優良事業場及び優良ボイラ技士（工務室　田氏）を受賞した。東海村危険物安全協会理事には危機課管理課の技術副主幹が、日本ボイラ協会茨城支部理事には保安管理部技術主幹を充てている。

表 10-4-1　協会活動等参加実績

開催日等	内　　容　　等
4 月 16 日	東海村危険物安全協会　21 年度総会 ①20 年度事業報告・決算報告 ②21 年度事業計画・予算案
4 月 24 日	日本ボイラ協会茨城支部　21 年度第 1 回理事会 ①20 年度事業報告・決算報告 ②21 年度事業計画・予算案
5 月 26 日	日本ボイラ協会茨城支部　21 年度通常総会 ①20 年度事業報告・決算報告 ②21 年度事業計画・予算案 ③役員改選
平成 22 年 1 月 27 日	日本ボイラ協会茨城支部　21 年度第 2 回理事会 ①21 年度事業経過報告 ②22 年度事業計画

11. 教育訓練･資格取得

11.1 試験･講習会

各施設において業務を行う上で必要な労働安全衛生法等に係る資格等については、安全対策課において資格取得に係る試験及び技能講習会等の案内及びとりまとめを行っている。平成 21 年度における資格試験及び講習会の申込及び受講実績を表 11-1-1 に示す。

表 11-1-1 試験･講習会参加実績（1/2）

試験･講習会名	主 催 者	実施日	受験又は受講者数
局所排気装置等の定期自主検査者講習	茨城労働基準協会連合会	5 月 25 日～28 日 10 月 26 日～28 日	13 名
酸素欠乏・ 化水素危険作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	5 月 11 日～14 日	4 名
有機溶剤作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	11 月 25 日～26 日	2 名
小型移動式クレーン運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	6 月 8 日～10 日	1 名
玉掛け技能講習	茨城労働基準協会連合会	12 月 10 日～13 日	2 名
石綿作業主任者技能講習	茨城労働基準協会連合会	6 月 15 日～16 日 10 月 13 日～14 日	2 名
衛生管理者能力向上教育	茨城労働基準協会連合会	1 月 12 日～13 日	2 名
床上操作式クレーン運転技能講習	茨城労働基準協会連合会	6 月 11 日～13 日	1 名
クレーン運転士に対する安全衛生教育	日本クレーン協会	6 月 23 日 2 月 22 日	6 名
玉掛け業務従事者に対する安全衛生教育	日本クレーン協会	7 月 27 日	1 名
床上操作式クレーン運転技能講習	日本クレーン協会	4 月 14 日～15 日 4 月 19 日	1 名
高圧ガス製造保安責任者第二種冷凍機械講習	高圧ガス保安協会	6 月 15 日～17 日	1 名

表 11-1-1　試験･講習会参加実績（2/2）

試験･講習会名	主　催　者	実施日	受験又は受講者数
法定義務講習　保安係員講習会	高圧ガス保安協会	7 月 23 日～24 日	2 名
危険物取扱者保安講習会	茨城県危険物安全協会連合会	7 月 16 日 7 月 22 日	20 名
危険物取扱者試験準備講習会	茨城県危険物安全協会連合会	9 月 3 日～4 日 9 月 8 日～9 日	2 名
危険物取扱者試験	消防試験研究センター	10 月 4 日 10 月 25 日	7 名
5ｔ未満のクレーン運転の業務に係る特別教育	水戸労働基準協会	11 月 27 日～29 日	1 名

11.2　作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育、作業責任者等更新教育及び保安管理部保安立会要領教育

(1) 現場責任者等教育

作業責任者認定制度に基づく現場責任者等教育（新規者等対象）を、原則として月 1 回の頻度で実施した。また、認定の有効期限切れに伴う教育（更新教育）も原則月 1 回の頻度で実施した。教育実績を以下の表 11-2-1 に示す。

表 11-2-1　現場責任者等教育実績（1/2）

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備　考
4 月 17 日	図書研修合同棟 3 階講義室	60 名	59 名 (98.3%)	
4 月 17 日	図書研修合同棟 3 階講義室	11 名	－	更新
5 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	53 名	52 名 (98.1%)	
5 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	16 名	－	更新
6 月 26 日	図書研修合同棟 3 階講義室	57 名	57 名 (100%)	
6 月 26 日	図書研修合同棟 3 階講義室	32 名	32 名	更新
7 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	43 名	42 名 (97.7%)	
7 月 27 日	図書研修合同棟 3 階講義室	14 名	－	更新
8 月 21 日	図書研修合同棟 3 階講義室	57 名	56 名 (98.2%)	
8 月 21 日	図書研修合同棟 3 階講義室	6 名	－	更新
9 月 28 日	図書研修合同棟 3 階講義室	82 名	79 名 (96.3%)	
9 月 28 日	図書研修合同棟 3 階講義室	10 名	－	更新

表 11-2-1　現場責任者等教育実績（2/2）

実施日	実施場所	受講者数	合格者 (合格率)	備　考
10 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	52 名	51 名 (98.1%)	
10 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	6 名	－	更新
11 月 30 日	図書研修合同棟 3 階講義室	50 名	48 名 (96%)	
11 月 30 日	図書研修合同棟 3 階講義室	10 名	－	更新
12 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	62 名	62 名 (100%)	
12 月 25 日	図書研修合同棟 3 階講義室	7 名	－	更新
1 月 22 日	図書研修合同棟 3 階講義室	41 名	40 名 (97.6%)	
1 月 22 日	図書研修合同棟 3 階講義室	7 名	－	更新
2 月 23 日	図書研修合同棟 3 階講義室	19 名	18 名 (94.7%)	
2 月 23 日	図書研修合同棟 3 階講義室	4 名	－	更新
3 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	2 名	2 名 (100%)	
3 月 19 日	図書研修合同棟 3 階講義室	0 名	－	更新

注）現場責任者等の新規教育では理解度確認を実施し、一定の理解度が得られたものを合格者としている。

(2) 作業責任者等更新教育

平成 21 年度は、作業責任者認定制度に基づく作業責任者等更新教育を 4 月 20 日(受講者 8 名)、7 月 12 日(受講者 12 名)、7 月 29 日(受講者 16 名)、8 月 10 日(受講者 9 名)、8 月 11 日(受講者 6 名)、9 月 30 日(受講者 7 名)、11 月 11 日(受講者 12 名)、3 月 30 日(受講者 11 名)に実施した。

(3) 保安管理部保安立会要領教育

保安管理部職員等を対象とした作業責任者認定制度に基づく保安立会要領教育は、対象該当者がいなかったため、実施しなかった。

12. 事故・トラブル等

12.1 法令報告事象

(1) 再処理施設海中放出管からの漏えいについて（4 月 6 日）

平成 21 年 4 月 6 日（月）15:37 頃、海中放出管に漏えい箇所が存在する可能性があると判断した。このため、4 月 6 日から 9 日にかけて、陸域部の漏えい箇所の有無の調査を行い、陸域部には漏えい箇所のないことを確認した。

事象発生後、速やかに事故対策本部を立上げ対応した。原子力安全・保安院及び茨城県では事象発生報告を受けプレス発表が行われ、原子力機構もプレス発表を行った。

法令報告事象の場合、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に経済産業大に報告することが再処理規則に定められていることから、平成 21 年 4 月 15 日に「東海研究開発センター　核燃料サイクル工学研究所　再処理施設海中放出管からの漏えいの可能性について」を提出した。また、同日付で原子力安全協定に基づく報告書についても提出した。

その後、経過報告をまとめ、経済産業大　あての第 2 報を平成 21 年 10 月 30 日に提出した。なお、事象の発生原因等については、調査結果がまとまり次第報告する。

安全対策課は、本件事象の情報収集を継続的に行うとともに、第 1 報、第 2 報の内容に係る所長決裁回議書及び提出に係る理事長決裁回議書の起案を行った。

本事象の概要等については、JAEA 公開ホームページのプレス発表内の事故・トラブル関連を参照のこと。

(2) 応用試験棟における漏水について（9 月 17 日）

平成 21 年 9 月 17 日（木）16:05 頃、打合せのため応用試験棟の 2 階会議室(非管理区域)に入室した従業員が床に落ちた水滴と吊天井下面のにじみを発見した。速やかに点検口から天井内を目視したところ、2 階天井の配管貫通部付近に漏水によるものと思われるにじみを確認した。

事象発生後、速やかに事故対策本部を立上げ対応した。文部科学省及び茨城県では事象発生報告を受けプレス発表が行われ、原子力機構もプレス発表を行った。

法令報告事象の場合、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大に報告することが核燃料物質使用規則に定められていることから、平成 21 年 9 月 25 日に「東海研究開発センター　核燃料サイクル工学研究所　応用試験棟における漏水について」を提出した。また、同日付で原子力安全協定に基づく報告書についても提出した。

その後、事象の発生原因、再発防止対策等がまとまり、文部科学大　あての最終報を平成 21 年 11 月 25 日に提出した。

安全対策課は、本件事象の情報収集を継続的に行うとともに、第 1 報、最終報の

内容に係る所長決裁回議書及び提出に係る理事長決裁回議書の起案を行った。

本事象の概要等については、JAEA 公開ホームページのプレス発表内の事故・トラブル関連を参照のこと。

12.2 法令報告未満の事象等

平成21年度における法令報告未満の事象等は、再処理施設6件（B情報：1件、C情報：3件、負傷：2件）、使用施設9件（A情報：3件、B情報：1件、C情報:3件、負傷：2件）、RI施設1件（A情報：1件）及びその他2件（A情報：2件）の計18件であった。

法令報告未満の事象等の一覧を表 12-2-1 に示す。これらの概要については、表9-1-4を参照されたい。

表12-2-1　法令報告未満事象一覧（1/2）

No.	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
1	週間空気中放射性物質濃度測定における有意値の検出	平成21年4月10日 11：30頃	Puセンター プルトニウム燃料第一開発室	B	
2	Pu3 工程室出口における軽微な汚染の検出	平成21年4月14日 11：00頃	Puセンター プルトニウム燃料第三開発室	C	
3	TVF冷凍機の片系停止	平成21年6月25日 21：17頃	再処理センター 再処理施設ガラス固化技術開発施設	B	
4	作業員の左手首負傷	平成21年6月29日 10：45頃	再処理センター 分離精製工場	負傷報告	
5	Pu3 居室における電源ケーブルからの発煙	平成21年7月10日 16：35頃	Puセンター プルトニウム燃料第三開発室	A	
6	プルトニウム転換技術開発施設での軽微な汚染	平成21年8月6日 16：17頃	再処理センター プルトニウム転換技術開発施設	C	
7	実規模開発試験室におけるコンセント溶融	平成21年9月2日 11：10頃	サイクル部 実規模開発試験室	A	
8	中間開閉所母線連絡しゃ断器の誤開放	平成21年9月17日 16：23頃	再処理センター 中間開閉所	C	
9	地層処分基盤研究施設（ﾝﾄﾘｰ）における焦げ跡発見	平成21年10月5日 9：48頃	環境部　地層処分基盤研究施設（ﾝﾄﾘｰ）	A	
10	Pu2 フード系排風機等の予備機への自動切り替え	平成21年10月30日 9：35頃	Puセンター プルトニウム燃料第二開発室	C	
11	ブロアの点検作業中における負傷	平成21年11月2日 14：50頃	Puセンター プルトニウム燃料第二開発室	負傷報告	

表 12-2-1　法令報告未満事象一覧（2/2）

No.	件　　名	発生日時	発生場所	情報区分	外部発表
12	プルトニウム廃棄物貯蔵施設におけるリレー端子台の熱による変形	平成 21 年 12 月 10 日 14：20 頃	Pu センター プルトニウム廃棄物貯蔵施設（PWSF）	A	
13	無停電電源装置定期保守点検時における放管モニタの誤警報	平成 21 年 12 月 21 日 14：25 頃	再処理センター プルトニウム転換技術開発施設	C	
14	プルトニウム燃料第三開発室における発煙	平成 21 年 12 月 23 日 20：28 頃	Pu センター プルトニウム燃料第三開発室	A	
15	プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷	平成 22 年 1 月 21 日 11：00 頃	Pu センター プルトニウム廃棄物処理開発施設	負傷報告	
16	海中作業中の潜水士の死亡	平成 22 年 1 月 26 日 12：20 頃	再処理センター	負傷報告	プレスあり
17	高レベル放射性物質研究施設における作業員のカバーオール汚染	平成 22 年 2 月 19 日 15：50 頃	サイクル部　高レベル放射性物質研究施設（CPF）	C	
18	地層処分放射化学研究施設における火災	平成 22 年 3 月 29 日 11：46 頃	環境部　地層処分放射化学研究施設（ｸｵﾘﾃ）	A	プレスあり

12.3 負傷報告

(1) 負傷災害実績

平成 21 年度は、核燃料サイクル工学研究所全体で 3 件の負傷災害が発生した。概要を表 12-3-1 に示す。

表 12-3-1 負傷事象の概要（1/4）

No.	項　　目	内　　容　　等
1	件　　名	分離精製工場における作業員の左手首負傷
	発生日時	平成 21 年 6 月 29 日（月）　10 時 45 分頃
	発生場所	再処理技術開発センター分離精製工場　中央保守区域（A143）
	発生箇所	管理区域
	所　　属	再処理技術開発センター処理部化学処理第 1 課
	身　　分	職員　40
	発生状況	作業員がセル内ポンプ交換用のグリーンハウス解体作業のため、架台（高さ 55cm）に昇ろうとして右足を架台に乗せた。その際、他の指示があり当該作業を中止したため、右足を降ろした際に架台の傍に置いてあった椅子に右足を引っ掛け、バランスを崩して尻もちをつき、両手を床面についた。
	負傷状況	左手首の骨にひび（病院で簡易固定具による左手首の固定。）休業なし
	休業・通院	無
	原　　因	グリーンハウス解体作業に不必要な椅子が架台の傍に置いてあったため、足を引っ掛けることとなった。また、架台(高さ 55cm)は一度に昇り降りするのにはやや高かったため、足を引っ掛けた際にバランスを崩しやすかった。
	再発防止策	① 椅子は撤去した。 ② 作業前には不必要なものを作業に影響の無い場所へ移動する等の整理・整頓を徹底することとした。また、当該架台を用いる際には踏み台を用いて　重に作業することとした。

表 12-3-1　負傷事象の概要（2/4）

No.	項　　目	内　　容　　等
2	件　　名	ブロア点検作業中における負傷
	発生日時	平成 21 年 11 月 2 日（月）　14 時 50 分頃
	発生場所	再処理技術開発センター分離精製工場　送風機室（G675）
	発生箇所	管理区域
	所　　属	再処理技術開発センター施設管理部施設保全第 1 課
	身　　分	協力会社員　40
	発生状況	給気ブロワ（207K11）の年次点検作業において、Ｖベルト用カバー（約 50kg）の清掃作業中、当該カバー片面の清掃が終了し、もう片面を清掃するため、カバーを反転させようとした際、作業員 1 名が当該カバーと床の間に右手中指を挟み、指先を負傷した。
	負傷状況	右手中指約１cm の挫　（協力会社保健室及び病院にて処置。軽微な負傷） 休業なし
	休業・通院	無
	原　　因	Ｖベルト用カバーの清掃を実施していた作業員 A は、当該カバーは約５０kg と重く 1 人ではカバーを反転させることができなかったため、他の作業員 B に助勢を求めた。その際作業員 B は、着用していた　手　がブロワのオイルでひどく汚れていたため、カバーを持ち上げる時に滑ると考え、別な　手　で作業すべきところ綿手に交換して助勢を行った。
	再発防止策	①　Ｖベルト用カバー等の重量物を取扱う際は、　手　を着用するとともに、一人当たりの重量配分が２０kg 以下となるような人員配置を行う。 ②　重量物と床の間には、手を挟まないようにするため台座を設置する。

表 12-3-1　負傷事象の概要（3/4）

No.	項　　目	内　　容　　等
3	件　　名	プルトニウム廃棄物処理開発施設における頭部の軽微な負傷
	発生日時	平成 22 年 1 月 21 日（木）　午前 11 時 00 分頃
	発生場所	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ廃棄物処理開発施設 解体前廃棄物一時保管室(1)（P-002）
	発生箇所	管理区域
	所　　属	プルトニウム技術開発センター環境プラント技術部プラント保全課
	身　　分	協力会社員　49
	発生状況	グローブボックス内負圧確認作業に伴い、当該グローブボックスの排気ダクトに設置されているダンパの開閉状況を確認しようとしたとき、排気ダクトのサポート(C 形鋼)の角に頭をぶつけ、負傷（長さ約 2.5cm の浅い切り傷）を負い出血したが、直ぐに止血した。 負傷箇所の汚染確認を行い、汚染のないことを確認後、管理区域から退出して、協力会社保健室において傷口の治療を行った。(治療内容：消毒、ガーゼテープ)
	負傷状況	頭部裂傷（約 2.5　の浅い切り傷） 休業なし
	休業・通院	無
	原　　因	ダンパ開度を確認するため、フィルタ架台に手足を掛け、 き込んだ際に意識がフィルタとバルブ上部のゲージに集中していたため、頭上のサポート(トラテープで注意喚起)を避けようとしたが、頭部をぶつけてしまった。本事象の原因は、間隔の狭い箇所から　き込み、手っ取り早く容易に確認しようとした近道行動をとったためであり、安全な確認方法としては作業スペースのある反対側から実施すべきであった。

表 12-3-1　負傷事象の概要（4/4）

No.	項　　目	内　　容　　等
3 （続き）	再発防止策	作業を行う場合、その作業に危険がないか必ずＫＹを行い、安全な手順を確認して確実に実施するよう、周知及び教育を実施する。 なお、フィルタ架台に手足を掛ける行為は、フィルタの接続用ビニルバッグの破損につながる事から行わないよう再度周知及び教育を実施する。

13. おわりに

平成21年度を概括すると、法令報告に該当する事故･トラブルは、再処理施設1件、使用施設1件の計2件であった。平成21年度における法令報告未満の事象等は、再処理施設6件（B情報：1件、C情報：3件、負傷：2件)、使用施設9件（A情報：3件、B情報：1件、C情報:3件、負傷：2件)、RI施設1件（A情報：1件）及びその他2件（A情報：2件）の計18件であった。

これらのトラブルについては、そのつど安全ニュースや安全衛生瓦版を発行して周知と注意喚起に努めているが、今後も負傷災害撲滅に向けた地道な活動が必要である。

なお、核燃料サイクル工学研究所における連続無災害日数 （休業 1 日以上の労働災害が発生していない連続日数）は、平成22年3月31日現在で609日（起算日：平成20年7月30日）となった。

付 録 目 次

付録－1(1)　業務実績カレンダー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 209
付録－1(2)　保安管理部の組織・人員（平成 22 年 3 月 31 日現在）・・・・・・・・・ 221
付録－2(1)　新型インフルエンザ対策に関する行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
付録－2(2)　新型インフルエンザ(A/H1N1) 対策行動計画の今後の運用について
・・ 246
付録－2(3)　濃厚接触者の自宅待機期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 250
付録－2(4)　新型インフルエンザ(A/H1N1)発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
付録－2(5)　研究所における従業員の救護能力向上について・・・・・・・・・・・・・・・・ 254
付録－2(6)　救護措置に係る調査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 258
付録－2(7)　平成 21 年度 原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針
・・ 268
付録－2(8)　平成 21 年度 原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
・・ 269
付録－2(9)　平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動計画・・・・・・・・・・・・ 270
付録－2(10) 平成 21 年度　研究所安全文化の醸成に係る活動計画・・・・・・・・・・ 271
付録－2(11)　平成 21 年度 原子力施設における法令等の遵守に係る活動施策に
ついて（解説）・・ 273
付録－2(12)　平成 21 年度 原子力施設における安全文化の醸成に係る活動施策
について（解説）・・・ 277
付録－2(13)　平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動実績（中間）・・・ 281
付録－2(14)　平成 21 年度　研究所安全文化の醸成に係る活動実績（中間）・ 283
付録－2(15) 平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動実績（暫定）・・・・ 286
付録－2(16) 平成 21 年度　研究所安全文化の醸成に係る活動実績（暫定）・・ 289
付録－2(17) 平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動実績（最終）・・・・ 293

付録－2(18) 平成 21 年度　研究所安全文化の醸成に係る活動実績（最終）･･ 295

付録－2(19) 平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動実績

(定期報告上期)･････････････････････････････････ 299

付録－2(20) 平成 21 年度　研究所法令等の遵守に係る活動実績

(定期報告下期)･････････････････････････････････ 301

付録－2(21) 平成 21 年度　法令等の遵守に係る評価報告書････････････････ 303

付録－2(22) 平成 21 年度　安全文化の醸成に係る評価報告書･･････････････ 305

付録－2(23) 平成 21 年度　保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の

醸成に係る評価･････････････････････････････････ 307

付録－3 (1) 平成 21 年度　原子力エネルギー安全月間に当たって

(理事長メッセージ) ････････････････････････････････ 315

付録－3 (2) 平成 21 年度　原子力エネルギー安全月間（所長メッセージ） ･･ 317

付録－3(3) 全国安全週間を迎えるに当たって（理事長メッセージ） ･･･････ 318

付録－3(4) 平成 21 年度　全国安全週間を迎えて（所長メッセージ） ･････ 320

付録－3(5) 平成 21 年度全国労働衛生週間準備期間にあたって

(所長メッセージ) ････････････････････････････････ 322

付録－3(6) 全国労働衛生週間を迎えるに当たって（理事長メッセージ）･･･ 323

付録－3(7) 平成 21 年度「年末年始無災害運動」の開始にあたって

(理事長メッセージ) ････････････････････････････････ 324

付録－3(8) 平成 21 年度 年末年始無災害運動について（所長メッセージ）･･ 326

付録－3(9) 平成 21 年度実績報告表（保安管理部）･････････････････････ 327

付録－3(10) 平成 21 年度(OHSMS・EMS 目的及び目標達成度報告（保安管理部））

･･･ 333

付録－3(11) 平成 21 年度　安全衛生管理に関する実施計画最終報告（研究所）

･･･ 343

付録－3(12) 平成 22 年度　業務目標リスト（保安管理部）･････････････････ 347

付録－3(13) 平成 22 年度(OHSMS・EMS 目標リスト（保安管理部））･････････ 352

付録－3(14) 平成 22 年度品質目標リスト（保安管理部）･････････････････ 358

付録－3(15) 平成 22 年安全衛生管理実施計画（研究所）･････････････････ 362

付録－3(16) 平成 22 年安全衛生行事等実施計画（研究所）･････････････････ 363

付録－3(17) 平成 21 年度の安全衛生活動の総括及び平成 22 年度の安全衛生に
関する実施計画について･････････････････････････････････ 364

付録－3(18) 平成 22 年度安全衛生に関する実施計画（目標リスト）････････ 371

付録－5(1)　原子力安全に係る品質方針（平成 21 年 4 月 1 日）（理事長）･･･ 375

付録－5(2)　原子力安全に係る品質方針（平成 22 年 4 月 1 日）（理事長）･･･ 376

付録－5(3)　核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針
（平成 21 年 4 月 1 日）･････････････････････････････････ 377

付録－5(4)核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針
（平成 22 年 4 月 1 日）･････････････････････････････････ 378

付録－5(5)平成 21 年度 研究所品質目標リスト･････････････････････････ 379

付録－5(6)平成 22 年度 研究所品質目標リスト・実績･････････････････････ 384

付録－5(7) 平成 21 年度「品質月間」に当たって（理事長メッセージ）･････ 389

付録－5(8) 平成 21 年度品質月間に当たって（所長メッセージ）･････････ 390

付録－5(9) 労働安全衛生及び環境に係る方針（平成 21 年 4 月 1 日）･･････ 391

付録－5(10) 労働安全衛生及び環境に係る方針（平成 21 年 10 月 1 日）
･･･ 392

付録－5(11) 労働安全衛生及び環境に係る方針（平成 22 年 4 月 1 日）
･･･ 393

付録－5(12)平成 21 年度 研究所 OHSMS・EMS 目標リスト･････････････････ 394

This is a blank page.

業務実績カレンダー（4月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1				事故・ﾄﾗﾌﾞﾙ発生情報ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽの本格運用開始
2				
3		IAEA査察対応		
4				
5				
6	安全主任者会議			
7	安全ﾆｭｰｽ（No.17）発行			
8		原災法に基づく防災管理者変更届け(国、県、村)		
9	衛生管理者会議			
10				
11				
12				
13				
14	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
15	保安部協議会			「再処理施設海中放出管からの漏えいについて（経過報告）」報告
16	所安全衛生委員会			部業務検討会 東海村危険物安全協会総会
17	現場責任者等教育（請負）	IAEA査察対応	核燃料物質使用変更届出	部業務検討会
18				
19				
20	作業責任者更新教育（機構）			
21	部安全衛生委員会 安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全衛生瓦版（No.55）発行			
22		月例訓練（保安管理部）	所安全専門委員会	
23	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
24			放射線障害予防規程変更届	日本ﾞｲﾗ協会茨城支部理事会 新入職員所内導入研修
25				
26				
27				
28	安全ﾆｭｰｽ（No.18）発行 現場責任者等教育（請負）			水戸地区労働災害防止関係団体連絡協議会
29				
30	安全ﾆｭｰｽ（No.19）発行	原科研との連絡会		東海研究開発センター保安管理部連絡会

業務実績カレンダー（5月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1	安全衛生瓦版（№56、57）発行			原子力　ﾙｷﾞｰ安全月間～31日 ﾋﾔﾘﾊｯﾄ事例の募集ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ（～7/7）
2				
3				
4				
5				
6				
7		消防統括管理者講習会		
8				
9				
10				
11	安全主任者会議 衛生管理者会議	ロシアプーチン首相来日、警備強化 緊急時外部通話装置点検		
12	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 心と身体の健康づくり検討部会			茨城県原子力安全協定推進協議会研修会
13				
14				
15	安全研修会（根本原因分析）			
16				
17				
18	安推協事務局連絡会			第1回再処理施設保安検査～29日
19	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			水戸労働基準協会通常総会
20	原エネ月間理事巡視 保安部協議会	所防火対策委員会		
21	所安全衛生委員会			
22	安全管理担当課長会議	所核物質防護委員会		東海 ｱ協定活動推進幹事会
23				
24				
25	安全体感教育 現場責任者等教育（請負） 部安全衛生委員会	三菱原子燃料㈱防火対策外部専門家評価委員会 （6月末まで１回／週）		RSTﾄﾚｰ ｰ会茨城県支部総会
26				ﾞｲﾗ協会茨城支部通常総会
27			所安全専門委員会	20年度県平常時立入調査報告会 21年度茨城県通報連絡訓練実施説明会 ｸﾚｰﾝ協会茨城支部通常総会
28	安推協定例会 安全研修会（安全協定、通報連絡要領） 安全ﾆｭｰｽ（№20）発行			
29		危機管理担当課長会議		
30				
31				

業務実績カレンダー（6月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1	安全衛生瓦版（No.58）発行 安全主任者会議 衛生管理者会議			全国安全週間準備期間～30日
2	安全衛生瓦版（No.59）発行	東海・大洗地区核物質防護連絡会		
3				
4				水戸地区産業安全大会
5		原子力安全・保安院　関東分室来所（水管橋撤去工事確認）		
6				
7				危険物安全週間～13日
8	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
9	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
10	安全衛生瓦版（No.60）発行	月例訓練（放射線管理部）	核燃料物質使用変更許可申請	
11				
12	安全主任者会議 衛生管理者会議	三菱原子燃料㈱防火対策外部専門家評価委員会	放射線施設の廃止に伴う措置の報告書	
13				
14				
15	安全体感教育		第1回核燃料物質使用施設保安検査～17日	
16	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
17	保安部協議会			
18	所安全衛生委員会			危険物講演会（主催：東海村危険物安全協会）
19		IAEA査察対応		
20				
21				
22	部安全衛生委員会			
23				
24	県内拠点保安管理連絡会		所安全専門委員会	
25	他事業所見学会		QA分科会(01)	
26	現場責任者等教育（請負） 安全衛生瓦版（No.61）発行	IAEA査察対応		
27				
28				
29	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
30	安全主任者会議・衛生管理者会議（合同） 安全ﾆｭｰｽ（No.21）発行		放射線管理状況報告書の提出 QA委員会(01)	

業務実績カレンダー（7月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1	安全大会 原科研所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙへの参加			全国安全週間～7日
2				
3				部業務検討会
4				
5				
6	衛生管理者会議 安全衛生瓦版（No.62）発行			
7		消防大学校視察（63名）	表示付認証機器使用届・使用変更届	
8	安全衛生委員会委員と安全衛生強化推進協議会定例会員による合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全衛生瓦版（No.63）発行			
9	安全衛生委員会委員と安全衛生強化推進協議会定例会員による合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全衛生瓦版（No.64）発行			
10	安全主任者会議 作業責任者更新教育（機構） 安全衛生委員会委員と安全衛生強化推進協議会定例会員による合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
11				
12				
13	安全ﾆｭｰｽ（No.22）発行			
14	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	平成21年度第１回茨城県原子力防災連絡協議会		
15	保安部協議会			
16	所安全衛生委員会			
17				
18				
19				
20				
21	一般高圧ｶﾞｽ保安検査 安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
22				
23		Pu臨界事故訓練対応	核燃料物質使用変更届出	
24	安全衛生瓦版（No.65）発行	防火・防災対策委員会開催		
25				
26				
27	部安全衛生委員会 安全管理担当課長会議 現場責任者等教育（請負）			
28				
29	作業責任者更新教育（機構）		核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請	
30		所非常事態訓練(環境技術開発部、サイクル部) 消防検査：南地区屋外消火ポンプユニット		
31	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			

業務実績カレンダー（8月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1				電気使用安全月間～31日
2				
3	安全主任者会議 衛生管理者会議			
4	茨城県・東海村公害立入調査対応			
5		再処理施設火災訓練(焼却施設(IF) （火災発生2222対応）		
6	心と体の健康づくり部会 衛生管理者会議	北海道　延小学生見学対応 県消防学校における自衛消防隊研修「原子力事業所安全協定安全協力委員会主催」：消防班員２名参加		
7				
8				
9				
10	作業責任者更新教育（機構）			
11	作業責任者更新教育（機構） 安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
12				季特別休暇一斉取得奨励期間～14日
13				
14				
15				
16				
17				
18	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
19	保安部協議会			
20	所安全衛生委員会	消防検査（県工業用水の給水設備） 原子力教育大学ネット　季実習生見学対応：防災管理棟		
21	現場責任者等教育（請負） 安推協事務局連絡会			
22				
23				
24	部安全衛生員会	保安院「原子力発電所の火災防止対策強化アクションプラン」対応(8/25～)		
25				
26				
27	安推協定例会			
28	安全衛生瓦版（№66）発行		核燃料物質使用変更許可申請	
29				
30				
31		再処理保安検査対応（8/31～）		第2回再処理施設保安検査～9/11

業務実績カレンダー（9月）

日	安全対策課	・使用施設保安検査対応（9/1）	施設安全課	備　考
1		・使用施設保安検査対応	第2回核燃料物質使用施設保安検査～3日	全国労働衛生週間準備月間～30日
2	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全ﾆｭｰｽ（No.23）発行			
3	衛生管理者会議 安全ﾆｭｰｽ（No.24）発行	各県警原子力施設警備担当幹部再処理PP（正門警備所含む）（20名）視察		
4				
5				
6				
7	安全主任者会議	原科研との連絡会		東海研究開発センター保安管理部連絡会
8				水戸地区労働衛生週間準備打合会
9				部業務検討会 東海ノア協定活動推進幹事会
10		3Y（溶接・溶断・溶媒）作業に係る再処理施設における現場管理取組状況等に関するアクションプラン本部提出		部業務検討会
11		筑波大医学生、　護学生防災管理棟見学対応		
12				
13				
14		筑波大医学生、　護学生防災管理棟見学対応		
15				
16	保安部協議会			
17	所安全衛生委員会			
18	安全ﾆｭｰｽ（No.25）発行	所核物質防護委員会		
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				「応用試験棟における漏水について（第１報）」報告
26				
27				
28	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策委員会 部安全衛生員会 現場責任者等教育（請負）	県警外事課視察 宮城県川崎町防火管理者協議会視察	QA分科会（02）	
29		警備監視システム定期点検（8/26～9/25終了）		
30	県内拠点保安管理連絡会 作業責任者更新教育（機構）		所安全専門委員会	

業務実績カレンダー（10月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1			QA委員会(02)	全国労働衛生週間～7日
2				JAEA　立記念日
3				
4				
5	安全ﾆｭｰｽ（No.26）発行			茨城県産業安全衛生大会
6				
7			原子力安全監査(10/7～10/9,10/20,10/21,10/29)	
8	衛生管理者会議 安全主任者会議	福井県警警備参事官視察対応		東海 ｱ安全協力委員会
9				
10				
11				
12				
13	衛生講演会 安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全衛生瓦版（No.67）発行			
14	安全衛生瓦版（No.68）発行			
15	所安全衛生委員会		表示付認証機器使用届・使用変更届	
16				
17				
18				
19	現場責任者等教育（請負）		QA分科会(03)	
20	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 高圧ｶﾞｽ保安講演会		使用施設内部監査 (10/7,20,21,26,27,11/9)	
21	保安部協議会			全国産業安全衛生大会～23日
22	職場相互ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	再処理施設核物質防護訓練		
23	職場相互ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 一般高圧ｶﾞｽ・冷凍高圧ｶﾞｽ保安教育	月例訓練（工務技術室）		高圧ｶﾞｽ保安活動促進週間～29日
24				
25				
26	部安全衛生委員会		QA委員会(03)	
27			品質保証ポスター募集	
28	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 高圧ｶﾞｽ保安ﾊﾟﾄﾛｰﾙ		所安全専門委員会	
29		防火・防災対策委員会（秋の火災予防週間行事審議） もんじゅ燃料輸送対応(10/29～30)	核燃料物質使用変更届出	講演会（冷凍高圧ｶﾞｽ保安協会主催）
30	安全管理担当課長会議			「再処理施設海中放出管からの漏えいについて（経過報告（その２））」報告
31				

業務実績カレンダー（11月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1				
2			所長メッセージ（品質月間にあたって）	
3				
4	安全ﾆｭｰｽ（No.27）発行		表示付認証機器使用届・使用変更届	
5	安全主任者会議 衛生管理者会議	所核物質防護委員会 使用済燃料輸送総合事故訓練への協力（原電構内への救急車　　）		
6		米国大統領訪日に係る規制当局からの警備強化要請	核燃料物質使用施設保安規定変更認可申請	
7				
8				
9		秋の火災予防週間（11/9～15）		
10	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
11	作業責任者更新教育（機構）	県消防学校合同訓練 原子力安全・保安院　関東分室来所		
12				
13			品質講演会（講演者：国府保周氏）	
14				
15				
16			放射線安全管理講習会（米澤） OHSMS/EMS内部監査（11/16全体監査前会議, 11/18,19,24,25,12/4）	
17	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
18	保安部協議会	・消防大学校警防科（30名×２組）研修対応（11/18、19予定）		
19			品質保証研修会 （講師：安全統括部　石井愛典）	
20	安推協事務局連絡会			
21				
22				
23				
24			QA委員会(04)	
25				「応用試験棟の漏水について（最終報）」報告
26	所安全衛生委員会			21年度茨城県通報連絡訓練実施結果説明会 21年度茨城県平常時立入調査説明会
27	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安推協定例会	防火講演会		高圧ｶﾞｽ保安講習会（茨城県主催）
28				
29				
30	部安全衛生委員会 現場責任者等教育（請負）			東海研究開発センター保安管理部連絡会 第3回再処理施設保安検査～12/11

業務実績カレンダー（12月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1		緊急地震速報システム運用開始 使用施設保安検査	第3回核燃料物質使用施設保安検査～3日	
2	安全衛生瓦版（No.69）発行	使用施設核物質防護検査（12/2～14）		
3	衛生管理者会議			
4		使用施設核物質防護訓練（12/4）		
5				
6				
7	安全主任者、衛生管理者合同会議			
8	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 心と身体の健康づくり検討部会			
9	冷凍高圧ｶﾞｽ保安検査～10日			
10			表示付認証機器使用届・使用変更届	
11	安全ﾆｭｰｽ（No.28）発行	・県原子力防災連絡協議会	放射線安全管理講習会（　橋）	
12				
13				
14	安全衛生瓦版（No.70）発行			東海ノア協定活動推進幹事会
15	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 年末年始無災害運動理事長・所長ﾒｯｾｰｼﾞ放			年末年始無災害運動～1/15
16	双方向コミュニケーション講演会 県内拠点保安管理連絡会 原科研所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙへの参加	双方向コミュニケーション講演会、　原講師防災管理棟視察		
17	所安全衛生委員会			
18	保安部協議会 部安全衛生委員会			
19				
20				
21		・国・県原子力総合防災訓練（12/21、22）	QA委員会(05)	部業務検討会
22		核物質防護管理担当課長会議		部業務検討会
23				
24	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 安全ﾆｭｰｽ（No.29）発行			
25	現場責任者等教育（請負）			部業務検討会
26				
27				
28				仕事納め
29				
30				
31				

業務実績カレンダー（1月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1				
2				
3				
4				仕事始め、年頭式典
5				
6				
7	衛生管理者会議			
8	安全主任者会議	新川水管橋撤去工事完了		
9				
10		東海村消防出初式		
11				
12	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ			
13		契約監視委員会委員による現場視察		
14	所安全衛生委員会			
15			核燃料物質使用変更許可申請	
16				
17				
18				
19	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	再処理施設核物質防護検査(1/19～1/22)		
20	保安部協議会 安全衛生瓦版（№71）発行	理研見学対応(1/20.21)	表示付認証機器使用届・使用変更届	
21		原災法に基づく防災訓練「Pu臨界」		
22	現場責任者等教育（請負）			
23				
24				
25	部安全衛生委員会 安全ﾆｭｰｽ（№30）発行			
26	安全ﾆｭｰｽ（№31、32）発行			
27			所安全専門委員会	日本ﾞｲﾗ協会茨城支部理事会
28	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	陸上自衛隊施設学校視察		
29	安全管理担当課長会議	再処理施設保安検査(1/29～)		第4回再処理施設保安検査～2/12
30				
31				

業務実績カレンダー（2月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1	安全主任者会議			東海地区保安管理連絡会
2		再処理施設保安検査(2/2、3)		
3		危機管理講演会		
4	衛生管理者会議			
5				
6				
7				
8	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	消防立入検査（2/8、9）		消防立入検査～9日
9				
10			使用施設マネジメントレビュー OHSMS/EMSマネジメントレビュー	
11				
12				
13				
14				
15				
16	県平常時立入調査 安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	茨城県立入調査		
17	保安部協議会			
18	所安全衛生委員会		表示付認証機器使用届・使用変更届	
19	安推協事務局連絡会	県消防学校特殊災害科研修（出張講義）		
20				
21				
22	部安全衛生委員会 現場責任者等教育（請負）		OHSMS/EMS定期審査～24日	東海ノア協定活動推進幹事会
23		原子力施設等防火管理協議会		
24				
25	安推協定例会 安全衛生瓦版（№72）発行	評価・改善内部監査（2/25～3/4） 防火・防災対策委員会（春季全国火災予防運動期間行事等審議）		
26	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	月例訓練(管理部)		
27				
28		チリ地震　波対応		

業務実績カレンダー（3月）

日	安全対策課	危機管理課	施設安全課	備　考
1	安全主任者会議	春季全国火災予防運動（3/1～17）		
2	心と身体の健康づくり検討部会			
3			QA分科会(04)	
4	衛生管理者会議		再処理施設マネジメントレビュー	
5				
6				
7				
8	安推協監査～9日			
9	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ	地元防災関係機関視察研修会 （参加者12機関23名）		
10				
11	安全衛生瓦版（№73）発行	再処理施設非常事態訓練		
12				
13				
14				
15		電気従事者教育	QA分科会(05)	
16	安主・衛管合同ﾊﾟﾄﾛｰﾙ 現場責任者等教育（請負）	原災法32条に基づく立入検査（国、県、村）		
17	保安部協議会	使用施設保安検査(3/17～19)	第4回核燃料物質使用施設保安検査～19日	
18	所安全衛生委員会	東海村危険物安全協会役員会		東海 ｱ安全協力委員会
19			QA分科会(06)	
20				
21				
22				
23				
24	県内拠点保安管理連絡会		所安全専門委員会	
25			QA委員会(06)	
26	安推協総会		QA分科会(07)	
27				
28				
29	所長ﾊﾟﾄﾛｰﾙ ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策部会 部安全衛生委員会		QA委員会(07)	
30				
31				

付録－1 (2)

保安管理部の組織・人員

平成22年3月31日現在

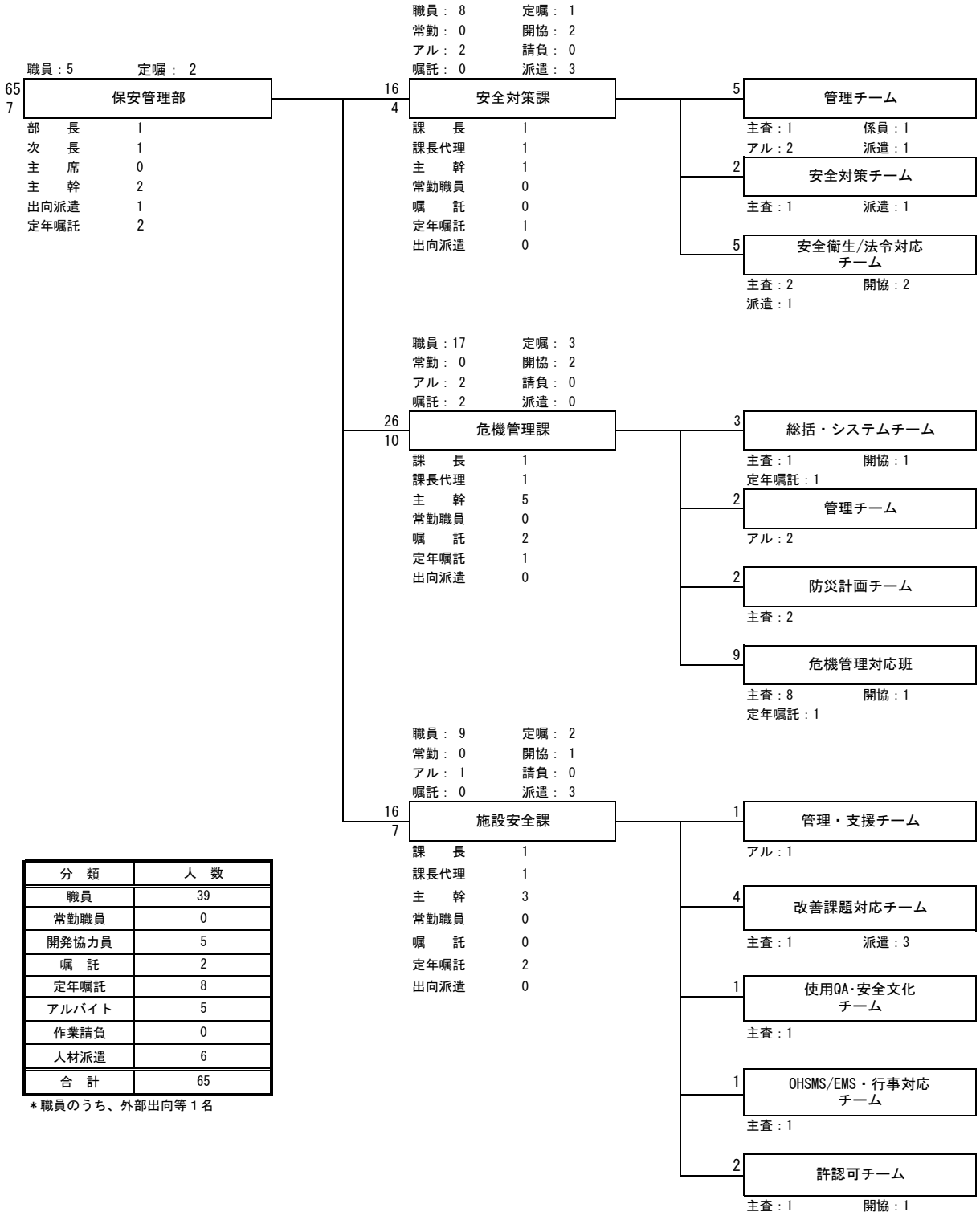

分　類	人　数
職員	39
常勤職員	0
開発協力員	5
嘱　託	2
定年嘱託	8
アルバイト	5
作業請負	0
人材派遣	6
合　計	65

＊職員のうち、外部出向等１名

This is a blank page.

付録ー2（1）

新型インフルエンザ対策に関する行動計画

平成２１年９月１４日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター
核燃料サイクル工学研究所

This is a blank page.

（目　次）

１．目的及び運用 ･･･ 227
２．定義 ･･･ 227
３．適用範囲 ･･･ 228
４．危機管理組織の設置及び情報収集 ･････････････････････････････ 228
５．感染防止対策 ･･･ 229
　５．１　発生前の措置 ･････････････････････････････････････ 229
　５．２　発生後の措置 ･････････････････････････････････････ 229
６．事業継続計画 ･･･ 232
　６．１　重要業務の明確化及び業務のレベル分け並びに要員計画の立案･･ 232
　６．２　事業継続計画の実施 ･･････････････････････････････････ 232
７．海外勤務する従業員等への対応 ･････････････････････････････ 233

別紙１　現地本部の構成及び任務 ･･････････････････････････････ 234
別紙２　現地本部組織 ･･･ 236
別紙３　現地本部長の代行順位 ･････････････････････････････････ 237
別紙４　新型インフルエンザに関する情報入手先リスト ･･････････････ 238
別紙５（１）新型インフルエンザ発生時の外部連絡体制 ･･････････････ 239
別紙５（２）新型インフルエンザ発生時の研究所内連絡体制 ･･････････ 240
別紙６　事業継続計画遂行のための備品リスト ･･････････････････････ 241
別紙７　核燃料サイクル工学研究所における事業継続計画
　　業務のレベル分けと要員計画（作成例） ･･････････････････････ 242

様式１　新型インフルエンザ発生状況等について ･･････････････････ 243
様式２　新型インフルエンザ発生報告 ･･････････････････････････ 244
様式３　新型インフルエンザ対策に係る健康状態質問票 ･･････････････ 245

This is a blank page.

１．目的及び運用

本行動計画は、新型インフルエンザが大流行した場合において、核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）における従業員等の健康を確保し、原子力施設の安全を維持していくために、研究所が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とし、研究所としての対応の基本を定めるものとする。

なお、新型インフルエンザの大流行は、発生する事態も様々であることが想定されることから、本行動計画の運用にあたっては、適宜、政府、地方自治体、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の方針等を踏まえて、緩和措置を図るなどの臨機応変かつ柔軟な対応を行うこととする。

即ち、鳥インフルエンザのような強毒性の場合には、本行動計画に沿った対応を速やかに行うものとし、豚インフルエンザのような弱毒性の場合には、政府等の方針を踏まえて、その実態に応じた緩和措置を講じるなどの適切な対応を行うものとする。

また、本行動計画は、今後の情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて随時見直し、修正を加えるものとする。

２．定義

本行動計画で使用する用語を以下のとおり定義する。

（１）職員等とは、機構における役員、職員、出向、派遣、嘱託、技術開発協力員、特定課題推進員、アルバイト等、機構と直接雇用関係にある者をいう。

（２）従業員等とは、職員等、派遣労働者、年間作業請負員、研修生等研究所内で常時業務等を行う者をいう。

（３）部長等とは、研究所におけるセンター長及び部長並びに、研究所に駐在する運営管理部門、事業推進部門及び研究開発部門における部門長、その他の相当する者をいう。

（４）課長等とは、研究所における課長、グループリーダー、その他の相当する者をいう。

（５）現地本部長とは、核燃料サイクル工学研究所新型インフルエンザ現地対策本部（以下「現地本部」という。）の本部長をいう。その職には、所長があたる。

（６）濃厚接触とは、手で触れることが可能な距離で、個人防護具を着用せず、感染者と対面で会話等を行うなどの接触をいう。

（７）発生区分とは、国の新型インフルエンザ対策行動計画において定められている前段階（未発生期）、第一段階（海外発生期）、第二段階（国内発生早期）、第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）及び第四段階（小康期）をいう。

３．適用範囲

本行動計画の適用範囲は、研究所の他、アトムワールド、テクノ交流館リコッティ、東海分室、水戸連絡事務所とする。

４．危機管理組織の設置及び情報収集

（１）危機管理組織の設置及び解散

１）危機管理組織

国内外で新型インフルエンザが発生した場合の危機管理組織は、事故対策規則を準用し、現地本部を設置して対応する。現地本部の構成及び任務を別紙１に、現地本部組織を別紙２に、現地本部長の代行順位を別紙３に示す。

２）現地本部の役割

現地本部は、各段階における感染防止策及び事業継続計画の実施並びに、地方自治体等との連絡など、研究所における新型インフルエンザ対策全般を統括する。

現地本部長は、必要に応じ、現地本部に協力会社の関係者等を参加させることができる。

研究所に駐在する運営管理部門、事業推進部門及び研究開発部門の従業員等を含め、研究所に勤務する従業員等は、現地本部長が新型インフルエンザ対策に関して行う指示に従うものとする。

３）現地本部の設置

現地本部長は、研究所における感染者等の発生状況、新型インフルエンザ機構対策本部（以下「機構本部」という。）の対応、政府等の対応状況等を踏まえ、現地本部を設置する。

４）解散

現地本部長は、新型インフルエンザの終息状況等を踏まえ、現地本部を解散する。

（２）情報収集及び周知

１）情報収集

労務課長（以下、現地本部設置後は「労務・医務班長」と読み変える。）は、新型インフルエンザに関して以下の情報収集活動を行う。

①機構本部と連携し、国内外の新型インフルエンザの発生状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関（ＷＨＯ）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体等から入手する（別紙４参照）。

②保健所・地域医療機関、関係する所管官庁及び地方自治体との連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生前の段階から情報の収集を行うとと

もに適切に情報交換を行う。

③機構本部と連携し、第一段階以降、以下の新型インフルエンザに関する一般的な情報を適宜収集する。

（ア）新型インフルエンザの概要（特徴、症状、治療方法等）について

（イ）新型インフルエンザが発生している地域（学校等近隣のコミュニティを含む）

課長等は、従業員等に関する以下の情報を把握する。

①従業員等の直近（１週間程度）の海外渡航状況（発生国への渡航暦がある場合、出勤の可否などの判断材料）

②第二段階以降における従業員等の日々の健康状態及び欠務状況とその理由等

２）情報の報告・周知

研究所における新型インフルエンザ発生時の連絡体制を別紙５（１）に示す。

課長等は、新型インフルエンザの発生時に備え、欠務者を含む従業員等への指示、従業員等の感染状況の確認等が行えるよう、所管する従業員等の連絡網の整備・確認を行う。

現地本部長は、別紙５（２）に示す体制により、部長等への必要な指示及び部長等からの情報の収集を行う。

現地本部長は、機構本部長（理事長があたる。）の要請に応じて、従業員等の新型インフルエンザ発生状況及び事業継続計画の実施状況を報告する。

労務課長は、必要に応じて、収集した情報を従業員等に迅速かつ適切に周知（構内放送、電話、ＦＡＸ、電子メール等を活用）する。

５．感染防止対策

５．１　発生前の措置

（１）事業継続計画遂行のための備品確保

労務課長は、事業継続計画の必須業務を遂行するため、計画管理室長と協力し、別紙６　に示す備品を確保する。

５．２　発生後の措置

現地本部長は、新型インフルエンザの発生状況等を踏まえ、発生段階ごとの感染防止対策を実施し、現地本部を解散するまで継続する。

現地本部長は、従業員等に対して、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動するよう指導、徹底する。

（１）第一段階（海外発生期）

課長等は、感染防止対策の再教育又は再周知を行うとともに、第二段階に備え、必要に応じて職場・展示館等の立ち入り制限及び清掃・消毒方法の検

討及び職場連絡網の確認などを行う。

また、労務課長は、従業員等に対し、以下の感染防止対策を指示する。

①個人での感染予防や健康状態の把握（自己チェック）に努めること

②「咳エチケット」を心がけること

③マスクの着用、手洗い、うがいを励行すること

④発生国への渡航を避けること

（２）第二段階（国内発生早期）

現地本部長は、茨城県が、新型インフルエンザの発生又は発生のおそれがある地域（以下「発生地域」という。）となった場合、以下の感染防止対策を実施するよう労務課長を通して課長等に指示する。また、発生地域以外の場合にあっては、現地本部長は、政府機関、地方自治体、機構本部等の情報に基づき、必要な感染防止対策を実施するよう労務課長を通して課長等に指示する。

１）一般的な事項

①政府機関、地方自治体等の情報に基づき、感染者発生国・地域への出張をできるだけ避けること

②マスクの着用、手洗い、うがいの励行を徹底すること

③「咳エチケット」を徹底すること

④発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出勤しないこと

⑤業務において不特定多数の者と接触することを避けること（例：出張・会議の中止）

⑥不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないこと

⑦外出を余儀なくされた場合も人混みには極力近づかないこと

⑧ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進

⑨症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと、また、接触した場合には、手洗い、洗顔などを行うこと

２）職場の清掃・消毒

課長等は、必要に応じて、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（ドアノブ、トイレ等）は、状況に応じて清掃・消毒の頻度を上げる。

３）従業員等の健康状態の確認等

課長等は、口頭により、従業員等本人や同居する家族の健康状態の確認及び欠勤理由の把握を毎日行う。

部長等は、従業員等に感染者若しくは濃厚接触者が確認された場合に

は、様式１により、各課室の勤務状況の把握を毎日行う。

４）研究所で従業員等に発症の疑いのある場合の対処

課長等は、発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐとともに、速やかに所属の部長等及び労務課長に報告する。

労務課長は、必要に応じ、発熱電話相談センター（保健所）に連絡して、今後の必要な対応等について指示を受ける。

また、課長等は、速やかに以下の感染防止対策を実施する。

①職場内の飛沫が付着する可能性のある場所を清掃・消毒し、感染リスクを低減した後に就業させる。

②食堂や売店等の従業員等及び訪問者が集まる共用施設を管理する課長等は、必要に応じ、共用施設の使用制限を検討し、その結果を現地本部長に具申する。また、各共用施設の使用制限を決定した場合は、直ちに従業員等へ周知する。

③従業員等への感染拡大防止のための指導のほか、訪問者に対しても感染防止対策の遵守を要請するとともに、必要に応じて入構を制限する。

５）従業員等又は同居する家族が発症した場合の対処

従業員等は、本人や同居する家族が感染した疑いのある場合には、直ちに課長等に届け出る。

届け出を受けた課長等は、様式２により速やかに労務課長に報告する。

報告を受けた労務課長は、必要に応じ、発熱電話相談センター（保健所）に連絡して、今後の必要な対応等について指示を受ける。

労務課長は、濃厚接触の可能性が高いと判断される従業員等については、保健所や医師の指導に基づき、当該従業員等を自宅で待機させることができる。なお、この場合は、就業禁止としその間は出勤扱いとする。

６）訪問者に対する措置

現地本部長は、必要に応じ、研究所内での感染防止を図るため訪問者に対して以下の措置を講ずる。

①情報の周知

新型インフルエンザの一般的な感染防止対策について周知するとともに不要不急の対人接触を避けるため、入構の必要性について検討を依頼する。

②警備員等は、入構時に訪問者に対して、様式３に記入させ、以下の項目を確認する。

（ア）感染（疑いを含む）の有無について

（イ）症状（発熱、咳、全身倦怠感など）の有無について

（ウ）濃厚接触（家族の感染を含む）の有無について

また、発熱が疑われる場合には、警備員等は本人の了解を得て、体温計等による発熱の有無を確認する。

③感染が疑われる場合や確認を拒否された場合には、当該訪問者の入構を拒否する。

（３）第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

現地本部長は、政府機関、地方自治体、機構本部等から出される方針に留意しつつ、第二段階（国内発生早期）の感染防止対策を強化・徹底するよう労務課長を通して課長等に指示する。

６．事業継続計画

６．１　重要業務の明確化及び業務のレベル分け並びに要員計画の立案

部長等は、前段階（未発生期）において、自らが所掌する施設設備を安全に維持管理するために必要な業務等（「必須業務」と「優先業務」を総称して「重要業務」という）を明確にし、以下の基準に基づき業務のレベル分けを行うこととともに、発生段階ごとの要員計画（従業員等の勤務体制など）をまとめた事業継続計画を作成する。

業務のレベル分けと要員計画を示す事業継続計画の作成例を別紙７に示す。

業務のレベル分け基準

レベル	内　　容
Ⅰ （必須業務）	原子力施設の安全確保に関わる業務、緊急時対応業務、（施設の保安業務、核物質防護業務、安全管理業務　等）
Ⅱ （優先業務）	レベルⅠ以外で研究所のインフラの維持に係る業務（電気設備、給水設備その他のユーティリティ設備、ネットワークの維持管理業務、等）
Ⅲ （その他業務）	上記以外の業務

６．２　事業継続計画の実施

現地本部長は、政府等の対応状況等を踏まえ、各段階に応じた事業継続計画の実施を部長等に指示する。

なお、現地本部長は、以下の事項を考慮しつつ、新型インフルエンザの性状、感染状況等を踏まえて、事業継続計画を柔軟に運用する。

①通常とは異なる勤務体制や班交代制が長期に続くことによって、従業員等に過度な負担がかからないよう留意する。

②必要に応じ、機構本部を通して、研究所近隣の拠点間での要員・資機材等に係る相互協力を行う。
③感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ、国や地方自治体等から協力要請がなされた場合は、可能な範囲で協力する。
④必要に応じ、関係機関に対し、事業運営に関する情報提供を行う。
⑤感染した従業員等の多くは、発症から10日間程度で治癒すると考えられることから、治癒した従業員等も含め可能な範囲で業務を回復させる。
⑥小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性があり、この間にウイルスが大きく変異した場合、発症・治癒した者も再度感染するおそれがあることを考慮し、感染防止対策を維持しつつ業務を行う。

7．海外勤務する従業員等への対応

発生国に駐在している従業員等の所属長は、従業員等及びその家族への感染の拡大を防止するため、機構本部等からの指示に基づき、必要に応じて、帰国の検討等適切な対応を行う。

なお、機構本部は、現地の従業員等及びその家族の全員が即座に帰国することが難しい場合、安全に留まるための方法について必要な指示を行う。

上記所属長は、発生国から帰国した従業員等及びその家族に対して、停留措置が講じられない場合であっても、自宅において感染を疑われる症状を呈した場合には、直ちに発熱相談センター（保健所）に連絡することを周知する。

以　上

別紙１

現地本部の構成及び任務(1/2)

構　成	職名又は担当部署	任　　務
本部長	所長	・ 新型インフルエンザ対応の総括
副本部長	副所長	・ 本部長の補佐 ・ 本部長に支障がある場合の職務の代理
本部長スタッフ		
衛生管理総括	専任安全衛生管理者	・ 衛生管理業務に関する総括
情報総括	保安管理部長	・ 現地本部の運営総括
事務総括	管理部長	・ 事務管理業務に関する総括
核物質防護総括	核物質防護管理者	・ 核物質防護に関する措置の指揮・総括
関係部長等	サイクル工学試験部長 環境技術管理部長 核燃料サイクル技術開発部門の長 地層処分研究開発部門の長 次世代原子力システム研究開発部門の長 バックエンド推進部門の長	
総務班		
班長	総務課長代理	・ 本部運営に係る総務班の総括
総務担当	管理部	・ 本部情報の所内周知 ・ 外部へのFAX送受信 ・ 現地対策本部への資料配付 ・ 支援要員、資機材の受入、提供 ・ 必要な資機材等の調達、宿舎の手配等 ・ 協力会社への対応
情報班		
班長	危機管理課長	・ 情報班の総括
	保安管理部	・ 情報連絡用資料の作成 ・ 機構本部等への情報伝達 ・ 現地本部の受発信資料の管理 ・ 現地本部の時系列の整理
放管班		
班長	放射線管理部長	・ 放管班の総括
	放射線管理部	・ 施設の放射線管理の把握 ・ 放射線状況（施設・環境）の把握
工務班		
班長	工務技術室長	・ 工務班の総括
	工務技術室	・ ユーティリティの確保
事業継続計画運営班		
班長	計画管理室長	・ 事業継続計画運営班の総括
	計画管理室	・ 事業継続計画の実施状況の確認

現地本部の構成及び任務(2/2)

構　成	職名又は担当部署	任　　務
労務・医務班 班長	労務課長 労務課 産業医 産業保健スタッフ	・ 労務・医務班の総括並びに政府等からの情報収集及び研究所内への周知 ・ 感染防止対策の指示 ・ 従業員の労務管理等に関する業務
警備班		
班長	危機管理監附技術副主幹	・ 構内警備活動の総括指揮
	保安管理部	・ 構内警備、構内への入構規制等の警備業務
各部・センター		
		・ 所属する従業員等の健康状態・出勤状況の把握
		・ 施設や設備（工程）の運転状況の把握
		・ 閉じ込め、換気、冷却機能の確保
		・ 施設内放射線状況の把握
		・ 現場の運転及び人員計画の作成と実施
広報班		
班長	地域交流課長代理	・ 広報班の総括 ・ 情報公開用資料の作成の総括
	管理部	・ プレス発表文の作成 ・ プレスへの提供資料等の作成 ・ 各報道機関からの問い合わせ対応 ・ 取材申込調整及び対応 ・ 広報班使用資料の整理、保管 ・ プレス発表議事録の作成
中央官庁対応班		
班長	安全対策課長	・ 中央官庁対応班の総括・対応窓口
	保安管理部	・ 中央官庁への情報発信、対応の総括 ・ 外部対応者への連絡、情報提供 ・ 中央官庁対応班説明資料等の整理、保管 ・ 議事録の作成
地域対応班		
班長	地域交流課長	・ 地域対応班の総括
総括担当	管理部	・ 関係機関（中央官庁を除く）への情報発信、対応の総括 ・ 地域対応班説明資料等の整理、保管 ・ その他必要な事項
県対応担当	所長及びセンター長等が予め指名した者	・ 茨城県への通報連絡、説明及び情報提供 ・ 議事録の作成
村対応担当	所長及びセンター長等が予め指名した者	・ 東海村への通報連絡、説明及び情報提供 ・ 議事録の作成
周辺自治体等対応担当	所長及びセンター長等が予め指名した者	・ 関係機関(茨城県、東海村、中央官庁を除く）及び地元住民等への通報連絡、説明及び情報提供
問い合わせ対応担当	所長及びセンター長等が予め指名した者	・ 問い合わせ窓口の開設 ・ 外部からの問い合わせ対応 ・ 議事録の作成

・上記の他、機構本部長が指名した者を構成員とすることができる。

別紙２

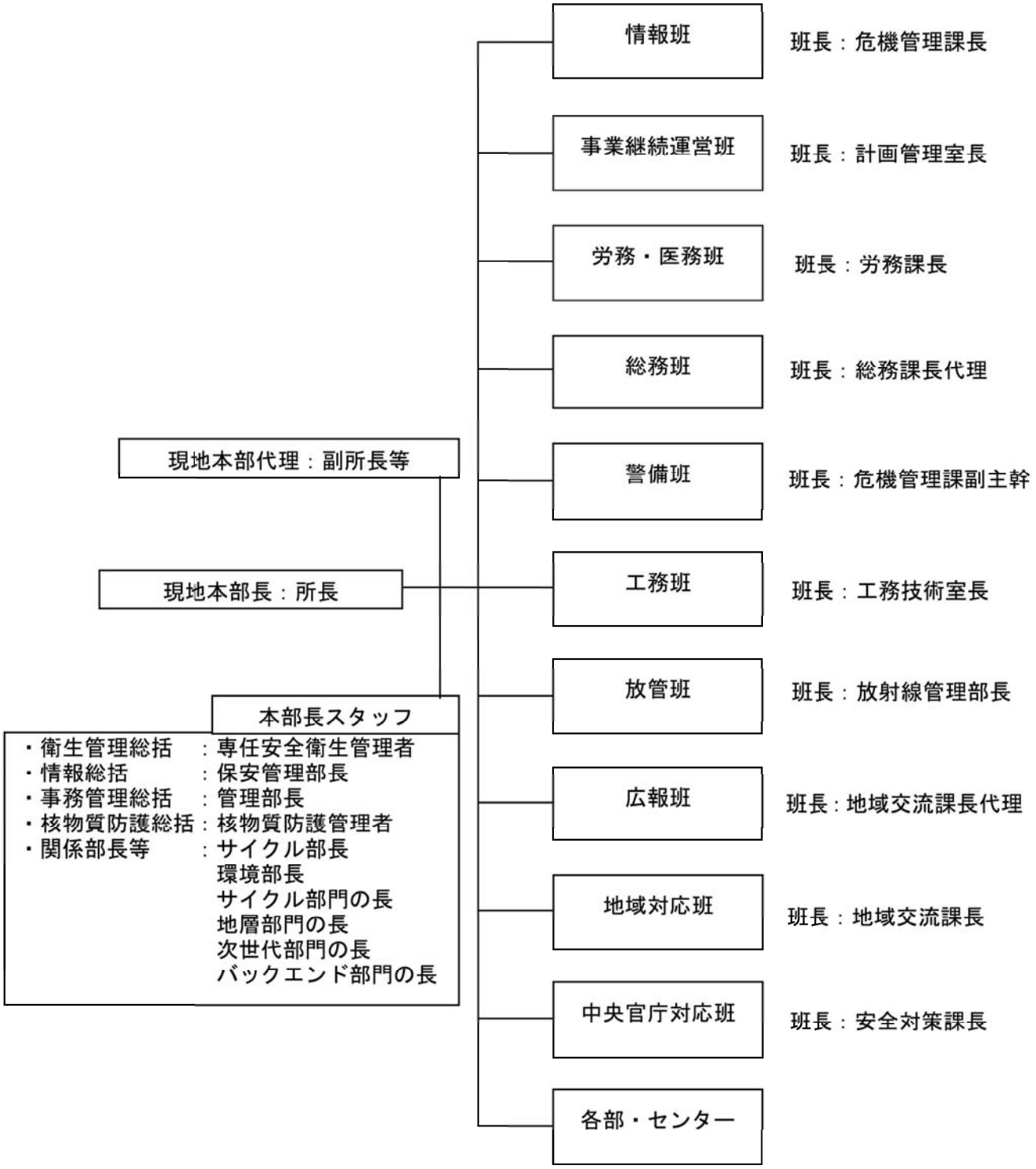
情報班
班長：危機管理課長
事業継続運営班
班長：計画管理室長
労務・医務班
班長：労務課長
総務班
班長：総務課長代理
現地本部代理：副所長等
警備班
班長：危機管理課副主幹
現地本部長：所長
工務班
班長：工務技術室長
放管班
班長：放射線管理部長
本部長スタッフ
・衛生管理総括　：専任安全衛生管理者
・情報総括　：保安管理部長
・事務管理総括　：管理部長
・核物質防護総括：核物質防護管理者
・関係部長等　：サイクル部長
環境部長
サイクル部門の長
地層部門の長
次世代部門の長
バックエンド部門の長
広報班
班長：地域交流課長代理
地域対応班
班長：地域交流課長
中央官庁対応班
班長：安全対策課長
各部・センター

現地本部組織図

別紙３

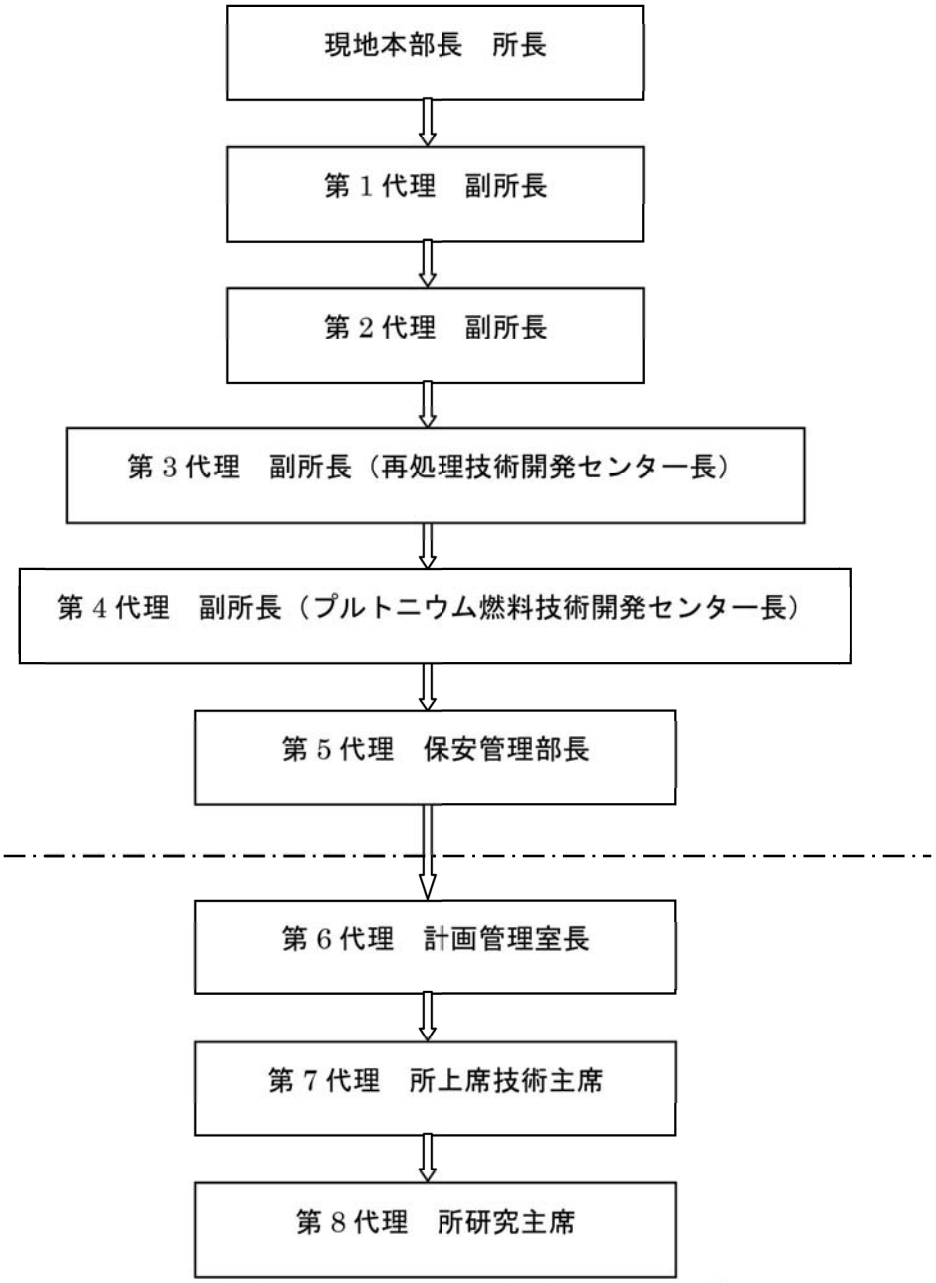

第５代理（保安管理部長）までは保安規定に基づく所長の代理者

現地本部長の代行順位

別紙４

新型インフルエンザに関する情報入手先リスト

世界の情報

□　世界保健機構 （WHO）	インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/

国の情報

□　厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/
□　国立感染症研究所	http://www.nih.go.jp/niid/index.html
□　外務省 海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp

茨城県の情報

□　茨城県保健予防課	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/yobo.htm TEL　029-301-1111（代表） FAX　029-301-3239
□　ひたちなか保健所	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/hitanhc/kansen/kansen.htm ＴＥＬ　029-265-5515（代表） ＴＥＬ　029-265-5647（健康指導課） ＦＡＸ　029-265-5040

別紙５（１）

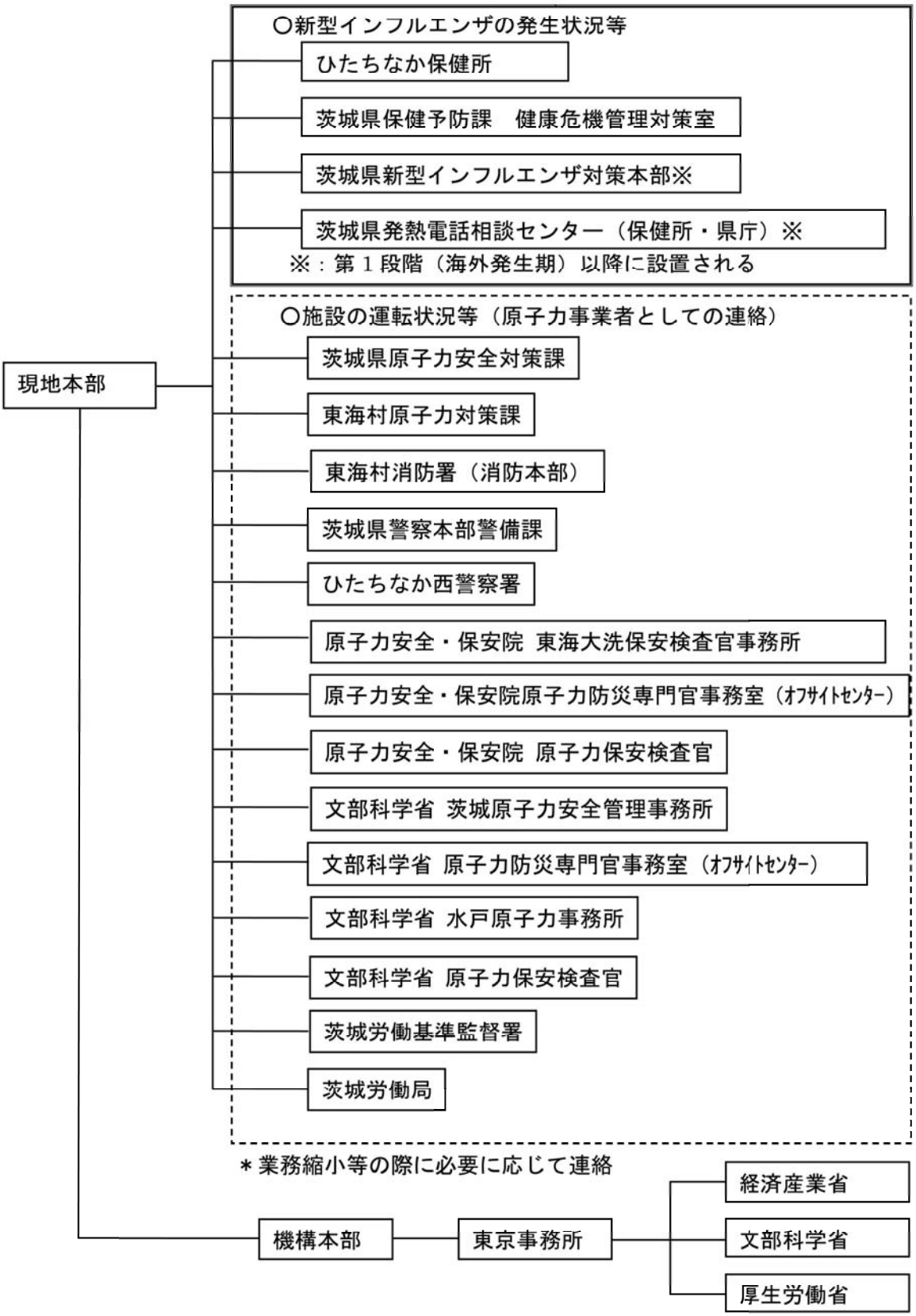

新型インフルエンザ発生時の外部連絡体制

別紙５（２）

部署	連絡責任者	連絡担当	備　考
保安管理部	保安管理部長	管理担当課長	
計画管理室	計画管理室長		
リスクコミュニケーション室	リスクコミュニケーション室長		
工務技術室	工務技術室長		
放射線管理部	放射線管理部長		
サイクル工学試験部	サイクル工学試験部長		
環境技術管理部	環境技術管理部長		
再処理技術開発センター	再処理技術開発センター長		
プルトニウム燃料技術開発センター	プルトニウム燃料技術開発センター長		
管理部	管理部長		
建設部	建設部長		
原子力研修センター	原子力研修センターの長		
核燃料サイクル技術開発部門	核燃料サイクル技術開発部門の長		
地層処分研究開発部門	地層処分研究開発部門の長		
次世代原子力システム研究開発部門	次世代原子力システム研究開発部門の長		
バックエンド推進部門	バックエンド推進部門の長		

新型インフルエンザ発生時の研究所内連絡体制

別紙６

事業継続計画遂行のための備品リスト

物品名	使用目的	備蓄数 （H21.7.7 現在）	備考
●不織布製マスク（プリーツタイプ） ●N-95 マスク（カップ型）	1．周囲への二次感染の防止 （症状のある者の使用） 2．自己防衛	●（不織布）21,000 枚 ●（N-95）2660 枚 出勤者数＆対策本部要員 350 人×60 日分	
●速乾性手指消毒用アルコール製剤 アルボナース、ヒビスコール SH （1リットル入：約 333 回分） ＊消費期限 3 年	手洗いができない場所での手指の消毒・手洗いが不十分な場合の補助	●630 本 出勤者数＆対策本部要員×60 日分（×2） （*1人1日 5 回使用と仮定） 350 人×5 回×60 日分÷333 回	
●ディスポタイプ手袋（ポリエチレン）	所内で患者が発生した場合の職場の清掃	●10 箱（100 枚入） 出勤者のいる施設分（10 施設）	
●拭き取り用消毒用アルコールウエットタオルタイプの消毒剤 ＊消費期限 3 年	所内で患者が発生した場合の職場の清掃	●10 箱（100 枚入） 出勤者のいる施設分（10 施設）	
●　電子体温計（水洗可） ●　皮膚赤外線体温計	各課測定、入所スクリーニング	●100 本 救急箱（所内 88 本） ＋外来訪問者用（5 本） ●6 本 （外来訪問者用）	
●ビニール袋（25×35cm）	症状のある者の使用したティッシュ、マスクおよび清掃物品の密閉廃棄		

※350 名の内訳

○保安要員　　約３００名
　危機課　　３名　×　４班　＝　１２名
　警備員　　２１名　×　３班　＝　６３名
　工技室　　８名　×　４班　＝　３２名
　再処理　約３０名　×　５班　＝１５０名
　　（放管２課員込：部署によっては４班のところあり）
　ＣＰＦ　　４名　×　５班　＝　２０名
　環境　　１名　×　１班　＝　　１名
　　（日勤対応高圧ガスの点検要員：対応時間３０分／日）
　Ｐｕ　　４名　×　４班　＝　１６名
　Ｐｕ当直長　１名　×　５班　＝　　５名

○現地本部員　　約５０名

別紙７

核燃料サイクル工学研究所における事業継続計画
業務のレベル分けと要員計画（作成例）

組織名称：保安管理部　　危機管理課

業務レベル	優先順位	業務内容	施設名称	要員計画		発生段階の区分				特記事項
				通常対応要員	代替要員	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	
Ⅰ	1	危機管理対応業務	防災管理棟	○：12人 （3人×3交替）	6人	○	○	○	○	危機管理課で代替要員が確保できない場合は、保安管理部員をもって当てる。
Ⅰ	2	正門警備業務	正門警備所	○：10人（日勤：5人、直勤：5人） △：5人（直勤）	○：日勤3人、直勤3人 △：直勤3人	○	○	○	○	警備会社で代替要員が確保できない場合は、保安管理部員をもって当てる。
Ⅱ										
Ⅲ	3	田向門警備業務	田向門警備所	○：5人（日勤） △：3人（日勤）	○：3人 △：2人	○	△	×	×	
Ⅲ	4	その他の業務				○	△	×	×	

注１）○：業務継続、△：状況に応じ縮小して業務継続、×：業務休止
注２）各部・センターにおいては、業務内容ごとに具体的な要員計画を作成する。

様式１

新型インフルエンザ発生状況等について（　　月　　日）

（部署名　　）

１．発生状況及び欠務状況

分　類	人　数	備　　考
発症者 （疑い含む）	職員等　　人	
	その他※　　人	
自宅待機者 （濃厚接触者）	職員等　　人	
	その他　　人	
家族の介護等	職員等　　人	
	その他　　人	
事業継続計画による自宅待機者	職員等　　人	
	その他　　人	
計	職員等　　人	
	その他　　人	

２．縮小・休止業務

業　　務　　名	縮　小　・　休　止　状　況

※：「その他」とは、職員等以外であり年間請負作業員等、職場に常駐している者をいう。

様式２

新型インフルエンザ発生報告

平成　　年　　月　　日

当該者の類型	□　患　者（疑似症患者を含む）　　□　濃厚接触者		整理番号
報　告　者	所　　属		
	報告者名		
当該者	所　　属	交替勤務者・日勤	
	氏　　名		
	身　　分	□　職員等（No.　　）　□その他※1（　　）	
	年齢・性別	歳	男　・　女
	住所・連絡先	（　　）　－　　TEL	
発症年月日 症状および経過			
診断年月日 医療機関名 診断結果 医師の指示 治療の状況 など			
感染経路	□推定　　□不明		
発症日の前日以降の当該者の行動等（サイクル研内）	例：○月×日　○○居室で勤務 ○月×日　○○居室で打合せ		

※　１：「その他」とは、職員等以外であり年間請負作業員等、職場に常駐している者をいう。

日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所

様式３

新型インフルエンザ対策に係る

【健康状態質問票】

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所に入構される方には、下記項目について確認させていただきます。

新型インフルエンザへの感染が疑われる自覚症状のある方につきましては、訪問先との相談により入構をご遠慮いただく場合があります。予めご理解とご協力をお願います。

日　時：　平成　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　：

お名前：　　（　男性　・　女性　）

日本及び本国での住所、連絡先

日本：　　県　　市・町・村　　TEL：

本国：　　TEL：

●あなたの健康状態について記入してください

発熱	□　あり	□　なし
激しい咳・呼吸困難等	□　あり	□　なし
全身倦怠感	□　あり	□　なし
解熱剤等の服用	□　あり	□　なし

◆上記回答に１つでも「あり」がある場合は、訪問先に入構の要否を相談します。

●希望者には、体温計を貸し出します。測定の結果、３８℃以上の場合は、訪問先に入構の要否を相談します。

体　温　：　　℃

※新型インフルエンザの感染が疑われる場合は、最寄りの発熱相談センター（ひたちなか保健所：０２９－２６５－５５１５）に連絡し、その指示にしたがってください。

※本個人情報は、新型インフルエンザ対策に係る対応、連絡の目的以外では使用しません。

付録―2（2）

新型インフルエンザ(A/H1N1) 対策行動計画の今後の運用について

平成２１年９月１４日
新型インフルエンザ機構対策本部

１．はじめに

現在流行している新型インフルエンザ(A/H1N1)は、急な発熱と咳（せき）やのどの痛みなどの季節性インフルエンザと同様の症状が主体となっている。また、感染したほとんどの者が、比較的軽症で回復しており、ウイルスの毒性は季節性インフルエンザと同程度とされている。

感染経路についても季節性インフルエンザと同様に、感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫（ひまつ）を吸い込むこと（飛沫感染）、そうした飛沫に触った手などを介して体内に取り込むこと（接触感染）によって感染するといわれている。

今回の新型インフルエンザの流行については、ウイルスに対する免疫を有している人が少ないことによるとの見解が主流で、各自が感染防止対策を徹底し、冷静に対応することが求められている。

これらの現状を踏まえ、機構行動計画「4-2-2 発生後の措置」に基づく今後の新型インフルエンザ対策を以下のとおりとする。

各拠点においては、地方自治体等からの情報を注視するとともに、本運用の実施にあたっては、各拠点の実情に合わせて柔軟に対応すること。

２．感染防止策の徹底

（１）個人での感染予防対策

・日頃から健康管理に努めること（適切な休養、運動、栄養摂取など）
・手洗い・うがいを励行すること
・「咳（せき）エチケット」（せき、くしゃみの症状があるときは、マスクをする。せき、くしゃみをするときは、口と鼻をティッシュなどでおおい、周りの人から顔をそむける）を徹底すること
・人ごみを避ける、症状のある人（発熱や咳など）には極力近づかないこと
・発熱、咳、全身倦怠感などのインフルエンザ様症状があれば出勤を自粛し、かかりつけの医療機関（かかりつけの医療機関がない場合には「新型インフルエンザ相談窓口」（保健所））へ連絡し、その指示に従うこと。なお、受診に際しては、事前に医療機関に連絡し、マスクを着用すること
・基礎疾患を有する者等※2、乳幼児の保護者は、早期受診・早期治療を心がけること

（２）職場における感染防止対策

・一時立ち入り者、外来者に対して感染防止策の遵守を要請すること

・大人数の会議・研修会等を実施する場合、不特定多数の者が出入りする展示館、食堂の入口等においては、消毒液の配備を行うなどの感染防止策を講ずること

・出張（国内外）については、出張先の感染状況を確認し、必要性、緊急性等について勘案し、対応すること

・拠点の行動計画に基づき個人防護具等の準備を推進すること

（３）家族に感染者が発生した場合の感染防止対策

・感染者を極力個室で静養させ、咳エチケットを徹底させる

・感染者以外の家族もマスクを着用し、手洗い、うがいなど、適切な感染防止策を徹底する

３．従業員等の健康状態の確認

・職場内においては、従業員等の健康状態の確認を必要に応じて行うこと

・自宅療養又は自宅待機となった従業員等は、健康状態の確認（発熱の有無の確認など）を行うとともに、所属長等への連絡を徹底すること

４．服務等について

新型インフルエンザに感染した職員等に係る服務の基準は、表 1（7 月 22 日新型インフルエンザ機構対策本部事務局発出を一部修正）のとおりとする。

表中の感染者及び濃厚接触者の範囲については、以下のとおりとする。

（１）感染者

医師又は保健所から新型インフルエンザと確定された者及び疑似感染者とされた者

（２）濃厚接触者

①発症から解熱後 2 日の期間に、感染者が適切な感染防止策を講じていない状況で、感染者から 2m以内に半日（約 3 時間）以上いた者

②医師、保健所から濃厚接触者とされた者

なお、濃厚接触者が業務の都合上出勤する場合は、以下の感染防止策を行うこと。

①マスクの着用、手洗い・うがいを励行、毎日の検温の実施

②職場において他の職員と２ｍ以上の距離をとるなど可能な範囲での隔離の実施

③同室の従業員等における手洗い・うがいの励行

５．感染者の報告について

各拠点において、従業員等に新型インフルエンザの感染者が発生した場合は、「新型インフルエンザ対策行動計画 平成２１年４月７日発行」様式１により機構対策本部（事務局 労務部健康管理課）まで報告すること。

同一職場において同時期に複数の感染者が発生した場合を除き、機構内の感染者について毎週１回取りまとめ、機構内関係者に周知する。

文部科学省及び経済産業省への必要な情報提供は、新型インフルエンザ機構対策本部連絡体制に基づき東京事務所連絡担当者経由で行う。

６．事業継続計画について

現在流行している新型インフルエンザ(A/H1N1)は、季節性インフルエンザと同程度の毒性とされていることから、事業継続計画の発動が必要となる状況（従業員の約40%が欠務となるなど）が発生する可能性は低いと考えられる。しかし、ウイルスの性状の変異や新たな新型インフルエンザの発生等により事業継続計画の発動が必要となった場合は、行動計画に基づき実施する。

以上

表１　服務の基準

	感 染 者 等 の 区 分	服務の取扱い	期間
１．	感染者	出勤扱い	医師等が指示する期間※１自宅療養
２．	濃厚接触者	出勤扱い	医師等が要請する期間又は、感染者との接触があった日から最大７日間の自宅待機
３．	①家族等が新型インフルエンザに感染し看病が必要な者（２．を除く） ②保育所、福祉サービスの臨時休業、縮小等により介護等が必要な者	・特別休暇	必要な日数又は時間

上記以外の状況が発生した場合は、労務部労政課に相談すること。

※１：厚生労働省の平成２１年６月１９日付け「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」においては、自宅療養の期間を以下のいずれかとしている。

①発症した日の翌日から７日を経過した日まで
②発熱がなくなった日の翌々日まで

※２：**基礎疾患を有する者等**：新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

付録ー2（3）

濃厚接触者の自宅待機期間について

平成２１年１１月５日
新型インフルエンザ機構対策本部事務局

今後の予想される感染拡大に対し、感染拡大の予防を適切に実施し、職員等の欠務により業務への影響を極力抑えることを目的とし、９月１４日に「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策行動計画の今後の運用について」を新型インフルエンザ機構対策本部から各拠点の現地対策本部へ周知を行った。この中で、濃厚接触者※1の自宅待機期間を「医師等が要請する期間又は、感染者との接触があった日から最大７日間の自宅待機」と定めているが、最近の状況を踏まえ（【参考】を参照）、当面、以下のとおり運用する。

○濃厚接触者の自宅待機期間

①濃厚接触者の自宅待機期間については、**４日間**とする。
ただし、７日目までは、適切な感染防止策※2を講ずること。

なお、実施においては、各拠点の実情を考慮のうえ対応すること。

また、濃厚接触者が業務の都合上出勤する場合は、これまで通り適切な感染防止策※2を行うこと。

本措置については、あくまで現在の新型インフルエンザの感染状況等を踏まえ判断したものであり、今後の濃厚接触者の感染動向等により、適宜柔軟に見直しを図ることとする。

以上

※１：濃厚接触者：
①発症から解熱後２日の期間に、感染者が適切な感染防止策を講じていない状況で、感染者から２ｍ以内に半日（約３時間）以上いた者

※２：適切な感染防止策とは、以下の内容をいう。
①マスクの着用、手洗い、うがい、毎日の検温の実施
②職場において他の職員と２ｍ以上の距離をとるなど可能な範囲での隔離の実施

【参考】

（１）厚生労働省から濃厚接触者の休業の必要性の文書（添付資料１参照）

厚生労働省の平成２１年１０月３０日付「新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する事業者・職場のＱ＆Ａ」の Q3 において

Q3 労働者が新型インフルエンザ（A/H1N1）に感染した場合の同じ職場の労働者（濃厚接触者）や、同居する家族が感染した労働者（濃厚接触者）は、仕事を休ませる必要がありますか。

A3 発症者と同じ職場の労働者などの濃厚接触者でも、インフルエンザ様症状がない場合は、一般的には仕事を休ませずに職務を継続することが可能となると考えられますが、職務の必要性や内容に応じてその継続の可否を判断して下さい。

その際、勤務を継続する場合は、朝夕の検温や手洗いなどの健康管理を行い、体調が悪化した場合は直ちに上司に報告するよう、徹底することが必要です。

（２）全国及び機構の流行状況

国立感染症研究所の発表によると、全国約 5000 医療機関を対象にした定点調査の結果、10 月 19 日～10 月 25 日の週で新たに医療機関を受診したインフルエンザ患者は、１医療機関当たり 24.62 人になり、初めて 100 万人を上回った。茨城県においても、全国平均よりは低いものの、前週より急増し、19.35 人になっている。

機構全体の感染者は、９月までが９人であったが、１０月が３２名であり、１１月５日現在では、４３人となっており、今後ますます増加することが予想される。

また、原科研及びサイクル研において、これまで約１２０名の濃厚接触者が発生しているが、職場内で感染した者は確認されていない。

（３）従来、新型インフルエンザウイルスの潜伏期間は、「1～7 日」と考えられてきたが、国立感染症研究所の事例調査によると、「1 日～4 日程度」であるとされており、また、米国疫病対策予防センターでの調査でも、「恐らくは 1～4 日」としている。（添付資料２参照）

付録ー2（4）

新型インフルエンザ（A／H1N1）発生状況

No.	拠点名	前回報告日（3月23日）からの感染者数		3月30日までの感染者累計			備考（最終発生日）
		職員等	その他	職員等	その他	合計	
1	本部（原子力緊急時支援・研修センター含む）	－	－	5	2	7	H21.12.14
2	東京事務所（新生銀行ビル、酒造会館、上野ビル含む）	－	－	2	－	2	H22.1.7
3	東海研究開発センター 原子力科学研究所	－	－	53	18	71	H22.3.16
4	東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	－	－	32	54	86	H22.2.15
5	大洗研究開発センター	－	－	28	8	36	H22.2.4
6	敦賀本部(敦賀地区全体を含む)	－	－	35	34	69	
	内訳 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）	－	－	21	16	37	H22.3.2
	原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）	－	－	－	7	7	H22.1.6
7	那珂核融合研究所	－	－	8	1	9	H22.2.10
8	高崎量子応用研究所	－	－	6	6	12	H22.1.21
9	関西光科学研究所 木津地区	－	－	7	2	9	H22.2.3
10	関西光科学研究所 播磨地区	－	－	5	－	5	H22.1.6
11	幌延深地層研究センター	－	－	1	－	1	H21.10.21
12	東濃地科学センター	－	－	6	3	9	H22.1.13
13	人形峠環境技術センター	－	－	2	－	2	H21.12.5
14	青森研究開発センター	－	－	2	－	2	H21.12.14
合計		－	－	192	128	320	

注記

①「感染者数」には、「疑似感染者」及び「感染確定者」を含む。

②「疑似感染者」とは、病院での簡易検査によりA型インフルエンザに感染していると判定された者をいう。

③「その他」とは、職員等以外であり年間請負作業員等、機構と契約関係により職場に常駐している者をいう。

新型インフルエンザ機構対策本部

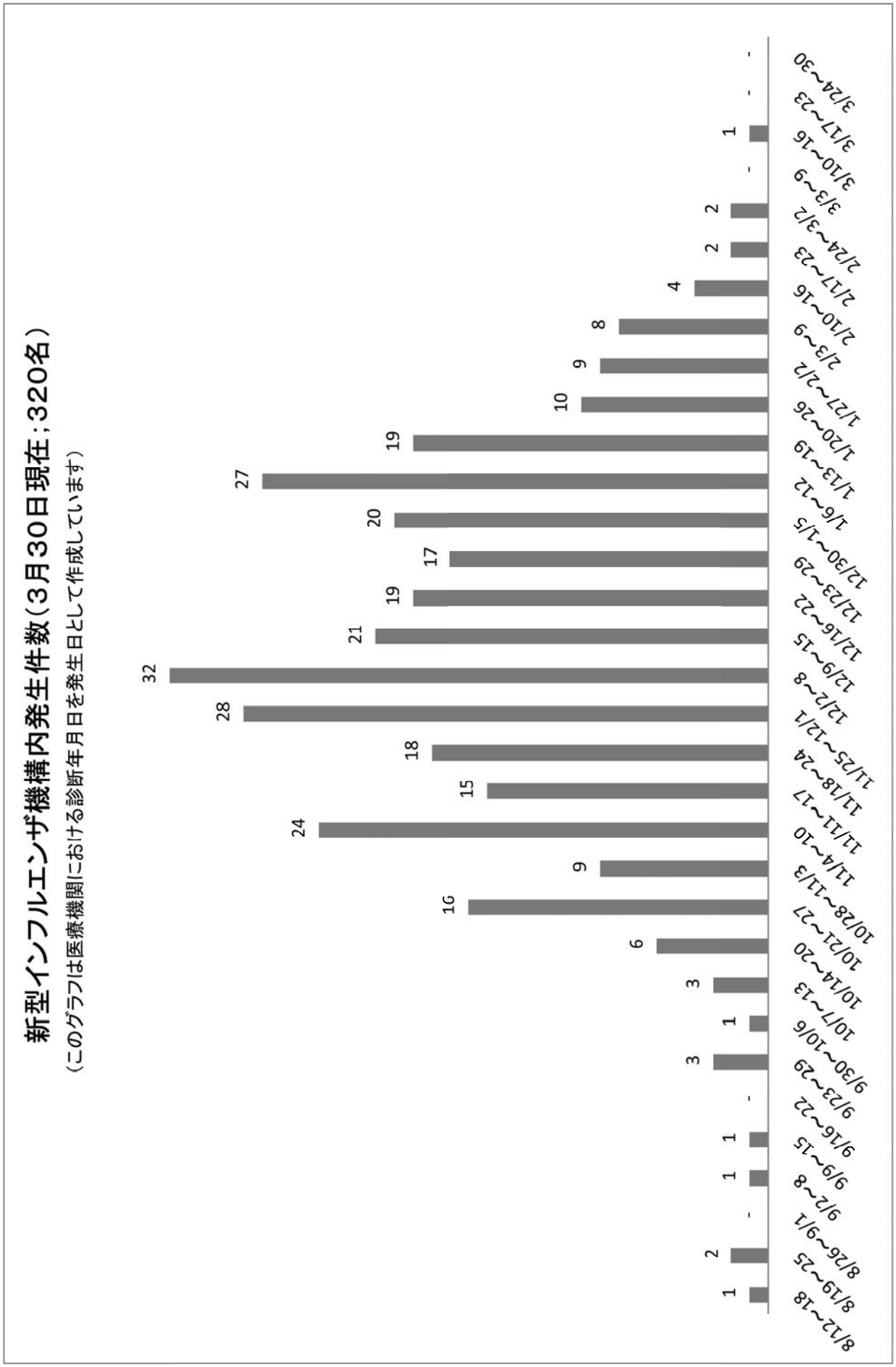
新型インフルエンザ機構内発生件数（3月30日現在；320名）
（このグラフは医療機関における診断年月日を発生日として作成しています）
8/12～18
8/19～25
8/26～9/1
9/2～8
9/9～15
9/16～22
9/23～29
9/30～10/6
10/7～13
10/14～20
10/21～27
10/28～11/3
11/4～10
11/11～17
11/18～24
11/25～12/1
12/2～8
12/9～15
12/16～22
12/23～29
12/30～1/5
1/6～12
1/13～19
1/20～26
1/27～2/2
2/3～9
2/10～16
2/17～23
2/24～3/2
3/3～9
3/10～16
3/17～23
3/24～30
1 1 2 - 1 1 - 3 1 3 6 16 9 24 15 18 28 32 21 19 17 20 27 19 10 9 8 4 2 2 - 1 - -

付録―2(5)

研究所における従業員の救護能力向上について

平成 22 年 2 月 18 日
管　　理　　部
保　安　管　理　部

１．はじめに

救命措置が必要な事故等が発生した場合、人命の　重が全てに最優先されるべきことを実践するためには、発生場所等で可能な範囲での応急措置を行うことが重要である。また、緊急被ばく医療のあり方に係る検討や大規模災害（地震等）対応への検討において適切な救護能力を有する者の養成の必要性が求められている。

このため、所内の救護に係る現状を確認するためにアンケートの実施、研究所規則等の内容の確認を行った。これらの結果を踏まえ、研究所内における救護能力の向上について提案する。

２．救護能力向上に係る背景

要救護者に対する応急処置については、「緊急被ばく医療のあり方について（平成 20 年 10 月：原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会）」において、事業者が行うべき対応として、被ばく　者に対して心肺蘇生や止血等、可能な範囲での応急処置を行うことが求められている。また、所内に設置された「緊急被ばく医療検討 WG」において、各部・センターは原子力研修センターの　通救命講習講座を年間教育計画に取り入れ、積極的に救命処置技能の維持・向上に努めること、並びに求められる応急処置及び必要な教育訓練等について所として検討することが提案された。さらに、大規模災害（地震等）時においては、災害場所において救命措置を行う必要があることや要救護者を救急隊や医療機関へ適切に引き渡すことが必要であり、これらの対応が行える者を確保することが求められている。

所内においては、職員等に対する救急処置及び救護方法等に関する必要な訓練を総括者（所長）が受けさせることとなっている（安全衛生管理規則第 37 条）。法人統合前の東海事業所においては、共通安全作業基準・要領及び救急員規則により救急員の養成を行ってきたが、平成 17 年 9 月に救急員規則が廃止されたことにより、救護技能の維持に係る教育・訓練を継続的に実施するための救護教育訓練に関して、安全衛生管理規則や共通安全作業要領に不整合が見られている。

３．所内の救護に係る現状

平成 21 年 1 月に実施した研究所内の救護に係るアンケートの集約結果及び各施設保安規定、事故対策規則や安全衛生管理規則等の所内各規則における救護に関する内容と救護に関する教育・訓練の実施状況についての現状は、以下のとおりであった。

(1) アンケートの集約結果

・ 所内の講習受講者等(平成 21 年 1 月時点):日赤救急員認定者(有効期間内)、消防による 通救命講習等の受講者等は約 13%(320 人/2,402 人)【職員は約 15%(175 人/1,131 人)、職員外は約 11%(145 人/1,271 人)】

・ 主な意見として以下のものがあげられた。

- 救護技能として習得しておきたい科目としては、 通救命講習で行われている AED の使用法、心肺蘇生法、止血法であった。さらに、一部の職場においては、 通救命講習項目に含まれていない搬送法や包帯法があげられた。
- 通救命講習講座の位置づけを規則等にて明確にする。
- 日赤救急員養成講習は、受講者と職場に対する負担が大きいので、実効性が確保できれば、 通救命講習を活用する。
- 救護を適切に行う技能について、力量が客観的に評価される必要がある。

(2) 規則、規程等の確認

・ 保安規定及び事故対策規則では、部・センター長及び事故発見者は人命救助や負傷者に対する救護措置を行うこととしている。

・ 負傷者に対する救急処置については、課長が直ちに実施することとしている(安全衛生管理規則第 66 条)。

・ 職員等に対して 入れ時、作業内容変更時、危険・有害業務等に従事させる場合及びその他法令等で定める事項について、安全衛生等に関する必要な教育を総括者(所長)が受けさせることとしている(安全衛生管理規則第 36 条)。

・ 職員等に対する救急処置及び救護方法等に関する必要な訓練を総括者(所長)が受けさせることとしている(安全衛生管理規則第 37 条)。

・ 安全衛生管理規則第 37 条に定める職員等に対する救急処置及び救護方法等に係る訓練は、法令等の定めはなく、救急処置訓練(初期処置、通報連絡、応急措置等)が行われている。

・ 安全衛生管理規則における救護教育は、研究所共通安全作業要領に救急処置教育及び救急処置訓練として実施項目等を定めており、各課室単位で実施する。

これらの確認の結果、 通救命講習等の教育の実施については、安全衛生管理規則に定められておらず、共通安全作業要領においても整理されていないことが確認された。

(3) 救護に係る教育等の実施状況

・ 原子力研修センターにおいて 通救命講習講座※1が開設されており、受講者は研究所従業員の約 6%(143 人/2,402 人)(平成 21 年 1 月末時点)である。

※1:救急隊の到着までに行う救命処置(心肺蘇生法と AED の使用法)及び止血法技術の習得講座で、主たる講師として東海村消防が実施。定員 20 名、年 4 回開催。

消防による　通救命講習(　)と同じ内容。

・　一部の部・センターにおいては、救急員養成教育(外部での実施)や　通救命講習の受講を安全衛生管理規則に基づく救急処置教育と救急処置訓練として実施しているものの研究所内の共通的なルールとはなっていない。また、保安規定などに基づく訓練において、負傷者への対応を加えて実施している部署もある。

４．　救護能力向上に係る今後の取組み

適切な救護能力を有する者の養成の必要性を　み、救護活動がスムーズに対応できる体制を維持するために以下の提案を行う。

(1) 救護能力を有する者の養成の考え方

本来、人命救助は、要救護者が発生した現場に居合わせた者により行われるものであり、適切な救護措置を行える者を数多く養成していくことが必要である。養成に当たっては、救護能力向上の手段として日本赤十字社による救急法基　講習や救急員養成講習、消防による　通救命講習(　)を受講し、一定の力量が確認できる講習を活用していく。

(2) 規程等の整備

・ 救護技能の維持に係る教育・訓練を継続的に実施し、従業員に対する救護能力向上をはかるため、安全衛生管理規則第 37 条に救護に係る教育を追記し、共通安全作業要領の保安教育・訓練※2カリキュラムの見直し（消防によって行われる　通救命講習（原子力研修センターの　通救命講習講座）を保安教育の位置づけとして追加）を行う。

※ ２：共通安全作業基準・要領でいう保安教育・訓練は、研究所業務に係る法令及び研究所規則等に基づいて実施する教育・訓練である。

保安教育とは、法令及び研究所規則等に基づき安全・保安に関する事項についての知識及び技術を付与し又は水準向上を図るために体系化された教育であって、教育対象者を特定して行う教育をいう。

保安訓練とは､研究所規則等に基づき当該施設内で発生が予想される異常事態等を想定した事象に対し、円滑に対応するために組織的に運営・実施される訓練をいい、基本訓練（防護具着脱訓練、通報連絡訓練等）及び応用訓練（異常事態等の対応訓練）がある。

・　従来より救急処置教育訓練として行われる救急用具の取扱教育の講師は、衛生管理者が行っている。この他、課室が行う教育訓練についても指導・助言等を行うよう共通安全作業要領の見直しを行う。

(3) 養成の目標設定について

・　自治体によっては､「応急手当の　及啓発活動のあり方検討委員会報告書（平成５年３月）　団法人救急振　　団（総務省消防庁所管)」に示されている成人

人口の 20%※3の救命講習受講を参考とした　及活動が行われている。

　研究所においては、原子力研修センターの　通救命講習講座、日本赤十字社による救急法基　講習や救急員養成講習等を積極的に活用することにより従業員の 20%以上の受講を目標とする。なお、各部・センターの業務の実状に応じた目標を設定し、各部・センター長のもとで、計画的に養成していくものとする。

※３：成人人口の20%が心肺蘇生の訓練を受けていれば、医療機関外での心停止となった　者の死亡者は有意に減少させることができるとする米国での調査研究

・　協力会社に対しても安全衛生強化推進協議会等を通じて、救護を適切に行える者の養成を働きかける。

以　上

付録—2(6)

救護措置に係る調査結果について

1. はじめに

救護活動を必要とする事態が発生した場合に救護能力を有する者がいるか、救護機材等をいつでも使えるような技能が維持できているか、また救護措置を行う上で最低限習得しておくべき知識・技能は何か等について、研究所内の各課室に調査依頼を行い、現状を確認したので、その結果を報告する。

※1：救護能力を有する者とは、本調査対象とした日赤救急員、消防による救命講習受講者、原子力研修センターにおける普通救命講座等の受講者をいう。

2. 調査内容

1)調査項目

所内の救護措置対応に係る現状把握のため、日本赤十字社（以下、日赤という）、消防等が行う認定や講習による資格取得状況、各課室が適切と考える救護能力を有する者の配置、救急隊へ引き継ぐまでに施す救護処置項目、救護活動に関する意見等について安全衛生管理上の主体である各課室を単位として調査を行った。

2)調査日

平成 21 年 1 月 20 日

3)調査結果

調査対象課室：79 課室(サイクル研、部門)、衛生管理者（6 名）

従業員数　総数：2,402 人（職員：1,131 人、職員外 1,271 人）

(1)救護能力を有する者の現状

①資格別の現状

研究所全体で、日赤救急員認定者（有効期間内)、消防による救命講習等の受講者等は 320 人(13.3%)であった。また、過去に日赤救急員認定を受けたことのある者を含めると 1,017 人(42%)であった。なお、日赤救急員指導員及び普通救命講習の指導が行える応急手当普及員が 9 名いることも確認できた。全従業員に対する受講者の割合を**図—1** に示す。

内訳は以下の通り。([　]は過去に認定者であった者)

- 日赤基礎講習者　：　27 人（1.1%）　[136 人]
- 日赤救急員認定者　：　61 人（2.5%）　[550 人]
- 日赤救急法指導員　：　2 人　[　9 人]
- 普通救命講習受講者(Ⅰ)：　58 人（2.4%）
- 普通救命講習受講者(Ⅱ)：　143 人（6.0%）
- 上級救命講習者　：　19 人（0.8%）
- 消防応急手当普及員　：　7 人　[　2 人]

・ その他(日赤 AED 受講者、防災士):3 人

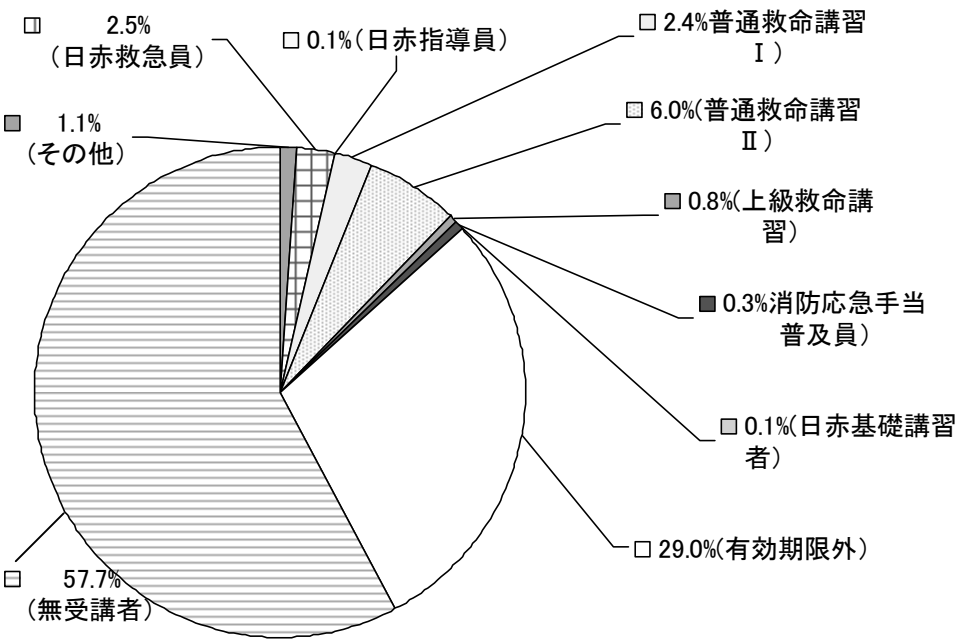

図-1　全従業員に対する受講者の割合

②救護能力を有する者の確保状況

各部・センターにおける救護教育受講状況を図-2 に示す。各部・センターにおける有効期限内にある認定者等は、多少バラツキが見られるものの、20%以下の状況である。各課室全課員に対する救護能力を有する者の割合を図－3 に示す。同じ部・センター内においても各課室間のバラツキが見られる。確保率の高い課室は、職員外の比率も高い傾向があり、作業請負者の寄与が見られる。所全体の確保率の打ち分けは、職員は 7.3%(175 人/2,402 人)、職員外は 6%(145 人/2,402 人)となっている。

また、各課室における救護能力を有する者の確保状況を図-4 に示す。

・救護能力を有する者を 1 名以上確保している課室は、77.2%(61/79 課室)であった。

・ 約 4 割の課室が、複数の救護能力を有する者が確保されていない状況であった。

・救護能力を有する者がいない課室のうち、過去に日赤救急員認定を受けた者及び現在の普通救命受講者が全くいない課室が 2 課室あった。

・ 日赤救急員については、事故対策手順によって日赤救急員が要求されている所もあり、所内の日赤救急員の 77%を再処理技術開発センターが占め、確保に努めている。一方では救急員の確保ができていない部も見受けられた。

・ 各課長が必要とする救護能力を有する者については、研究所全体でとしての確保人数は約 500 人(約 21%)であった。

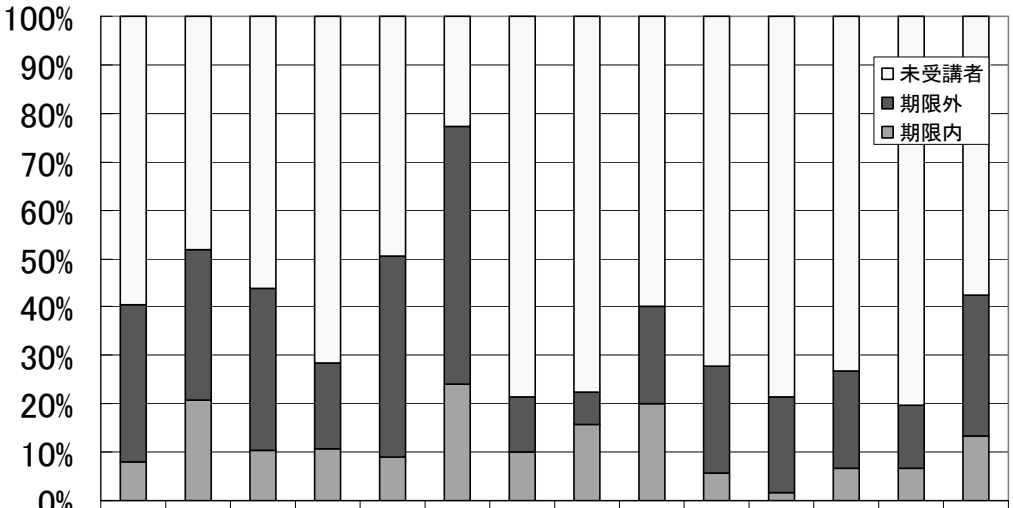

	Pu センター	再処理セン	環境部	サイクル部	放射線部	保安部	管理部	工務・リスコミ・計	建設部	バックエンド部門	次世代部門	核燃料サイク	地層処分部門	サイクル研合計
□ 未受講者	59.7%	48.1%	56.3%	71.4%	49.6%	22.7%	78.5%	77.6%	60.0%	72.2%	78.6%	73.3%	80.2%	57.7%
■ 期限外	32.4%	31.2%	33.3%	17.9%	41.4%	53.0%	11.4%	6.8%	20.0%	22.2%	19.6%	20.0%	13.2%	29.0%
■ 期限内	7.9%	20.7%	10.4%	10.7%	9.1%	24.2%	10.1%	15.6%	20.0%	5.6%	1.8%	6.7%	6.6%	13.3%

図-2　各部・センターにおける受講状況

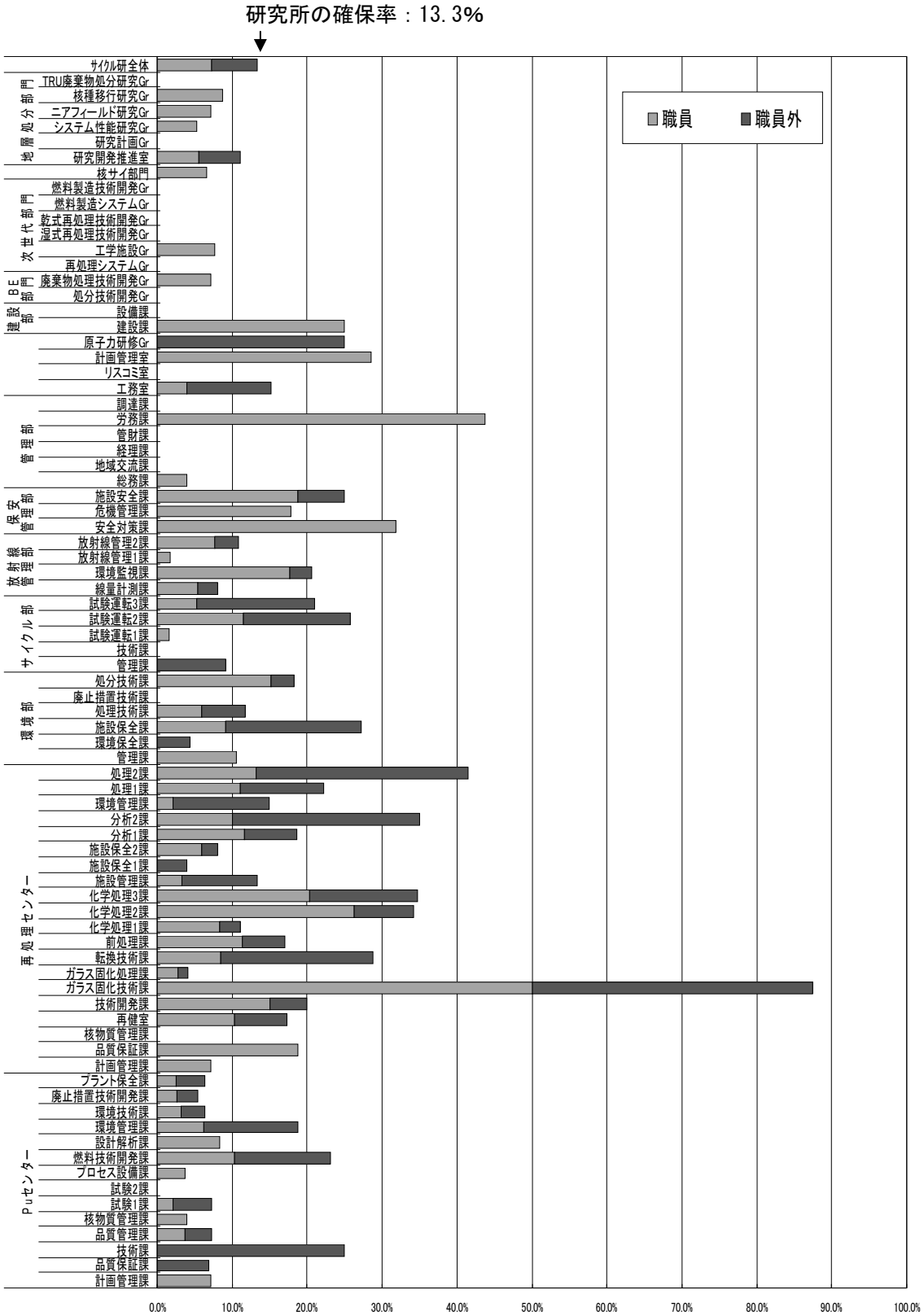

図-3 全課室における救護講習者の有効期限内課室員の割合

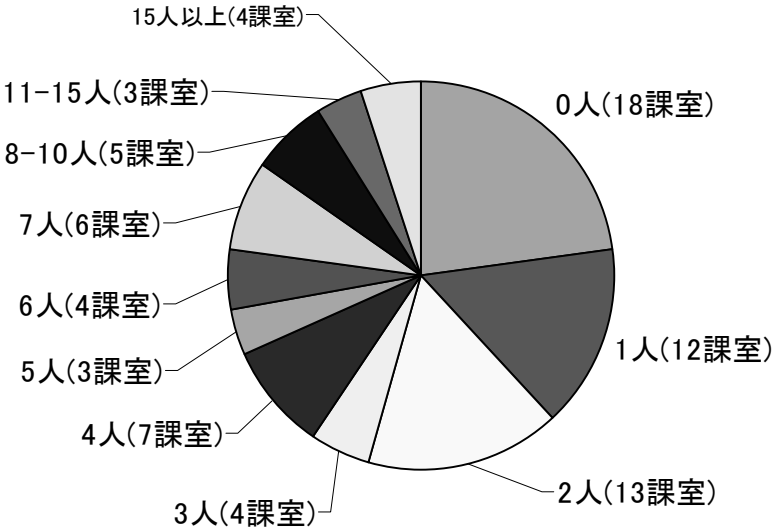

図-4　各課室における救護能力を有する者の確保状況

③　研究所における日赤救急員等の推移

研究所における救護能力を有する者の養成については、平成 15 年 3 月まで、研修センターにおいて「救急員養成講座」が開設されており、毎年約 150～200 名の養成が行われてきた。平成 11 年度からの全従業員に対する日赤救急員有効資格者の割合の推移を**図ー5** に示す。

平成 11 年度の救急員認定者は約 28%であったが、平成 15 年度の講座閉鎖後は、約 20%(422 人)まで低下し、救急員規則が廃止された現在、2.5%(61 人)に減少している。

一方、平成 18 年から普通救命講習が行われ、平成 19 年度からは、原子力研修センターの研修講座に普通救命講座が開設されており、現在の受講経験者の割合は研究所全体の 6%となっている。

サイクル工学研究所における救護に係る講習は、救急員規則廃止前は救急員養成講座のみであるが、現在、救護に係る講習は、日赤、消防と選択肢が増えている。救護講習の体系を**図-6** に示す。

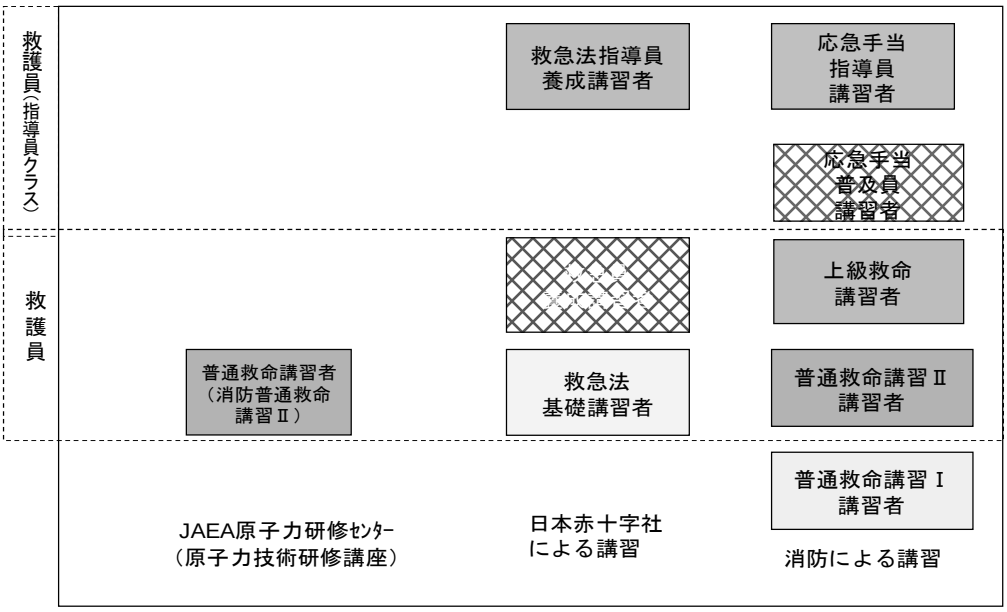

図-5　サイクル工学研究所において活用される救護講習体系

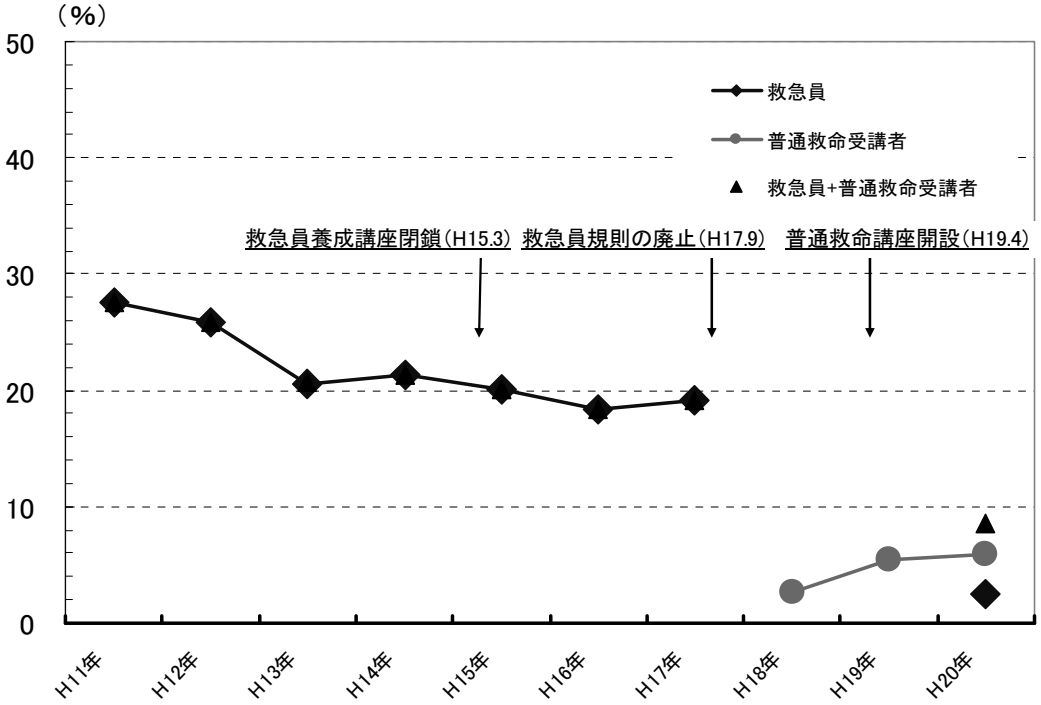

図-5　全従業員に対する救護員等の推移(H21年1月現在)

図-6　救急員有資格者及び普通救命講習受講者の推移（H21 年 1 月現在 ）

（2）救護能力を有する者の配置

各課室において適切と考える救護能力を有する者の配置については、下記のとおりであった。（**図-7**）

作業計画毎　：16 課室
交替勤務単位　：17 課室
チーム単位　：27 課室
各課室単位　：43 課室

その他の配置として、居室、ﾌﾛｱ毎、建屋毎とする配置を考えている課室や交替勤務班に救護講習受講者１名以上を配置している課があった。

また、衛生管理者からは作業場所において迅速に対応することが必要との観点から作業計画、交替勤務の配置が望ましいとの意見が多かった。

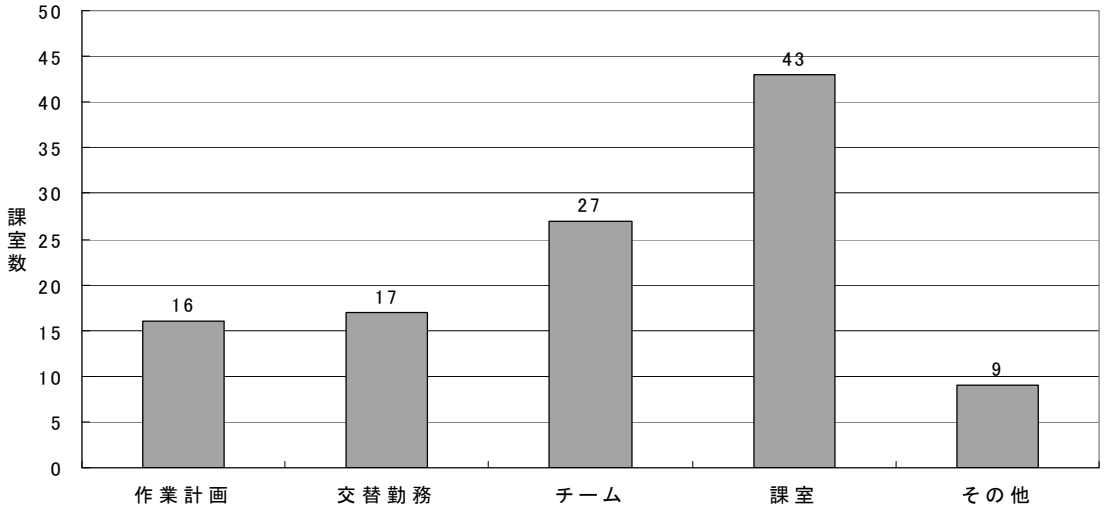

図-7　各課室が適切と考える配置単位(実数)

（3）現場において習得が必要と考える救護処置

各課室において、医師、救急隊員に引渡すまでに施す応急処置項目のうち、習得が必要と考えられている項目としては、救命の観点から AED の取扱い、心肺蘇生、止血法の習得との意見を約 80%以上（66～75/79）の課室があげている。また、その他に習得を必要とする応急処置として、普通救命講習の教育項目に含まれていない搬送法や包帯法を約 40%以上（32～35）の課室があげている。その結果を**表-１**に示す。

なお、放射性物質による汚染、高圧ｶﾞｽ、危険物、化学薬品などを使用する施設で被災した際の処置についても知識や救護処置を習得する必要があるとの意見があった。

表-1　現場における医師、救急隊員への引き渡しまでに必要とする応急処置

処置方法	AED	止血	心肺蘇生	包帯法	搬送法	急病の手当て	気道異物除去	骨折	固定法	その他（観察、火傷など）
各部・ｾﾝﾀｰ	95%	84%	84%	44%	41%	23%	23%	3%	4%	12%
衛生管理者	100%	86%	86%	57%	57%	57%	57%	0%	0%	14%

(4) 救護能力を有する者の養成及び教育・訓練に係る意見

救護能力を有する者の養成に努めると回答のあった課室(42 課室)のうち、13 課室が救急員の養成を、残り 18 課室は普通救命講習を活用し救護能力を有する者を養成したいとしている。原子力研修センターにて実施している普通救命講座に対しては、95%（75/79）の課室は講座があることを認知しており、今後も活用したいとしている。

課室が行っている救護に関する教育・訓練では、保健室スタッフの協力を受けＡＥＤ等の取扱い、搬送ルートの確認や所・安全衛生管理規則において配備している担架、副木等の取扱い実技を取り入れている。

また、救急用具として、過去の対応事例教育や教訓からの折りたた担架等を整備している課室があった。

その他、教育・訓練に関する意見は以下のとおりであった。

- 日赤救急員は、大変有効と思うが、3 日間という講習期間と受講者に対する課員の補てん等など、負担も大きいと感じており、実効性が確保できれば、普通救命講習を利用したい。
- 「上級救命講習（消防)」は、外傷手当てや搬送法など、実務的に必要なカリキュラムが入っており、受講が 1 日で、かつ無料のため多くの従業員が受講できるので良い。
- 要員削減等の状況において、救急員講習について、実効性と負担を考慮し、処置していきたい。
- 現場に配備されている救急用品（担架、三角巾、副木、AED）の取扱について、習熟しておくことが重要である。
- 救護措置を確実に実施することや救護スキルを維持するためには、定期的な講習が必要であり、各課においては、年間の計画訓練や緊急時訓練等に応急措置や救命措置を含めて実施する。
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（以下、酸欠作業主任者講習）において救急蘇生に関する教育項目が含まれていることから、救命処置に対し有効な教育である。
- 救護処置が適性に行われることが大事であり、そのために救護能力を有する者の技能について、客観的に評価する仕組みも必要と思われる。
- 現場を持たないこともあり、これまで救護措置について考慮しておらず、今後は社内講習を活用したい。
- 原子力研修センターにて開催されている普通救命講座は、救護能力を有する者の養成の観点ではなく、自己啓発的な場との認識を持っている。

(5) 救護能力を有する者の養成に関する所内体制に係る意見

救急処置については、所・安全衛生管理規則に「課長は、事故の発生により負傷した者又は障害を起すおそれのある者が生じたときは、直ちに救急処置をとり、通報その他必要な処置を講じる」ことが求められているが、医師、救急隊に引き渡すまでの応急救護措置について、新法人移行時に救急員規則が廃止されたことに伴い、救護に関する措置や救護能力を有

する者の育成や育成計画が明確になっていないのが現状である。

今回の調査において、救護の体制、ルールづくりに関する主な意見を以下に示す。

・　現場を有さない課室については、救護の必要性の認識が薄くなることを考慮すべき。

・　労務課が開催している普通救命講座の位置づけを規則等にて明確にする必要がある。

・　研究所における救護、応急措置や救護能力を有する者の位置づけ等や労務課及び各部・センターの役割分担を明確にする。また、各部・センターにおいて、現場の実情に合わせた養成、教育、配置等が行えるようにする。

・　救護能力を有する者の技術力維持の観点から、救護における指導講師の育成、指導講師による定期的な講習などの救護教育体制の整備を図る。

・　救護能力を有する者の養成にあたり、救命講習が家庭内や一般生活の場でも活用できることを意識することで、積極的な取り組みが期待できる。

・　救護能力を有する者の養成について、「安全衛生管理に係る実施計画」等に救護教育の受講に関する動機付け等の記載を盛り込む。

以　　上

救護措置に係る国内の主な講習一覧

実施者	日本赤十字社	消防署	JAEA 原子力研修ｾﾝﾀｰ 技術研修所
講習区分	救急法指導員養成講習 ・3 年(有効期間) ・講習期間　8 日間 ・講習内容 事前研修会、 養成講習会(検定)、 事後研修会	応急手当指導員講習 ・3 年(有効期間) ・応急手当普及員認定者 ・講習 16 時間	
		応急手当普及員講習 ・3 年(有効期間) ・講習 24 時間 ・講習内容 救命に必要な応急手当等基礎実技、指導法、 基礎医学･資機材の取扱指導技法	
	救急法基礎講習＋救急員養成講習 ・3 年(有効期間) ・救急法基礎講習修了のこと ・講習 12 時間以上(3 日間) ・検定(学科・実技) ・講習内容 基礎講習認定 急病手当、けがの手当（止血、包帯、固定)、搬送法、救護法 ・費用：1500 円	上級救命講習 ・2～3 年間隔での定期的な再講習 ・講習 7 時間 ・試験 1 時間 ・講習内容 心肺蘇生法(人工呼吸、ＡＥＤ)、止血法、傷病者管理、外傷手当、搬送法 ・費用：無料	
	救急法基礎講習 ・3 年(有効期間) ・講習 4 時間 ・検定(学科・実技) ・講習内容 心肺蘇生法（人工呼吸・胸骨圧迫心臓ﾏｯｻｰｼﾞ)、AED、気道異物除去 ・費用：1500 円	普通救命講習Ⅱ ・2～3 年間隔での定期的な再講習 ・講習 3 時間 ・試験 1 時間 心肺蘇生法(人工呼吸、ＡＥＤ)、止血法、 ・費用：無料	普通救命講習講座 （普通救命講習Ⅱ） ・講習 4 時間 ・試験 ・講習内容 応急手当、心肺蘇生法、異物除去･止血法、ＡＥＤ効果確認（学科・実技）
		普通救命講習Ⅰ ・2～3 年間隔での定期的な再講習 ・講習 3 時間 ・講習内容 心肺蘇生法(人工呼吸、ＡＥＤ)、止血法 ・費用：無料	
備考	日本赤十字社法 第 27 条（業務） 日本赤十字社は、第１条の目的を達成するため、左(以下）に掲げる業務を行う。 2.非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。 3. 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。 第 29 条（救護員の養成） 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。 2.前項の養成は、日本赤十字社が学資その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。	応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱 (平成 5 年 3 月 30 日消防救第 41 号)	AED 設置による労務課主催の講習

付録—2(7)

平成 21 年度 原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針

平成２１年４月１日
日本原子力研究開発機構
理　　事　　長

平成 21 年度の原子力施設における原子力安全に係る関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動方針を以下のとおり定める。

平成２１年度 原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針

○ 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。

付録—2(8)

平成 21 年度 原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針

平成２１年４月１日
日本原子力研究開発機構
理　　事　　長

平成 21 年度の原子力施設における安全文化を醸成するための活動方針を以下のとおり定める。

平成２１年度 原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針

○ 安全の確保を最優先とする。

○ 双方向のコミュニケーションを推進する。

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（■計画・□実績）

機構方針の種類	■原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 □原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	■設定時　□中間［第１～第２四半期］　□暫定［第１～第３四半期］　□最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
● (H21.4.1)	● (H21.4.1)	● (H21.4.1)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成　年　月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とする。	・保安検査での違反件数	違反件数０件			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策の継続的な実施と必要に応じた改善を実施する。	・手続きミス、記載ミス等に係る現行の低減活動の評価と改善の実施率	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	外部からの指摘に対し、既存の仕組みで適切に対応可能であることを確認する。	・確認完了時期	7 月			保安管理部	
	保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施する。	・従業員の受講率	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等の見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	・品質保証計画書、下部要領書等の見直し及び必要に応じた改定	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	

付録―2(9)

様式 - 1

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（■計画・□実績）

機構方針の種類	□原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 ■原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	■設定時　□中間［第１～第２四半期］　□暫定［第１～第３四半期］　□最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
[redacted] （H21.4.1）	[redacted] （H21.4.1）	[redacted] （H21.4.1）

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成　年　月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
安全の確保を最優先とする。 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成	安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。	・啓発活動の実施回数	1 回以上／年			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施率	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
安全の確保を最優先とする。 ・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止する。	安全ニュース等及び安全情報（各部センター作成の事象報告シートを含む）の朝会、課会等における情報共有の実施率	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
		水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100%				
		各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1 件以上／四半期				

双方向のコミュニケーションを推進する。 ・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解を促進する。	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上/年			保安管理部	
		各部・ｾﾝﾀｰ長等との安全に関する懇談会等を実施	1件以上/部・センター・年			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・誤りを速やかに報告する文化の醸成	不具合や誤りを速やかに報告する文化を醸成する。	課会、夕会等における職場内ﾘｽｸ（通報連絡、不具合、保安検査等）の情報共有の実施率	100%			保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
		双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	1回／年			保安管理部	

付録—2(11)

平成21年度 原子力施設における法令等の遵守に係る活動施策について（解　説）

平成21年4月1日

日本原子力研究開発機構
（安全統括部）

This is a blank page.

１．はじめに

平成 21 年度の原子力施設における原子力安全に係る関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動方針（以下「活動方針」という。）に基づき、原子力施設における法令等の遵守に係る活動を確実に実施するための活動施策（以下「活動施策」という。）を定めた。以下、この活動施策の趣旨について述べる。

原子力施設においては、法令等の遵守を確実に行うため、活動方針及び本活動施策を踏まえ、法令等の遵守を確実にするための年度活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、当該活動計画に基づく活動を展開すること。

２．適用範囲

法令等の遵守に係る活動は、次に掲げる原子力施設を対象とする。

(1) 原子炉等規制法に定める加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質使用施設等（保安規定の適用を受ける施設）

(2) 放射線障害防止法の適用を受ける密封されていない放射性同位元素等の使用施設等及び廃棄物詰替施設等であって、施設検査の対象となる施設（ただし、J-PARC センターが所掌する施設を除く）

３．活動施策の具体的内容

３．１　「法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。」に係る活動施策

○ 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。

・ 自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守

・「自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守」

法令等の遵守については、これまでも種々の取り組みがなされているところであるが、法令等、さらには保安規定及び放射線障害予防規程の下部規則である要領（マニュアル）等を遵守することは、原子力施設に係る安全確保の基本である。このため保安規定、放射線障害予防規程、要領（マニュアル）等については、法令改正時はもちろん、施設・設備の変更や作業方法を変更した場合など、タイムリーに見直すことが必要であり、また、変更内容が原子力施設の安全確保上問題ないことを定められた手続き（委員会での審議等）によって確認する必要がある。

法令や社会との約束を含むルールを遵守するためには、自らの業務がこれらのルールに従って行われていることを確認することが不可欠であり、そのためには、原子力施設に係る一人ひとりが自らの業務に関連する法令、社会との約束を含むルールを把握しておくことが必要となる。また、要領（マニュアル）等は、業務を進めていく上で必要な基準、手

順を定めたものであるが、全てを網羅しているわけではない。このため、要領（マニュアル）等に記載のない状況や判断を求められた場合においても、的確に対応できるよう、常日頃から知識の向上に努める必要がある。

平成 19 年度に実施した報告漏れ等に関する調査においては、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく許認可手続きの不備や、許可条件を逸脱した運転等が認められた。このため、平成 20 年度はこれらを防止するため、施設・設備の設計段階における許認可手続きの確認、許可条件・運転条件等の明確化（要領等への記載）等に係る取り組みを継続実施した。平成 21 年度も引き続き、許認可手続きの不備や許可条件の逸脱防止に取り組むこととする。

また、事故・トラブル発生時の通報連絡は、社会との約束を守るという観点からも、迅速かつ的確に行う必要があり、各拠点においては通報連絡に関する基準等の整備・充実に継続的に取り組むとともに、迅速かつ的確な通報を行うことが必要である。

以上のことから、「自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守」に係る活動を展開し、法令等の遵守を確実に行っていくこととする。

以　　上

付録—2(12)

平成21年度 原子力施設における安全文化の醸成に係る活動施策について（解　説）

平成21年4月1日

日本原子力研究開発機構
（安全統括部）

This is a blank page.

１．はじめに

平成 21 年度の原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針（以下「活動方針」という。）に基づき、安全文化の醸成を図るための活動施策（以下「活動施策」という。）を定めた。以下、この活動施策の趣旨について述べる。

原子力施設においては、原子力安全を最優先に位置づけた保安活動を推進するため、活動方針及び本活動施策を踏まえ、安全文化の醸成を図るための年度活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、当該活動計画に基づく活動を展開すること。

２．適用範囲

安全文化の醸成に係る活動は、次に掲げる原子力施設を対象とする。

(1) 原子炉等規制法に定める加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質使用施設等（保安規定の適用を受ける施設）

(2) 放射線障害防止法の適用を受ける密封されていない放射性同位元素等の使用施設等及び廃棄物詰替施設等であって、施設検査の対象となる施設（ただし、J-PARC センターが所掌する施設を除く）

３．活動施策の具体的内容

３．１　「安全の確保を最優先とする。」に係る活動施策

○ 安全の確保を最優先とする

・ 職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成

・「職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成」

原子力施設においては、作業の実施に当たって、作業者一人ひとりが自らの役割を確認し、作業の各段階におけるチェックを確実に実施するとともに、無理のない工程計画の立案や作業環境の改善を行うなど、事故故障等の発生防止に努めることが重要である。また、作業手順等を変更する場合は、原子力安全（施設に従事する者及び周辺公衆並びに自然環境を放射線災害から守ること）に及ぼす影響を評価し、原子力安全を確保する必要がある。そのためには、原子力施設に係る一人ひとりがその役割と責任を自覚するなどの安全意識の醸成が必要である。

安全意識の醸成に当たっては、教育・訓練や資格の取得などによる育成と動機付けを図り、また、原子力施設の保安活動に関連する知見や原子力安全に係るヒヤリハット情報などを共有し、学習するとともに、改善活動に反映させることよって士気を高める必要がある。

平成 20 年度においても「情報の共有」がなされなかったことに起因するトラブルが発生

しており、このため、トラブルや不具合などの原子力安全に係る情報については当該部署のみならず、関連する複数の部署で共有・継承できるようにすることが重要である。

また、原子力施設に係る事故･トラブルの原因、対策等には、実体験としての貴重な教訓が含まれており、このため各拠点においては、原子力機構内はもちろん、原子力機構外の事故･トラブルから得られた教訓、さらには良好事例を水平展開することによって、事故･トラブルの未然防止を図り、原子力安全を確保する必要がある。

以上のことから､｢職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成」に係る活動を展開することによって責任の自覚を促し、安全文化の醸成を図ることとする。

３．２　「双方向のコミュニケーションを推進する。」に係る活動施策

○ 双方向のコミュニケーションを推進する。

・ 経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築

・「経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築」

原子力施設に係る安全確保の活動は、経営層や拠点幹部（部長クラスを含む）の明確な方針のもとに実施していくことが必要であり、そのためには、その方針が組織の一人ひとりにまで浸透し、計画された活動が実行されていくことが重要である。このため、経営層や拠点幹部からのメッセージの発信、浸透の程度の確認、作業員の日常業務の意欲や姿勢の向上を図るとともに、職員のみならず、協力会社との対話を通して相互理解を促進することが重要である。情報の共有を図ることにおいても良好なコミュニケーションは不可欠である。

また、事故・トラブルの未然防止にも、コミュニケーションの確保が重要であり、常日頃から「報・連・相（報告・連絡・相談)」を励行し、日常の業務を通じて発見あるいは確認された原子力安全に係る不具合や誤り、ヒヤリハットなどが、職場内で速やかに報告・共有されるとともに、上司が率先して、作業者自らも改善に取り組む職場風土を醸成することが重要である。

そのためには、一人ひとりが自らの行動や施設・設備の状況などについて、常に問いかける姿勢を持つことが必要であり、また、職場内はもちろん、協力会社との対話や情報交換が活発に行えるような風通しの良い職場づくりに努める必要がある。

以上のことから､｢経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築」に係る活動を展開することによって安全文化の醸成を図ることとする。

以　　上

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	■原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 □原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　■中間[第１～第２四半期]　□暫定[第１～第３四半期]　□最終[第１～第４四半期]

所　長	保安管理部長	施設安全課長
[redacted]	[redacted]	[redacted]
(H21. 10.30)	(H21. 10.29)	(H21. 10.29)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成 21 年 9 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とする。	・保安検査での違反件数	違反件数 ０件	再処理施設及び使用施設において、それぞれ２回の保安検査を受検した。 その結果、違反はなかった。 その保安検査の実施日を以下に示す。 ①再処理施設：5/18～5/29, 8/31～9/11 ②使用施設　：6/15～6/17, 9/1～9/3 なお、RI 施設について、立入検査はなかった。		保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策の継続的な実施と必要に応じた改善を実施する。	・手続きミス、記載ミス等に係る現行の低減活動の評価と改善の実施率	100%	【達成見込み】 ・原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る許認可申請書及び報告書の作成時において、現行の作業手順書に定めたチェックリストによる確認や複数者による確認を徹底した。 その結果、申請前までに誤記等の防止が出来ており、対策後の許認可申請手続き（核燃料物質使用変更許可申請及び放射線管理状況報告等）において記載ミス等は発生していない。 このため、作業手順書に定めた仕組みが有効に機能していると評価した。 ・保安管理部は、大洗研究センターおける許認可申請の誤記を踏まえて手順書の改定を実施した。 ・放射線管理部は、液体廃棄物の海洋放出に起因する誤計算の是正処置として、線量評価手順、体制等の見直しを実施した。		保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成21年9月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
	外部からの指摘に対し、既存の仕組みで適切に対応可能であることを確認する。	・確認完了時期	7月	【達成】 研究所、各部・センターにおける外部からの意見要望等に係る対応方法について、確認を行った。その結果、文書管理規程に基づく回議書及び文書作成基準（総務部）による業務連絡書で対応されていること、さらに使用施設については外部コミュニケーション要領書（品質システム文書）を制定し対応していることから、現状では改善を要する事項のないことを確認した。		保安管理部	
	保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施する。	・従業員の受講率	100%	【達成見込み】 関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施し、全員が受講している。		保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	
	規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等の見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	・品質保証計画書、下部要領書等の見直し及び必要に応じた改定	100%	【達成見込み】 保安管理部において、使用施設品質保証計画書及び再処理施設品質保証計画書に対して、ISO9001：2008の改定及びJEAC4111：2009の改定を踏まえ、改定の主旨である要求事項の意図が誤りなく伝わるような明確な表現の見直しを、速やかに実施している。 また、各部・センターにおいて、必要な下部要領書の見直しを実施している。		保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	

2/2

様式 - 1

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	□原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 ■原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　■中間［第１～第２四半期］　□暫定［第１～第３四半期］　□最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
●	●	●
(H21. 10.30)	(H21. 10.29)	(H21. 10.29)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成 21 年 9 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
安全の確保を最優先とする。 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成 ・	安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。	啓発活動の実施回数	1回以上／年	【達成見込み】 安全意識の向上教育、安全に関する教育及び過去のトラブルの事例研究等の教育を実施している。 原子力エネルギー安全月間において安全意識向上を図る施策として、所長メッセージ、安全研修会(5/28、64 名)、他事業所見学会(6/25、22 名)、職場パトロール等を実施した。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施率	100 %	【達成見込み】 作業計画書の作成時には、各自の役割と責任及びホールドポイントを明確にした作業計画書を作成し、作業を実施している。 また、作業実施前に各自の役割と責任分担等の認識確認や教育を行う等、安全意識の醸成を行っている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

1/3

安全の確保を最優先とする。 ・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止する。	安全ニュース等及び安全情報(各部センター作成の事象報告シートを含む)の朝会、課会等における情報共有の実施率	100 %	【達成見込み】 朝会、課会、課安全衛生委員会等の場において、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有を行っている。 なお、上期において安全ニュースは9件、安全衛生瓦版は12件発行され、各職場で情報の共有に活用されている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100 %	【達成見込み】 以下の水平展開を実施した。 機構2件 ①「原科研におけるプラグ付電源ケーブルの焼損」(2009-01) ②「排気ダクト等の保守管理について」(2009-02) 所内2件 ①「Pu第3における電源ケーブルからの発煙(H21-1)」 ②「ふげんにおける濃縮液ポンプからの漏えい(H21-2)」	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1件以上／四半期	【達成見込み】 第1四半期、第2四半期に、自主的な水平展開を実施している。 なお、保安部では、「三菱原子燃料（株）の管理区域におけるポリシートに引火した火災」の事象を受け、火災予防対策を万全とするため、安全衛生瓦版で3回シリーズの火災予防特集を組み所内に周知を行った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

2/3

双方向のコミュニケーションを推進する。 ・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	経営層や研究所幹部（所長、各部・センター長等）と現場の対話による相互理解を促進する。	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上／年	【達成見込み】 (1)役員(岡田理事)と所幹部等との意見交換会を5/20に実施した。 (2)所長と現場との懇談会を実施した。 サイクル部：6/8、再処理：6/29 工務室：7/13、放管部：9:28	—	保安管理部	—
		各部･センター長等との安全に関する懇談会等を実施	1件以上／部・センター･年	【達成見込み】 各部・ｾﾝﾀｰ長等と従業員との安全に関する懇談会を下記のとおり実施している。 ・保安部：4月 ・工務室：7月 ・サイクル部：4月 ・プルセンター：7月,8月 なお、放管部は第3四半期に、環境部は22年1月に、再処理センターは10月以降に懇談会を実施する計画である。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・誤りを速やかに報告する文化の醸成	不具合や誤りを速やかに報告する文化を醸成する。	課会、夕会等における職場内リスク（通報連絡、不具合、保安検査等）の情報共有の実施率	100 %	【達成見込み】 朝会、夕会、課会、課安全衛生委員会及びTL会等において、上期に起きた職場内の不具合、ヒヤリハットやリスク等について情報共有を図っている。 なお、サイクル部では、自部署で起きた電工ドラムの溶融等5件の不具合の情報共有を行っている。 プルセンターでは、「自覚と認識」の教材を用いて迅速に報告・連絡を行うことの重要性について教育を行っている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	1回／年	講演会等の開催に向けた調整(12月開催を目標)を行っている。	—	保安管理部	—

3/3

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	■原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 □原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第41条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　□中間［第１～第２四半期］　■暫定［第１～第３四半期］　□最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
● (H22. 1. 15)	● (H22. 1. 15)	● (H22. 1. 15)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成21年12月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とする。	・保安検査での違反件数	違反件数０件	【達成見込み】 ・再処理施設及び使用施設それぞれ３回の保安検査を受検した。 その結果、違反はなかった。 ①再処理施設：5/18～5/29, 8/31～9/11、11/30～12/11 ②使用施設　：6/15～6/17、 9/1～9/3、12/1～12/3 ・RI施設に係る立入検査はなかった。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策の継続的な実施と必要に応じた改善を実施する。	・手続きミス、記載ミス等に係る現行の低減活動の評価と改善の実施率	100%	【達成見込み】 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る許認可申請書及び報告書の作成時において、作業手順書に定めたチェックリスト等による確認や複数者による確認を徹底している。 また、手順書、チェックシートの見直し等、改定作業を実施している。 ・放射線管理部において発生した液体廃棄物の海洋放出に起因する誤計算については、不適合管理を実施し、是正処置として線量評価手順、チェック体制等の見直しを実施した。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

1/3

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成21年12月末現在)	問題の要因 分析及び今後 の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
	外部からの指摘に対し、既存の仕組みで適切に対応可能であることを確認する。	・確認完了時期	7月	【達成】 ・研究所、各部・センターにおける外部からの意見要望等に係る対応方法について、確認を行った。その結果、文書で指示された意見・要望については、文書管理規程に基づく回議書及び文書作成基準（総務部）による業務連絡書で対応されていること、さらに使用施設については外部コミュニケーション要領書（品質システム文書）を制定し対応していることから、現状では改善を要する事項のないことを確認した。 なお、保安検査及び施設巡視において、保安検査官の指摘となったものについては、品質マネジメントシステムの不適合管理で対応することを確認した。	—	保安管理部	—
	保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施する。	・従業員の受講率	100%	【達成見込み】 平成21年度の年間教育計画に従い、関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を計画的に実施し、全員が受講している。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

2/3

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成21年12月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
	規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等の見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	・品質保証計画書、下部要領書等の見直し及び必要に応じた改定	100%	【達成見込み】 保安管理部において、使用施設品質保証計画書及び再処理施設品質保証計画書に対して、ISO9001:2008の改正及びJEAC4111:2009の改正を踏まえ、改正の主旨である要求事項の意図が誤りなく伝わるような明確な表現の見直しを実施している。 また、各部・センターにおいて、ISO9001:2008の改正及びJEAC4111:2009の改正に係る周知の他、下部要領書の定期的な見直しを実施している。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

注) 使用施設：核燃料物質使用施設の略称、 使用施設品質保証計画書：核燃料物質使用施設品質保証計画書の略称
再処理センター：再処理技術開発センターの略称、 プルセンター：プルトニウム燃料技術開発センターの略称
各部・センター：保安管理部、工務技術室、放射線管理部、ｻｲｸﾙ工学試験部、環境技術管理部、再処理技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターの略称

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	□原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 ■原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　□中間［第１～第２四半期］　■暫定［第１～第３四半期］　□最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
● (H21. 1. 15)	● (H21. 1. 15)	● (H21. 1. 15)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項		現状（平成 21 年 12 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
安全の確保を最優先とする。 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成	安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。	啓発活動の実施回数	1 回以上／年	【達成見込み】 安全意識の向上教育、安全に関する教育及び過去のトラブルの事例研究等の教育を実施している。 原子力エネルギー安全月間において安全意識向上を図る施策として、所長メッセージ、安全研修会(5/28、64 名)、他事業所見学会(6/25、22 名)、職場パトロール等を実施した。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施率	100 %	【達成見込み】 作業計画書の作成時には、各自の役割と責任及びホールドポイントを明確にした作業計画書を作成し、作業を実施している。 また、作業実施前に各自の役割と責任分担等の認識確認や教育を行うなど安全意識の醸成を図っている。 なお、プルセンターでは５月に教材「自覚と認識」を用いての教育の他、６月の安全週間（準備期間）中、所共通安全作業基準に基づく役割、責任が明確になっているか、直近の作業計画書等を用いて事例研究を実施し、安全意識の向上を図っている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

1/4

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成21年12月末現在)	問題の要因 分析及び 今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
安全の確保を最優先とする。 ・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止する。	安全ニュース等及び安全情報(各部センター作成の事象報告シートを含む)の朝会、課会等における情報共有の実施率	100 %	【達成見込み】 朝会、課会、課安全衛生委員会等の場において、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有を行っている。 なお、12月末において安全ニュースは13件、安全衛生瓦版は16件発行され、各職場で情報の共有に活用されている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100 %	【達成見込み】 以下の水平展開を実施した。 【機構：3件】 ①「プラグ付電源ケーブルの焼損再発防止」(2009-01) ②「放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理」(2009-02) ③「JRR-3の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について(2009-04)」 【所内：6件】 ①「プルトニウム燃料第3開発室居室における電源ケーブルからの発煙(H21-01)」 ②「ふげん廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えいについて(H21-02)」 ③「実規模試験施設におけるｺｰﾄﾞﾘｰﾙｺﾝｾﾝﾄの溶融(H21-03)」 ④「液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤りに係る水平展開(H21-04)」 ⑤「FCA排気ﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀの空気吸引装置の停止について(H21-05)」 ⑥「応用試験棟における漏水 (H21-06) 」	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

2/4

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成21年12月末現在)	問題の要因 分析及び 今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
		各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1件以上／四半期	【達成見込み】 自主的な水平展開を四半期毎に実施している。 各部・センターでは、他拠点（他の関連業種）で起こったトラブルと共通する原因で所掌する設備にトラブルが発生しないかなど施設、設備にあった水平展開を実施している。 なお、保安部では、「三菱原子燃料（株）の管理区域におけるポリシートに引火した火災」の事象を受け、火災予防対策を万全とするため、安全衛生瓦版で3回シリーズの火災予防特集を組み所内に周知を行った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	経営層や研究所幹部（所長、各部・センター長等）と現場の対話による相互理解を促進する。	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上／年	【達成】 ・役員と所幹部等との意見交換会を5/20に実施している。 ・所長との懇談会を6/8（ｻｲｸﾙ工学試験部）、6/29（再処理センター）、7/31（工務技術室）、9/28（放射線管理部）、11/27（プルセンター）に実施した。 ・本部安全統括部長と所幹部等との意見交換会を8/11に実施している。	—	保安管理部	—
		各部・センター長等との安全に関する懇談会等を実施	1件以上／部・センター・年	【達成見込み】 各部・ｾﾝﾀｰ長等と従業員との安全に関する懇談会を下記のとおり実施している。 ・保安管理部：4月、12月 ・工務技術室：7月 ・放射線管理部：12月 ・放射線管理部：4月 ・環境技術管理部：12月 ・プルセンター：7月～8月 ・再処理センター：第4四半期予定	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

3/4

活動方針 （施策）	研究所の活動計画	要求事項		現状 （平成21年12月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・誤りを速やかに報告する文化の醸成	不具合や誤りを速やかに報告する文化を醸成する。	課会、夕会等における職場内リスク（通報連絡、不具合、保安検査等）の情報共有の実施率	100 %	【達成見込み】 朝会、夕会、課会、課安全衛生委員会及びTL会等において、上期に起きた職場内の不具合、ヒヤリハットやリスク等について情報共有を図っている。 なお、ｻｲｸﾙ工学試験部では、自部署で起きた電工ドラムの溶融等の不具合の情報共有を行っている。 プルセンターでは、「自覚と認識」の教材を用いて迅速に報告・連絡を行うことの重要性について教育を行っている。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	1回／年	【達成】 双方向コミュニケーション講演会を12/16に開催した。講演では一方的な会話や情報伝達にはない情報共有や相互理解の大切さについて解説があり、その重要性を再認識することができた。	—	保安管理部	—

注）　再処理センター：再処理技術開発センターの略称、　プルセンター：プルトニウム燃料技術開発センターの略称
各部・センター：保安管理部、工務技術室、放射線管理部、ｻｲｸﾙ工学試験部、環境技術管理部、再処理技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターの略称

4/4

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	■原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 □原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第41条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　□中間［第１～第２四半期］　□暫定［第１～第３四半期］　■最終［第１～第４四半期］

所　長	保安管理部長	施設安全課長
(H22.5.14)	(H22.5.14)	(H22.5.14)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項		現状（平成22年3月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とする。	・保安検査での違反件数	違反件数０件	【達成】 再処理施設及び使用施設それぞれ４回の保安検査を受検した。 その結果、保安規定に抵触する違反はなかった。 ①再処理施設：5/18～5/29、8/31～9/11、11/30～12/11、1/29～2/12 ②使用施設：6/15～6/17、9/1～9/3、12/1～12/3、3/17～3/19 ・RI施設に係る立入検査はなかった。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策の継続的な実施と必要に応じた改善を実施する。	・手続きミス、記載ミス等に係る現行の低減活動の評価と改善の実施率	100%	【達成】 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る許認可申請書及び報告書の作成時において、作業手順書やチェックリストの見直し等を実施し、その手順書に定めたチェックリストによる確認や複数者による確認を徹底した。 その結果、申請前までに誤記等の防止が出来ており、対策後の許認可申請手続き（核燃料物質使用変更許可申請及び放射線管理状況報告等）において記載ミス等は発生していない。 ・保安管理部：7月に「原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づく許認可手続き作業手順書」を改定 ・環境技術管理部：9月に「許認可手続き等手順書」を改定	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

1/2

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成22年3月末現在)	問題の要因 分析及び今後 の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
法令及びルール(社会との約束を含む。)を守る。 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	外部からの指摘に対し、既存の仕組みで適切に対応可能であることを確認する。	・確認完了時期	7月	【達成】 研究所、各部・センターにおける外部からの意見要望等に係る対応方法について、確認を行った。その結果、文書で指示された意見・要望については、文書管理規程に基づく回議書及び文書作成基準(総務部)による業務連絡書で対応されていること、さらに使用施設については外部コミュニケーション要領書(品質システム文書)を制定し対応していることから、現状では改善を要する事項のないことを確認した。 なお、保安検査及び施設巡視において、保安検査官の指摘となったものについては、品質マネジメントシステムの不適合管理で対応することを確認した。	—	保安管理部	—
	保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施する。	・従業員の受講率	100%	【達成】 年間教育計画に基づき、関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を計画的に実施し、全員が受講した。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等の見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	・品質保証計画書、下部要領書等の見直し及び必要に応じた改定	100%	【達成】 ISO9001:2008の改正を踏まえた使用施設品質保証計画書の見直しを行い改定した。(3/31) また、JEAC4111の改定を踏まえた再処理施設品質保証計画書の見直しを実施した。 使用施設品質保証計画書の改定に合わせて、以下の要領書の改定を実施した。 ・品質目標管理要領書(3/30) ・マネジメントレビュー要領書(3/30)	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

注) 使用施設:核燃料物質使用施設の略称、 使用施設品質保証計画書:核燃料物質使用施設品質保証計画書の略称
再処理センター:再処理技術開発センターの略称、 プルセンター:プルトニウム燃料技術開発センターの略称
各部・センター:保安管理部、工務技術室、放射線管理部、ｻｲｸﾙ工学試験部、環境技術管理部、再処理技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターの略称

2/2

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　活動計画（□計画・■実績）

機構方針の種類	□原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針 ■原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針
適用施設	■再処理施設　■核燃料物質使用施設（政令第 41 条該当施設）　■ＲＩ施設
報告時期	□設定時　□中間[第１～第２四半期]　□暫定[第１～第３四半期]　■最終[第１～第４四半期]

所　長	保安管理部長	施設安全課長
● (H22.5.14)	● (H22.5.14)	● (H22.5.14)

活動方針（施策）	研究所の活動計画	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成 22 年 3 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	備考
安全の確保を最優先とする。 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成	安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。	啓発活動の実施回数	1 回以上／年	【達成】 安全意識の向上教育、安全に関する教育及び過去のトラブルの事例研究等の教育を実施した。 原子力エネルギー安全月間において安全意識向上を図る施策として、所長メッセージ、安全研修会(5/28、64 名)、他事業所見学会(6/25、22 名)、職場パトロール等を実施した。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
	職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施率	100 %	【達成】 各自の役割と責任及びホールドポイントを明確にした作業計画書をたて、作業を実施した。 また、作業実施前に各自の役割と責任分担等の認識確認や教育を行うなど安全意識の醸成を図った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
安全の確保を最優先とする。 ・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止する。	安全ニュース等及び安全情報(各部センター作成の事象報告シートを含む)の朝会、課会等における情報共有の実施率	100 %	【達成】 安全ニュース等及び安全情報は、その都度、朝会、課会等を通じて、情報の共有を行った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

1/4

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成22年3月末現在)	問題の要因 分析及び 今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
		水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100 %	【達成】 水平展開実施要領に基づき、各部・センターへ水平展開の実施を実施した。 機構　7件 ①「プラグ付電源ケーブルの焼損再発防止」(2009-01) ②「放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理」(2009-02) ③「JRR-3の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について(2009-04)」 ④「大洗研究開発センター廃棄物管理事業変更許可申請における計算の誤り等について(2009-06)」 ⑤「大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」計測線付実験装置に係る不適合について(2009-07)」 ⑥「管理区域での放射性物質(重水)の漏えい(2009-08)」 ⑦「「常陽」原子炉付属建家における火災発生について(2009-09)」 所内　7件 ①「プルトニウム燃料第3開発室居室における電源ケーブルからの発煙(H21-01)」 ②「「ふげん」廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えいについて(H21-02)」 ③「実規模試験施設におけるｺｰﾄﾞﾘｰﾙｺﾝｾﾝﾄの溶融(H21-03)」 ④「液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤りに係る水平展開(H21-04)」 ⑤「FCA排気ﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀの空気吸引装置の停止について(H21-05)」 ⑥「応用試験棟における漏水 (H21-06) 」 ⑦「冷凍高圧ガス製造施設からの冷媒ガスの漏えいについて(H21-07)」	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成22年3月末現在)	問題の要因 分析及び 今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
		各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1件以上／四半期	【達成】 四半期毎に、自主的な水平展開を実施した。 なお、保安管理部では、「三菱原子燃料（株）の管理区域におけるポリシートに引火した火災」の事象を受け、火災予防対策を万全とするため、安全衛生瓦版で3回シリーズの火災予防特集を組み所内に周知を行った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	経営層や研究所幹部（所長、各部・センター長等）と現場の対話による相互理解を促進する。	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上／年	【達成】 ・役員（岡田理事）と所幹部等との意見交換会を5/20に実施した。 ・所長と現場最先端との懇談会を実施した。 ｻｲｸﾙ工学試験部:6/8、再処理センター:6/29、工務技術室:7/31、放射線管理部:9/28、プルセンター：11/27、環境技術管理部：1/28 ・本部安全統括部長と所幹部等との意見交換会を8/11に実施した。	—	保安管理部	—
		各部・センター長等との安全に関する懇談会等を実施	1件以上／部・センター・年	【達成】 各部・ｾﾝﾀｰ長等と従業員との安全に関する懇談会を下記のとおり実施した。 ・保安管理部：4月、12月 ・工務技術室：7月 ・放射線管理部：12月 ・ｻｲｸﾙ工学試験部：4月 ・環境技術管理部：12月 ・プルセンター：7月～8月 ・再処理センター：22年2月	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—

3/4

活動方針 (施策)	研究所の活動計画	要求事項		現状 (平成22年3月末現在)	問題の要因 分析及び 今後の対応策	担当部署	備考
		管理尺度	目標値				
双方向のコミュニケーションを推進する。 ・誤りを速やかに報告する文化の醸成	不具合や誤りを速やかに報告する文化を醸成する。	課会、夕会等における職場内リスク（通報連絡、不具合、保安検査等）の情報共有の実施率	100 %	【達成】 各課の朝会、夕会、課会及び課安全衛生委員会において、情報共有を行った。 なお、サイクル工学試験部では、自部署で起きた電工ドラムの溶融等の不具合の情報共有を行った。 プルセンターでは、「自覚と認識」の教材を用いて迅速に報告・連絡を行うことの重要性について教育を行った。	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 ｻｲｸﾙ工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	—
		双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	1回／年	【達成】 双方向コミュニケーション講演会を12/16に開催し、一方的な会話や情報伝達ではない情報共有や相互理解が重要であることを再認識することができた。	—	保安管理部	—

注）再処理センター：再処理技術開発センターの略称、　プルセンター：プルトニウム燃料技術開発センターの略称
各部・センター：保安管理部、工務技術室、放射線管理部、ｻｲｸﾙ工学試験部、環境技術管理部、再処理技術開発センター及びプルトニウム燃料技術開発センターの略称

原子力施設における法令等の遵守活動の定期報告

別　紙
回答様式
平成21年10月26日

核燃料サイクル工学研究所

(1)法令等の遵守に係る不適合事象

①. 事故・トラブルにおける指摘事項であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
—	該当なし	—	—	—

②.品質保証活動に基づく不適合事象であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	不適合事象の内容、是正処置、予防処置	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
再処理施設	2009/6/25	年度毎に報告する再処理施設の放射性液体廃棄物の海洋放出による一般公衆の実効線量の評価において、放射性液体廃棄物の放出量に係る表計算シートの変換係数の誤設定により、実効線量の算出結果に誤りが発生した。 【是正処置】 当該手順書及び線量評価に係る体制を見直すとともに、当該作業に従事する担当者への教育を実施した。 【他部署への予防処置情報の提供】（要・不要、情報の提供等を回答下さい） 「不適合管理・是正処置計画書・報告書」にて再処理技術開発センター長への通知及び所長への報告を行った。また、保安管理部への情報提供も合わせて実施した。 【水平展開の実施】 放射線管理部内において、所長報告及び外部報告の計算等に使用する表計算シートを対象に、手順書等への明記、シートの検証や見直しの実施、適正な設定について水平展開中である。 また、保安管理部では、提供された情報に基づき類似事象の発生防止の観点から、各部・センターへ水平展開を実施している。	通達等 ・放射線業務従事者の線量等に関する報告について（平成14年4月1日付け、平成14・03・18原院第３号）」 ・原子力安全委員会事務局長からの依頼（14安委第348） ・再処理施設保安規定第204条	【放射線管理部】 「不適合管理・是正処置計画書・報告書（液体廃棄物の海洋放出に起因する線量の計算の誤りについて）」 業務連絡書09施(業)102001「所内における水平展開(H21-04)の実施について」

③.国・地方自治体が定める検査・調査（保安検査を除く。）における指摘事項であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
—	該当なし	—	—	—

原子力施設における法令等の遵守活動の定期報告

別　紙
回答様式
平成21年10月26日

核燃料サイクル工学研究所

(2) 保安検査の指摘事項（4.※1　指摘事項の考え方参照）

対象施設名	保安検査時期	指摘事項の内容、処置状況、改善状況	該当する保安規定 及び条項等	備　考
再処理施設	平成21年度第１回 保安検査 平成21年5月18日 ～ 平成21年5月29日	【指摘事項の内容】（改善要望事項） 安全作業基準に基づき、平成20年1月に実施する予定であった海中放出管の漏えい検査が、海象等の状況が悪く検査条件が成立しなかったために実施されていない。また、実施しなかったことについての評価(保安上の妥当性、代替検査の計画等）がなされていない。 【処置状況（再発防止対策含む）】 安全作業基準を改訂し、検査・試験等が実施出来ないおそれがある場合は、処置対策を検討、評価し、その結果を記録することを定める。 【改善状況】（処置状況（再発防止対策含む）後、事象が改善されているかどうか） 安全作業基準を改訂（平成21年9月24日施行）し、施設定期自主検査等が実施できないおそれがある場合は代替検査の採用の可否や工程・施設設備の安全性への影響等を検討し結果を記録することを定めた。	再処理施設保安規定 第１１５条の２ （運転及び保守管理の実施） 第１９６条 （施設定期自主検査の実施）	【再処理センター】

(3)　活動計画に基づく活動の実施状況
別添：平成21年度核燃料サイクル工学研究所　活動計画（実績）のとおり

(4) その他
法令等の遵守活動において、他拠点等へ情報共有すべき事項はない

平成２１年度下期　原子力施設における法令等の遵守活動の定期報告

別　紙
回答様式
平成 22 年 5 月 7 日

核燃料サイクル工学研究所

(1)　法令等の遵守に係る不適合事象

①　事故・トラブルにおける指摘事項であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
—	該当なし	—	—	—

②　国・地方自治体が定める検査・調査（保安検査を除く。）における指摘事項であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
—	該当なし	—	—	—

③　①及び②以外の品質保証活動に基づく不適合事象であって、その発生原因が、原子力安全に係る関係法令等の要求事項や保安規定、予防規程及びその下位文書に定める手順に逸脱した行為によるもの

対象施設名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
—	該当なし	—	—	—

④　その他の不適合事象

対象部署名	発生日 (確認日)	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
【放射線管理部】 【サイクル工学試験部】 【環境技術管理部】 【再処理センター】 【プルセンター】	平成 22 年 1 月末日	茨城県原子力安全協定に基づき、平成 22 年 1 月末に提出した核燃料輸送物等輸送状況報告書に、平成 21 年 11 月 20 日の非破壊測定装置校正用線源（表示付認証機器）として受入れた輸送を報告していなかったことが判明した。これらの事象を受けて、平成 17 年 10 月から平成 21 年 12 月までの輸送物等を確認した結果、計 18 件の未報告があることを確認した。 【処置状況（再発防止対策含む）】 茨城県及び地方自治体等に平成 22 年 3 月 19 日付で原子力安全協定に係る報告の修正手続きを実施した。（別添参照） 労働安全衛生マネジメントシステムに基づく「法規制等要求事項登録表」において、安全協定に係る記載内容を再確認し、具体的な要求事項を記載した。 各部・センターは、上記、登録表に基づき「法規制等要求事項対象特	茨城県原子力安全協定「原子力施設周辺の安全確保及び環境安全に関する協定書」第 15 条第 2 項第 2 号	—

平成２１年度下期　原子力施設における法令等の遵守活動の定期報告

別　　紙
回答様式
平成 22 年 5 月 7 日

核燃料サイクル工学研究所

対象部署名	発生日 （確認日）	逸脱内容、処置状況、改善状況	該当する法令等の 名称及び条項等	備　考
		定リスト」を作成し、安全協定に関する報告内容を明確にした。また、安全協定に関する報告書のチェックリストを作成し、活用することにした。 　なお、本件については、所として労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、「不適合発生・是正処置・予防処置報告書」を発行して処置した。 【水平展開の実施】 ・ 安全協定に基づく四半期報告の内容について、業務連絡にて関係部署に対して、再発防止の周知徹底を図った。 ・ 原子力エネルギー安全月間等の機会に、安全協定の内容に関する研修会を実施する。（５月２１日予定）		

(2)　保安検査の指摘事項（4.※1　指摘事項の考え方参照）

対象施設名	保安検査時期	指摘事項の内容、処置状況、改善状況	該当する保安規定 及び条項等	備　考
再処理施設	11/30～12/11、 1/29～2/12	該当なし	―	―
使用施設	12/1～12/3、 3/17～3/19	該当なし		

(3)　活動計画に基づく活動の実施状況
　別添：平成 21 年度核燃料サイクル工学研究所　活動計画（実績）のとおり

(4)　その他
　法令等の遵守活動において、他拠点等へ情報共有すべき事項はない

付録—2(21)

平成 22 年 1 月 15 日

核燃料サイクル工学研究所長[redacted]印

法令等の遵守活動に係る評価報告書

機構規程 21（規程）第９号「原子力施設における法令等の遵守活動規程」第 12 条に基づき、以下の法令等の遵守活動について、第３四半期までの結果を評価したので報告します。

○法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。

標記の方針を受け、核燃料サイクル工学研究所における「法令等の遵守活動」の計画を、以下の５項目に設定し、活動を実施してきた。

1．関係法令、保安規定を遵守し、保安検査での違反件数を０件とする。
2．許認可資料及び外部報告資料の確認を徹底し、必要に応じて手順書等の見直しを実施する。
3．現状の外部対応の仕組みの中で改善すべき事項がないかを確認する。
4．部内の保安活動に従事する者に対して、関係法令、許認可条件、規定、要領等に係る教育を実施する。
5．規格等の改正情報を踏まえ、品質保証計画書及び下部要領書等を適宜、見直し、必要に応じて改定する。

・　１項の保安検査での違反件数を０件にすることに対しては、現在まで、再処理施設及び核燃料物質使用施設とも３回の保安検査を受けた結果、違反はなかった。このことから、原子炉等規制法、保安規定の遵守は、再処理施設及び核燃料物質使用施設に関して適切に実施されている。

・　２項の許認可資料及び外部報告資料の確認を徹底することについては、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る許認可申請書及び報告書の作成にあたって、現行の作業手順書に定めたチェックリストによる確認や複数者による確認を徹底した。その結果、申請前までに誤記等の再発防止が出来ており、これまでの許認可申請手続き（核燃料物質使用変更許可申請及び放射線管理状況報告等）において、記載ミス等は発生していない。以上のことから、再度構築した許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策は、有効に機能している。

・　３項の外部からの意見要望等に係る対応方法について、研究所の対応状況を確認した結果、文書で指示された意見・要望については、文書管理規程に基づく回議書及び文書作成基準（総務部）による業務連絡書などで、外部からの指摘に対して問題なく対応している。

なお、保安検査及び施設巡視において、保安検査官の指摘となったものについては、品質マネジメントシステムの不適合管理で対応することを確認した。

・　４項の関係法令、許認可条件、規定、要領等に係る教育については、各部センターとも年間教育計画に基づき、計画的に行っていることから本教育は適切に実施されている。

・　５項の規格等の改正情報による対応について、平成 20 年の ISO9001：2008 の改定を踏まえた核燃料物質使用施設品質保証計画書の見直し及び平成 21 年の JEAC4111：2009 の改定を踏まえた再処理施設品質保証計画書の見直しを実施中であることから、規格の改定に伴う品質保証計画書の改定は遅滞なく取り組んでいる。

なお、上記品質保証計画書が改訂された場合は、速やかに当該部・センターの関連文書の見直し改定を実施することとしている。

以上の結果から、第３四半期までの研究所おける上記の方針に係る法令等の遵守活動は適切に実施されていると評価する。

なお、第４四半期の活動についても、計画を具体化し、活動目標は達成見込みであることから適切に実施できると判断する。

付録—2(22)

平成 22 年 1 月 15 日

核燃料サイクル工学研究所長 [redacted]印

安全文化の醸成活動に係る評価報告書

機構規程 21（規程）第 10 号「原子力施設における安全文化の醸成活動規程」第 11 条に基づき、以下の法令等の遵守活動について、第３四半期までの結果を評価したので報告します。

〇安全の確保を最優先とする。（方針）

標記の方針を受け、核燃料サイクル工学研究所における「安全文化の醸成」の計画を、以下の３項目に設定し、活動を実施してきた。

１. 安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。

２. 職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。

３. 安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止する。

・ １項の安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動として、過去のトラブルの事例研究を実施している。

原子力エネルギー安全月間における安全意識向上のための安全研修会（「もんじゅ」における排気ダクト腐食穴確認に係る根本原因分析について）を実施した結果、研修後のアンケートによりほぼ従業員の安全最優先の意識が徹底されており、啓発活動として有効だった。

・ ２項の職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成することについては、各作業計画書に各自の役割と責任及びホールドポイントを明確にして実施し、問題なく作業を進めてきている。

・ ３項の安全情報の共有については、安全ニュース、瓦版及び安全情報等を朝会、課会等において情報共有を行っていることから、安全情報の共有については適切に図られている。

水平展開については、本部からの水平展開及び研究所内トラブル等の水平展開又は周知を適切に実施し、安全に関する情報の共有化により、類似トラブル発生の未然防止に寄与している。

また、事故・トラブルの未然防止の一環として、自主的な水平展開を今年度の目標に掲げ、各部・センターにおいてほぼ四半期毎に実施している。

なお、放射線管理部においては、原子力産業界における不適合事象等の情報をリスト化して情報共有を図っている。

以上の結果から、第３四半期までの研究所における上記の方針に係る安全文化の醸成活動は、適切に実施されていると評価する。

なお、第４四半期の活動についても、計画を具体化し、各部・センターの活動目標リストに取込んで活動していることから、適切に実施できると判断する。

○双方向のコミュニケーションを推進する。（方針）

標記の方針を受け、核燃料サイクル工学研究所における「安全文化の醸成」の計画を、以下の２項目に設定し、活動を実施してきた。

１.経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解を促進する。

２.不具合や誤りを速やかに報告する文化を醸成する。

・　１項の経営層や研究所幹部（所長、各部・センター長等）と現場の対話については、役員と所幹部等との意見交換会において、現場における双方向コミュニケーションの事例紹介や双方向コミュニケーションのあり方等について意見交換することができた。また、所長と現場最先端との懇談会において、人材不足による技術継承の問題、限られた予算で安全を確保するための工夫等について現場の生の声を所長に直接伝え、問題点等を共有することができた。さらに、本部安全統括部長と所幹部等との意見交換会において、大洗研究開発センターにおける許認可申請書の誤記の発生事象、高経年化対応等に対する問題点を共有することができた。

なお、各部・センターにおいては、それぞれにおいて、従業員と部長又はセンター長との意見交換を行った。

・　２項の不具合や誤りを速やかに報告することについては、双方向コミュニケーション講演会を 12/16 に開催し、一方的な会話や情報伝達ではない情報共有や相互理解が重要であることを再認識することができた。

また、朝会、夕会、課会等で情報の共有化を図り、不具合や誤りを速やかに、かつ漏れなく報告する文化の醸成に努めてきた。

以上の結果から、第３四半期までの研究所における上記の方針に係る安全文化の醸成活動は、適切に実施されていると評価する。

なお、第４四半期の活動についても、計画を具体化し、各部・センターの活動目標リストに取込んで活動していることから、適切に実施できると判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名:核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
1. トップマネジメントのコミットメント	①トップマネジメントが安全を最優先するという明確なメッセージを組織の末端まで浸透させている。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	安全確保の活動に関する方針について、理事長は「原子力施設における法令等の遵守活動の活動方針」及び「原子力施設における安全文化の醸成活動の活動方針」を、所長は「労働安全衛生及び環境に係る方針」を定め、業務連絡書による通知、ポスターの掲示により、従業員に周知している。 また、原子力安全に係る品質方針については、品質保証計画書において掲載していることから、各課等の品質保証教育においても周知している。 研究所においては、これらの方針を踏まえて活動目標を定め、活動を実施している。 安全を最優先するという明確なメッセージの浸透については、以下の懇談会においても実施している。 (1)所長と現場との懇談会を目標に掲げ実施した。 ・再処理センター:6/29 ・工務技術室:7/13　・放射線管理部:9/28 (2)各部・センター長と従業員との安全に関する懇談会等を目標に掲げ、実施している。 ・保安管理部:4月、12月　・放射線管理部12月 ・工務技術室:7月　・再処理センター:第4四半期予定	トップマネジメントが安全を最優先するという明確なメッセージの発信については、ポスターの掲示のほか、理事長方針及び所長方針を品質保証教育並びに、所長と現場、各部・センター長と現場との懇談を通して伝達することで、組織の末端まで浸透させていると判断する。
	②安全確保の目標と利益追求などの目標の間に相克を感じることなく活動できる方針を示しそれを実行している。		業務遂行と安全確保との要求の間に万一競合が生じた場合に安全確保を最優先する考え方は上記により明確にし、現場への浸透を図っている。	安全確保活動に関する方針を提示し、目標を設定し、実施してきたことは適切と判断する。
2. 上級管理者の明確な方針と実行	①安全確保活動に関する方針を示し、それを実行している。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	1.①項で示した理事長及び所長方針を踏まえて各部・センター毎に活動目標を定め、活動を実施している。	安全確保を第一に方針に掲げ、目標に設定し実施してきたことは適切と判断する。
	②安全を最優先した資源計画(予算計画、人員計画、設備投入計画、保守・保全計画)が立案され、その実効(含む安全性、重要性、緊急度等に対応した優先順位と計画のずれに対する修正)が行われている。		各部・センターの保守・保全計画については、当研究所の品質目標として、「施設及び設備の保全においては、リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位を付けて保全計画をたてるとともに、保全計画に基づく点検及び保守を確実に行う。また、点検頻度に基準を設けた場合は、過去の経験等からその妥当性を確認する」を掲げて、計画通り実施している。 再処理技術開発センター(以下、「再処理センター」という。)においては、立案した計画通りに業務が推進していることは、センター幹部朝会等の会議や目標実績確認等において確認し、必要であれば計画の見直しを実施することとしている。	施設及び設備の保全においては、リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位をつけて保全計画をたてるとともに、その保全計画に基づく点検及び保守を毎年度必要に応じて修正し実施しているが、最低限の安全確保を維持していくのが精一杯の厳しい状況にある。
	③組織全体(本社、発電所)の保安活動を担う体制・及び部署間の役割・責任・権限を定め、それを機能させている。		保安活動を担う体制・及び部署間の役割・責任・権限については、以下の規定、規則等で定め、それを機能させている。 ・「再処理施設保安規定」及び「再処理施設放射線管理基準」 ・「再処理施設品質保証計画書」及び下部要領書 ・「原子力施設における法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動規則」 ・「原子力施設における法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動の管理要領書」 その他、安全衛生管理の体制については、以下の規程に定められている。 ・「安全衛生管理規則」 ・「労働安全衛生マネジメントシステム基本規則」	現行の「保安規定」、「品質保証計画書」及び「安全衛生管理規則」等で定める組織体制及び部署間の役割・責任・権限には、問題ないと判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
3. 誤った意思決定を避ける方針	①安全に関わる誤った意思決定や組織の閉鎖性（集団浅慮等）を排除するための具体的な方策が確立され機能している。		安全に関わる意思決定には、外部委員を参加させた研究所及び再処理センターの「安全専門委員会」等を活用し、計画的に実施されている。	安全に関わる意思決定は、既に安全専門委員会に外部委員が加わる等、様々な立場の委員で構成されていることから、組織の閉鎖性（集団浅慮等）を排除する仕組みになっており、適切に実施されていると判断する。
	②保安活動における意思決定にあたっては、品質マネジメントシステムにより定められた意思決定システムに従っている。		保安活動における「品質方針」、「品質目標」及び「業務の計画」の策定等の意思決定にあたっては、保安規定及び品質保証計画書に定めた品質マネジメントシステムに従い、理事長は「原子力施設に係る品質方針」を定め、それを受け所長は品質目標を策定し、各部・センターは「品質目標リスト」、「業務の計画」を策定している。	保安活動における意思決定及びレビューのプロセスは、品質マネジメントシステムに定める者の責任で、品質マネジメントシステムに定められた手順に従って適切に実施されていると判断する。
4. 常に問いかける姿勢	①安全に関わる自らの行動や機器の状況、さらに組織のあり方などについて常に問いかける姿勢が組織構成員に定着化している。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	各部・センターにおける作業計画書の作成時には、各自の役割と責任及びホールドポイントを明確にした作業計画書を作成し、作業を実施することを目標に掲げ、以下の通り実施している。 作業実施前に各自の役割と責任分担等の認識確認や教育を行う等、安全意識の醸成を行っている。 安全意識の向上教育、安全に関する教育及び過去のトラブルの事例研究等の教育を目標に掲げ、以下の通り実施している。 原子力エネルギー安全月間において安全意識向上を図る施策として、所長メッセージ、安全研修会(5/28、64名)、他事業所見学会(6/25、22名)、職場パトロール等を実施した。 安全ニュース、安全衛生瓦版により、安全に関する情報共有を図っている。 安全パトロール等で、作業環境の管理状況や設備・機器の管理状況をチェックし、従業員に注意喚起を行っている。	作業計画書の作成を通して各自の役割と責任分担等が認識されていること、安全意識の向上教育により安全に対する意識が高められていること、安全に関する情報を共有すること及び安全パトロール等で注意喚起を行っていることから、安全に関して常に問いかける姿勢は定着していると判断する。
5. 報告する文化	①個人的なエラーやヒヤリハット事例、組織にとって望ましくないと思われる情報等を懸念なく報告できる雰囲気が職場に醸成されている。また上級管理者が率先してその模範的な役割を果たしている。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	各部・センターにおいて、事の大小にかかわらずトラブルについて、直ちに担当課長に連絡するよう事故対策手順書に定めて運用している。 さらに、各部・センター長は、発生したトラブルが通報連絡要領に基づき、どの通報レベルに当たるかを判断し、その都度必要な対応（外部関係機関への通報、研究所内での情報共有など）を図っている。 また、事故・トラブル情報については、各部・センターの管理職会議、課会等において、情報共有を図っている。 保安管理部においては、トラブル事例、ヒヤリハット事例は、データベース化して研究所のホームページで閲覧できるようにしている。	当研究所においては、熱溶融など火災とは認定されない事象を発見した場合であっても、ルールに従い直ちに村消防へ通報することにしており、それが実践されている。また、外部関係機関に連絡する必要のないレベルの事象についても、研究所内で情報共有ができており、事の大小に関わらずトラブルについては、懸念なく報告できる雰囲気が職場に醸成されている。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
6. 良好なコミュニケーション	①社内コミュニケーション（上下間、組織横断）が有効に機能している。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	所内のコミュニケーションとしては、会議等や業務連絡書、Eメール等を活用し実施している。 役員又は所長との安全に関する懇談会等については、1．①項の通り実施している。 さらに、今後のコミュケーションの参考に資するため、双方向のコミュケーションに関する講演会（12/16）を実施した。	所内のコミュニケーションとして、会議等、業務連絡書、Eメール活用し実施しており、現行において問題は発生していないことから、有効に機能していると判断する。 役員及び所長との懇談会を実施したことで、経営層と現場との風通しが一層高まったと判断する。
	②協力会社との対話や要求事項の伝達が適切に行われ、伝達したことが浸透している。また相互理解を促進するコミュニケーションの場づくりに努めている。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	各職場において、安全に関し情報を共有する場を設け、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の共有を行っている。 協力会社との対話については、所及び各部・センターにおいて、安全衛生強化推進協議会、協議会パトロールを開催し、実施している。 また、各部・センターの安全大会は協議会と共催で実施している。	安全に関する情報は、毎月の各部・センター毎の協議会及び四半期毎の幹事会、協議会パトロール及び安全大会を通して、協力会社との間で十分に伝達されていると判断する。 安全ニュース等及び安全情報(各部センター作成の事象報告シートを含む)を共有していることから、相互理解を促進するコミュニケーションの場づくりに努めていると判断する。
7. 説明責任、透明性	①説明を要する事態が発生した場合は、地元住民や国民、規制当局にタイムリーで透明性の高い情報提供を行っている。また相互理解を促進するコミュニケーションの場づくりに努めている。		事故、トラブル等対外的に説明を要する事態が発生した場合は、事故対策規則、通報連絡要領に従い関係官庁、地方自治体へタイムリーに情報提供するとともに、保安管理部は必要な情報をホームページに掲載している。 また、住民との相互理解を促進するコミュニケーションの場として、東海研究開発センター地域住民懇談会を設けている。 再処理センターにおいては、日々の運転・保守管理状況について、日報及び週報により公開している。また、運転計画や施設設備計画等については、規制当局及び地方自治体へ報告している。	事故、トラブル等対外的に説明を要する事態が発生した場合は、透明性の高い情報提供に努め、適切に対応していると判断する。
8. コンプライアンス	①ルールが適切でかつ有効であることを確実にするためのルールの維持管理（タイムリーな見直し、改訂、改廃、新規作成等含む）がなされている。	法-1「法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。」 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等を定期的及び必要の都度タイムリーな見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保することを研究所の活動目標に掲げ、以下の通り実施している。 保安管理部において、再処理施設品質保証計画書に対して、ISO9001：2008の改正及びJEAC4111：2009の改正を踏まえ、改正の主旨である要求事項の意図が誤りなく伝わるような明確な表現の見直しを、速やかに実施している。 また、各部・センターにおいては、昨年度の省令改正を受けて必要な下部要領書の見直しを実施している。 再処理施設品質保証計画書などのマネジメントシステムの中で、計画、実行、レビューの各段階において、法的要求事項を確認し、変更が生じた場合はその影響を評価するルールが確立している。	従来より、法令、規格改定等に関する情報をタイムリーに収集し、社会情勢や現場の状況を踏まえ、品質保証計画書や要領書等の関連文書をタイムリーに且つ、適切に改訂、改廃していることから、コンプライアンスの意識が定着しつつあると判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
8. コンプライアンス	②コンプライアンスが日常業務に定着している。	法-1「 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。」 ・ 自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守	各部・センターは、保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその順守に係る教育を活動目標に掲げて実施している。 原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とすることを活動目標に掲げ、以下の通り実施している。 ・再処理施設として、3回の保安検査を受検した。 その結果、違反はなかった。 ①5/18～5/29、②8/31～9/11、③11/30～12/11 なお、コンプライアンス通信がEメールでライン管理職を通して従業員に配信され、コンプライアンスの周知が図られている。	保安検査において、保安活動に対して指摘が発生していないことから法令及びルール（社会との約束を含む。）は遵守されていると判断する。
	③コンプライアンスに問題を感じたときには、それについて提言できる制度や雰囲気が醸成されている	法-1「 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。」 ・ 自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守 安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・ 経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	原子力安全保安院、文部科学省、茨城県が設けている通報窓口の連絡先についても各職場の掲示やインターネットより確認することができる。 コンプライアンスに問題を感じたときに提言できる制度については、通報規程があり、周知されている。	コンプライアンスに問題を感じたときに提言できる制度（通報制度）や雰囲気については、コンプライアンス通信で促している。 提言できる制度は、全ての従業員が利用可能となっている。
9. 学習する組織	①教育・訓練、力量評価、選抜・資格等により経営者、管理者を含む組織各層の構成員の育成と動機付けを図り組織の技術力を維持・向上させている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・ 職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	所として、安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を目標に掲げ、以下の通り実施している。 安全意識の向上教育、安全に関する教育及び過去のトラブルの事例研究等の教育を実施している。 原子力エネルギー安全月間において安全意識向上を図る施策として、所長メッセージ、安全研修会(5/28、64名)、他事業所見学会(6/25、22名)、職場パトロール等を実施した。 各部・センターは、保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を活動目標に掲げ、以下の通り実施している。 関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施し、全員が受講している。 施設の安全に関連する業務に従事する従業員に必要な力量をもてるようにする教育・訓練や階層別教育・訓練については、品質保証計画書及び下部要領書に定めて実施している。	活動目標に安全意識の向上教育、安全に関する教育の実施や安全研修会等を取り込んで実施していることから、原子力安全最優先の意識の醸成に繋がっていると判断する。 保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその順守に係る教育を活動目標に掲げて実施していることから、保安活動に必要な教育・訓練は実施されていると判断する。 また、力量評価、資格等については、品質保証計画書の「力量、認識及び教育・訓練」で定めて活動していることから、適切に実施されていると判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
9. 学習する組織	②保安活動に関連する知見・情報・データを蓄積し、関係部署へ伝達している。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	各部・センターは、安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止することを活動目標に掲げ、以下の通り活動を実施している。 研究所安全衛生委員会等及び課会等の場において、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有を行っている。 保安管理部において安全ニュースは13件、安全衛生瓦版は16件発行され、各職場で情報の共有に活用されている。 また、再処理施設の保安活動に関連する知見・情報を定期的に原燃に提供している。 なお、イントラの安全情報（保安の広場）については、原科研と共同運用を図ってお互いに利用可能となっている。	研究所として、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有化を図り、さらには、朝会、課会等で各人に周知していることから、安全に関する情報の蓄積と関係部署への伝達は実施されていると判断する。
	③自社及び国内外の重要な事故・故障から得られた知見を蓄積し、学習し、改善活動に反映させている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	各部・センターでは、保安規定の教育において、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例（例えばアスファルト固化処理施設の火災・爆発事故, JCOの臨界事故）等を実施している。 保安管理部は、過去に公開された事故事例をデータベース化し、イントラ掲載により活用できるようにしている。 水平展開については、事故・トラブルの未然防止の一環として、今年度の目標に掲げ、各部・センターにおいて実施している。	事故事例等の教育、イントラの事故事例の活用及び各部・センターが自主的に、自社及び国内外の重要な事故・故障から得られた知見を水平展開していることから、自社及び国内外の重要な事故・故障から得られた知見を蓄積し、学習し改善活動に反映している。
	④ヒューマンエラーやヒヤリハット分析から得られた知見を蓄積し、学習し、改善活動に反映させている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	保安管理部は、各部・センターからヒヤリハット事例を募集し、データベース化して研究所のホームページで閲覧できるようにしている。また、ヒヤリハット事例については、代表的な事例を抽出し、分類し、イラストシート化して同様に閲覧できるようにしており、KYやTBMに活用できるようにしている。	ヒヤリハット事例を活用し、安全に対する動機付けを図っている。
10. 事故・故障等の未然防止に取り組む組織	①事故・故障等を未然に防止するため、事故・故障等の根本原因分析、不適合管理、是正処置・予防処置等から得られた知見が組織に伝達されている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	各部・センターは、安全情報の共有による事故・トラブルを未然防止することを活動目標に掲げ、以下の通り活動を実施している。 水平展開を実施している。 【機構：3件】 ①「プラグ付電源ケーブルの焼損再発防止」(2009-01) ②「放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理」(2009-02) ③「JRR-3の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策について(2009-04)」 【所内：6件】 ①「プルトニウム燃料第3開発室居室における電源ケーブルからの発煙(H21-01)」 ②「ふげん廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えいについて(H21-02)」 ③「実規模試験施設におけるｺｰﾄﾞﾘｰﾙｺﾝｾﾝﾄの溶融(H21-03)」 ④「液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤りに係る水平展開(H21-04)」 ⑤「FCA排気ﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀの空気吸引装置の停止について(H21-05)」 ⑥「応用試験棟における漏水（H21-06）」 9.①項により自主的な水平展開を四半期毎に実施している。 研究所安全衛生委員会等及び課会等の場において、安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有を行っている。 再処理施設で発生した不具合については、保安規定、品質保証計画書及び下部要領書に情報公開の方法を定め原子力関連業界内での情報共有に資することとしている。	事故・故障等に関する安全ニュース、安全衛生瓦版の他、安全情報の情報共有を行うとともに、水平展開に取り組んでいることから、事故の再発防止、未然防止のための知見が組織に伝達されていると判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
11. 自己評価または第3者評価	①安全文化醸成活動の形骸化防止を図るため、自己評価または第3者評価を行っている。		各部・センター長は、「法令等の遵守」及び「安全文化の醸成」の活動目標に対して年に1回以上の評価を行い所長に報告し、これを受けて所長は、評価を行い安全統括部長へ報告することとしている。 第3者評価としては、再処理施設の保安検査において、法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動に関し、第1四半期に活動計画を、第三四半期に活動実績について、保安検査官の確認を受けている。	法令等の遵守活動及び安全文化の醸成活動に関して、再処理施設の保安検査では指摘を受けるような事象は発生していないことから、第3者評価では現在のところ問題がないと判断する。
	②安全文化醸成の達成度及び安全文化劣化兆候を把握するための指標を定め、自己評価を行っている。		本書式にて、ガイドラインに対応した評価を行っている。	—
12. 作業管理	①無理のない工程計画や現場の作業実施、作業環境の改善等を行っている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	施設及び設備の保全において各部・センターは、リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位を付けて保全計画をたてるとともに、保全計画に基づく点検及び保守を確実に行なっている。 一般作業及び放射線作業を行う時には、一般作業計画書、放射線作業計画書において、事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を作業計画書に反映させる。また、作業計画の変更時には、計画の見直し内容を反映して再度、リスクアセスメントを確実に実施することとし、作業を実施してきた。 作業の実施にあたっては、作業状況の変化に応じて、組織間で調整を図りながら、無理のない工程管理に努めて実施している。 作業環境の改善については、各種保安巡視等の結果を踏まえた対策を順次実施している。 例えば、再処理センターでは以下のような工事管理を実施している。 ・管理区域内作業は、特殊放射線作業計画を策定し、関係者の確認のもと作業を実施。 ・耐震補強等の工事は、耐震プロジェクト会議、サイクル研耐震関係連絡調整会議を定期的に開催し、工事の実施状況等を関係者が確認。 ・海中放出管の復旧工事は、センター幹部朝会にて日々の作業状況を確認するとともに、海中放出管調査復旧会議を適宜開催し、作業状況を関係者が確認。 ・インターキャンペーン中の非定常作業については、センター幹部朝会にて定期的に作業状況等を確認。	施設及び設備の保全においては、リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位をつけて保全計画をたてるとともに、保全計画に基づく点検及び保守を実施していることから、無理のない工程計画、現場作業の実施、作業環境の改善等を行なっていると判断する。 一般作業計画書、放射線作業計画書において、作業に必要な手続き、教育、物品、手順等確認するとともに、事前にリスクアセスメントを実施し、作業環境を整えてから作業を行うようにしているため、無理のない工程計画や適切な作業環境は確保されていると判断する。

保安規定に基づく、法令等の遵守及び安全文化の醸成活動の評価

拠点名：核燃料サイクル工学研究所

安全文化の要素	劣化兆候を評価する視点	法令遵守・安全文化活動施策	法令遵守・安全文化活動計画、実績	自己評価
13. 変更管理	①組織（協力会社を含む）の変更時に、リスクや安全性への影響等の適切な評価と変更管理を行っている。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	組織の変更を行う場合は、各部・センター内の会議等において、変更時に責任の所在が不明確にならないこと、業務の引継ぎ、組織変更がもたらすことの安全への影響等を評価した結果について議論している。（今年度、再処理施設に関連した組織変更はない。）	これまでの組織変更においては、安全性への影響にも配慮して、適切に行われてきたと判断する。
	②ルールや手順等の変更時に、安全性への影響等を適切に評価をし、変更後の管理を行っている。	法-1「 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。」 ・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上による確実な法令遵守 安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	作業計画策定時及び作業計画の変更時には、リスクアセスメントを実施し、作業計画に反映させている。 —再処理センターでは、保安規定第115条(運転及び保守管理に係る計画）等に基づき、センター各部において運転及び保守管理に係る計画を策定し、業務に必要な資源を定めるとともに、変更が生じた場合は計画を改定しレビューすることをQMS文書に定め管理している。 また、運転・保守管理計画の変更や施設・設備の改造計画の変更は、再処理施設安全専門委員会にて安全性への影響の評価を行なっている。	作業計画書の変更時には、計画の見直し内容を反映して再度、リスクアセスメントを確実に実施していることから、ルールや手順等の変更時に、安全性への影響等を適切に評価をし、変更後の管理を行っていると判断する。
14. 態度や意欲	①従業員の日常業務の意欲や姿勢の向上、モチベーション高揚、労務の適正化等に取り組んでいる。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	理事長、所長メッセージの伝達、品質月間行事による意識の高揚、業務改善提案、安全功績等の表彰や所長との懇談会等によるモチベーション確保とともに、超過勤務時間の継続的管理を実施している。	表彰制度や懇談会などを活用し、従業員の日常業務に対する意欲の確保が行なわれていると判断する。
	②管理者のリーダーシップ、管理の意欲や姿勢の向上等に取り組んでいる。	安-1「安全の確保を最優先とする。」 ・職場における一人ひとりの役割確認と安全情報の共有による原子力安全最優先の意識の醸成	職場の構成員が急速に世代交替していく時期にあることを十分に認識し、管理者層が自ら研究所の将来を見据えたビジョンを描き、その実現に向けてチャレンジする様に、所長としてメッセージを常に発信し続けている。 その他、以下の研修に管理職を参加させた。 ・「マネジメント実践研修」(11/25～26：5名、12/2～4：5名） ・「品質保証研修会」(11/19：50名）	各部・センターの管理職層が、次期中期計画に向けて積極的に業務を展開しつつあると判断する。 管理職層の研修等の機会があれば、継続的に参加させる。
	③良好な職場風土の醸成に取り組んでいる。	安-2「双方向のコミュニケーションを推進する。」 ・経営層や拠点幹部と現場の対話を通した相互理解の促進による風通しの良い職場環境の構築	各部・センター長と従業員との安全に関する懇談会及び課会、朝会等において、情報共有を図り、良好な職場風土の醸成に取り組んでいる。 また、双方向のコミュケーションに関する講演会（12/16）を実施した。	概ね良好な職場環境が維持されていると判断する。

注） 各部・センター：再処理技術開発センター、放射線管理部、工務技術室、及び保安管理部の略称

This is a blank page.

付録ー3（1）

原子力エネルギー安全月間に当たって

平成 21 年5月１日
理事長　岡﨑　俊雄

みなさん、理事長の岡﨑です。

5月は、「原子力エネルギー安全月間」です。
この原子力エネルギー安全月間は、原子力事業に従事する者の安全に対する意識の高揚を図り、より一層の安全確保を目的として定められたものです。

私は、原子力エネルギーの総合的な研究開発を担う原子力機構として、私たち一人ひとりが不断の取り組みによって、「確実な原子力安全」を築き上げていく必要があると考えています。

「もんじゅ」については、運転再開を目指し平成19年８月から最終段階であるプラント確認試験を実施しておりますが、昨年３月のナトリウム漏えい警報の発報以降、取り組むべき技術的な課題やその背後にある組織的要因を元に、昨年７月に42項目からなる行動計画を策定しました。この行動計画については、その後発生した排気ダクト腐食孔の問題なども踏まえ、適宜見直し・改定を行いながら、全力を挙げて改善活動に取り組んでおります。

具体的には、経営層の陣頭指揮の強化、「もんじゅ」におけるマネジメントの強化、コミュニケーションの促進など、「もんじゅ」の本格運転に向けた対応を最優先課題として一層の強化を図っており、その効果が徐々にではありますが、着実に現れていると考えております。引き続き、機構の総力を挙げ運転再開に向けた活動を展開したいと考えておりますので、関係各位の尽力・協力をお願いします。

私は、原子力機構において原子力安全に係るマネジメントシステムがしっかり機能していくことが大切であると認識しています。「もんじゅ」のみならず、各拠点、各部門の皆さんにおいても、「確実な原子力安全」を目指した改善活動、予防保全や再発防止の活動にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

昨年12月には、原子炉等規制法においても法令等の遵守並びに安全文化の醸成に係る活動の実施が規定され、これまで以上に原子力安全の確保が強く求められています。このため、平成21年度からは、主要な原子力施設等において継続的な活動を展開するとともに、新たな活動方針を定め、みなさんにお知らせしたところです。

社会からの信頼なくしては、原子力機構の使命を果たすことはできません。そのためには、自らの業務に関連するルールの把握や知識の向上に努め、法令等の遵守をより確実なものとし、それらを日常業務に活かすことが重要です。

また、安全文化を醸成するための重要な要素として、「風通しの良い職場環境」を構築する必要があり、そのためにも常日頃から職場内のコミュニケーションを確保する必要があります。

この「原子力エネルギー安全月間」を機会に、法令等を遵守することの重要性を再確認するとともに、安全文化とは何か、安全文化を醸成するためには何をなすべきか、みなさん一人ひとりが考え、それを職場内で話し合い、安全意識を高めていくようお願いいたします。

以　上

付録—3(2)

平成21年度　原子力エネルギー安全月間　所長メッセージ

平成21年5月1日
野村　茂雄

皆さんおはようございます。所長の野村です。
毎日のお仕事、ご苦労様です。

本日から1ヶ月間、「原子力エネルギー安全月間」が展開されます。
今年の標語は、「求める安全、伝える安心、社会と築く原子力」となっています。
この活動は、安全文化の浸透と定着、そして原子力安全に対する意識の高揚を図るためのものであります。

当機構においては、もんじゅの運転再開に向けた対応等、安全確保を最優先課題として、全力で取り組んでいるところであります。

4月6日に当研究所で発生した「再処理施設海中放出管からの漏えいの発生の可能性」では、漏えい箇所と発生原因の特定や復旧措置を鋭意進めているところであります。

これらの状況を踏まえて、従業員の皆さんがそれぞれの持分の施設・設備や日々の業務について改めて、幅広く安全チェックを行い、機能維持を確認して下さい。
また、リスクを考えた保安活動と原子力施設の法令等の遵守、安全文化を取り入れた諸活動も確実に進めて行くことが重要となっています。

原子力エネルギー安全月間中は、もんじゅにおける排気ダクト腐食孔確認に係る根本原因分析の説明会、原子力安全協定の主旨や内容を再認識するための研修会などを計画しています。

皆さんが原子力施設の安全確保を最優先とすることの重要性を再認識し、安全に対する意識を高める良い機会と捉え、積極的な参加と協力をお願いします。

ご安全に

以上

付録-3(3)

全国安全週間を迎えるに当たって

平成２１年７月１日
理事長　岡﨑　俊雄

みなさん、理事長の岡﨑です。

今年も7月１日から7日までの1週間、全国安全週間が展開されます。

この全国安全週間は、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的としたもので、今年の安全週間のスローガンは、

『定着させよう「安全文化」
つみ取ろう職場の危険』

であります。

わが国における労働災害の被災者は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお、年間1，200人を超える尊い命が失われております。また、化学工場における爆発災害や工事用建設機械の倒壊災害など、一度に多くの労働者が被災する災害もあとを絶ちません。

このような中、労働災害の一層の減少を図るためには、労働者の安全と健康を最優先とする「安全文化」を定着させることが不可欠といえます。

私たちはこれまでも、作業のリスクアセスメントや安全教育などを通じて、職場内に潜在するリスクを低減させ、労働災害から作業者を守り、安全を最優先とする意識を高めていくための取り組みを行ってき

ました。

また、今年度の原子力機構の安全衛生管理基本方針にも、
「安全の確保を最優先とする」こと、
「リスクを考えた保安活動に努める」こと、そして、
「双方向のコミュニケーションを推進する」こと
を掲げています。

この安全週間を機会に、「安全の原点は現場にあり、安全は全てに優先する」ことを念頭に、自らの役割と責任をいま一度確認し、常に問いかける姿勢をもって安全確保に努めていただきたいと思います。

また、安全文化を職場内に定着させ、高めていくための重要な要素として「コミュニケーションの確保」があげられます。そのためにも、常日頃から、お互いが気づいたことを何でも言い合える「風通しの良い、働きがいのある職場環境」を構築し、協力会社の方々も含めた、原子力機構で働く全員の安全と健康を最優先とする「安全文化」を育て、継承していくようお願いいたします。

最後になりますが、職場における自主保安活動を着実に行うためにも、みなさん方のご家族も含め、一人ひとりの安全と健康に十分留意していただきますよう、重ねてお願いいたします。

以　上

付録ー3（4）

平成 21 年度　全国安全週間を迎えて

平成 21 年 7 月 1 日
核燃料サイクル工学研究所
所長　野村茂雄

本日から 7 日まで全国安全週間が全国的に展開されます。
今年のスローガンである、
『定着させよう「安全文化」　つみ取ろう職場の危険』
は、安全文化、すなわち「労働者の安全と健康を最優先とする取組み」を定着させること及びリスクアセスメントなどにより職場から危険の芽を摘み取っていくことが、労働災害の一層の減少を図るために不可欠である、ということを表しています。

サイクル工学研究所内において、昨年度は、休業災害 3 件を含む 9 件の負傷災害が発生してしまいました。これらの負傷災害で注目する必要がある原因としては、基本動作が徹底されなかったこと、そして、作業内容の変更を余儀なくされた際に、作業手順についてのもう一歩踏み込んだ検討がなされなかったこと、という 2 つのことが挙げられています。
現場において通常と異なる事態が生じた場合には、一旦作業を中断し、再度リスクアセスメントを行い、作業の安全につながる基本動作と作業手順を十分に確認してから作業を再開していただきたいと思います。

「労働災害ゼロ」を目標に、安全で風通しの良い明るい職場づくりを、私自ら先頭に立って、皆さんと一緒に進めてまいります。また、全従業員の皆さん一人ひとりが、決められたルー

ルと基本動作を守り、働く仲間同士がお互いに、「目くばり」と「気くばり」、「思いやり」の心を持ち、そして、全員が「プロの鋭い感性」を持って、作業を安全に実施していただきたいと思います。

これらの活動が正に「安全文化の醸成」につながると考えます。

今後、サイクル工学研究所では耐震補強に係る工事や設備の撤去・改造作業等が数多く計画されています。これらの工事や日常の業務の推進に当たっては、安全対策に万全を期して進めていってください。

皆さんのより一層のご協力をお願いします。

ご安全に。

付録—3(5)

平成21年度全国労働衛生週間準備期間にあたって

平成21年9月1日
所長　野村　茂雄

（皆さんおはようございます。）
本日より10月7日まで第60回全国労働衛生週間及びその準備期間となります。
全国労働衛生週間は、労働衛生に関する意識を高揚させ、さらに自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と、快適な職場環境の形成を目指した活動として全国で展開されています。
特にメンタルヘルス対策については、トップの決意とリーダシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組んでいくことが重要であるとされています。
このような観点から、今年のスローガンは、「トップが決意　みんながつくる　心の健康・明るい職場」となっています。

ところで、わが国の労働者の健康診断結果を見ると、何らかの所見を有する労働者の割合は、約半数に達しているそうです。一方、研究所における昨年度の有所見率は、判定基準の問題はありますが、9割を超える（91%）という状況になってきています。

今年の労働衛生週間においては、「生活習慣の改善及び健康の保持・増進への取り組み」として、普段は運動する習慣がない方でも運動するきっかけとなるよう、職場でも実践できる運動の紹介などの行事を掲げています。
普段、あまり身体を動かしていない方々は、是非この機会に少しでも身体を動かす努力をしてみて下さい。
また、研究所では産業保健スタッフによる健康相談を行っています。気軽に相談して、自ら生活習慣の改善や心身の健康の保持増進を行う意識を強く持つようにして下さい。

皆さん一人ひとりが健康であることは、ご家族の安心と職場の安全にもつながります。最近では、新型インフルエンザの流行も懸念されています。感染拡大防止対策を徹底するためには、ご家庭でも、職場でも一人ひとりが自己の健康チェックと管理をしていくことが重要です。

さらに各職場においては、現場を含む作業環境の改善に取り組むなど、快適で風通しの良い職場環境づくりや職場の整理・整頓などにも積極的に取り組むようお願いします。

以　上

付録ー3（6）

全国労働衛生週間を迎えるに当たって

平成21年10月1日
理事長　岡﨑　俊雄

今年も10月1日から7日までの1週間、全国労働衛生週間が展開されます。
今年度のスローガンは、

『トップが決意　みんながつくる　心の健康　明るい職場』

であります。

この週間は、働く人の健康の確保、増進を図り、また、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間で、今年で60回目を迎えます。

我が国の一般定期健康診断の結果をみると、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年には5割を超え、さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っております。

今年度の原子力機構の安全衛生管理基本方針にも、「健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。」として、
『心身両面にわたる健康管理の推進』
『過重労働による健康障害の防止対策の徹底』
『「快適職場づくり」を目指した活動の推進』
を掲げ皆さんにお願いしたところです。
具体的には、健康診断後のフォロー、生活習慣病対策の推進、メンタルヘルス対策、過重労働に係る医師の面接指導、衛生巡視などを確実に実施し、心身両面からの健康の保持増進や快適な職場環境の確保に取り組んでまいります。
また、今年は世界的大流行となっている新型インフルエンザへの対応が、我々の職場・地域・家庭における大きな課題となっており、手洗い・うがいといった基本的な感染防止対策の徹底を図ると共に、国や自治体からの指示や情報を踏まえた措置を講じてまいります。

自らの健康は自ら守る事が鉄則ではありますが、一方で職場環境と心身の健康状態には密接な関係があるといわれています。皆さんにおかれましては全国労働衛生週間を機に普段から声を掛け合い、お互いの健康状態にまで気配りができるようなコミュニケーションのとれた風通しの良い職場環境づくりを積極的に進めていただくことをお願いします。

以　上

付録—3(7)

平成21年度「年末年始無災害運動」の開始にあたって
～理事長メッセージ～

平 成 21年 12月 15日
理 事 長　岡 﨑　俊 雄

皆さん、理事長の岡﨑です。

今年も12月15日から1月15日まで、「年末年始無災害運動」が全国一斉に展開されます。

平成21年度のスローガンは

『ゆるむ気持ちを引き締めて 年末年始も安全リレー』

であります。

私たちは、この一年、もんじゅの運転再開に向けた諸準備、J-PARC及びITER計画の本格的活動の開始など、日本の原子力開発にとって大きな転機となる研究開発に加え、自らの施設の廃止措置や放射性廃棄物の処理・処分に向けた技術開発など、原子力に関する総合的な研究開発機関として活動を展開してきました。

それぞれの分野で、皆さん一人ひとりの努力により、着実に計画を進めることができました。これらの取り組みについて、更なる努力を積み重ねることにより、大きな成果につなげ、社会や国民の期待に応えていきたいと思います。

一方、これらの取り組みの中では、大事に至ってはいないものの、施設・設備のトラブルや労働災害が発生し、注意喚起をお願いしたところです。

年末年始は、生活のリズムも変わりやすく、また、職場においては、施設・設備の運転停止や再開、さらに、これらに伴う点検など、通常では行わない「非定常作業」が多くなる時期でもあります。このため、基本動作や作業前のKY、TBMなどを確実に実施し、安全確保に万全を期すようお願いいたします。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるためにも、皆さん一人ひとりが「安全第一」の考え方を基本に、ゆるむ気持ちを引き締めて、「安全」という襷(たすき)を新年につないでいただきたいと思います。

最後に、この時期は、自らの健康や生活習慣を見直す絶好の機会であります。

皆さんを始め、ご家族一同の健康を再確認されるとともに、元気に明るい新年を迎えていただきたいと思います。

以　上

付録—3(8)

平成 21 年度 年末年始無災害運動について

平成 21 年 12 月 15 日

皆さん、毎日の業務ご苦労様です。所長の市村です。

先ほど、理事長からメッセージがありましたように12月15日から来年の1月15日まで、全国的に「年末年始無災害運動」が展開されます。

今年を振り返ると、4 月に再処理施設の海中放出管からの漏えい、9 月に応用試験棟からの漏水と 2 件の法令報告事象が発生しました。海中放出管からの漏えいについては、漏えい箇所を特定し、漏えい防止の応急処置が施されています。応用試験棟の漏水については、原因究明と再発防止対策をとりまとめ 11 月に最終報告を提出しました。

この他に、火災には至らなかったものの、4 件の溶融事象や 2 件の軽微な負傷災害が発生しました。また、今年は昨年に比べ交通事故が減少傾向にありましたが、10 月頃から増加傾向に変わってきました。これらを踏まえ、年末年始無災害運動の重点項目として、

- 施設・装置の休止や再起動時における安全確保
- 作業手順の遵守などの基本動作の着実な実施
- 飲酒運転及び交通事故の撲滅

を掲げ、取り組んでいくことにします。

各職場においては、職場パトロールの際に普段見ていないところにも配慮して、ユーティリティ設備などの健全性や安全の確認を行って下さい。

また、慌しい時期にこそ「安全最優先」を基本に、「作業における一つ一つの動作を確実に実施する。必要の都度立ち止まり基本に立ち返った作業確認を行う。そして、トラブル発生時はルールに従い迅速な通報連絡を行う」ことをお願いします。

そして、年末年始は生活のリズムを崩しやすい時期でもあり、インフルエンザへの感染防止対策もしっかり行い、健康にも十分留意して下さい。

従業員の皆さんが、この一年を笑顔で締めくくり、明るい新年を迎えていただきたいと思っております。どうぞご安全に。

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
3〔外部機関との協力目標〕	(2)　海外研究機関との協力を推進する。	①米国アイダホ国立研究所との協力	Ⅰ.6.(6)						
		・米国アイダホ国立研究所の技術者との情報交換の実施		実施回数	1 回以上	達成	米国アイダホ国立研究所の技術者との情報交換を行い、労働安全衛生に関する情報を提供した（H21.12.15）。		
5〔地域・社会対応目標〕	(2)　東海研究開発センターと連携し、地域との共生に向けた理解促進活動の継続及び研究開発成果などの積極的公開を行う。	①環境配慮促進法に基づく環境負荷データの取りまとめ	Ⅰ.6.(9)						
		・H20 年度の拠点における環境負荷データの取りまとめ		取りまとめ時期	H21 年 6 月	達成	・「2009 環境報告書」（H21.7）発行に向けて、研究所の環境負荷データを取りまとめ、本部に提出した(H21.5.28)。 ・「環境報告書データ集」（H22.3）発行に向けて、2009 環境報告書の元データをまとめた。 ・機構公開 HP に掲載するため、2009 環境報告書の内、研究所に係る省資源・省エネルギー等の取組み情報を整理した。(H21.9.10 公開)		
		②緊急時対応に係る関係機関との連携強化							
		・防災関係機関等の参画した訓練の実施		訓練の実施回数	1 回以上/年	達成	・使用施設非常事態訓練（複合災害:地震と火災を想定）を東海村消防本部の参加のもとで実施した。(H21.7.30) ・県消防学校との合同訓練（救助訓練、輸送事故対応訓練）を実施(H21.11.11)。 ・再処理施設非常事態訓練において東海村消防本部との合同訓練を実施(H22.3.11)。		
		・消防・警察・自治体等の防災関係機関職員を対象とした研修会の企画、実施		研修会の実施回数	1 回以上/年	達成	県内防災機関職員を対象とした研修を実施(H22.3.9、参加 12 機関 23 名)。		

付録－3(9)

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
6〔組織基盤・人材育成目標〕	(2)　人材育成の計画的な推進を実施する。	①人材育成の計画的な推進	Ⅶ.5.(1)						
		・研究所における業務遂行にあたって必要な労安法、消防法、品証等に係る資格、知識習得のための講習会等の開催、外部講習等への参加		講習会等の開催回数 又は 外部講習等への参加回数	1 回以上/年	達成	○講習会等の開催 ・研究所として点検者を育成するために「天井クレーン・ホイスト式クレーン定期自主検査安全教育講習」を開催(H21.4.28、参加者 53 名)。 ・双方向コミュニケーション講演会を開催（H21.12.16、参加者 93 名） ・品質月間講演会を開催(H21.11.13、参加者約 130 名)。 ・品質保証研修会を開催(H21.11.19、参加者 50 名)。 ○外部講習等への参加 ・防火・防災管理者研修受講(3 名、H21.4)。 ・自衛消防組織統括管理者研修受講 (2 名、H21.5、H22.3)。 ・密封線源取扱実務者研修会に参加(1 名、H21.7.6)。 ・JEAC4111:2009 改定版特別講演会に詳細規格情報の収集のため参加(1 名、H21.7.15)。 ・東海ノア主催自衛消防班研修参加(2 名、H21.8.6)。 ・放射線安全管理講習会に参加(2 名、H21.11.16、H21.12.11) ・根本原因分析(RCA)導入研修(本部が原科研で開催)受講(2 名、H21.12.3,4)。 ・ISO9004 講習会に参加 (1 名、H22.3.16)。		

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
7［その他の業務運営に関する事項］	(1)　安全確保の徹底のため、研究所の「労働安全衛生及び環境に係る方針」及び「品質方針」を各部センターの目標に展開するとともに、今年度より機構の「安全文化の醸成に係る活動方針」及び「法令等の遵守に係る活動方針」を研究所の活動計画（目標）及び各部センターの目標に展開し、具体的な推進を図る。	①　各部センター目標への展開及び推進	Ⅶ.1						
		・研究所の「労働安全衛生及び環境に係る方針」、「品質方針」及び機構の「安全文化の醸成に係る活動方針」、「法令等の遵守に係る活動方針」の所内周知並びに各部センターの目標設定依頼		所内周知と各部センターへの目標設定依頼時期	H21 年 4 月	達成	・以下の方針及び施策を所内に周知(H21.4.1)。 「原子力安全衛生基本方針」 「原子力安全に係る品質方針」 「原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針」 「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針」 「環境基本方針」 ・上記の方針を受けて定めた研究所の目標をもとに、所内の安全確保の徹底を図るため、各部センターの目標設定の作業依頼を行った。(H21.4.8)		
		・OHSMS/EMS 及び品質システムの所内推進及び部内運用		運用状況の中間及び暫定報告時期	H21 年 9 月（中間報告） H22 年 1 月（暫定報告）	達成 達成	・OHSMS/EMS 及び使用施設 QMS の所内推進を図る一環として、内部監査の合理化等を目的に使用施設 QMS、OHSMS/EMS の内部監査要領書を改定し施行（H21.7.14）。 ・部の使用施設 QMS、OHSMS/EMS、法令遵守、安全文化の醸成活動に係る中間報告を実施(H21.9.25)。 ・暫定報告依頼(H21.12.3)を基に、活動実績を取りまとめ、期限内に提出(H22.1.15)。		

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
	(3)　事故･トラブル対応体制の強化及び危機管理意識の向上のため、複合災害を想定した訓練等を実施する。	①年間訓練計画に従った訓練の実施	Ⅶ.1						
		・再処理施設保安規定に基づく訓練の実施		訓練の実施回数	1 回/年	達成	再処理施設非常事態訓練を実施(H22.3.11)。		
		・使用施設保安規定に基づく訓練の実施（複合災害を想定）		訓練の実施回数	1 回/年	達成	使用施設非常事態訓練（複合災害:地震と火災を想定）を実施（H21.7.30)。		
		・原子力防災業務計画に基づく訓練の実施（原子力緊急事態を想定し、外部関係機関と連携した訓練）		訓練の実施回数	1 回/年	達成	防災訓練を実施(H22.1.21：Pu センター)。		
	(5)　核物質防護を確実に実施する。	①核物質防護体制の維持・管理の実施	Ⅶ.1						
		・警備区域監視システムの保守・点検		実施回数	1 回/年	達成	警備区域監視システムの保守･点検を実施(H21.8～9)。		
		・核物質防護検査の受検		規定違反件数	0 件	達成	使用施設 PP 検査（H21.12.2～15 実施）：違反事項なし 再処理施設 PP 検査を実施（H22.１.19～22）：違反事項なし		
		・使用施設及び再処理施設の核物質防護訓練の実施		訓練の実施回数	各 1 回	達　成	再処理施設 PP 訓練を実施（H21.10.22)。 使用施設 PP 訓練を実施（H21.12.4)。		
	(7)　安全衛生活動等を含む業務成果に対する適切な評価を行い、各人の意欲の向上を図る。	①安全大会における表彰等の実施							
		・安全大会における安全表彰に係る所内取りまとめ		実施時期	H21 年 6 月	達成	6 月に、所長表彰〔安全功労賞（8 件〕及び各部・センター長表彰〔安全功績賞（24 件)、安全奨励賞（3 件)〕の取りまとめを行い、7/1 の安全大会において表彰がなされた。		

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
		・部内従業員に対する安全表彰（部長表彰）や業務改善提案への評価等の実施		実施回数	1 回以上	達成	・部長表彰〔安全功績賞（1 件）〕を 7/1 に実施した。 ・部内業務改善提案について選考し、12 月に部長表彰を行った。		
		②業務改善の積極的な提案							
		・各課チーム等における業務改善に係る提案の実施		提案件数 実施時期	1 件以上／年・ﾁｰﾑ H21 年 6 月	達成	5 月及び 11 月に、部内業務改善提案促進活動を展開した。 安対課：5 件/3 チーム 危機課：5 件/5 チーム 施安課：11 件/5 チーム		
	(8)　一般廃棄物の焼却処理等の東海研究開発センターとしての一元化等、原科研等との連携・融合による業務の効果的・効率的な推進に取り組む。	①情報の共有化及び支援協力体制の確立							
		・保安管理連絡会の定期的な開催		開催時期	1 回/四半期	達成	原科研との保安連絡会を 4/30、9/7、11/30、2/1 に開催した。		
		・訓練等における支援協力体制についての確認		訓練回数	1 回以上	達成	原災法訓練に際し、計画策定段階から NEAT に参加依頼するとともに、訓練においても国の役割を分担してもらった（H22.1.21）。 また、再処理施設非常事態訓練において機構対策本部経由で原科研へ救急車・消防車の支援待機を要請した（H22.3.11）。		
		・所長パトロールにおいての定期的な相互派遣		実施時期	1 回/半年	達成	6/29（ｻｲｸﾙ研）、7/1（原科研）、12/16（原科研）、12/24（ｻｲｸﾙ研）における所長パトロールへパトロール員を相互に派遣しあった。なお、12 月のパトロールは、所長等自らが互いのパトロールに参加して行われた。		

平成 21 年度実績報告表

組織名:　　保安管理部

目標分類	研究所の目標（核燃料サイクル工学研究所業務実施計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期目標	管理尺度	目標値	達成度	実施状況（平成 22 年 3 月末現在）	特筆すべき事項	備考
	平成 18 年度に本部において策定した緊急時対応システムの充実強化計画の見直しに協力する。	充実計画に基づく整備状況確認							
		・システムの充実強化計画の進捗状況及び研究所の現有システムを確認し、緊急時対応設備・システム機能を評価する。		評価実施時期	H22 年 3 月	達成	・緊急時映像配信システム（新 TV 会議システム）の充実を図っている。 ・緊急地震速報システムの運用開始（H21.12.1）。		

様式－１ Rev01

部・センター　目的及び目標達成度報告書

（中間：第１～第２四半期報告書・暫定：第１～第３四半期報告書・最終：第１～第４四半期報告書）（平成 21 年度）

通し番号：024

センター内部長	課　長　※６
	[redacted]

作成：平成 22 年 4 月 23 日　　組織名：　保安管理　　部

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的（EMS のみ）	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的（EMS のみ）	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況（平成 22 年 3 月末日現在）	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	(1) 安全の確保を最優先とする。<1>									
OHSMS/EMS	—	①職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成	OHSMS	—	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施	作成率	100%	【達成】 各課において、作業計画書の作成時において、各自の役割とホールドポイントを明確化にした作業計画書を作成し、作業を実施した。 ・安対課 19 件：「平成 21 年度安全大会会場準備作業」他 ・危機課 12 件：「消防設備の保守点検」他 ・施安課 5 件：「更衣室の結露対策作業」他	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
					安全ニュース、瓦版及び安全情報（外部に通報連絡した各部センター作成の事象報告シート）の朝会、課会等における情報共有の実施	実施率	100%	【達成】 安全ニュース等及び安全情報は、その都度、朝会、課会等を通じて情報の共有を行った。	—	—	★安対課 危機課 施安課

付録－3（10）

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	OHSMS	—	水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施	実施率	100%	**【達成】** 水平展開実施要領に基づき、各部・センターへ水平展開の実施を指示した。 〈機構：7 件〉 ①「プラグ付電源ｹｰﾌﾞﾙの焼損再発防止(2009-01)」、②「放射性物質取扱施設の排気ダクト等の保守管理(2009-02)」、③「JRR-3の制御棒挿入に関する通報遅れの原因と対策(2009-04)」、④「大洗研究開発センター廃棄物管理事業変更許可申請における計算の誤り等について(2009-6)」、⑤「大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」計測線付実験装置に係る不適合について(2009-07)」、⑥「管理区域での放射性物質（重水）の漏えい(2009-08)」、⑦「「常陽」原子炉付属建屋における火災発生について(2009-09)」 〈所内：7 件〉 ①「ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料第 3 開発室居室における電源ｹｰﾌﾞﾙからの発煙(H21-01)」、②「「ふげん」廃棄物処理室の濃縮液ポンプからの漏えい(H21-02)」、③「実規模開発試験室におけるｺｰﾄﾞﾘｰﾙｺﾝｾﾝﾄの溶融(H21-03)」、④「液体廃棄物の放出に起因する線量の計算の誤り(H21-04)」、⑤「FCA 排気ﾀﾞｽﾄﾓﾆﾀの空気吸引装置停止(H21-05)」、⑥「応用試験棟の漏水(H21-06)」、⑦「冷凍高圧ガス製造施設からの冷媒ガスの漏えい(H21-07)」 また、部内で機構①及び所内①、③、④の水平展開の対応を実施した結果、問題はなかった。	—	—	★安対課 危機課 施安課

様式－１ Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※１ 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※２ 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※３ 問題の要因分析及び今後の対応策	※４ 次年度計画の概要	※５ 担当部署
OHSMS/EMS	—	②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	OHSMS	—	部長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	実施件数	1件以上/部・四半期	【達成】 第４四半期までに、以下のとおり自主的な水平展開を実施した。 第１四半期：６月 「大洗研究開発センターにおける廃棄物管理事業変更許可申請書に係る記載誤り」 第２四半期：９月 「実規模開発試験室でのコードリールコンセント部の溶融」 その他、「三菱原子燃料㈱の管理区域におけるﾎﾟﾘｼｰﾄに引火した火災」の事象を受け、火災予防対策を万全とするため、安全衛生瓦版で4回シリーズの火災予防特集を組み周知した。 第３四半期：12 月 「JRR-3の制御棒挿入に関する通報遅れ」 第４四半期：１月 「常陽における火災発生」を受けた安全ニュースの発行及び部安全衛生委員会での注意喚起	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
OHSMS/EMS	—	(2) 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。<1>									

様式－１ Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※１ 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※２ 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※３ 問題の要因分析及び今後の対応策	※４ 次年度計画の概要	※５ 担当部署
OHSMS/EMS	—	①自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上	OHSMS	—	関係法令、要領(マニュアル)等の教育の実施	実施率	100%	【達成】 各課において、関係法令、規程、要領等についての教育を行った。 ・安対課：6/3（一部は、6/8 実施） ・危機課：4/7 ・施安課：12/25	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
		②規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保	OHSMS	—	作業計画書(変更時も含む)への関係法令、規程、要領等の要求事項の反映	実施率	100%	【達成】 各課において、関係法令、規程、要領等の要求事項を反映した作業計画書を作成した。 ・安対課 19 件：「平成 21 年度安全大会会場準備作業」他 ・危機課 12 件：「消防設備の保守点検」他 ・施安課 5 件：「更衣室の結露対策作業」他	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
OHSMS/EMS	—	(3)リスクを考えた保安活動に努める。<1>									

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	①施設、設備等の習熟とﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	OHSMS	—	運転要領・ﾏﾆｭｱﾙ類(作動原理等も含む）の周知教育の実施	実施回数	1 件以上/課・年	【達成】 各課において、下記のﾏﾆｭｱﾙ類の周知教育を実施した。 ・ダムウェーターの操作に関する教育。 安対課：6/23 施安課：6/26, 6/29 ・トラブル時対応手順書等の教育 危機課：1回以上／月	—	—	安対課 危機課 施安課
					施設・設備の運転訓練の実施	実施回数	1 件以上/課・年	【達成】 各課において、下記の訓練を実施した。 ・ダムウェーターの操作に関する訓練。 安対課：6/23 施安課：6/26, 6/29 ・AV システムの立ち上げ及び FAX の送信訓練等 危機課：1回以上／月	—	—	安対課 危機課 施安課
					作業の実態に応じたﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの実施	実施率	100%	【達成】 作業計画策定時にﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄを確実に実施した。 ・安対課 19 件：「平成 21 年度安全大会会場準備作業」他 ・危機課 12 件：「消防設備の保守点検」他 ・施安課 5 件：「更衣室の結露対策作業」他	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。また、1 月にも確認する。	—	—	安対課

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	①施設、設備等の習熟とﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	OHSMS	—	定常作業における作業計画時又は作業開始前に既存のﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ結果について、再確認の実施	実施率	100%	**【達成】** 定常作業における既存のリスクアセスメント結果について再確認を実施した。 ・安対課 7 件：6/3、11/11 ・危機課 6 件：7/28 ・施安課 1 件：9/9	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	**【達成】** 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。また、1 月にも確認する。	—	—	安対課
		②基本動作(5S を含む)の徹底及び KY 活動等の効果的な取組み	OHSMS	—	KY 教育等の基本動作の徹底に係る活動の実施	実施件数	1 件以上/課・年	**【達成】** 各課において、下記の KY 教育を実施した。 ・安対課：7/28(危険な現場作業の事例紹介) ・危機課：11/17 ・施安課：6/29, 7/8(旧図書整備に伴う重量物運搬)	—	—	安対課 危機課 施安課
					現場の実態に応じた従業員への基本動作に係る実務教育・訓練の実施	実施率	100%	**【達成】** 各課において、下記の教育・訓練を実施した。 ・安対課：7/28 脚立の取り扱い、蛍光灯の交換作業に関する実務教育・訓練。 ・施安課：9/4 使用器材の払い出し作業における TBM 及び基本動作の確認。 ・危機課：危機管理対応班で実施する巡視について、その目的、要領等実務に係る基本動作の確認。(11 月)	—	—	安対課 危機課 施安課

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	②基本動作(5S を含む)の徹底及び KY 活動等の効果的な取組み	OHSMS	—	所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
OHSMS/EMS	—	(4)双方向のコミュニケーションを推進する。<1>									
OHSMS/EMS	—	①経営層や研究所幹部(所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等)と現場の対話による相互理解の促進	OHSMS	—	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	実施件数	1 件以上/年	【達成】 ・役員(岡田理事)と所幹部等との意見交換会を 5/20 に実施した。 ・所長との懇談会をｻｲｸﾙ部(6/8)、再処理(6/29)、工務室(7/31)、放管部(9/28)、プルセンター(11/27)、環境部(1/28)で実施した。 ・本部安全統括部長と所幹部等との意見交換会を 8/11 に実施した。	—	—	安対課
				—	部長等との安全に関する懇談会等の実施	実施件数	1 件以上/部・年	【達成】 部長と従業員との懇談会等(部内全員を対象とした拡大部会)を 2 回(4/3、12/28)開催した。	—	—	安対課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
		②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成	OHSMS	—	課会、夕会等における職場内ﾘｽｸ(通報連絡、不具合、保安検査等)の情報共有の実施	各課における実績率	100%	【達成】 各課の朝会、夕会、課会及び課安全衛生委員会において情報共有を行った。	—	—	安対課 危機課 施安課

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成	OHSMS	—	双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	実施回数	1回/年	【達成】 双方向ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ講演会を12/16に開催し、一方的な会話や情報伝達ではない情報共有や相互理解が重要であることを再認識することができた。	—	—	安対課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
OHSMS/EMS	—	(5)健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。<1>									
OHSMS/EMS	—	①心身両面にわたる健康管理の推進	OHSMS	—	部における健康管理に関する活動（労務課が開催する健康管理に関する行事への参加も含む）の実施	各課における実施件数	1 件以上/課・年	【達成】 ・毎朝ラジオ体操を実施中 ・インフルエンザ予防のための健康確認及び情報共有を朝会等で行った。 ・ウォーキングキャンペーンに参加した。 ・職場で実践できる運動イベントに参加した。 ・毎朝の放送に合わせてラジオ体操を自主的に実施した。	—	—	安対課 危機課 施安課
		②過重労働による健康障害の防止対策の徹底	OHSMS	—	管理職等による勤務時間外労働の適正な管理の実施率	各課における実績率	100%	【達成】 管理・監督者による時間外労働の管理を徹底した。	—	—	安対課 危機課 施安課

様式－１ Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	—	③きれいでさわやかな職場環境の維持・向上	OHSMS	—	事務所や居室の環境美化等の実施又は現場作業における快適な作業環境づくり（作業にあった採光や騒音の削減、ゆとりある作業スペースの確保等）の実施	各課における実施件数	1 件以上／課	【達成】 ・毎週金曜日に机上及び周辺の整理整頓を実施した。(安対課) ・建屋前の空き地にひまわり(6/8),チューリップの球根(11/27)に植栽を行い、快適な職場環境の美化を図った。(安対課、施安課) ・8 月から定期的に建屋回りの清掃を実施した。(各課)	—	—	安対課 危機課 施安課
					所全体の実施状況の確認	実施時期	9 月及び 1 月	【達成】 9 月及び 1 月に進捗状況を確認したところ、各部・センターとも計画的に活動しており、結果は良好であった。	—	—	安対課
OHSMS/EMS	省エネルギー・省資源の推進	省エネルギー・省資源の取り組みを実施する〈1〉									
OHSMS/EMS	省エネルギー・省資源の推進	ガソリン燃料使用量の低減〈1〉	EMS	省エネルギーの推進	19 年度実績を踏まえたガソリン燃料消費量低減活動の実施	ガソリン消費量	H19 年度実績 2,250 ℓ 以下	【達成】 4 月から 3 月期までの実績は以下の通りであり、目標値に対して 91.5%と下回っている。 ＜保安管理部＞ ・目標値: 2,250.0ℓ ・実績値: 2,059.2ℓ ・削減率:8.5%	—	—	★安対課 危機課 施安課
		水使用量の削減 〈1〉	EMS	省資源の推進	水使用量の低減活動の実施	水使用量	H20 年度使用量 1,130 ㎥ 以下	【達成】 4 月から 3 月期までの実績は以下のとおりであり、目標値に対し 97.0%と下回っている。 ＜保安管理部＞ ・目標値：1,130 ㎥ ・実績値：1,114 ㎥ ・削減率：1.4%	—	—	★安対課 危機課 施安課

様式-1 Rev01

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMS のみ)	研究所の目標内容	OHSMS・EMS 対象	部・センターの目的 (EMS のみ)	※1 部・センターの目標内容	管理尺度	目標値	※2 進捗状況 (平成 22 年 3 月末日現在)	※3 問題の要因分析及び今後の対応策	※4 次年度計画の概要	※5 担当部署
OHSMS/EMS	一般廃棄物・産業廃棄物の低減	一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル及び分別の徹底 <1><2>	EMS	リサイクル向上	分別回収の徹底	分別ミス件数	クレーム件数 0 件	【達成】 運用手順書（一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル及び分別）の教育を行ったことにより、区分分類表による分別が徹底され、ミス等によるクレームはなかった。 また、リサイクル教育で徹底を図った。	—	—	★安対課 危機課 施安課
	業務に密着した環境目標の設定	業務に密着した環境目標	EMS	省資源の推進	コピー用紙使用量低減活動の実施	コピー用紙使用量	19 年度実績比 1% 以上の削減	【達成】 両面コピー及び裏紙使用の徹底を行っている。また、事務連絡などはイントラ掲載やメール転送などを行い、印刷物を減らしている。 その結果、4 月から 3 月期までの保安管理部の実績は以下のとおりであり、目標値に対し 84.5%と下回っている。 ・目標値：701,100 枚 ・実績値：592,650 枚 ・削減率：15.5%	—	—	安対課 危機課 ★施安課
					業務のペーパーレス化の推進	ペーパーレスの実施件数	1 件以上／課	【達成】 部課長会議（部）、安全主任者会議（安対課）、毎月の課会（各課）、課安全衛生委員会（各課）、課内教育（各課）に PC を利用しペーパーレス会議を実施している。 更に、衛生管理者会議（安対課）において、4 月からペーパーレス化に取り組んでいる。	—	—	安対課 危機課 施安課

※1：目標内容：①機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生／環境方針から導かれる項目　②OHSMS（重大なリスク）及び EMS（著しい環境側面）から導かれた項目
③OHSMS（重大なリスク）の場合であって、各部・センターの個別テーマの項目
※2：進捗状況：各四半期末までの目標に対する進捗状況を記載する。なお、目標内容が、「○○○の検討」のような検討テーマの場合は、その当該年度の検討結果の内容及び次年度計画の概要版を作成し、本報告書に添付する。
※3：問題の要因分析及び今後の対応：各四半期末までの目標の進捗で、何か問題がある場合は、その問題の要因分析と今後の対応策の要点を記載する。
※4：次年度計画の概要：最終報告時において、次年度計画の内容の要点を記載する。
※5：担当部署：取りまとめをする課・グループ名
※6：取りまとめ課の課長印

付録—3(11)

「平成 21 年度　核燃料サイクル工学研究所　安全衛生管理に関する実施計画」における活動の最終報告

平成２２年５月２０日
保　安　管　理　部

安全衛生管理規則及び安全衛生委員会規則に基づく「平成 21 年度核燃料サイクル工学研究所　安全衛生管理に関する実施計画」における活動の最終報告について、各部・センターにおける平成 21 年度の実施状況を確認したので、以下のとおり報告する。

（１）安全の確保を最優先とする。

①　職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成【達成】

各部・センターとも、各自の役割やホールドポイントを明確にした作業計画書を作成し、作業の実施にあたっての各自の役割の確認を行った。

また、プルトニウム燃料開発センターでは、直近の作業計画書などを用いた所安全作業基準に基づく役割と責任の明確化についての事例研究や「自覚と認識」についての教育を行い、安全意識の向上を図った。

②　安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止【達成】

再処理施設分離精製工場における作業員の左手首負傷やブロア点検作業中の左手中指の負傷、プルトニウム燃料第三開発室における無停電電源装置からの発煙などの発生の状況や原因、再発防止対策などについて発生の都度、安全ニュースにて周知を図った。各部・センターにおいては、上記を含めた安全ニュース(17 件)や安全衛生瓦版(19 件)などの安全情報について各課における安全に関する連絡会や課会などの場を通して共有化を図った。

また、研究所水平展開実施要領に基づき、機構７件及び研究所７件について水平展開を行い、未然防止に努めた。

各部・センターにおいても、各部・センター長が自主的な水平展開として必要と判断した安全情報や不具合事象について、施設内の点検や周知を行い、未然防止に努めた。

（２）法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。

①　自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上【達成】

各部･センターとも、関係法令、要領等の遵守徹底を図るため、定期教育や改定などに合わせた教育を行い、自らの業務に関する法令やルールの理解と知識の向上を図った。

また、原子力安全協定や事故・トラブル発生時の通報連絡の周知に関する研修会を実施した。

再処理施設海中放出管からの漏洩及び応用試験棟における漏水の法令報告2件について、ルールに基づき速やかな対応が行われた。

プルトニウム燃料第三開発室における無停電電源装置からの発煙や地層処分基盤研究施設における空気圧縮機の焦げ跡、地層処分放射化学研究施設における誘導結合プラズマ質量分析装置電源部の焦げ跡などについても、ルールに基づいて関係機関に速やかな通報連絡が行われた。

② 規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保【達成】

各部・センターとも、要領書、手順書などの見直しや作業計画書の作成及び変更に合わせ、これらの文書に関係法令などの要求事項を反映し、適切性の確保に努めた。

（３）リスクを考えた保安活動に努める。

① 施設、設備の習熟とリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）【達成】

施設･設備の習熟については、各部･センターとも教育計画を策定し、運転要領書・マニュアルの周知教育及び操作訓練を行った。

一例として、サイクル工学試験部においては、高温、高圧、危険物等による火災･爆発等のトラブル発生のおそれのある保安上重要な設備に対する教育･訓練を行い、保安の確保に努めた。

また、リスクアセスメントの取組みについては、対象となる作業を計画時又は変更時において、リスクアセスメントを確実に行うなどにより安全確保に努めた。

さらに、定型化された作業に対する既存のリスクアセスメント結果についての再確認を継続して実施した。

② 基本動作（５Ｓを含む）の徹底及びＫＹ・ＴＢＭ活動等の効果的な取り組み【達成】

各部･センターとも、基本動作の徹底を図るため、イラストシートを用いたＫＹ教育やサーベイメータの取扱訓練などの各職場に則した取り組みを継続的に行った。

放射性物質取扱作業室からの退出時等の汚染検出事例による作業エリア内でのサーベイの確実な実施、管理区域内の負傷発生事例による作業開始時の整理整頓などの基本動作の徹底について、安全衛生瓦版及び安全ニュースにより更なる周知を行った。

機構内での法令報告等のトラブル発生を踏まえて、安全担当理事から「安全確保の徹底について」の注意喚起文書が10月に発出され、速やかに所内に周知を行った。さらに年末年始無災害運動の取組みにおいても、作業手順の遵守、作業にお

ける一つ一つの動作の確実な実施、必要の都度立ち止まり基本に立ち返った作業確認、トラブル発生時はルールに従い迅速な通報連絡などの基本動作の着実な実施を重点項目として活動を展開した。

（４） 双方向のコミュニケーションを推進する。

① 経営層や研究所幹部（所長、各部･ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解の促進【達成】

理事長、所長などからの安全確保に関するメッセージについては、安全大会の場、各種安全衛生行事における所内放送、イントラネット上の保安の広場などを通じて発信し、周知を図った。

また、役員や安全統括部長と所幹部との意見交換会、所長と各部･センター従業員との懇談会、各部･センターにおける部長又はセンター長と従業員との意見交換会を実施し、相互理解の促進に努めた。

② 不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成【達成】

各部・センターとも、職場内の不具合などのリスクについて、各課における安全に関する連絡会、課会などにて情報の共有を図った。

一例として、プルトニウム燃料技術開発センターでは、設備の不具合事象又はトラブル等の発生時の報告･連絡の重要性について教育を実施し、速やかに報告する文化の醸成に取り組んだ。

また、安全の確保、職場内の情報共有やトラブルを未然に防止する観点で、現場や組織における双方向コミュニケーションの必要性について、外部講師による講演会を 12 月に開催した。

（５） 健康管理の充実と労働衛生活動への積極的な取り組み

① 心身両面にわたる健康管理の推進【達成】

心身両面にわたる健康管理への取組みとしては、法定健康診断、ウォーキングキャンペーン、メンタルヘルス対策などの施策を実施するとともに、今期に発生した新型インフルエンザへの対応として、研究所における新型インフルエンザ対策に関する行動計画を制定し、適切な運用に努めた。

特に、心の健康づくりについては、より一層のメンタルヘルス対策の定着に向けて、セルフケア、ラインケアの重要性やその手法に関する情報提供や外部講習会への参加を積極的に呼びかけるとともに、毎月健康相談日を設けるなど産業保健スタッフよるきめ細かなケアが行われるよう様々な取組みを行った。

また、各部・センターにおいては、これらの健康活動への積極的な参加や新型インフルエンザ予防に向けた健康確認などの取組みを行った。

② 過重労働による健康障害の防止対策の徹底【達成】

各部・センターでは、毎日の終礼等において、時間外勤務の必要性を確認するなど適切な管理を行った。

さらに、服務管理システムを活用した労働時間の把握と適正化に努めるとともに、時間外勤務が多い者に対しては、安全衛生管理規則等に基づき、産業医による面談を行った。

また、労組との定例の会議を開催し、時間外勤務の縮減に向けて取り組んだ。

③ きれいでさわやかな職場環境の維持・向上【達成】

各部・センターとも、快適職場作りに向けた職場環境の整備や環境美化活動として建屋周辺の清掃などの取組みを継続して実施した。

以　上

平成22年度業務目標リスト

組織名：　保安管理部

目標分類	研究所の目標（業務実施基本計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期計画	管理尺度	目標値	現状（平成22年3月末現在）
1〔最重要事項〕	(3)　重要度や劣化度合いを勘案した高経年化対策を実施する。	①高経年化設備機器更新計画検討				
		・警備区域監視設備更新計画の検討【危機課】		計画作成	H22.9月末	（新規）
		・緊急時対応機器更新計画の検討【危機課】		計画作成	H22.9月末	（新規）
	(5)　初期の大量採用者が定年を迎え体制の維持が困難になりつつあり、この状況下で業務の進め方の見直しを実施するとともにMOX燃料技術開発及び再処理の中長期計画並びにRETFの利活用方策を検討する。	①業務改善の積極的な実施				
		・各課チーム等における業務の合理化を目指した業務改善に係る提案の募集と実施【安対課、危機課、施安課】		提案件数	1件以上/年・ﾁｰﾑ	5月及び11月に、部内業務改善提案促進活動を展開した。 安対課：5件/3チーム 危機課：5件/5チーム 施安課：11件/5チーム
4〔コスト管理・資金獲得目標〕	(1)　固定的経費の削減のため、業務の合理化や発注形態の見直し等の取り組みを行い、その効果を定量的に評価する。	①契約請求時の見積依頼先の複数化				
		・工事等の契約請求時には、核物質防護関連業務を除き、複数業者に見積を依頼し、一般競争入札とする。【安対課、危機課、施安課】		見積書の複数取得率	100%	（新規）
6〔組織基盤・人材育成目標〕	(1)　核燃料サイクル施設に従事する技術者・研究者に蓄積された経験・ノウハウを定量化する仕組みの検討や、反映すべき要領書の洗い出しを進める。	①保安部の業務の文書化				
		・保安部の業務に係る経験・ノウハウを継承するために文書化が必要な業務の摘出【安対課、危機課、施安課】		摘出時期	H22年12月	（新規）
		・摘出された業務に係る要領書等の制定又は改定【安対課、危機課、施安課】		制定又は改定文書数	1文書以上/課	（新規）

平成 22 年度業務目標リスト

組織名：　保安管理部

目標分類	研究所の目標（業務実施基本計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期計画	管理尺度	目標値	現状（平成 22 年 3 月末現在）
	(2)　国家資格の取得や機構内外の講習会等への参加の奨励をはじめとして、人材育成の計画的な推進を実施する。	①人材育成の計画的な推進				
		・研究所における業務遂行にあたって必要な労安法、消防法、品証等に係る資格、知識習得のための講習会等の開催 【安対課、危機課、施安課】		講習会等の開催回数	1 回以上/年・課	・研究所として点検者を育成するために「天井クレーン・ホイスト式クレーン定期自主検査安全教育講習」を開催（H21.4.28、参加者 53 名）。 ・双方向コミュニケーション講演会を開催（H21.12.16、参加者 93 名） ・品質月間講演会を開催(H21.11.13、参加者約 130 名)。 ・品質保証研修会を開催(H21.11.19、参加者 50 名)。
		・保安部の業務遂行に必要な資格、知識習得のための外部講習等への参加 【安対課、危機課、施安課】		外部講習等への参加回数	1 回以上/年・課	・防火・防災管理者研修受講（3 名、H21.4)。 ・自衛消防組織統括管理者研修受講（2 名、H21.5、H22.3)。 ・密封線源取扱実務者研修会に参加(1 名、H21.7.6)。 ・JEAC4111:2009 改定版特別講演会に詳細規格情報の収集のため参加(1 名、H21.7.15)。 ・東海ノア主催自衛消防班研修参加(2 名、H21.8.6)。 ・放射線安全管理講習会に参加(2 名、H21.11.16、H21.12. 11) ・根本原因分析(RCA)導入研修(本部が原科研で開催)受講(2 名、H21.12.3,4)。 ・ISO9004 講習会に参加（1 名、H22.3.16）

平成22年度業務目標リスト

組織名：　保安管理部

目標分類	研究所の目標（業務実施基本計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期計画	管理尺度	目標値	現状（平成22年3月末現在）
7〔その他の業務運営に関する事項〕	(1)　安全確保の徹底のため、研究所の「労働安全衛生及び環境に係る方針」及び「品質方針」を各部センターの目標に展開するとともに、「安全文化の醸成に係る活動方針」及び「法令等の遵守に係る活動方針」を研究所の活動計画（目標）及び各部センターの目標に展開し、具体的な推進を図る。	①各部センター目標への展開及び推進	Ⅶ.1.(1)			
		・研究所の「労働安全衛生及び環境に係る方針」、「品質方針」及び機構の「安全文化の醸成に係る活動方針」、「法令等の遵守に係る活動方針」の所内周知並びに各部センターの目標設定依頼 【施安課】		所内周知と各部センターへの目標設定依頼時期	H22年4月	・以下の方針及び施策を所内に周知(H21.4.1)。 「原子力安全衛生基本方針」 「原子力安全に係る品質方針」 「原子力施設における法令等の遵守に係る活動方針」 「原子力施設における安全文化の醸成に係る活動方針」 「環境基本方針」 ・上記の方針を受けて定めた研究所の目標をもとに、所内の安全確保の徹底を図るため、各部センターの目標設定の作業依頼を行った。(H21.4.8)
		・OHSMS/EMS及び品質システムの所内推進及び部内運用 【施安課】		運用状況の中間及び暫定報告時期	H22年9月（中間報告） H23年1月（暫定報告）	・OHSMS/EMS及び使用施設QMSの所内推進を図る一環として、内部監査の合理化等を目的に使用施設QMS、OHSMS/EMSの内部監査要領書を改定し施行（H21.7.14）。 ・部の使用施設 QMS、OHSMS/EMS、法令遵守、安全文化の醸成活動に係る中間報告を実施(H21.9.25)。 ・暫定報告依頼(H21.12.3)を基に、活動実績を取りまとめ、期限内に提出(H22.1.15)。
		②研究所の安全衛生活動の推進				
		・全国安全週間等全国的な安全衛生に係る各種安全衛生行事の実施 【安対課】		実施率	100%	（新規）

平成 22 年度業務目標リスト

組織名：　保安管理部

目標分類	研究所の目標（業務実施基本計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期計画	管理尺度	目標値	現状（平成 22 年 3 月末現在）
		・サイクル研所長と原科研所長との合同パトロールの実施 【安対課】		実施回数	1 回/半年	6/29（ｻｲｸﾙ研）、7/1（原科研）、12/16（原科研）、12/24（ｻｲｸﾙ研）における所長パトロールへパトロール員を相互に派遣しあった。
	(3)　緊急事態発生に備え、危機管理体制を整備・維持するとともに、危機管理意識向上のため、複合災害を想定した訓練等を実施する。また、消防・警察・自治体等の防災関係機関職員を対象とした研修会を企画、実施する。	①年間訓練計画に従った訓練の実施	Ⅰ.4.(2) Ⅶ.1.(1)			
		・再処理施設保安規定に基づく訓練の実施 【危機課】		訓練の実施回数	1 回/年	再処理施設非常事態訓練を実施(H22.3.11)。
		・使用施設保安規定に基づく訓練の実施 【危機課】		訓練の実施回数	1 回/年	使用施設非常事態訓練（複合災害:地震と火災を想定）を実施（H21.7.30)。
		・原子力防災業務計画に基づく訓練の実施（原子力緊急事態を想定し、外部関係機関と連携した訓練） 【危機課】		訓練の実施回数	1 回/年	防災訓練を実施(H22.1.21：Pu センター)。
		②緊急時対応に係る関係機関との連携強化				
		・防災関係機関等の参画した訓練の実施 【危機課】		訓練の実施回数	1 回以上/年	・使用施設非常事態訓練（複合災害:地震と火災を想定）を東海村消防本部の参加のもとで実施した。(H21.7.30) ・県消防学校との合同訓練（救助訓練、輸送事故対応訓練）を実施(H21.11.11)。 ・再処理施設非常事態訓練において東海村消防本部との合同訓練を実施(H22.3.11)。
		・消防・警察・自治体等の防災関係機関職員を対象とした研修会の企画、実施 【危機課】		研修会の実施回数	1 回以上/年	県内防災機関職員を対象とした研修を実施(H22.3.9、参加 12 機関 23 名)。

平成 22 年度業務目標リスト

組織名：　保安管理部

目標分類	研究所の目標（業務実施基本計画）	当該組織の目標内容（実施方策）	中期計画	管理尺度	目標値	現状（平成 22 年 3 月末現在）
	(5)　核物質防護を確実に実施する。	①核物質防護体制の維持・管理の実施	Ⅶ.1.(2)			
		・警備区域における核物質防護の着実な実施 【危機課】		警備業務要領に定める業務の実施率	100%	警備区域監視システムの保守・点検を実施(H21.8～9)。
		・使用施設及び再処理施設の核物質防護訓練の実施 【危機課】		訓練の実施回数	各 1 回/年	再処理施設 PP 訓練を実施（H21.10.22)。 使用施設 PP 訓練を実施（H21.12.4)。
	(7)　安全衛生活動等を含む業務成果に対する適切な評価を行い、各人の意欲の向上を図る。	①安全大会における表彰等の実施				
		・安全大会における安全表彰に係る所内取りまとめ 【安対課】		実施時期	H21 年 6 月	6 月に、所長表彰〔安全功労賞（8 件〕及び各部・センター長表彰〔安全功績賞（24 件)、安全奨励賞（3 件)〕の取りまとめを行い、7/1 の安全大会において表彰がなされた。
		・部内従業員に対する安全表彰（部長表彰）や業務改善提案への評価等の実施 【安対課】		実施回数	1 回以上/年	・部長表彰〔安全功績賞（1 件)〕を 7/1 に実施した。 ・部内における業務改善に係る提案について、12 月に部内で表彰を行った。

平成 22 年度の品質目標及び OHSMS/EMS 目標等については、下記の研究所の目標リスト等に記載。

(1) 品質目標は、【平成 22 年度 核燃料サイクル工学研究所 品質目標リスト・実績】

(2) OHSMS/EMS 目標は、【平成 22 年度 研究所 OHSMS/EMS 目標リスト】

(3) 法令遵守の活動計画は、【平成 22 年度 核燃料サイクル工学研究所 活動計画(■計画･□実績)】の■法令等の遵守に係る活動方針

(4) 安全文化の活動計画は、【平成 22 年度 核燃料サイクル工学研究所 活動計画(■計画･□実績)】の■安全文化の醸成に係る活動方針

様式-3　Rev00

平成22年度　保安管理部

ＯＨＳＭＳ／ＥＭＳ　目標リスト

改定番号 ： Rev　00

承　認	事前審査	作　成
部･センター長	センター内部長	取りまとめ課長
●		●

承認 ： 平成 22年 4月 14日
作成 ： 平成 22年 4月 14日

OHSMS/EMS 対象	研究所の目的 (EMSのみ)	研究所の目標内容(*1) (実施方策)	部・センターの目的 (EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署 (*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
OHSMS	—	1.安全の確保を最優先とする。<1>						
		①職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成	—	作業計画書を作成して実施する業務が発生した場合は、以下のチェックポイントを反映した作業計画書を作成し、作業前に作業者間で情報共有する。 ・各自の役割と責任の明確化 ・ホールドポイントの明確化 ・関連する設備への影響の確認 ・周辺作業への影響の確認 ・計画、工程に無理のないことの確認	作業計画書の情報共有の実施率	100%	ー	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	ー	安対課
		②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	—	・安全ニュース等及び安全情報（各部センター作成の事象報告シートを含む）を周知する。 ・安全に関する連絡会、課会等において情報を共有する。	情報周知の実施率	100%	ー	★ 安対課
					情報共有の実施率	100%	ー	安対課 危機課 施安課
				・部長が所内展開を必要と判断した水平展開については、水平展開実施要領及び不適合管理要領に基づき、各部・センターへ予防処置を含む水平展開の実施を指示する。 ・研究所内外で発生した不具合事象のうち部長が部内展開を必要と判断したものについて、必要に応じた予防処置を実施する。	水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率 保安管理部長が必要と判断した予防処置の実施率	100%	ー	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	ー	安対課

OHSMS/EMS対象	研究所の目的(EMSのみ)	研究所の目標内容(*1)(実施方策)	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署(*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
OHSMS	—	③請負作業における事故・トラブルの防止に係る指導・支援の充実	—	現場責任者等教育（請負側）を計画的に実施する。	実施率	100%	《新規》	安対課
				請負作業における作業計画時のリスクアセスメントの確認、支援を実施する。	実施率	100%	《新規》	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	ー	安対課
		2.法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。<1>						
		①自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上	—	労働安全衛生に係る教育の年間計画に従い関係法令、要領等の教育を実施する。	従業員の受講率	100%	ー	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	ー	安対課
		②規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保	—	労働安全衛生に係る規則、要領（マニュアル）等をルールに従って定期的にレビューし、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	レビューの実施率	100%	《新規》	安対課 危機課 施安課
				作業計画書(変更時も含む)への関係法令、規程、要領等の要求事項を反映する。	関係法令等要求事項の作業計画書(変更時も含む)への反映率	100%	ー	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	ー	安対課

OHSMS/EMS対象	研究所の目的(EMSのみ)	研究所の目標内容(*1)(実施方策)	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署(*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
OHSMS	—	3.リスクを考えた保安活動に努める。<1>						
		①施設、設備等の習熟とﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	—	運転要領・マニュアル類（作動原理等も含む）の周知教育と有効性の確認を実施する。	教育の実施件数	1件以上/課・年	—	安対課 危機課 施安課
				施設・設備の運転訓練の実施	運転訓練の実施件数	1件以上/課・年	—	安対課 危機課 施安課
				作業計画書を作成して実施する業務が発生した場合及び作業計画書を変更する場合は、ヒューマンエラーや設備等の運転状況を考慮し、主たる作業だけでなく付随する周辺作業を含む作業の実態に応じたリスクアセスメント(特に3Hに留意)を実施し、作業を行う。	リスクアセスメントの実施率	100%	—	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課
		②設備の重要度や経年に応じた保守管理の実施	—	設備等について、重要度や経年に応じたリスク等の影響を考慮した保全方法（予防保全や事後保全の区分並びに事後保全とした場合の安全維持対策を含む）の検討や保全計画を見直し、計画に従い点検・保守を行う。	保全方法や保全計画の策定または見直しの実施率 保全計画に基づく点検・保守の実施	100%	《新規》	危機課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課

OHSMS/EMS対象	研究所の目的(EMSのみ)	研究所の目標内容(*1)(実施方策)	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署(*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
OHSMS	—	③基本動作（5Ｓを含む）の徹底及びKY・TBM活動等の効果的な取り組み	—	職場に密着した基本動作に係る実務教育（OJTも含む）を実施する。	基本動作に係る教育及の実施件数	1件以上/課・年	—	安対課 危機課 施安課
				リスク認知、低減のため、作業開始前KY、TBMにおけるホールドポイントの確認や３Ｈ（初めて、変更、久しぶり）の有無の確認を実施する。	作業開始前のKY、TBMの実施率	100%	—	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課
		4.双方向のコミュニケーションを推進する。<1>						
		①経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解の促進	—	役員と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施回数	1回以上/所・年	—	安対課
				所長と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施回数	1回以上/部・ｾﾝﾀｰ・年	—	安対課
				部長と部内従業員との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施回数	1回以上/年	—	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課

OHSMS/EMS対象	研究所の目的(EMSのみ)	研究所の目標内容(*1)(実施方策)	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署(*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
OHSMS	—	②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成	—	課会、安全に関する連絡会等による安全情報の共有を実施する。	情報共有の実施率	100%	—	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課
		5.健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。 ＜1＞						
		① 心身両面にわたる健康管理の推進	—	部における健康管理に関する活動（労務課が開催する健康管理に関する行事への参加も含む）を実施する。	健康管理に関する活動の実施件数	1件以上/課・年	—	安対課 危機課 施安課
		②過重労働による健康障害の防止対策の徹底	—	管理職等による勤務時間外労働の適正な管理を実施する。	管理の実施率	100%	—	安対課 危機課 施安課
		③救護能力向上の取り組み	—	救護処置を適切に行える者について、20%以上の養成に向けた所内の条件整備と各部・センターにおける計画的な取り組みを実施する。	研究所における養成に係る計画の策定	6月	《新規》	安対課
					研究所の計画を受けた、部における養成計画の作成	9月	《新規》	安対課
		④きれいでさわやかな職場環境の維持・向上	—	事務所や居室の環境美化等の実施又は現場作業における快適な作業環境づくりを実施する。	快適な作業環境づくりの活動件数	1件以上／課	—	安対課 危機課 施安課
				所全体の実施状況の確認	実施時期	9月及び1月	—	安対課

OHSMS/EMS対象	研究所の目的(EMSのみ)	研究所の目標内容(*1)(実施方策)	部・センターの目的(EMSのみ)	目標リスト			現状(平成年月現在)	担当部署(*2)
				目標内容	管理尺度	目標値		
EMS	温室効果ガス排出量の削減	省エネルギー・省資源の取り組みを実施する〈1〉						
		省エネ法の燃料(ｶﾞｿﾘﾝ,灯油,軽油,A重油,LPG)、電気の使用量低減	温室効果ガス排出量の削減	省エネ法の燃料(ｶﾞｿﾘﾝ、軽油)使用量の低減 （安対課所掌発電機（3台）、危機課所掌発電機（2台））	燃料使用量	平成21年実績比1%以上低減	《新規》	安対課 施安課
						平成17年実績に対する5%以上低減	《新規》	危機課
				電気使用量の低減	電気使用量	平成21年実績比1%以上低減	《新規》	★ 安対課 施安課
						平成17年実績に対する5%以上低減	《新規》	危機課
	省資源の推進	水使用量の削減　〈1〉	省資源の推進	上水(飲料水)の使用量の低減	水使用量	H21年度使用量1,144㎥以下	―	★ 安対課 危機課 施安課
	一般廃棄物・産業廃棄物の低減	一般廃棄物･産業廃棄物のリサイクル及び分別の徹底〈1〉〈2〉	一般廃棄物･産業廃棄物の低減	廃棄物の分別回収の徹底	廃棄物の分別回収率	100%	―	★ 安対課 危機課 施安課
			省資源の推進 （部独自に改善する目標）	コピー用紙使用量低減活動の実施	コピー用紙使用量	19年度実績比1%以上の削減	―	安対課 危機課 ★ 施安課
				業務のペーパーレス化の推進	ペーパーレスの実施件数	1件以上／課	―	安対課 危機課 施安課
				公用車のガソリン燃料消費量低減活動の実施	ガソリン消費量	H19年度実績2,250ℓ以下	―	★ 安対課 危機課 施安課

備考）(*1) 〈1〉: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目 〈2〉: OHSMS（重大なリスク）又はEMS（著しい環境側面）から導かれた項目

(*2)　★: リード、取りまとめをする課・室

様式－2

平成22年度　品質目標リスト・実績

各部・センター長	センター内部長	作　成
[redacted] (H22.4.14)	(　.　.　)	[redacted] (H22.4.14)

報告時期	■設定時　□中間[第1～第2四半期]　□暫定[第1～第3四半期]□最終[第1～第4四半期]

保安管理部

研究所の品質目標	目標内容	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成 年 月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
1.安全の確保を最優先とする。(原子力安全に係る品質方針) 1.安全最優先を徹底する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)							
(1) 安全の確保を最優先とする意識の向上及び作業者が自らの行動や施設・設備の状況などについて、常に問いかけ改善に取組む風土を醸成するため、過去のトラブルの事例研究等、啓発活動を実施する。(各部・センターで実施する行事のほか研究所行事への参加を含む)	・安全の確保を最優先とする意識向上の教育（過去のトラブル事例研究を含む）を実施する。 ・原子力エネルギー安全月間等に安全意識向上を図る施策を含めて企画し、実施する。	啓発活動の実施回数 安全意識向上を図るための企画の実施	1回以上/年 1回以上/年	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
(2) 水平展開実施要領に基づく水平展開事項や安全ニュース等を踏まえ、各部・ｾﾝﾀｰ長が必要と判断する事故 ・故障等に係る予防処置を実施する。	・部長が所内展開を必要と判断した水平展開については、水平展開実施要領及び不適合管理要領に基づき、各部・センターへ予防処置を含む水平展開の実施を指示する。 ・研究所内外で発生した不具合事象のうち部長が部内展開を必要と判断したものについて、必要に応じた予防処置を実施する。	水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率 保安管理部長が必要と判断した予防処置の実施率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
(3) 職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成するため、以下のチェックポイントを反映した作業計画書を作成し、作業前に作業者間で情報共有する。 ・各自の役割と責任の明確化 ・ホールドポイントの明確化 ・関連する設備への影響の確認 ・周辺作業への影響の確認 ・計画、工程に無理のないことの確認。	・作業計画書を作成して実施する業務が発生した場合は、以下のチェックポイントを反映した作業計画書を作成し、作業前に作業者間で情報共有する。 ・各自の役割と責任の明確化 ・ホールドポイントの明確化 ・関連する設備への影響の確認 ・周辺作業への影響の確認 ・計画、工程に無理のないことの確認。	作業計画書の情報共有の実施率		—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等

研究所の品質目標	目標内容	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成 年 月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
2. 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。(原子力安全に係る品質方針) 2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)							
(1) 原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、プロセスの監視及び測定を確実に実施する。	・保安管理部に係る監視及び測定項目を確実に実施するとともに、四半期毎にその実施状況をレビューし、フォローする。	品質保証計画書に定めるプロセスの監視及び測定の実施率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条 非該当施設等
(2) 教育の年間計画に従い関係法令、要領等の教育を実施する。	・部内の保安活動に従事する者に対して、教育の年間計画に従い関係法令、許認可条件、規定、要領等に係る教育を実施する。	従業員の受講率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条 非該当施設等
(3) 品質保証に係る省令改正及び規格の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書及び下部要領書等の見直しを実施する。	・規格等の改正情報を踏まえ、品質保証計画書及び下部要領書等を適宜、見直し、必要に応じて改定する。	規格の改正等に応じた見直しの実施率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条 非該当施設等
3.リスクを考えた保安活動に努める。(原子力安全に係る品質方針) 3.リスクを考えた保安活動と危機管理を充実する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)							
(1) 設備等について、重要度や経年に応じたリスク等の影響を考慮した保全方法(予防保全や事後保全の区分並びに事後保全とした場合の安全維持対策を含む。)の検討や保全計画を見直し、計画に従い点検・保守を行う。	・リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位を付けて保全計画を立てる。 なお、点検頻度に基準を設けた場合は、過去の経験等からその妥当性を確認する。 ・保全計画に基づき点検・保守を実施する。	保全方法や保全計画の策定または見直しの実施率 保全計画に基づく点検・保守の実施	100% 100%	—	—	危機管理課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条 非該当施設等
(2) 作業計画書の作成、変更時においてはヒューマンエラー、設備等の運転状況を考慮し、主たる作業だけでなく付随する周辺作業（作業毎の準備、廃棄物の整理、後片付け作業）を含む作業の実態に応じたリスクアセスメントを実施(特に 3H(初めて、変更、久しぶり)の観点にも留意する)する。	・作業計画書を作成して実施する業務が発生した場合及び作業計画書を変更する場合は、ヒューマンエラーや設備等の運転状況を考慮し、主たる作業だけでなく付随する周辺作業を含む作業の実態に応じたリスクアセスメント(特に 3H に留意)を実施し、作業を行う。	リスクアセスメントの実施率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条 非該当施設等
(3) 複合災害を想定した非常事態の措置に係る訓練を実施する。	・複合災害を想定した保安規定等に基づく保安上必要な訓練を実施する。	非常事態の措置に係る訓練の実施回数	1 回以上/年	—	—	危機管理課	■再処理施設 ■使用施設 □政令第 41 条 非該当施設等

2/4

研究所の品質目標	目標内容	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成 年 月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
4.双方向のコミュニケーションを推進する。(原子力安全に係る品質方針) 4.研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)							
(1) 役員と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	・役員と現場との安全に関する懇談会等の実施する。	懇談会等の実施	1回以上/所・年	—	—	安全対策課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
(2) 所長と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	・所長と現場との安全に関する懇談会等の実施する。	懇談会等の実施	1回以上/部・ｾﾝﾀｰ・年	—	—	安全対策課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
(3) 各部・ｾﾝﾀｰ長と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	・部長と部内従業員との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施	1回以上/年	—	—	安全対策課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
(4) 職場内における双方向コミュニケーションを図るため、課会、安全に関する連絡会等により安全情報の共有を実施する。	・課会、安全に関する連絡会等による安全情報の共有を実施する。	情報共有の実施率	100%	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
5.業務の目標を定めて、定期的にレビューする。(原子力安全に係る品質方針) 5. 品質目標を定めて業務を推進するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)							
(1) 各部・センター毎に制定している、業務の計画を作成するための要領書について、以下の視点で見直しを行い、必要に応じて改定する。 ・業務の要求事項の明確化 ・業務の実施方法の明確化 ・業務の検証方法と検証時期の明確化	・部の「業務の計画及び実施管理要領書」を以下の視点で見直しを行い、必要に応じて改定する。 ・業務の要求事項の明確化 ・業務の実施方法の明確化 ・業務の検証方法と検証時期の明確化	見直し期限	H23年3月末	—	—	危機管理課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
(2) 品質保証に係る文書、記録に関して、文書間の不整合や記載ミス等の防止のため、要領書等を確認する。	・品質保証に係る文書について、文書間の不整合、また、記録について記載ミスのないことを確認し、必要に応じて要領書類を改定する。	要領書の確認期限	H23年3月末	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条 非該当施設等
(3) H21年度の原子力安全監査からの意見等については、当該部署において、内容を確認し、必要に応じて改善する。	・H21年度の原子力安全監査から受けた意見等については、該当課において、適切に対応する。	確認及び改善期限	H22年8月末	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 □使用施設 □政令第41条 非該当施設等

研究所の品質目標	目標内容	要求事項		現状	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
		管理尺度	目標値	(平成 年 月末現在)			
6.その他							
(1) Pu燃料センターの加工事業に向けた対応として、「設計及び工事」のための品質保証計画書(案)の見直し及び下部要領書等の整備を進める。	・Pu燃料センターの加工事業に向けた、「設計及び工事」のための品質保証計画書(案)の見直しに対して支援するとともに、下部要領書等の整備を進める。	検討完了時期	H23年3月末	—	—	施設安全課	□再処理施設 ■使用施設 □政令第41条非該当施設等
(2) 品質システム文書の最適化を図るため、不用な仕組みはないか抜けがないかを確認し、必要に応じた改善を実施する。	・品質マネジメントシステムの運用において、不用な仕組みはないか抜けがないかを確認し、必要に応じて、改善を実施する。	見直し、改善の実施期限	H23年3月末	—	—	安全対策課 危機管理課 施設安全課	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等

4/4

付録—3(15)

平成２２年度 核燃料サイクル工学研究所

安全衛生管理に関する実施計画

平成２２年４月１日
核燃料サイクル工学研究所

独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画)、安全衛生管理規程に基づき理事長が定める平成 22 年度安全衛生管理基本方針及び同基本方針に基づく活動施策並びに平成 21 年度における核燃料サイクル工学研究所の安全衛生活動の総括に基づき、平成 22 年度核燃料サイクル工学研究所安全衛生管理に関する実施計画を下記のとおり定める。

核燃料サイクル工学研究所及び研究所に駐在する組織においては、本実施計画を踏まえ、安全確保の徹底と労働安全衛生の向上を目指し、教育訓練の充実を図るとともに、従業員等が一丸となって具体的な活動を展開していくものとする。

平成 22 年度 核燃料サイクル工学研究所
安全衛生管理に関する実施計画

１.安全の確保を最優先とする。
①職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成
②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止
③請負作業における事故・トラブルの防止に係る指導・支援の充実

２．法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。
①自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上
②規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保

３．リスクを考えた保安活動に努める。
①施設、設備等の習熟とﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）
②設備の重要度や経年に応じた保守管理の実施
③基本動作（5S を含む）の徹底及び KY・TBM 活動等の効果的な取り組み

４.双方向のコミュニケーションを推進する。
①経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解の促進
②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成

5. 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。
①心身両面にわたる健康管理の推進
②過重労働による健康障害の防止対策の徹底
③救護能力向上の取り組み
④きれいでさわやかな職場環境の維持･向上

付録―3(16)

平成 22 年４月

核燃料サイクル工学研究所

平成 22 年度　安全衛生行事等の実施計画

月	安全衛生行事(実施期間)等	主な活動内容
4	・春の全国交通安全運動（4/6～15）	・交通安全委員会で検討
5	・原子力エネルギー安全月間（5/1～31）	・所長訓示及び啓発活動,安全研修会,役員等の巡視及び安全懇談会,保安院幹部による原子力施設の訪問,各部ｾﾝﾀｰ自主保安活動,ﾋﾔﾘﾊｯﾄ事例募集ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ（5/1～7/7）等
6	・全国安全週間準備期間（6/1～30）	・安全担当副所長訓示及び啓発活動,安衛委・安推協役員による合同巡視,安全体感教育,各部ｾﾝﾀｰ自主保安活動等 ・ｳｫｰｷﾝｸﾞｷｬﾝﾍﾟｰﾝ(6 月～10 月)
	・危険物安全週間（6/6～12）	・少量危険物貯蔵取扱所及び少量未満危険物保管箱等の点検等
7	・全国安全週間（7/1～7）	・安全大会,所長訓示,安全講演会,安全体感教育,原科研との相互ﾊﾟﾄﾛｰﾙ,事業所見学会等
8	・電気使用安全月間（8/1～31）	・電気保安委員会で検討
9	・全国労働衛生週間準備期間（9/1～30）	・所長訓示,労働衛生に関する職場相互巡視,健康管理に関する行事の開催等
	・秋の全国交通安全運動（9/21～30）	・交通安全委員会で検討
10	・全国労働衛生週間（10/1～7）	・メンタルヘルスに関する講演会,全国産業安全衛生大会(10/6～8)への参加等
	・高圧ガス保安活動促進週間（10/23～29）	・高圧ガス保安教育,危害予防規程に基づく教育,保安技術管理者等による巡視等
11	・品質月間	・所長メッセージ伝達、品質保証講演会等
	・秋の全国火災予防運動（11/9～15）	・防火防災対策委員会で検討
12 1	・年末年始無災害運動（12/15～1/15）	・所長訓示,交通事故撲滅運動, 原科研との相互ﾊﾟﾄﾛｰﾙ等
2		
3	・春の全国火災予防運動（3/1～7）	・防火防災対策委員会で検討

１．安全衛生に係る各種委員会等の定期開催
①安全衛生委員会(毎月１回),②衛生管理者会議(毎月１回）,③安全主任者会議(毎月１回）,④交通安全委員会(毎月１回),⑤電気保安委員会(毎月１回),⑥防火防災対策委員会(年２回以上),⑦安全衛生強化推進協議会定例会（四半期１回）及び総会（毎年１回,⑧安全衛生強化推進協議会各部・センター協議会（毎月１回）

２．安全衛生管理規則に基づくパトロールの実施
①産業医(少なくとも毎月 1 回),②専任安全衛生管理者(少なくとも毎週 1 回),③安全主任者(適時)、④衛生管理者(少なくとも毎週１回),⑤部・センター長(年２回以上),⑥課長(月１回以上)

各安全衛生行事については、関係する委員会等が参画し、研究所において取り組むものとする。

３．２.以外のパトロールの実施
①所長パトロール(毎月１回),②安全主任者・衛生管理者による合同巡視（毎月２回）

付録—3(17)

平成 21 年度の安全衛生活動の総括及び
平成 22 年度の安全衛生管理に関する実施計画について

平成 22 年４月
核燃料サイクル工学研究所

はじめに

平成 21 年度は、中期目標を達成するための計画（中期計画)、理事長が定める「安全衛生管理基本方針（以下「機構方針」という。)」、機構方針に基づく活動施策（以下「活動施策」という。）等に基づき「安全衛生管理に関する実施計画（以下「実施計画」という。)」を策定し、安全衛生活動を展開している。

核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）においては、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）の活動を安全衛生管理規則に基づく活動に取り込み、安全衛生活動を一体的に実施している。

平成 22 年度においては、機構方針、活動施策等に基づき、研究所の実施計画を定め、安全確保の徹底と労働安全衛生の向上を目指し、教育訓練の充実を図るとともに、従業員等が一丸となって具体的な活動を展開していく。

以下に、平成 21 年度の安全衛生活動を総括するとともに、平成 22 年度の実施計画を解説する。

１．安全の確保を最優先とする。

① 職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成

平成 21 年度は、関係法令を遵守し、当該作業における作業単位毎のホールドポイントや一人ひとりの役割を明確にした作業計画書を作成して各自の役割を確認し、作業を実施している。

平成 22 年度も引き続き、作業計画書の作成にあたっては、作業単位毎のホールドポイントと一人ひとりの役割と責任を明確にするとともに、作業に関連する設備や他の周辺作業への影響も考慮した無理のない作業工程とし、作業の実施にあたっては、その役割に応じた責任を自覚することで、安全意識の醸成を図る。

② 安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止

平成 21 年度は、安全ニュース（17 件）及び安全衛生瓦版（19 件）を適宜

発行し、各職場への掲示やイントラネット上の「保安の広場」に掲載を行い、職員のみならず請負業者社員を含めて安全情報の共有を図っている。

各部・センターにおいては、安全に関する連絡会や安全衛生委員会及び請負業者との安全衛生強化推進協議会が安全情報を共有する場として活用されている。

水平展開実施要領に基づく所内への水平展開は、その都度、業務連絡により確実に水平展開されている（機構 7 件のうち 1 件は周知、研究所 7 件のうち 1 件は周知）。

また、各部・センターにおいては、必要と判断する事故・故障等の情報について自主的な水平展開を行い、トラブルの未然防止を図っている。

平成 22 年度も引き続きこれらの活動を継続し、他の原子力機関等で発生した事故・トラブル情報も含めて、安全情報（ヒヤリハット情報も含む）の共有、水平展開実施要領に基づく水平展開を実施し、作業計画書、手順書等に反映するとともに、必要な予防処置を行い、類似の事故・トラブルに対する危険要因を排除し、事故・トラブルの未然防止を図る。

なお、各部・センターにおいては、引き続き必要に応じて安全情報の自主的な水平展開を行う。

③　請負作業における事故・トラブルの防止に係る指導・支援の充実【新規】

請負作業時の安全は、請負業者自らが確保するものである。研究所としては、「作業責任者認定制度の運用要領」に基づき、請負業者の作業責任者等への指導・支援のため、要領に該当する各責任者に対して作業責任者等教育を行い、責任者としての職務と過去の事故・トラブル事例を用いた教育を実施し、安全に対する意識付けを図っている。

また、現場における個別の作業にあっては、現場総括責任者からの相談等により、計画段階から作業手順の確認や安全を確保する上で必要な点検項目に対する対策について、機構作業責任者や安全主任者によって、その都度、請負業者に適切な指導・助言を行い、作業計画書へ反映されている。

平成 22 年度においても、引き続き作業責任者等への教育を活用するとともに、請負業者の現場総括責任者や作業責任者等と安全情報を共有し、作業時の事故トラブルの発生防止に努める。

２．法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。

① 自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上

法令やルール(社会との約束含む。)を守るためには、自らの業務に関係する法令やルールを把握していることが重要である。

平成 22 年度についても、法令等に定める保安教育、要領(マニュアル)等の教育を行い、自らの業務に関連する法令やルールの理解と知識の向上を図る。

原子力エネルギー安全月間等においては、事故・トラブル発生時の通報連絡や原子力安全協定の再確認を行うなど、要領等に記載のない状況や判断を求められた場合においても、的確に対応できるように、要領等に記載された背景に関する知識の向上に努める。

② 規則、要領(マニュアル)等の適切性の確保

平成 21 年度は、労働安全衛生に係る関係法令、機構の規程及び研究所の規則･通達等を遵守した作業計画書の作成､手順書の見直しを行い、合わせて規程等に基づく教育を行っている。

平成 22 年度も引き続き、関係法令、規程等の遵守を徹底するため、及び各種許認可、監督官庁による施設検査、保安検査等の事前準備を確実に実施するため、労働安全衛生に係る規則、要領（マニュアル）をルールに従って定期的にレビューし、法的要求事項等が適切に記載されていることを確認する。

作業計画を立案或いは変更する際には、許認可手続き等の要否及び許可条件を逸脱した運転等にならないことを事前に確認し、必要な手続きを確実に行う。

また、事故・トラブル時の通報・連絡手順は、社会との約束を守る観点から､迅速かつ的確な対応を行う必要があり､必要に応じて見直しを図る。

３．リスクを考えた保安活動に努める。

① 施設、設備等の習熟とリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）

平成 21 年度については、各部・センターにおいて施設・設備等の保安及び作業安全を確保する観点から運転及び保守を行う従業員に対し、請負作業者の現場総括責任者とも連携し、作動原理や運転操作上のノウハウ等

を習熟するため、要領・手順等の周知教育及び操作訓練を行っている。

平成 22 年度においても引き続き、施設、設備を習熟するための周知教育やOJTを含めた操作訓練を積み重ね､技術力の向上と技術の伝承を図る。

平成 21 年度のリスクアセスメントの取り組みについては、各部・センターにおいて、新規作業や作業内容変更時における作業計画書・手順書の作成及び見直し、改定の都度、リスクアセスメントを行っている。また、定型化された作業については、既存のリスクアセスメント結果の再確認を行い、作業の実態との整合を図るなどの見直しを行った。

平成 21 年度は大きなトラブルへの発展はなかったものの、電気設備に係る不具合が発生するなど、小さなトラブルが見られた。

平成 22 年度においても、作業計画書の作成、変更においては、ヒューマンエラーや施設、設備の運転状況を考慮し、リスクアセスメントの実施にあたっては、主たる作業だけでなく、付随する周辺作業（作業毎の準備、廃棄物の整理、後片付け作業等）や３Ｈ（**初**めて(不慣れも含む)、**変**更（計画、手順、方法)、**久**しぶり(不慣れも含む)）の観点にも留意し、安全主任者の意見などを参考に作業責任者、現場責任者などの作業に関わる関係者が確実に行い、その結果を作業手順書へ反映するとともに、必要に応じてモックアップ作業を行うなどによりリスクの低減を図る。

②　「設備の重要度や経年に応じた保守管理の実施」【新規】

平成 21 年度においては、研究所として設備に関する原子炉等規制法に基づく法令報告が 2 件、及び無停電電源装置コンデンサーからのオイル漏れなどの電気設備に関する不具合が数件発生しており、今後も高経年化した設備の不具合による事故・トラブルの発生が懸念される。

平成 22 年度は、保守管理を行う各部・センターにおいて、保安管理上重要な設備、機器や電気設備について、潜在的なリスク、不具合発生時の影響を考慮し、重要度や経年に応じた保全方法（予防保全や事後保全の区分も含む）及び保全計画の策定または見直しを行い、計画に従い点検・保守を行う。

③ 基本動作（5S を含む）の徹底及び KY・TBM 活動等の効果的な取り組み

平成 21 年度は、各部・センターにおいては、作業の安全を確保するため、作業の実施にあたって基本動作（５Ｓを含む)の徹底及び KY・TBM 活動

を現場において効果的に取り入れ、作業を行っている。

放射性物質を取扱う各部・センターにおいては、基本動作の徹底の一環として放射線サーベイ強化の活動を継続的に実施している。

また、危険に対する感受性を高める活動として、職員等だけでなく安全衛生強化推進協議会に参加している請負業者に対しても参加を呼びかけ、危険作業を実体験できる安全体感教育を実施している。

平成 22 年度も引き続き、これらの活動を継続し、各部・センターにおいては、KYT トレーナー、RST トレーナーなどの有資格者を活用し、計画的な KY 教育等を行うとともに、作業現場に密着した KY 教育及び TBM 活動において、現場責任者の立会い等による作業のホールドポイント等の確認や３Ｈ（初めて、変更、久しぶり)作業の確認を行い必要な対応を図る。

平成 ２１年度に発生した負傷災害等は、基本動作の不徹底によるものが散見されたことから、平成 22 年度も引き続き、各部・センターにおいて、新規配属者や従業員に対して現場の実態に応じた基本動作に係る再教育（OJT も含む）を行い、基本動作の徹底を図る。

（負傷報告件数：16 年度 12 件、17 年度 4 件、18 年度 0 件、
19 年度 6 件、20 年度 9 件、21 年度 3 件）

４.双方向のコミュニケーションを推進する。

① 経営層や研究所幹部（所長、各部・センター長等）と現場の対話による相互理解の促進

平成 21 年度においては、役員、所長等の安全確保に関するメッセージは、安全大会や各種安全衛生活動行事における所内放送、安全衛生瓦版により発信している。また、各部･センターの各課における安全に関する連絡会、各部安全衛生委員会、安全衛生強化推進協議会等や所長、各部・センター長等による現場パトロールや懇談会を実施し、現場とのコミュニケーションを図っている。

平成 22 年度についても、これらの活動を継続し、役員、所長、各部・センター長等と従業員との双方向のコミュニケーションを通して、安全確保に関する情報を共有することで相互理解の促進を図る。

② 不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成

平成 21 年度においては、日常の業務における設備の不具合事象、保安

検査等における指摘事項或いは国への報告等の誤りについては、「報・連・相（報告・連絡・相談）」を励行し、迅速な処置を行ってきた。

また、安全の確保、職場内の情報共有やトラブルを未然に防止する観点で、現場や組織における双方向コミュニケーションの必要性について、講演会を開催した。

平成 22 年度についても、安全の確保や社会との信頼を維持するため、引き続き各職場において、「報・連・相」を徹底し、情報を共有することで風通しのよい職場づくりを行い、不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成を図る。

５．健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。

① 心身両面にわたる健康管理の推進

平成 21 年度は、法定健康診断を着実に行い、その結果に基づく職員等の健康管理を行っている。

生活習慣病対策の一環として、ウォーキングキャンペーン、血液サラサラ度チェック、職場で実践できる運動の推奨などを行い、職員等の健康増進及び意識の高揚に努めてきた。また、心の健康づくりについては、より一層のメンタルヘルス対策の定着に向けて、セルフケア、ラインケアの重要性やその手法に関する情報提供や外部講習会への参加を積極的に呼びかけるとともに、毎月健康相談日を設ける等産業保健スタッフよるきめ細かなケアが行われるよう様々な取り組みを行ってきた。更に、今期に発生した新型インフルエンザへの対応として、研究所における新型インフルエンザ対策に関する行動計画を制定し、適切な運用に努めてきた。

平成 22 年度についても、職員等の健康管理については、「心身両面にわたる健康管理の推進」に係わる研究所としての取り組みを継続する。中でもメタボリックシンドローム対策を含む生活習慣の改善とストレスへの気づきなど個々人の健康意識の醸成とメンタル不全により長期療養した職員の職場復帰に向けた支援を行う。

② 過重労働による健康障害の防止対策の徹底

平成 21 年度は、過重労働の防止対策として、服務管理システムを活用した労働時間の把握と適正化、労務担当課による職場巡視等、労組との定例会議（時短委員会）の開催を行っている。また、毎日の終礼において時

間外勤務の必要性を確認するなど勤務時間外労働の適正な管理を行っている。

なお、時間外勤務が多い者に対しては、安全衛生管理規則等に基づき、産業医による面談を行った。その結果、面談時に健康上の問題が認められた者はいなかった。

平成22年度も引き続き、過重労働による健康障害を未然に防ぐために、服務管理システムを活用して労働時間の把握と適正化に努め、業務量の把握を行い、改善に向けた取り組みを行うとともに、産業医等と連携して過重労働による健康障害の防止に努める。

③ 救護能力向上の取り組み【新規】

平成 21 年度に発生した負傷災害は、幸いにも軽微な負傷となっているが、重篤な負傷事故を想定しておくことも必要である。研究所においては、要救護者に対する心肺蘇生法などの可能な範囲の応急処置（人命最優先とする適切な救護措置）を行う者として、一定の救護能力を有する従業員を20%以上養成することを今後の目標に掲げ、各部・センターにおいて計画的に養成するとともに、救護に関する教育・訓練を行うことにより、救護能力向上を図るものとする。

④ きれいでさわやかな職場環境の維持・向上

研究所おいては、「快適職場づくりの推進」を実施しており、各部・センターでは、受動喫煙防止も含めた分煙活動、整理・整頓・清掃の徹底、環境美化等の職場環境の整備を継続的に取り組み、平成 21 年度は、屋内喫煙場所を縮小・廃止し、職場環境の改善を進めている。

平成 22 年度も引き続き、事務所や居室、現場においても働きやすい職場の雰囲気を醸成するため、安全衛生管理規則等に基づく衛生巡視活動、職場環境の整備や環境美化を各職場において継続して実施し、快適職場づくりに取り組む。

また、現場においても適切な作業時間や休憩時間の設定、作業にあった採光や騒音の削減、ゆとりある作業スペースの確保等の快適な作業環境づくりを継続的に行って行く。

以　上

平成２２年度　　サイクル工学研究所　安全衛生に関する実施計画（目標リスト）

機構の基本方針、目標(施策)		研究所の目標内容(実施方策)	管理尺度	目標値	担当部署(＊1)
安全の確保を最優先とする。		1.　安全の確保を最優先とする。			
	・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成	①職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成			
		職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成するため、以下のチェックポイントを反映した作業計画書を作成し、作業前に作業者間で情報共有 ・各自の役割と責任の明確化 ・ホールドポイントの明確化 ・関連する設備への影響の確認 ・ 周辺作業への影響の確認 ・ 計画、工程に無理のないことの確認	作業計画書の情報共有の実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止			
		安全ニュース等及び安全情報（各部センター作成の事象報告シートを含む）の周知及び安全に関する連絡会、課会等における情報の共有	情報周知の実施率	100%	○保安部(安対課)
			情報共有の実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
		水平展開実施要領に基づく水平展開事項や安全ニュース等を踏まえ、各部・ｾﾝﾀｰ長が必要と判断する事故・故障等に係る予防処置を実施する。	各部・ｾﾝﾀｰ長が必要と判断した予防処置の実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	・請負作業における事故・トラブルの防止に係る指導・支援の充実	《新規》 ③請負作業における事故・トラブルの防止に係る指導・支援の充実			
		・現場責任者等教育（請負側）の計画的な実施	実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
		・請負作業における作業計画時のリスクアセスメントの確認、指導の実施	実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ

機構の基本方針、目標(施策)	研究所の目標内容(実施方策)	管理尺度	目標値	担当部署(＊1)
法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。	2.法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。			
・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上	①自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上			
	教育の年間計画に従い関係法令、要領等の実施	従業員の受講率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
・規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保	②規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保			
	労働安全衛生に係る規則、要領（マニュアル）等をルールに従って定期的にレビューし、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保	レビューの実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	作業計画書(変更時も含む)への関係法令、規程、要領等の要求事項の反映	関係法令等要求事項の作業計画書(変更時も含む)への反映率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
リスクを考えた保安活動に努める。	3.リスクを考えた保安活動に努める。			
・施設、設備等の習熟とリスクアセスメントの推進。	①施設、設備等の習熟とリスクアセスメントの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）			
	運転要領・マニュアル類（作動原理等も含む）の周知教育と有効性の確認の実施	教育の実施件数	1件以上/課・年	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	施設・設備の運転訓練の実施	運転訓練の実施件数	1件以上/課・年	
	作業計画書の作成、変更時においては、ヒューマンエラー、設備等の運転状況を考慮し、主たる作業だけでなく付随する周辺作業（作業毎の準備、廃棄物の整理、後片付け作業等）を含む作業の実態に応じたリスクアセスメントの実施(特に3H（初めて、変更、久しぶり）の観点にも留意する)する。	リスクアセスメントの実施率	100%	
・設備の重要度や経年に応じた保守管理の実施	《新規》 ②設備の重要度や経年に応じた保守管理の実施			
	設備等について、重要度や経年に応じたリスク等の影響を考慮した保全方法（予防保全や事後保全の区分並び事後保全とした場合の安全維持対策を含む）の検討や保全計画を見直し、計画に従い点検・保守を行う。	保全方法や保全計画の策定または見直しの実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ

機構の基本方針、目標(施策)	研究所の目標内容(実施方策)	管理尺度	目標値	担当部署(＊1)
・基本動作（５Ｓを含む）の徹底及びKY・TBMの活用	③基本動作（5Ｓを含む）の徹底及びKY・TBM活動等の効果的な取り組み			
	現場に密着した基本動作に係る実務教育（OJTも含む）並びに各部・ｾﾝﾀｰにおける独自の認定制度に基づく活動及びｻｰﾍﾞｲ強化活動の実施	基本動作に係る教育及び活動の実施件数	1件以上/課・年	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	リスクの認知・低減のため、作業開始前KY、TBMにおけるホールドポイントの確認や３Ｈ（初めて、変更、久しぶり）の有無の確認の実施	作業開始前のKY、TBMの実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
双方向のコミュニケーションを推進する。	4.双方向のコミュニケーションを推進する。			
・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	①経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長）と現場の対話による相互理解の促進			
	役員との現場との安全に関する懇談会等の実施	懇談会等の実施回数	1回以上/所・年	◎保安部(安対課)
	所長と現場との安全に関する懇談会等の実施	懇談会等の実施回数	1回以上/部・センター・年	
	各部・ｾﾝﾀｰ長と現場との安全に関する懇談会等の実施	懇談会等の実施回数	1回以上/部・センター・年	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
・誤りを速やかに報告する文化の醸成	②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成			
	職場内における双方向コミュニケーションを図るため、課会、安全に関する連絡会等により、安全情報の共有の実施	情報共有の実施率	100%	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。	5.健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。			
・心身両面にわたる健康管理の推進	① 心身両面にわたる健康管理の推進			
	健康管理に関する行事の開催	行事の実施回数	1回以上/年	◎管理部（労務課）

機構の基本方針、目標(施策)	研究所の目標内容（実施方策）	管理尺度	目標値	担当部署（＊1）
	各部・センターにおける健康管理に関する活動（上記の行事への参加も含む）の実施	健康管理に関する活動の実施件数	1件以上/課・年	○各部・ｾﾝﾀｰ
・過重労働による健康障害の防止対策の徹底	② 過重労働による健康障害の防止対策の徹底			
	管理職等による勤務時間外労働の適正な管理の実施	管理の実施率	100%	◎管理部（労務課） ○各部・ｾﾝﾀｰ
	時間外勤務の多い者に対する安全衛生管理規則等に基づく産業医による面談の実施	面談の実施率	100%	◎管理部（労務課）
サイクル工学研究所における取り組み	《新規》 ③救護能力向上の取り組み			
	救護処置を適切に行える者について、20%以上の養成に向けた所内の条件整備と各部・センターにおける計画的な取り組み	研究所における養成に係る計画の策定	6月	◎保安部（安対課） ○管理部（労務課）
		研究所の計画を受けた、各部・センターにおける養成計画の作成	9月	○各部・センター
・「快適職場づくり」を目指した活動の推進	④ きれいでさわやかな職場環境の維持・向上			
	事務所や居室の環境美化等の実施又は現場作業における快適な作業環境づくり（作業にあった採光や騒音の削減、ゆとりある作業スペースの確保等）の実施	快適な作業環境づくりの活動件数	1件以上/課・年	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ

注）［担当部署欄(*)］ ◎:取りまとめ部署　○:実施する部署

付録—5(1)

原子力安全に係る品質方針

原子力に関する研究開発機関として、原子力施設の安全の確保を最優先に、品質マネジメントシステムのもとに保安活動を行い、業務の継続的な改善に取り組む。

保安活動の実施に当たり、以下の方針を定める。

(1) 安全の確保を最優先とする。
(2) 法令及びルール(社会との約束を含む。)を守る。
(3) リスクを考えた保安活動に努める。
(4) 双方向のコミュニケーションを推進する。
(5) 業務の目標を定めて、定期的にレビューする。

平成21年4月1日

理事長 岡崎俊雄

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

付録—5(2)

原子力安全に係る品質方針

原子力に関する研究開発機関として、原子力施設の安全の確保を最優先に、品質マネジメントシステムのもとに保安活動を行い、業務の継続的な改善に取り組む。

保安活動の実施に当たり、以下の方針を定める。

(1) 安全の確保を最優先とする。
(2) 法令及びルール(社会との約束を含む。)を守る 。
(3) リスクを考えた保安活動に努める。
(4) 双方向のコミュニケーションを推進する。
(5) 業務の目標を定めて、定期的にレビューする。

平成22年4月1日

理事長 岡崎俊雄

独立行政法人 日本原子力研究開発機構

付録—5(3)

核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針

核燃料サイクルに関する中核的な研究開発拠点として、以下の方針で、品質マネジメントシステムのもとに保安活動を展開する。

(1) 安全最優先を徹底する。

(2) 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。

(3) リスクを考えた保安活動と危機管理を充実する。

(4) 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。

(5) 品質目標を定めて業務を推進するとともに、定期的にレビューを行い、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

平成21年4月1日
核燃料サイクル工学研究所長
野村茂雄

付録—5(4)

核燃料物質使用施設の原子力安全に係る品質方針

核燃料サイクルに関する中核的な研究開発拠点として、以下の方針で、品質マネジメントシステムのもとに保安活動を展開する。

(1) 安全最優先を徹底する。

(2) 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。

(3) リスクを考えた保安活動と危機管理を充実する。

(4) 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。

(5) 品質目標を定めて業務を推進するとともに、定期的にレビューを行い、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

平成22年4月1日
核燃料サイクル工学研究所長

市村 敏夫

様式－1

平成２１年度　核燃料サイクル工学研究所　品質目標リスト~~・実績(案)~~

適用施設	■再処理施設　■使用施設　■政令第 41 条非該当施設
計画・報告時期	■設定時　□中間[第１～第２四半期]　□暫定[第１～第３四半期] □最終[第１～第４四半期]

所　長	品質保証管理責任者*1	作　成
[redacted] (H21.4.1)	[redacted] (H21.3.31)	[redacted] (H21.3.31)

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成　年　月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
1.安全の確保を最優先とする。 (原子力安全に係る品質方針) 1.安全最優先を徹底する。 (使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 安全の確保を最優先とする意識の向上のための啓発活動を実施する。	啓発活動の実施回数	1回以上/年	昨年度の目標を継続	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
	(2) 安全情報の共有により事故・トラブルを未然防止する。	水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100%	昨年度の目標を継続	—		
		各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1件以上/四半期	昨年度の目標を継続	—		
	(3) 職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成する。	作業計画書の作成時に各自の役割とホールドポイントの明確化の実施率	100%	新規	—		
	(4) 管理・監督者に対し、品質マネジメントシステムが安全の確保のために担う役割、意義に係る教育等を実施する。	教育等の実施回数	1回以上/年	新規	—	保安管理部	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成　年　月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
2. 法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。 （原子力安全に係る品質方針） 2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。（使用施設の原子力安全に係る品質方針）	(1) 原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、保安検査等での違反件数をゼロ件とする。	保安検査での違反件数	違反件数0件	昨年度の目標を継続	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
	(2) 許認可手続きの不備や記載ミス及び計算ミスの防止対策の継続的な実施と必要に応じた改善を実施する。	手続きミス、記載ミス等に係る現行の低減活動の評価と改善の実施率	100%	昨年度の目標を継続	—		
	(3) 外部からの指摘に対し、既存の仕組みで適切に対応可能であることを確認する。	確認完了時期	7月	新規	—	保安管理部	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
	(4) 保安活動に従事する者に関係法令、許認可条件、規定、要領とその遵守に係る教育を実施する。	従業員の受講率	100%	昨年度の目標を継続	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
	(5) 規格等の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書、下部要領書等の見直しを行ない、必要に応じて改定し、適時性及び適切性を確保する。	品質保証計画書、下部要領書等の見直し及び必要に応じた改定	100%	昨年度の目標を継続	—		

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成　年　月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
3. リスクを考えた保安活動に努める。 (原子力安全に係る品質方針) 3. リスクを考えた保安活動と危機管理を充実する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 施設及び設備の保全においては、リスクを考慮(事後保全にともなうリスクを含む。)し、優先順位を付けて保全計画を立てるとともに、保全計画に基づく点検及び保守を確実に行う。また、点検頻度に基準を設けた場合は、過去の経験等からその妥当性を確認する。	保全計画の見直し期限	9月	昨年度の目標を継続	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設
		保全計画に基づく点検・保守の実施率	100%	昨年度の目標を見直し	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設
	(2) 作業計画策定時には、事前にリスクアセスメントを実施し、その結果を作業計画書に反映させる。また、作業計画の変更時には、計画の見直し内容を反映して再度、リスクアセスメントを確実に実施する。	リスクアセスメントの実施率	100%	昨年度の目標を継続	—		
	(3) 保守点検時に検出された不具合事象の扱いに関し、不適合管理要領書について見直しを行ない、必要に応じて改定する。	不適合管理要領書の見直し期限	H21年12月末	新規	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 再処理センター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設
	(4) 複合災害を想定した非常事態の措置に係る訓練を実施する。	非常事態の措置に係る訓練の実施回数	1回以上/年	昨年度の目標の見直し	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 プルセンター	■使用施設 ■政令第41条非該当施設

品質方針	研究所の品質目標	要求事項		現状	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
		管理尺度	目標値	(平成　年　月末現在)			
4.双方向のコミュニケーションを推進する。(原子力安全に係る品質方針) 4.研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 各部・センターの朝会や連絡会及び職場パトロールを通じた「幹部と各職場」「各職場と協力会社」の間における保安等に関する情報交換を充実する。	朝会、部・課会等による情報交換の実施	1回以上/月	昨年度の目標を継続	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
	(2) 役員、所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等との安全に関する懇談会を実施する。	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上/年	新規	—	保安管理部	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
		各部・ｾﾝﾀｰ長等との安全に関する懇談会等の実施	1件以上/年	新規	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
5.業務の目標を定めて、定期的にレビューする。(原子力安全に係る品質方針)	(1) 品質マネジメントシステムの形骸化(劣化)を防止するための方法を検討する。	検討の完了時期	H22 年 3 月末	新規	—	保安管理部	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設
5. 品質目標を定めて業務を推進し、定期的レビューを行い、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(2) 各部・センター毎に制定している保安に関する業務の計画作成のための要領書の適切性（要求事項や判断基準を明確にし、具体的にPDCAが回るようになっているか。）について、見直しを行い、必要に応じて改定する。	要領書の見直し及び必要に応じた改定の実施期限	H21 年 7 月	新規	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設

品質方針	研究所の品質目標	要求事項		現状	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
		管理尺度	目標値	(平成　年　月末現在)			
5. 業務の目標を定めて、定期的にレビューする。(原子力安全に係る品質方針) 5. 品質目標を定めて業務を推進し、定期的レビューを行い、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(3) 品質保証に係る文書、記録に関して、文書間の不整合や記載ミス等の発生を防止するための必要な改善策を実施する。	実施時期	H22 年 3 月末	新規	—	保安管理部 工務技術室 放射線管理部 サイクル工学試験部 環境技術管理部 再処理センター プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設

様式－1

所　長	品質保証管理責任者*1	作　成
(H22. 4. 1)	(H22. 3. 31)	(H22. 3. 30)

平成22年度　核燃料サイクル工学研究所　品質目標リスト~~－実績~~

適用施設	■再処理施設　■使用施設　■政令第41条非該当施設等
報告時期	■設定時　□中間[第1～第2四半期]　□暫定[第1～第3四半期] □最終[第1～第4四半期]

品質方針	研究所の品質目標	要求事項		現状 (平成 年 月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
		管理尺度	目標値				
1.安全の確保を最優先とする。 (原子力安全に係る品質方針) 1.安全最優先を徹底する。 (使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 安全の確保を最優先とする意識の向上及び作業者が自らの行動や施設・設備の状況などについて、常に問いかけ改善に取組む風土を醸成するため、過去のトラブルの事例研究等、啓発活動を実施する。 (各部・センターで実施する行事のほか研究所行事への参加を含む)	啓発活動の実施回数	1回以上/年	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
	(2) 水平展開実施要領に基づく水平展開事項や安全ニュース等を踏まえ、各部・ｾﾝﾀｰ長が必要と判断する事故・故障等に係る予防処置を実施する。	各部・ｾﾝﾀｰ長が必要と判断した予防処置の実施率	100%	—	—		
	(3) 職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識を醸成するため、以下のチェックポイントを反映した作業計画書を作成し、作業前に作業者間で情報共有する。 ・各自の役割と責任の明確化 ・ホールドポイントの明確化 ・関連する設備への影響の確認	作業計画書の情報共有の実施率	100%	—	—		

1/5

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状 (平成 年 月末現在)	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
	・周辺作業への影響の確認 ・計画、工程に無理のないことの確認						
2. 法令及びルール(社会との約束を含む。)を守る。 (原子力安全に係る品質方針) 2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 原子炉等規制法、保安規定等を遵守し、再処理施設及び使用施設等に係る保安活動を行い、プロセスの監視及び測定を確実に実施する。	品質保証計画書に定めるプロセスの監視及び測定の実施率	100%	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
	(2) 教育の年間計画に従い関係法令、要領等の教育を実施する。	従業員の受講率	100%	—	—		
	(3) 品質保証に係る省令改正及び規格の改正情報を的確に把握し、品質保証計画書及び下部要領書等の見直しを実施する。	規格の改正等に応じた見直しの実施率	100%	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
3. リスクを考えた保安活動に努める。 (原子力安全に係る品質方針) 3. リスクを考えた保安活動と危機管理を充実する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 設備等について、重要度や経年に応じたリスク等の影響を考慮した保全方法(予防保全や事後保全の区分並びに事後保全とした場合の安全維持対策を含む。)の検討や保全計画を見直し、計画に従い点検・保守を行う。	保全方法や保全計画の策定または見直しの実施率	100%	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
	(2) 作業計画書の作成、変更時においてはヒューマンエラー、設備等の運転状況を考慮し、主たる作業だけでなく付随する周辺作業（作業毎の準備、廃棄物の整	リスクアセスメントの実施率	100%	—	—		

2/5

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成 年 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
	理、後片付け作業）を含む作業の実態に応じたリスクアセスメントを実施（特に3H（初めて、変更、久しぶり）の観点にも留意する）する。						
	(3) 複合災害を想定した非常事態の措置に係る訓練を実施する。	非常事態の措置に係る訓練の実施回数	1回以上/年	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 □政令第41条非該当施設等
4. 双方向のコミュニケーションを推進する。（原子力安全に係る品質方針） 4. 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。（使用施設の原子力安全に係る品質方針）	(1) 役員と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施	1回以上/所・年	—	—	○保安管理部	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等
	(2) 所長と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施	1回以上/部・ｾﾝﾀｰ・年	—	—	○保安管理部	
	(3) 各部・ｾﾝﾀｰ長と現場との安全に関する懇談会等を実施する。	懇談会等の実施	1回以上/部・ｾﾝﾀｰ・年	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等

品質方針	研究所の品質目標	要求事項 管理尺度	要求事項 目標値	現状（平成 年 月末現在）	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
	(4) 職場内における双方向コミュニケーションを図るため、課会、安全に関する連絡会等により安全情報の共有を実施する。	情報共有の実施率	100%	—	—		
5.業務の目標を定めて、定期的にレビューする。(原子力安全に係る品質方針) 5. 品質目標を定めて業務を推進するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。(使用施設の原子力安全に係る品質方針)	(1) 各部・センター毎に制定している、業務の計画を作成するための要領書について、以下の視点で見直しを行い、必要に応じて改定する。 ・業務の要求事項の明確化 ・業務の実施方法の明確化 ・業務の検証方法と検証時期の明確化	見直し期限	H23 年 3 月末	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第 41 条非該当施設等
	(2) 品質保証に係る文書、記録に関して、文書間の不整合や記載ミス等の防止のため、要領書等を確認する。	要領書の確認期限	H23 年 3 月末	—	—		
	(3) H21 年度の原子力安全監査からの意見等については、当該部署において、内容を確認し、必要に応じて改善する。	確認及び改善期限	H22 年 9 月末	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○再処理センター	■再処理施設 □使用施設 □政令第 41 条非該当施設等
6.その他	(1) Pu 燃料ｾﾝﾀｰの加工事業に向けた対応として、「設計及び工事」のための品質保証計画書(案)の見直し及び下部要領書等の整備を進める。	検討完了時期	H23 年 3 月末	—	—	○プルセンター ○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部	□再処理施設 ■使用施設 □政令第 41 条非該当施設等
	(2) 基本設計を実施中の TWTF が今後、廃棄施設として安全審査を受けることに備え、使用施設等のマネジメントシステムと並存しても問題なく運用可能なように品質マネジメントシステムの構築に向けた検討を進める。	検討完了時期	H23 年 3 月末	—	—	○環境技術管理部	□再処理施設 ■使用施設 □政令第 41 条非該当施設等

品質方針	研究所の品質目標	要求事項		現状	問題の要因分析及び今後の対応策	担当部署	保安規定の適用区分
		管理尺度	目標値	(平成 年 月末現在)			
	(3) 品質システム文書の最適化を図るため、不用な仕組みはないか抜けがないかを確認し、必要に応じた改善を実施する。	見直し、改善の実施期限	H23年3月末	—	—	○保安管理部 ○工務技術室 ○放射線管理部 ○ｻｲｸﾙ工学試験部 ○環境技術管理部 ○再処理センター ○プルセンター	■再処理施設 ■使用施設 ■政令第41条非該当施設等

＊1　再処理施設の場合は研究所の品質管理責任者、使用施設の場合は品質保証管理責任者とする。

5/5

付録—5(7)

平成 21 年度「品質月間」に当たって

平成 21 年 11 月 1 日
理事長　岡﨑　俊雄

毎年11月は、品質意識の高揚等を目的とした「品質月間」が全国的に展開され、その活動も今年で50回目を迎えます。今年度は、「持続可能な社会をつくる品質　～今、あなたにとって品質は？～」が、統一テーマとして掲げられています。

私は、機構の「品質方針」として、

「安全の確保を最優先とする」、

「社会との約束を含め、法令、ルールを遵守する」、

「リスクを考えた保安活動に努める」、

「双方向のコミュニケーションを推進する」、

「業務の目標を定めて、定期的にレビューする」

の五つを示し、原子力の研究開発機関として、社会から信頼される組織となるため、皆さんと一緒になって、機構における「品質保証」をより一層充実したものにしていきたいと考えています。

しかし、今年度に入ってから、施設、設備のトラブルが発生し、その都度、改善策を講じており、先月には安全担当の片山理事から「安全確保の徹底について」注意喚起をお願いしたところです。

業務の実施に当たっては、安全最優先で進めることは言うまでもありませんが、そのためには、職員の皆さん、協力会社の皆さんの一人ひとりが、自らの業務のプロセスや担当する設備、機器を良く知り、弱点を見つけて改善する『自律的な品質保証』に取り組んでいく必要があります。

機構は今、「もんじゅ」の運転再開を控えるなど、大切な節目にあります。

今年度の品質月間を機会に、統一テーマにある「今、あなたにとって品質は？」を自らに問いかけ、私たちの品質保証を今一度確認し、日常の保安活動に関するルールが明確で、分かりやすくなっているか、あるいは、取り上げられた課題が改善につながる仕組みになっているかなど、安全を確保するための改善に努力していただきたいと思います。

このような自律的な品質マネジメントシステムのもと、業務の継続的な改善を行い、社会から信頼される組織にしていきましょう。

全役職員及び協力会社の皆さんの一層のご努力をお願いいたします。

以 上

付録—5(8)

平成 21 年度品質月間に当たって

平成 21 年 11 月 2 日
核燃料サイクル工学研究所
所長　**市村　敏夫**

核燃料サイクル工学研究所内で働く従業員の皆さん，おはようございます。所長の市村です。日頃からさまざまな品質保証活動を通して業務の信頼性、確実性の向上に取り組んでいただいていることに、あらためて感謝したいと思います。

さて、11 月は、全国規模で展開される品質月間にあたります。

今年は、

“持続可能な社会を作る品質”

～今、あなたにとって品質は？～

という統一テーマの下、いろいろな産業分野で各種行事が繰り広げられます。

サイクル研においても、11 月 1 日から 11 月 30 日までの品質月間中に、講演会や研修会などの各種行事を集中的に展開していきます。

今年度計画している行事は、昨年度までの行事等の実績を踏まえ、かつ、昨年度マネジメントレビューへの対応も考慮して行事を企画し、従業員の一層の品質意識の高揚を図る計画です。

従業員の皆さんも当研究所業務の信頼性、確実性の向上を目指し、自ら進んで取り組み、改善していく「自律的な品質保証」を是非実践していただきたいと思います。

特に、現場の第一線をリードする管理職においては、それぞれの組織で行う業務成果の品質を確保する責任者として、自らの役割を再認識し、身をもって実践することで品質保証活動の重要性を示すようお願いしたいと思います。

原子力の未来は、皆さんのたゆまぬ努力にかかっています。この期間中に行われる品質月間行事へ積極的に参加し、これをきっかけとして是非、品質保証活動の重要性の認識及び改善意識を高め、実践をして下さい。安全と品質を車の両輪として業務に当たっていただくことを、再度お願いして、私からのメッセージとします。

以上

付録—5(9)

労働安全衛生及び環境に係る方針

核燃料サイクルに関する中核的な研究開発拠点として、労働安全衛生及び環境活動を優先したマネジメントシステムを運用し、安全で快適な職場環境の形成と環境保全に配慮するとともに、地域社会との共生を目指す。

1. 安全最優先を徹底する。
2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。
3. リスクを考えた保安活動を推進する。
4. 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。
5. 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。
6. 省エネルギー、省資源及び廃棄物の低減・リサイクルを推進する。
7. 目標を定めて業務を推進するとともに、定期的にレビューを行い、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

平成 21 年 4 月 1 日
核燃料サイクル工学研究所長
野村茂雄

付録—5(10)

労働安全衛生及び環境に係る方針

核燃料サイクルに関する中核的な研究開発拠点として、労働安全衛生及び環境活動を優先したマネジメントシステムを運用し、安全で快適な職場環境の形成と環境保全に配慮するとともに、地域社会との共生を目指す。

1. 安全最優先を徹底する。
2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。
3. リスクを考えた保安活動を推進する。
4. 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。
5. 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。
6. 省エネルギー、省資源及び廃棄物の低減・リサイクルを推進する。
7. 目標を定めて業務を推進するとともに、定期的にレビューを行い、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

平成21年10月1日
核燃料サイクル工学研究所長
和村敏夫

付録—5(11)

労働安全衛生及び環境に係る方針

核燃料サイクルに関する中核的な研究開発拠点として、労働安全衛生及び環境活動を優先したマネジメントシステムを運用し、安全で快適な職場環境の形成と環境保全に配慮するとともに、地域社会との共生を目指す。

1. 安全最優先を徹底する。
2. 法令、規定、要領、社会との約束等を守る。
3. リスクを考えた保安活動を推進する。
4. 研究所幹部と現場の双方向のコミュニケーションを推進する。
5. 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。
6. 省エネルギー、省資源及び廃棄物の低減・リサイクルを推進する。
7. 目標を定めて業務を推進するとともに、定期的にレビューを行い、マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

平成22年4月1日
核燃料サイクル工学研究所長
市村敏夫

改定番号：Rev-００

平成２１年度　研究所　ＯＨＳＭＳ／ＥＭＳ目標リスト

承　認	確　認
所　長	OHSMS/EMS管理責任者
●	●

承認　：平成 21 年 4 月 1 日
作成　：平成 21 年 3 月 31 日

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
OHSMS	○安全の確保を最優先とする。	－	－	1.安全の確保を最優先とする。<1>				
	・職場における一人ひとりの役割確認と安全意識の醸成	－	－	①職場における一人ひとりの役割、責任の自覚と安全意識の醸成	作業計画書の作成時に各自の役割と責任及びホールドポイントの明確化の実施率	100%	関係法令を遵守した各自の役割と責任を明記した作業計画書の作成と役割確認を実施した。	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	・安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	－	－	②安全情報の共有による事故・トラブルの未然防止	安全ニュース等及び安全情報（各部センター作成の事象報告シートを含む）の朝会、課会等における情報共有の実施率	100%	・安全ニュース（11件）及び安全衛生瓦版（11件）を発行し、周知及び掲載 ・各部・センターにおいて、朝会、課会等で安全情報の共有を実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
					水平展開実施要領に基づく水平展開の実施又は周知の実施率	100%	水平展開の実施（4件）及び情報共有のための周知（5件）の実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
					各部・センター長が必要と判断する事故・故障等に係る自主的な水平展開の実施	1件以上/四半期	過去の事故・トラブルを「保安の広場」に掲載し、情報活用のための試運用を開始	

付録－5(12)

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
OHSMS	○法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。	－	－	２．法令及びルール（社会との約束を含む。）を守る。＜1＞				
	・自らの業務に関連するルールの把握と知識の向上	－	－	①自らの業務に関連する法令及びルールの把握と知識の向上	関係法令、要領(マニュアル)等の教育の実施率	100%	各部・センターとも関係法令等の教育を計画的に実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	・規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保	－	－	②規則、要領（マニュアル）等の適切性の確保	作業計画書(変更時も含む)への関係法令、規程、要領等の要求事項の反映率	100%	関係法令、保安規定等を遵守した作業計画書の立案を実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	○リスクを考えた保安活動に努める。	－	－	３．リスクを考えた保安活動に努める。＜1＞				
	・施設、設備等の習熟とリスクアセスメントの推進	－	－	①施設、設備等の習熟とﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの確実な実施（作業計画策定・変更時を含む）	運転要領・ﾏﾆｭｱﾙ類（作動原理等も含む）の周知教育の実施回数	1件以上/課・年	各部・センターにおいて、施設、設備等の習熟のための教育訓練を計画的に実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
					施設・設備の運転訓練の実施回数	1件以上/課・年		
					作業の実態に応じたﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄの実施率	100%	作業計画書の作成、変更時のﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄを実施	
					定常作業における作業計画時又は作業開始前に既存のﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄ結果について、再確認の実施率	100%	（新規）	◎保安部(施安課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
	・基本動作（５Ｓを含む）の徹底及びKY・TBMの活用	－	－	②基本動作（5Ｓを含む）の徹底及びKY・TBM活動等の効果的な取り組み	ｻｰﾍﾞｲ強化の活動、各部ｾﾝﾀｰ独自の認定制度に基づく活動、KY教育等の基本動作の徹底に係る活動の実施	1件以上/課・年	ＫＹ教育及び放射性物質取扱施設においては、サーベイメータの取扱教育を実施	◎保安部(安対課) ○各部・ｾﾝﾀｰ
					現場の実態に応じた従業員への基本動作に係る実務教育・訓練の実施率	100%	（新規）	

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
OHSMS	○双方向のコミュニケーションを推進する。	－	－	4.双方向のコミュニケーションを推進する。＜1＞				
	・経営層や拠点幹部と現場の対話による相互理解の促進	－	－	①経営層や研究所幹部（所長、各部・ｾﾝﾀｰ長等）と現場の対話による相互理解の促進	役員又は所長との安全に関する懇談会等の実施	1件以上/年	（新規）	◎保安部(安対課)
					各部・ｾﾝﾀｰ長等との安全に関する懇談会等の実施	1件以上/部・ｾﾝﾀｰ・年	（新規）	◎保安部(安対課) ○各部･ｾﾝﾀｰ
	・誤りを速やかに報告する文化の醸成	－	－	②不具合や誤りを速やかに報告する文化の醸成	課会、夕会等における職場内ﾘｽｸ(通報連絡、不具合、保安検査等)の情報共有の実施率	100%	（新規）	
					双方向コミュニケーション等に関する講演会等の実施	１回/年	（新規）	◎保安部(安対課)
	○ 健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。	－	－	5.健康管理の充実と労働衛生活動に積極的に取り組む。＜1＞				
	・心身両面にわたる健康管理の推進	－	－	① 心身両面にわたる健康管理の推進	法定健康診断の受診率	100%	各種法定健康診断 100%実施	◎管理部（労務課）
					健康管理に関する行事の開催	1回以上/年	産業医によるメンタルヘルスに関する講演会（13回）を実施及びウォーキングキャンペーンを実施（2回）	◎管理部（労務課）
					各部センターにおける健康管理に関する活動（上記の行事への参加も含む）の実施	1件以上/課・年		○各部･ｾﾝﾀｰ
	・過重労働による健康障害の防止対策の徹底	－	－	②過重労働による健康障害の防止対策の徹底	管理職等による勤務時間外労働の適正な管理の実施率	100%	時間外実績表や服務管理システムを用い、毎日の時間外勤務の確認	◎管理部(労務課) ○各部･ｾﾝﾀｰ
					時間外勤務の多い者に対する安全衛生管理規則等に基づく産業医による面談の実施率	100%	産業医による面談を実施	◎管理部(労務課)
	・「快適職場づくり」を目指した活動の推進	－	－	③きれいでさわやかな職場環境の維持・向上	事務所や居室の環境美化等の実施又は現場作業における快適な作業環境づくり（作業にあった採光や騒音の削減、ゆとりある作業スペースの確保等）の実施件数	1件以上/課・年	各部・センターとも、職場環境の整備や環境美化活動を実施	◎保安部(安対課) ○各部･ｾﾝﾀｰ

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
OHSMS				気がかりなリスクの改善				
	—	—	—	①試薬調整作業時の試薬の飛散防止	改善終了時期	H22年3月	（新規）	○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ
				②トリチウム捕集（装置の稼動）時のガラス器具の爆発破損及び飛散防止	改善終了時期	H22年3月	（新規）	○放管部
				③ブーツ交換作業(ポールソケットの取外し)時における顎の打撲、骨折防止	改善終了時期	H22年3月	（新規）	○再処理ｾﾝﾀｰ
				④Ｕ・Ｐｕ溶液濃縮・転換作業時の外部被ばく防止	改善終了時期	H22年3月	（新規）	○サイクル部
				⑤重量物（事務器・備品、廃棄物等）運搬作業でのトラックへの積み降ろし時の挟まれ、切傷、腰痛防止	改善終了時期	H22年3月	（新規）	○環技部
EMS	＜環境基本方針＞ 1.我が国の将来のエネルギーの安定供給、資源の有効利用及び環境負荷の低減・環境汚染の予防などの地球環境の保全を図るため、原子力の総合的研究開発の業務を推進します。	放射性廃棄物発生量の低減	1 2	低レベル放射性固体廃棄物発生量の低減　〈1〉〈2〉	低レベル放射性廃棄物の発生量	発生量目標以下	〈平成20年12月末現在〉 各部署ともに目標を下回る発生量で管理された。	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ
		放射性物質放出(気体及び液体)の適正管理	—	気体放出の適正管理〈1〉	管理基準値	管理基準値未満	各部署とも管理基準値未満で管理された。	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ
			-	液体放出の適正管理〈1〉	管理基準値	管理基準値未満	各部署とも管理基準値未満で管理された。	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
EMS	2．事業運営に当たっては環境への配慮を優先事項と位置づけ環境保全に関する法令、自治体条例等の要求事項を遵守するとともに、安全確保を図りつつ、省エネルギー、省資源、廃棄物の低減を図り、環境保全の向上に努めます。 3．環境保全に関する情報発信を推進し、国民や地域社会との信頼関係を築くように努めます。	管理区域内使用器材発生量の低減	3	管理器材Ⅰ(不燃)発生の改善策継続実施及び評価<2>	管理器材Ⅰ(不燃)の発生量	発生量目標以下	<平成20年12月末現在> 各部署ともに目標を下回る発生量で管理されている	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ
				省エネルギー・省資源の取り組みを実施する<1>				
		省エネルギー・省資源の推進	9	①ガソリン燃料使用量の低減<1>	各部･センターで低減目標値設定	各部･センターの目標値以下	<平成20年12月末現在> 各部署ともに目標達成に向けた活動啓発を行うとともに、目標値以下で管理されている	○各部･ｾﾝﾀｰ
			12	水使用量の低減　<1>	平成19年度実績比	平成19年度実績以下	目標（平成19年度実績以下）を下回る水使用量で管理されている。	◎工務室 ○各部･ｾﾝﾀｰ
			5	温室効果ガスの排出削減と適正管理　<1><2>	冷凍高圧ガス製造施設（代替フロン等3ガス）の日常点検の実施率	100%	（新規）	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ ○放管部 ○工務室
		一般廃棄物・産業廃棄物の低減	13	一般廃棄物･産業廃棄物のリサイクル及び分別の徹底<1><2>	一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル率	リサイクル率90%以上	リサイクル率90%以上で活動を継続している。 各部･センターでは目標達成に向けての教育、活動状況の確認を行っている。	○各部･ｾﾝﾀｰ
					食堂等から発生する動植物性残渣のリサイクル率	リサイクル率90%以上	<平成20年12月末現在> リサイクル率は100%達成予定	○管理部(労務課)

OHSMS EMS 対象	機構の基本方針、目標（基本方針）	研究所の目的（EMSのみ）	事前検討表No.	研究所の目標内容(*1)（実施方策）	管理尺度	目標値	現状(平成21年3月現在)	担当部署(*2)
EMS		一般廃棄物・産業廃棄物の低減	4	ＰＣＢ廃棄物(高、低濃度）の適正管理<1><2>	適正な保管管理の維持	点検頻度 1回／6ヶ月	（新規）	○サイクル部 ○環技部 ○再処理ｾﾝﾀｰ ○ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ燃料ｾﾝﾀｰ ○放管部 ○工務室
					低濃度PCB廃棄物の濃度測定に向けた技術的課題の整理	取り纏め期限 H22.3 月	（新規）	○環技部

［目標内容欄(*1)］<1>: 機構の安全管理基本方針及び労働安全衛生/環境方針から導かれる項目　<2>：OHSMS（重大なリスク）及びEMS（著しい環境側面）から導かれた項目

［担当部署欄(*2)］　◎: 実施、リード、作業指示する部署　○:実施する部署　⑱:○内数字は年度を表し、その年度以降に「目標リスト」に取上げて実施する部署

This is a blank page.

国際単位系（SI）

表１．SI 基本単位

基本量	SI 基本単位	
	名称	記号
長さ	メートル	m
質量	キログラム	kg
時間	秒	s
電流	アンペア	A
熱力学温度	ケルビン	K
物質量	モル	mol
光度	カンデラ	cd

表２．基本単位を用いて表されるSI組立単位の例

組立量	SI 基本単位	
	名称	記号
面積	平方メートル	m^2
体積	立法メートル	m^3
速さ，速度	メートル毎秒	m/s
加速度	メートル毎秒毎秒	m/s^2
波数	毎メートル	m^{-1}
密度，質量密度	キログラム毎立方メートル	kg/m^3
面積密度	キログラム毎平方メートル	kg/m^2
比体積	立方メートル毎キログラム	m^3/kg
電流密度	アンペア毎平方メートル	A/m^2
磁界の強さ	アンペア毎メートル	A/m
量濃度[a]，濃度	モル毎立方メートル	mol/m^3
質量濃度	キログラム毎立法メートル	kg/m^3
輝度	カンデラ毎平方メートル	cd/m^2
屈折率[b]	（数字の） 1	1
比透磁率[b]	（数字の） 1	1

(a) 量濃度（amount concentration）は臨床化学の分野では物質濃度（substance concentration）ともよばれる。
(b) これらは無次元量あるいは次元１をもつ量であるが、そのことを表す単位記号である数字の１は通常は表記しない。

表３．固有の名称と記号で表されるSI組立単位

組立量	SI 組立単位			
	名称	記号	他のSI単位による表し方	SI基本単位による表し方
平面角	ラジアン[b]	rad	1 [b]	m/m
立体角	ステラジアン[b]	sr[c]	1 [b]	m^2/m^2
周波数	ヘルツ[d]	Hz		s^{-1}
力	ニュートン	N		$m\ kg\ s^{-2}$
圧力，応力	パスカル	Pa	N/m^2	$m^{-1}\ kg\ s^{-2}$
エネルギー，仕事，熱量	ジュール	J	N m	$m^2\ kg\ s^{-2}$
仕事率，工率，放射束	ワット	W	J/s	$m^2\ kg\ s^{-3}$
電荷，電気量	クーロン	C		s A
電位差（電圧），起電力	ボルト	V	W/A	$m^2\ kg\ s^{-3}\ A^{-1}$
静電容量	ファラド	F	C/V	$m^{-2}\ kg^{-1}\ s^4\ A^2$
電気抵抗	オーム	Ω	V/A	$m^2\ kg\ s^{-3}\ A^{-2}$
コンダクタンス	ジーメンス	S	A/V	$m^{-2}\ kg^{-1}\ s^3\ A^2$
磁束	ウエーバ	Wb	Vs	$m^2\ kg\ s^{-2}\ A^{-1}$
磁束密度	テスラ	T	Wb/m^2	$kg\ s^{-2}\ A^{-1}$
インダクタンス	ヘンリー	H	Wb/A	$m^2\ kg\ s^{-2}\ A^{-2}$
セルシウス温度	セルシウス度[e]	℃		K
光束	ルーメン	lm	cd sr[c]	cd
照度	ルクス	lx	lm/m^2	$m^{-2}\ cd$
放射性核種の放射能[f]	ベクレル[d]	Bq		s^{-1}
吸収線量, 比エネルギー分与, カーマ	グレイ	Gy	J/kg	$m^2\ s^{-2}$
線量当量, 周辺線量当量, 方向性線量当量, 個人線量当量	シーベルト[g]	Sv	J/kg	$m^2\ s^{-2}$
酸素活性	カタール	kat		$s^{-1}\ mol$

(a)SI接頭語は固有の名称と記号を持つ組立単位と組み合わせても使用できる。しかし接頭語を付した単位はもはやコヒーレントではない。
(b)ラジアンとステラジアンは数字の１に対する単位の特別な名称で、量についての情報をつたえるために使われる。実際には、使用する時には記号rad及びsrが用いられるが、習慣として組立単位としての記号である数字の１は明示されない。
(c)測光学ではステラジアンという名称と記号srを単位の表し方の中に、そのまま維持している。
(d)ヘルツは周期現象についてのみ、ベクレルは放射性核種の統計的過程についてのみ使用される。
(e)セルシウス度はケルビンの特別な名称で、セルシウス温度を表すために使用される。セルシウス度とケルビンの単位の大きさは同一である。したがって、温度差や温度間隔を表す数値はどちらの単位で表しても同じである。
(f)放射性核種の放射能（activity referred to a radionuclide）は、しばしば誤った用語で"radioactivity"と記される。
(g)単位シーベルト（PV,2002,70,205）についてはCIPM勧告2（CI-2002）を参照。

表４．単位の中に固有の名称と記号を含むSI組立単位の例

組立量	SI 組立単位		
	名称	記号	SI 基本単位による表し方
粘度	パスカル秒	Pa s	$m^{-1}\ kg\ s^{-1}$
力のモーメント	ニュートンメートル	N m	$m^2\ kg\ s^{-2}$
表面張力	ニュートン毎メートル	N/m	$kg\ s^{-2}$
角速度	ラジアン毎秒	rad/s	$m\ m^{-1}\ s^{-1}=s^{-1}$
角加速度	ラジアン毎秒毎秒	rad/s^2	$m\ m^{-1}\ s^{-2}=s^{-2}$
熱流密度，放射照度	ワット毎平方メートル	W/m^2	$kg\ s^{-3}$
熱容量，エントロピー	ジュール毎ケルビン	J/K	$m^2\ kg\ s^{-2}\ K^{-1}$
比熱容量，比エントロピー	ジュール毎キログラム毎ケルビン	J/(kg K)	$m^2\ s^{-2}\ K^{-1}$
比エネルギー	ジュール毎キログラム	J/kg	$m^2\ s^{-2}$
熱伝導率	ワット毎メートル毎ケルビン	W/(m K)	$m\ kg\ s^{-3}\ K^{-1}$
体積エネルギー	ジュール毎立方メートル	J/m^3	$m^{-1}\ kg\ s^{-2}$
電界の強さ	ボルト毎メートル	V/m	$m\ kg\ s^{-3}\ A^{-1}$
電荷密度	クーロン毎立方メートル	C/m^3	$m^{-3}\ sA$
表面電荷	クーロン毎平方メートル	C/m^2	$m^{-2}\ sA$
電束密度，電気変位	クーロン毎平方メートル	C/m^2	$m^{-2}\ sA$
誘電率	ファラド毎メートル	F/m	$m^{-3}\ kg^{-1}\ s^4\ A^2$
透磁率	ヘンリー毎メートル	H/m	$m\ kg\ s^{-2}\ A^{-2}$
モルエネルギー	ジュール毎モル	J/mol	$m^2\ kg\ s^{-2}\ mol^{-1}$
モルエントロピー, モル熱容量	ジュール毎モル毎ケルビン	J/(mol K)	$m^2\ kg\ s^{-2}\ K^{-1}\ mol^{-1}$
照射線量（X線及びγ線）	クーロン毎キログラム	C/kg	$kg^{-1}\ sA$
吸収線量率	グレイ毎秒	Gy/s	$m^2\ s^{-3}$
放射強度	ワット毎ステラジアン	W/sr	$m^4\ m^{-2}\ kg\ s^{-3}=m^2\ kg\ s^{-3}$
放射輝度	ワット毎平方メートル毎ステラジアン	$W/(m^2\ sr)$	$m^2\ m^{-2}\ kg\ s^{-3}=kg\ s^{-3}$
酵素活性濃度	カタール毎立方メートル	kat/m^3	$m^{-3}\ s^{-1}\ mol$

表５．SI 接頭語

乗数	接頭語	記号	乗数	接頭語	記号
10^{24}	ヨタ	Y	10^{-1}	デシ	d
10^{21}	ゼタ	Z	10^{-2}	センチ	c
10^{18}	エクサ	E	10^{-3}	ミリ	m
10^{15}	ペタ	P	10^{-6}	マイクロ	μ
10^{12}	テラ	T	10^{-9}	ナノ	n
10^{9}	ギガ	G	10^{-12}	ピコ	p
10^{6}	メガ	M	10^{-15}	フェムト	f
10^{3}	キロ	k	10^{-18}	アト	a
10^{2}	ヘクト	h	10^{-21}	ゼプト	z
10^{1}	デカ	da	10^{-24}	ヨクト	y

表６．SIに属さないが、SIと併用される単位

名称	記号	SI 単位による値
分	min	1 min=60s
時	h	1h =60 min=3600 s
日	d	1 d=24 h=86 400 s
度	°	1°=(π/180) rad
分	’	1’=(1/60)°=(π/10800) rad
秒	”	1”=(1/60)’=(π/648000) rad
ヘクタール	ha	$1ha=1hm^2=10^4m^2$
リットル	L, l	$1L=1l=1dm^3=10^3cm^3=10^{-3}m^3$
トン	t	$1t=10^3$ kg

表７．SIに属さないが、SIと併用される単位で、SI単位で表される数値が実験的に得られるもの

名称	記号	SI 単位で表される数値
電子ボルト	eV	$1eV=1.602\ 176\ 53(14)\times10^{-19}J$
ダルトン	Da	$1Da=1.660\ 538\ 86(28)\times10^{-27}kg$
統一原子質量単位	u	1u=1 Da
天文単位	ua	$1ua=1.495\ 978\ 706\ 91(6)\times10^{11}m$

表８．SIに属さないが、SIと併用されるその他の単位

名称	記号	SI 単位で表される数値
バール	bar	$1\ bar=0.1MPa=100kPa=10^5Pa$
水銀柱ミリメートル	mmHg	1mmHg=133.322Pa
オングストローム	Å	$1\ Å=0.1nm=100pm=10^{-10}m$
海里	M	1 M=1852m
バーン	b	$1\ b=100fm^2=(10^{-12}cm)2=10^{-28}m^2$
ノット	kn	1 kn=(1852/3600)m/s
ネーパ	Np	SI単位との数値的な関係は、対数量の定義に依存。
ベル	B	
デジベル	dB	

表９．固有の名称をもつCGS組立単位

名称	記号	SI 単位で表される数値
エルグ	erg	$1\ erg=10^{-7}\ J$
ダイン	dyn	$1\ dyn=10^{-5}N$
ポアズ	P	$1\ P=1\ dyn\ s\ cm^{-2}=0.1Pa\ s$
ストークス	St	$1\ St\ =1cm^2\ s^{-1}=10^{-4}m^2\ s^{-1}$
スチルブ	sb	$1\ sb\ =1cd\ cm^{-2}=10^4cd\ m^{-2}$
フォト	ph	$1\ ph=1cd\ sr\ cm^{-2}\ 10^4lx$
ガル	Gal	$1\ Gal\ =1cm\ s^{-2}=10^{-2}ms^{-2}$
マクスウェル	Mx	$1\ Mx = 1G\ cm^2=10^{-8}Wb$
ガウス	G	$1\ G\ =1Mx\ cm^{-2}\ =10^{-4}T$
エルステッド[c]	Oe	$1\ Oe \triangleq (10^3/4\pi)A\ m^{-1}$

(c) ３元系のCGS単位系とSIでは直接比較できないため、等号「 ≙ 」は対応関係を示すものである。

表10．SIに属さないその他の単位の例

名称	記号	SI 単位で表される数値
キュリー	Ci	$1\ Ci=3.7\times10^{10}Bq$
レントゲン	R	$1\ R = 2.58\times10^{-4}C/kg$
ラド	rad	$1\ rad=1cGy=10^{-2}Gy$
レム	rem	$1\ rem=1\ cSv=10^{-2}Sv$
ガンマ	γ	1 γ =1 nT=10-9T
フェルミ		1フェルミ=1 fm=10-15m
メートル系カラット		1メートル系カラット = 200 mg = 2×10-4kg
トル	Torr	1 Torr = (101 325/760) Pa
標準大気圧	atm	1 atm = 101 325 Pa
カロリー	cal	1cal=4.1858J（「15℃」カロリー），4.1868J（「IT」カロリー）4.184J（「熱化学」カロリー）
ミクロン	μ	1 μ =1μm=10^{-6}m

（第8版，2006年改訂）

この印刷物は再生紙を使用しています